Databook of International Labour Statistics 2012

データブック 国際労働比較 2012

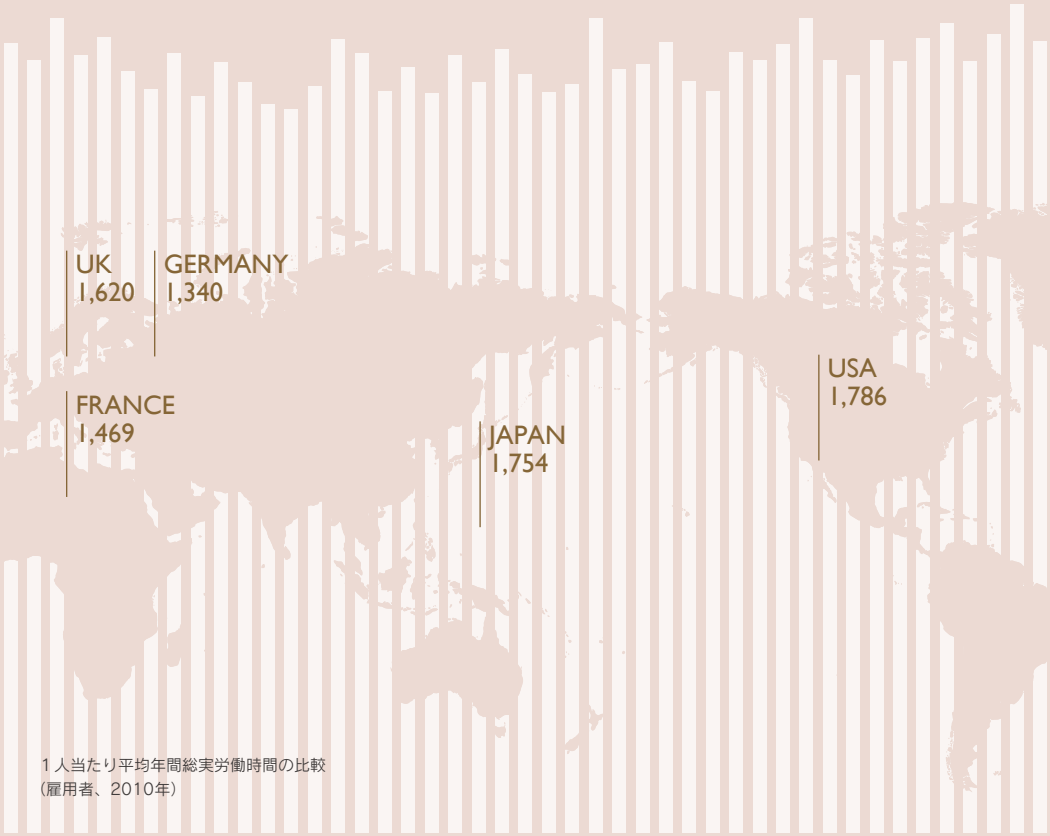

1人当たり平均年間総実労働時間の比較
（雇用者、2010年）

独立行政法人　労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

●データブック●

国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2012

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

はしがき

2011年、日本経済は東日本大震災により大きな打撃を受けました。この復興の道のりは歴史に深く刻まれることになるでしょう。一方世界に目を転じると、リーマンショック後の大幅に落ち込んだ状態から、多くの国が緩やかな回復基調に転じたものの、世界経済はまた新たな問題に直面しました。ギリシャ信用不安に端を発するユーロ危機など、世界経済におけるリスク要因は解決されることなく先行きの不透明感を強めているようにも見えます。

さらに、いくつかの先進諸国においてはプラス成長を続けながらも失業率の大きな改善はみられないなど、かつてのように景気回復が雇用情勢の改善にダイレクトに繋がりにくくなっています。特に若年者の就労環境は多くの国で厳しさを増しています。一方で、高齢化は先進国を中心に確実に進行しており、近い将来の労働力不足が懸念されています。こうした中で非正規雇用が世界中で増加傾向にあり、格差拡大など新たな課題を生じさせています。

こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえた本書は、ますます政策課題の共通化が進展している労働問題、雇用問題における日本と諸外国の実態について、分かりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年に1度刊行し、すでに10余年を経ました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）など国際機関を中心とした努力が続けられ、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能なように一段と整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努めていますが、まだ不十分な点があろうかと思います。今後とも一層の改善に努めてまいりますので、利用者の皆様からご意見、ご批判をいただければ幸甚に存じます。

本書が日本の労働問題、労働政策に関する理解の一助となれば幸いです。

平成24年3月

独立行政法人　労働政策研究・研修機構
労働政策研究所長　　浅尾　裕

凡　例

1. 数値は，単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数値と内訳を足し上げたものとが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は，以下の通り。

　　0.0　　表記単位（この場合は，小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
　　－　　該当数値がないことを示す。
（ブランク）数値が不詳，不明であることを示す。
　　｜　　調査内容や定義の変更等による，前後数値の非接続を示す。

3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は，「資料出所」として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には，データをダウンロードした時期を記載した。なお，統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
4. 対象国は，原則として欧米主要国，東アジア等の主な国及び地域としている。
5. 表頭および表側のアルファベットは，下記の国・地域名の略号である。

AUT	Austria	AUS	Australia	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg	MEX	Mexico
MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway	NZL	New Zealand
PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal	RUS	Russian Federation
SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand	TUR	Turkey
TWN	Taiwan	USA	United States	fWG	former West Germany		

6. 出所がOECDの場合，他に注がない場合は以下の国々を指す。（*印はユーロ圏）

（EU-15）　オーストリア*，ベルギー*，デンマーク，フィンランド*，フランス*，ドイツ*，ギリシャ*，アイルランド*，イタリア*，ルクセンブルク*，オランダ*，ポルトガル*，スペイン*，スウェーデン，イギリス

（EU-21）　EU-15に以下6か国を加えたもの。
チェコ，ハンガリー，ポーランド，スロバキア，スロベニア*，エストニア*

（OECD諸国）　EU-21に以下を加えたもの。（2012年1月現在，34か国）
カナダ，アイスランド，ノルウェー，スイス，トルコ，アメリカ，日本，オーストラリア，ニュージーランド，メキシコ，韓国，チリ，イスラエル

目　　次

1. 経済・経営

1－1	一人当たりの国民所得	21
1－2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1－3	物価水準（GDPベース）	23
1－4	労働生産性水準（GDPベース）	24
第1－1表	名目国内総生産	25
第1－2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1－3表	一人当たりの国民所得	27
第1－4表	雇用者報酬	28
第1－5表	経済活動別国内総生産	29
第1－6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1－7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1－8表	国民貯蓄率	33
第1－9表	鉱工業生産指数	34
第1－10表	海外生産比率（製造業）	34
第1－11表	経常収支・貿易収支	35
第1－12表	対内直接投資額（フロー）	36
第1－13表	対外直接投資額（フロー）	37
第1－14表	為替レート	38
第1－15表	生産者物価指数	39
第1－16表	消費者物価指数	40
第1－17表	購買力平価	41
第1－18表	物価水準（GDPベース）	41
第1－19表	購買力平価及び内外価格差	42
第1－20表	労働生産性水準	43
第1－21表	労働分配率	44
第1－22表	時間当たり労働生産性上昇率（製造業）	44
第1－23表	単位労働費用（製造業）	45

2. 人口・労働力人口

2－1	世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）	49
2－2	人口増加率	50
2－3	老年人口比率（65歳以上人口）	51

2－4	65歳以上男性の労働力率	52
2－5	年齢階級別女性労働力率	53
2－6	就業率	54
第2－1表	総人口	55
	（参考表）日本の将来推計人口	55
第2－2表	人口増加率	56
第2－3表	若年人口（15歳未満人口）	57
第2－4表	生産年齢人口（15～64歳人口）	58
第2－5表	老年人口（65歳以上人口）	59
第2－6表	性別・年齢階級別人口構成	60
第2－7表	出生率・死亡率	63
第2－8表	平均寿命	64
	（参考表）完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	64
第2－9表	合計特殊出生率	65
第2－10表	労働力人口	66
第2－11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	67
第2－12表	就業率（15～64歳）	76
第2－13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	78
第2－14表	外国人人口（ストック）	82
第2－15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）	83
第2－16表	外国人労働力人口（ストック）	84

3. 就業構造

3－1	就業者の産業別構成比	87
3－2	就業者の職業別構成比	88
3－3	就業者に占める女性の割合	89
3－4	就業者の従業上の地位別構成比	90
3－5	就業者に占める短時間労働者の割合	91
第3－1表	産業別就業者数	92
第3－2表	就業者の産業別構成比	97
第3－3表	産業別雇用者数	98
第3－4表	性別・職業別就業者数	103
第3－5表	就業者の職業別構成比	111
第3－6表	従業上の地位別就業者数	112
第3－7表	就業者に占める短時間労働者の割合	113
第3－8表	短時間労働者に占める女性の割合	115

第3－9表　テンポラリー労働者の割合 116
第3－10表　性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合 117
第3－11表　労働者に占める派遣労働者の割合 118
第3－12表　従業員の勤続年数 119
第3－13表　青少年（18～24歳）の転職に対する考え方 120
第3－14表　職業生活から引退すべき年齢 121
第3－15表　雇用創出率・雇用消失率 122
第3－16表　公共職業安定業務 123
第3－17表　有料職業紹介 124
第3－18表　労働者派遣事業 125
第3－19表　高齢者の就業促進施策 128
第3－20表　年齢に関する法制度等（定年等関係） 131

4. 失業・失業保険・雇用調整

4－1　ILO定義失業率 135
4－2　失業率（各国公表値） 136
4－3　長期失業者の割合 137
第4－1表　調整失業率 138
第4－2表　失業率（各国公表値） 139
第4－3表　年齢階級別失業者数・構成比 140
第4－4表　年齢階級別失業率 143
第4－5表　長期失業者の割合 144
第4－6表　失業期間別構成比 145
第4－7表　失業者の定義 146
第4－8表　失業保険制度 148
（参考表）補足的な失業扶助制度 152
第4－9表　失業保険給付受給者数 154
第4－10表　雇用調整速度 155
第4－11表　解雇法制 156

5. 賃金・労働費用

5－1　時間当たり賃金（製造業） 161
5－2　労働費用（製造業、為替レート換算） 162
5－3　年齢階級別賃金格差（製造業） 163
5－4　勤続年数別賃金格差（製造業） 164
第5－1表　時間当たり賃金（製造業） 165

第5－2表　賃金（製造業）…… 166
第5－3表　産業別賃金…… 168
第5－4表　時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）…… 169
第5－5表　フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準…… 169
第5－6表　労働費用（製造業）…… 170
第5－7表　労働費用でみた国際競争力（製造業）…… 171
第5－8表　労働費用費目別構成（製造業）…… 171
第5－9表　生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）…… 172
第5－10表　男女間賃金・勤続年数格差…… 173
第5－11表　フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差…… 173
第5－12表　年齢階級別賃金格差（製造業）…… 174
第5－13表　勤続年数別賃金格差（製造業）…… 175
第5－14表　規模間賃金格差（産業計）…… 176
第5－15表　所得のジニ係数…… 176
第5－16表　五分位階級所得割合…… 177
第5－17表　相対的貧困率…… 177
（参考表）日本の相対的貧困率…… 177
第5－18表　最低賃金制度…… 178
第5－19表　最低賃金額の推移…… 184

6. 労働時間・労働時間制度

6－1　一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）…… 187
6－2　年間休日数…… 188
第6－1表　一人当たり平均年間総実労働時間…… 189
第6－2表　週労働時間（製造業）…… 191
第6－3表　長時間労働者の割合…… 192
第6－4表　年間休日数…… 193
第6－5表　法定祝日…… 194
第6－6表　労働時間制度…… 195

7. 労働組合・労使関係・労働災害

7－1　労働組合組織率の推移…… 205
7－2　労働損失日数…… 206
第7－1表　労働組合員数・組織率（各国公式統計）…… 207
第7－2表　労働組合組織率（ILOデータベース）…… 208
第7－3表　労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数…… 209

第7－4表　労災被災者数・労働損失日数 …… 211
第7－5表　労働災害の度数率 …… 213

8. 教育・職業能力開発

8－1　高等教育機関への進学率 …… 217
第8－1－1表　高等教育機関への進学率：日本 …… 219
第8－1－2表　高等教育機関への進学率：アメリカ …… 219
第8－1－3表　高等教育機関への進学率：イギリス …… 220
第8－1－4表　高等教育機関への進学率：ドイツ …… 221
第8－1－5表　高等教育機関への進学率：フランス …… 221
第8－1－6表　高等教育機関への進学率：韓国 …… 222
第8－2－1表　日本の学校系統図 …… 222
第8－2－2表　アメリカの学校系統図 …… 223
第8－2－3表　イギリスの学校系統図 …… 224
第8－2－4表　ドイツの学校系統図 …… 225
第8－2－5表　フランスの学校系統図 …… 226
第8－2－6表　ロシアの学校系統図 …… 227
第8－2－7表　中国の学校系統図 …… 228
第8－2－8表　韓国の学校系統図 …… 229
第8－3表　仕事に関連した非公式教育訓練の受講率 …… 230
第8－4表　若年のキャリア形成及び就職支援 …… 231
第8－5表　困難な状況にある若者に対する施策 …… 238

9. 勤労者生活・福祉

9－1　家計消費支出の構成 …… 243
第9－1表　家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成 …… 244
第9－2－1表　国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出 …… 245
第9－2－2表　国内家計最終消費支出の構成比 …… 246
第9－3－1表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本） …… 247
第9－3－2表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯） …… 248
第9－3－3表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯） …… 249
第9－3－4表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯） …… 250
第9－4表　家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額 …… 251
第9－5表　十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった回答者の割合 …… 251
第9－6表　公的社会支出（対GDP比）及びその内訳 …… 252

第9－7表　社会保障給付（対国民所得比）…… 253
第9－8表　国民負担率（対国民所得比）…… 253
第9－9表　GDPに占める労働市場政策への支出…… 254
第9－10表　公的年金等制度…… 255
第9－11表　企業年金等制度…… 257
第9－12表　社会保険料率の労使負担割合…… 259
第9－13表　公的扶助制度…… 260
第9－14表　育児休業制度…… 262
第9－15表　育児に対する経済的支援（児童手当等）…… 265
第9－16表　保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置…… 267
第9－17表　障害者雇用対策…… 268
第9－18表　一日当たり生活時間配分（有業者、男女別）…… 270
第9－19表　生活・社会・文化水準…… 271
第9－20－1表　生活時間（正規雇用者）…… 272
第9－20－2表　生活時間（非正規雇用者）…… 273
第9－20－3表　生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）…… 274
第9－21表　女性の社会参加に関する指標（GEM値）…… 275

参考

労働統計のホームページアドレス…… 279

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	National income per capita	27
Table 1-4	Compensation of employees	28
Table 1-5	GDP by economic activity	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices	34
Table 1-10	Overseas production ratio, manufacturing	34
Table 1-11	Current account and trade balance	35
Table 1-12	FDI Inward flows	36
Table 1-13	FDI Outward flows	37
Table 1-14	Exchange rates	38
Table 1-15	Producer price indices	39
Table 1-16	Consumer price indices	40
Table 1-17	Purchasing power parities (PPPs)	41
Table 1-18	Comparative price levels	41
Table 1-19	Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels	42
Table 1-20	Labour productivity levels	43
Table 1-21	Labour share	44
Table 1-22	Average annual labour productivity growth rates, manufacturing	44
Table 1-23	Unit labour cost, manufacturing	45

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
	Reference table: Population prospects of Japan	55
Table 2-2	Population growth rates	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	57
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	59
Table 2-6	Population by sex and age group	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	64
	Reference table: Japan's average life expectancy	64

Table 2-9 Total fertility rates 65
Table 2-10 Labour force 66
Table 2-11 Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group 67
Table 2-12 Employment/population ratios, 15-64 years old 76
Table 2-13 Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group 78
Table 2-14 Stock of foreign population 82
Table 2-15 Inflow of foreign workers 83
Table 2-16 Stock of foreign labour force 84

3. Employment Structure

Table 3-1 Total employment by economic activity 92
Table 3-2 Sectoral composition of employment 97
Table 3-3 Paid employment by economic activity 98
Table 3-4 Total employment by occupation and sex 103
Table 3-5 Occupational composition of employment 111
Table 3-6 Employment by professional status 112
Table 3-7 Part-time employment as a proportion of total employment 113
Table 3-8 Women's share in part-time employment 115
Table 3-9 Temporary employment as a proportion of total employment 116
Table 3-10 Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group 117
Table 3-11 Temporary agency workers as a proportion of total workforce 118
Table 3-12 Length of service of employees by sex and age group 119
Table 3-13 Youth's views on job changes, 18-24 years old 120
Table 3-14 The age one ought to retire from work 121
Table 3-15 Job creation rates, job destruction rates 122
Table 3-16 Public employment security services 123
Table 3-17 Fee-charging employment services 124
Table 3-18 Temporary employment agency services 125
Table 3-19 Measures to promote the employment for older persons 128
Table 3-20 Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age 131

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1 Harmonised unemployment rates ····· 138
Table 4-2 Unemployment rates (officially published national sources) ····· 139
Table 4-3 Unemployment by age group ····· 140
Table 4-4 Unemployment rates by age group ····· 143
Table 4-5 Incidence of long-term unemployment among total unemployment ····· 144
Table 4-6 Incidence of unemployment by duration ····· 145
Table 4-7 Definitions of unemployed ····· 146
Table 4-8 Unemployment insurance schemes ····· 148
Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes 152
Table 4-9 Number of persons receiving unemployment benefit ····· 154
Table 4-10 Employment adjustment speed ····· 155
Table 4-11 Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal ····· 156

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1 Hourly wages, manufacturing ····· 165
Table 5-2 Wages, manufacturing ····· 166
Table 5-3 Wages by economic activity ····· 168
Table 5-4 Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing ····· 169
Table 5-5 Earnings gap between full-time and part-time workers ····· 169
Table 5-6 Labour costs, manufacturing ····· 170
Table 5-7 Competitive positions: relative unit labour costs, manufacturing ····· 171
Table 5-8 Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing ·· 171
Table 5-9 Hourly labour costs for production workers, manufacturing ····· 172
Table 5-10 Gender wage and job tenure gap ····· 173
Table 5-11 Gender wage gap in median earnings of full-time employees ····· 173
Table 5-12 Wage gap by age group, manufacturing ····· 174
Table 5-13 Wage gap by length of service, manufacturing ····· 175
Table 5-14 Wage gap by establishment size in all industries ····· 176
Table 5-15 Gini coefficients of income inequality ····· 176
Table 5-16 Income share by quintiles ····· 177
Table 5-17 Percentage of people with an income below 50% of median income ·· 177
Reference table: Japan's relative poverty rates ····· 177
Table 5-18 Minimum wage-fixing mechanisms ····· 178
Table 5-19 Changes in the minimum wage ····· 184

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1 Average annual hours actually worked per person in employment ····· 189
Table 6-2 Hours of work per week, manufacturing ····· 191
Table 6-3 Proportion of workers working long hours by gender ····· 192
Table 6-4 Number of annual holidays ····· 193
Table 6-5 Legal holidays ····· 194
Table 6-6 Working-time arrangements ····· 195

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1 Trade union membership and density rates (national official statistics) ·· 207
Table 7-2 Union density rates according to the ILO Union Database ····· 208
Table 7-3 Number of labour disputes, workers involved and days not worked ···· 209
Table 7-4 Number of workers injured due to occupational accidents and days lost ····· 211
Table 7-5 Incidence rates of occupational accidents ····· 213

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1-1 Enrollment rates in higher education, Japan ····· 219
Table 8-1-2 Enrollment rates in higher education, USA ····· 219
Table 8-1-3 Enrollment rates in higher education, UK ····· 220
Table 8-1-4 Enrollment rates in higher education, Germany ····· 221
Table 8-1-5 Enrollment rates in higher education, France ····· 221
Table 8-1-6 Enrollment rates in higher education, Republic of Korea ····· 222
Table 8-2-1 School system, Japan ····· 222
Table 8-2-2 School system, USA ····· 223
Table 8-2-3 School system, UK ····· 224
Table 8-2-4 School system, Germany ····· 225
Table 8-2-5 School system, France ····· 226
Table 8-2-6 School system, Russian Federation ····· 227
Table 8-2-7 School system, China ····· 228
Table 8-2-8 School system, Republic of Korea ····· 229
Table 8-3 Participation rates in non-formal job-related education and training ···· 230
Table 8-4 Career development and job-search assistance for youth ····· 231
Table 8-5 Measures to tackle the youth employment challenges ····· 238

9. Worklife and Welfare

Table 9-1 Composition of households and NPISH, resources side/uses side ····· 244
Table 9-2-1 Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose ····· 245
Table 9-2-2 Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose ····· 246
Table 9-3-1 Household income and expenditure by age of household reference person (Japan) ····· 247
Table 9-3-2 Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households) ····· 248
Table 9-3-3 Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households) ····· 249
Table 9-3-4 Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households) ····· 250
Table 9-4 Financial assets of households and NPISHs ····· 251
Table 9-5 Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes ····· 251
Table 9-6 Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP ····· 252
Table 9-7 Social security benefits as a percentage of national income ····· 253
Table 9-8 Tax and social security burden as a percentage of national income ··· 253
Table 9-9 Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP ····· 254
Table 9-10 Public pension schemes ····· 255
Table 9-11 Corporate pension schemes ····· 257
Table 9-12 Employer-employee social insurance contribution rates ····· 259
Table 9-13 Public assistance systems ····· 260
Table 9-14 Childcare leave schemes ····· 262
Table 9-15 Financial support for childcare, including child benefits ····· 265
Table 9-16 Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children) ····· 267
Table 9-17 Employment measures for the disabled ····· 268
Table 9-18 Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex ····· 270
Table 9-19 Indicators of national power and social infrastructure ····· 271
Table 9-20-1 Workday/Holiday time use (regular employees) ····· 272
Table 9-20-2 Workday/Holiday time use (non-regular employees) ····· 273
Table 9-20-3 Workday/Holiday time use (employees) ····· 274
Table 9-21 Gender Empowerment Measure ····· 275

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては，以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は，国によって統計上の定義，調査方法が異なるため，当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると，諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが，日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため，これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか，特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また，諸外国では，実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため，諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので，これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合，財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合，各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば，財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は，各国の労働者の年齢構成や教育水準，産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は，極力調整して比較しているが，いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は，単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて，①政府による法的な規制，②法的な規制ではないが，個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され，社会の中で定着し存続している行動様式，すなわち，慣行――とがある。

両者は，統計数字に影響を与える場合がある。前者については，最低賃金制度を例にとると，国によって最低賃金水準が異なれば，統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また，労働時間についても，各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば，景気が拡大した場合，割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して，割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって，景気の拡大期は，アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については，ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるためで，法の強制力がある訳ではない。しかし，例えば，雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには，雇用慣行の違いも影響している。具体的には，アメリカでは解雇が容易なため，不況時には解雇（レイオフ）を行い，景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では，戦後，大企業を中心に，いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され，アメリカと比較して解雇が困難であるため，不況時には人員削減を避け，逆に景気拡大期には雇用増ではなく，残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で，制度の違いは，国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものとみることができる。

制度の違いといった場合，以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合，為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合，浮動性（ボラティリティー）があり，ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方，購買力平価については，OECD等が推計を行っているが，基準年のとり方，どのような財を対象とするか（バスケットの違い），国による財品質の違い――といった問題があり，それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため，唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって，本書において各国間で金額を比較するにあたっては，原則として為替レートを使用している。

1. 経済・経営

Economy and Business

1-1　一人当たりの国民所得

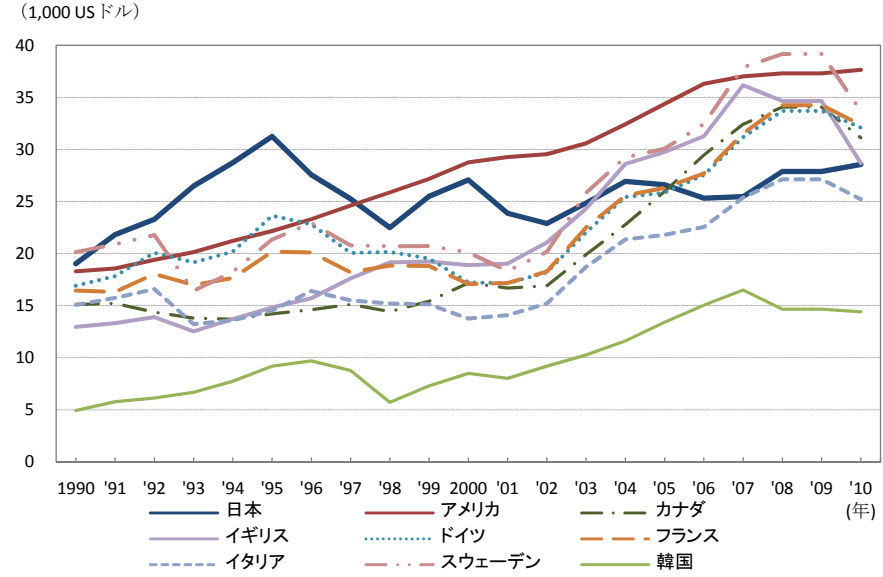

▸▸ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については，「第1-3表　一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

国民所得(要素価格表示)とは，給与等の「雇用者報酬」，利子，配当，賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり，その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。この数値は，国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため，各国の経済成長の伸びだけでなく，対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は，1980年代に主要先進国のなかでは相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと，プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため，ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も，実質成長率が比較的低い水準にとどまったものの，為替レートが円高に推移したことから，ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け，1980年代半ばから1990年代半ばには主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。日本と主要国の実質成長率は，2001年から2005年の平均で，日本-0.2%，アメリカ4.9%，イギリス5.1%，ドイツ1.7%，2006年から2010年の平均で，日本-0.8%，アメリカ2.9%，イギリス3.1%，ドイツ2.2%となっている（「第1-2表　名目・実質国内総生産(GDP)成長率」(p.26)を参照)。為替レートも円安に転じたことなどにより，一人当たりの国民所得は2002年まではアメリカに次ぐ水準で推移したが，その後2003年からはスウェーデン，イギリスを下回り，2005年にはドイツ，フランス，カナダとほぼ同水準となった。さらに2006年以降，G7（先進7か国）の中でイタリアに次ぐ下位の水準に落ち込んだが，最近の円高の中で各国との比較は流動的である。

1-2　経済活動別国内総生産（構成比、2009年）

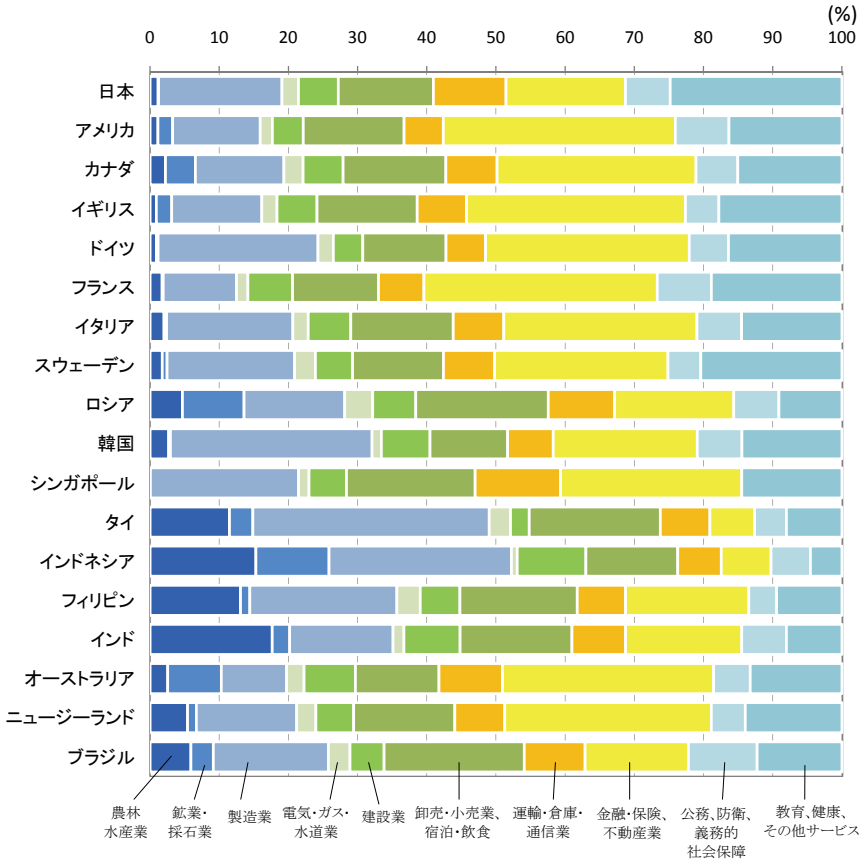

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。
(注) イギリスは2005年，ニュージーランドは2006年度の数値。

グラフは，国内総生産(総付加価値，生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって，各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると，所得の上昇によって，第1次産業から第2次産業，さらに第3次産業へと変化することが知られている(ペティー・クラークの法則)。実際，主要先進国の産業構成は，第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで，主要先進国のうち日本，ドイツ，韓国などは，相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。また，日本は，教育，健康，その他サービスの割合が，先進国のなかでは高い。他方，タイ，インドネシア，フィリピン，インドをみると，農林水産業，製造業の割合が高い。

1-3　物価水準（GDPベース）

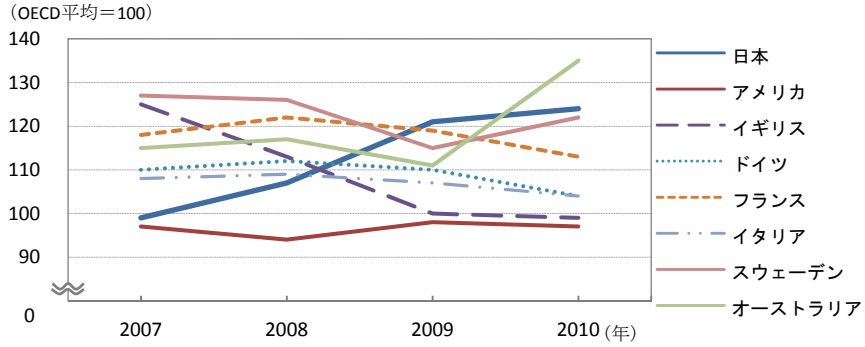

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第1-18表　物価水準（GDPベース）」(p.41)を参照。

各国の物価水準は，ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば，例えば，ハンバーガー1個の値段の違いを見れば，ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば，使用される通貨は同一であり，販売されている商品・サービスも同一なので，容易に地域間の物価水準の比較ができるが，国際比較を行う場合は，各国で使用される通貨が異なることや，商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。そこで，物価水準の国際比較を行う場合には，比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

上のグラフは，OECDが国内総生産(GDP)の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準(GDPベースの物価水準)の国際比較を示したものである。これをみると，我が国の物価水準は，2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い水準にあったが，その後低下傾向で推移した後，2007年に上昇に転じ，2009年にはフランスと並び，2010年にはオーストラリアに次ぐ高水準となっている。

なお，ここで使用した物価水準は，基準時点(2005年)のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは，上述のハンバーガーを例にとると，ハンバーガー1個が日本で100円，米国で1ドルの場合，為替レートが1ドル80円であれば，日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと，アメリカに比べて割高であり，1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように，この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり，両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大(小)きくなり，日本の物価は割高(安)となる。この指標を，OECD30か国の平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1-4　労働生産性水準（GDPベース、2008年）

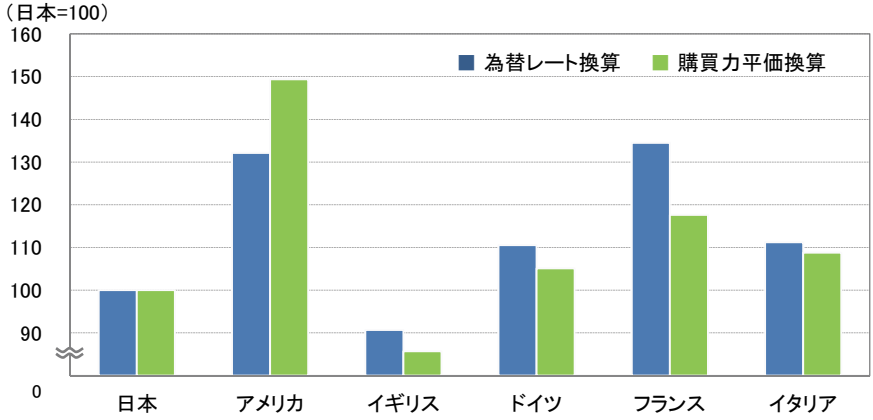

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第1-20表　労働生産性水準」(p.43)を参照。
(注) イギリスは2005年値。

本書で使用した労働生産性は，為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり，上のグラフは，日本を100とした指数を示したものである。

上記6か国中，日本の労働生産性水準はイギリスよりも高いが，アメリカ，フランスなど主要国より低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は，産業構造，就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)，技術水準等に依存する。日本では，一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの，低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお，労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは，一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり，一国の労働生産性は，GDPを労働投入量で除して算出する。ここで，労働投入量を「労働者数」とするか，「労働者数×労働時間」とするか等によって，同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに，サービス業の労働生産性の国際比較においては，サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表　名目国内総生産
Table 1-1: Nominal GDP

国・地域 Country or region		1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010
日本（10億円）	JPN	501,707	509,860	503,903	512,975	501,209	471,139	481,773
アメリカ（10億USドル）	USA	7,359	9,899	12,564	13,962	14,219	13,864	14,447
カナダ（10億カナダドル）	CAN	810	1,077	1,374	1,530	1,603	1,529	1,625
イギリス（10億ポンド）	GBR	733	977	1,254	1,405	1,446	1,395	1,455
ドイツ（10億ユーロ）	DEU	1,849	2,048	2,224	2,429	2,474	2,375	2,477
フランス（10億ユーロ）	FRA	1,196	1,440	1,718	1,887	1,933	1,889	1,933
イタリア（10億ユーロ）	ITA	952	1,198	1,436	1,554	1,575	1,527	1,556
スウェーデン（10億クローナ）	SWE	1,810	2,265	2,769	3,126	3,204	3,094	3,305
ユーロ圏（10億ユーロ）[1]	EUR	5,572	6,784	8,146	9,035	9,249	8,941	9,176
ロシア（10億ルーブル）[2]	RUS	*1,427	*7,298	21,610	33,248	41,277	38,786	44,939
中国（10億元）	CHN	6,079	9,921	18,494	26,581	31,405	34,051	*39,798
香港（10億香港ドル）	HKG	1,116	1,318	1,383	1,616	1,677	1,622	1,744
韓国（1兆ウォン）	KOR	410	603	865	975	1,026	1,065	1,173
シンガポール（10億SGPドル）	SGP	119	163	209	267	268	267	304
マレーシア（10億リンギット）	MYS	222	356	522	642	742	680	766
タイ（10億バーツ）	THA	4,186	4,923	7,103	8,530	9,075	9,042	10,105
インドネシア（1兆ルピア）	IDN	455	1,390	2,774	3,951	4,949	5,604	6,423
フィリピン（10億ペソ）	PHL	1,906	3,355	5,444	6,649	7,409	7,679	8,513
インド（10億ルピー）	IND	11,918	21,023	36,925	49,864	55,826	65,503	78,756
オーストラリア（10億AUSドル）	AUS	532	709	1,001	1,186	1,255	1,285	*1,387
ニュージーランド（10億NZドル）	NZL	95	118	161	182	186	188	*197
ブラジル（10億レアル）	BRA	706	1,179	2,147	2,661	3,032	3,185	3,675
（USドル換算/in U.S. dollars）						（10億USドル/billion U.S. dollars）		
日本	JPN	5,334	4,731	4,572	4,356	4,849	5,035	5,488
アメリカ	USA	7,359	9,899	12,564	13,962	14,219	13,864	14,447
カナダ	CAN	591	725	1,134	1,424	1,503	1,338	1,577
イギリス	GBR	1,157	1,478	2,280	2,811	2,657	2,173	2,249
ドイツ	DEU	2,523	1,886	2,766	3,324	3,624	3,299	3,280
フランス	FRA	1,572	1,326	2,137	2,582	2,832	2,625	2,560
イタリア	ITA	1,132	1,104	1,786	2,127	2,307	2,121	2,061
スウェーデン	SWE	254	247	371	463	486	404	459
ユーロ圏[1]	EUR	7,288	6,250	10,131	12,366	13,548	12,420	12,153
ロシア[2]	RUS	*313	*259	764	1,300	1,661	1,222	1,480
中国	CHN	728	1,198	2,257	3,494	4,520	4,984	*5,878
香港	HKG	144	169	178	207	215	209	224
韓国	KOR	531	533	845	1,049	931	834	1,014
シンガポール	SGP	84	94	125	177	189	183	223
マレーシア	MYS	89	94	138	187	223	193	238
タイ	THA	168	123	177	247	272	264	319
インドネシア	IDN	202	165	286	432	510	539	707
フィリピン	PHL	74	76	99	144	167	161	189
インド	IND	368	468	837	1,206	1,283	1,353	1,722
オーストラリア	AUS	394	411	765	992	1,053	1,002	*1,272
ニュージーランド	NZL	62	53	113	134	130	117	*142
ブラジル	BRA	769	645	882	1,367	1,653	1,593	2,089

＊…OECD推計値/Estimated value

資料出所　日本：内閣府（2011.12）「平成22年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国，ロシア，中国：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2011年12月現在
その他の国：IMF *International Financial Statistics Online*（http://www.imfstatistics.org/imf/）2011年7月現在

（注）　1）単一通貨（ユーロ）参加国（p.4参照）。2011年1月1日現在，17か国が参加。
2）ロシアの1995年は，1998年に実施されたデノミ後の新ルーブルで換算。

第1-2表　名目・実質国内総生産（GDP）成長率
Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

（%）

国・地域 Country or region		2001～2005	2006～2010	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010年/Year
（名目/nominal）										
日本	JPN	−0.2	−0.8	1.0	0.0	0.6	1.2	−2.3	−6.0	2.3
アメリカ	USA	4.9	2.9	6.4	6.5	6.0	4.9	1.8	−2.5	4.2
カナダ	CAN	5.0	3.5	9.6	6.4	5.6	5.5	4.8	−4.6	6.3
イギリス	GBR	5.1	3.1	5.1	4.2	5.9	5.8	2.9	−3.5	4.3
ドイツ	DEU	1.7	2.2	2.4	1.3	4.0	5.0	1.9	−4.0	4.3
フランス	FRA	3.6	2.4	5.3	3.8	4.7	4.9	2.5	−2.3	2.3
イタリア	ITA	3.7	1.6	5.7	2.8	3.9	4.1	1.3	−3.1	1.9
スウェーデン	SWE	4.1	3.7	5.9	4.1	6.3	6.2	2.5	−3.4	6.8
ユーロ圏[1]	EUR	3.7	2.5	5.3	3.6	5.1	5.5	2.4	−3.3	2.6
ロシア	RUS	24.3	16.4	*51.5	26.9	24.6	23.5	24.2	−6.0	15.9
中国	CHN	13.3	16.7	10.6	15.7	17.0	22.9	18.1	8.4	*16.9
香港	HKG	1.0	4.8	4.0	7.0	6.7	9.5	3.8	−3.3	7.5
韓国	KOR	7.5	6.3	9.9	4.6	5.0	7.3	5.3	3.8	10.1
シンガポール	SGP	5.3	8.0	13.0	9.6	10.6	15.7	0.3	−0.5	13.9
マレーシア	MYS	8.1	8.3	18.5	10.2	10.0	11.8	15.6	−8.4	12.7
タイ	THA	7.6	7.4	6.2	9.2	10.5	8.7	6.4	−0.4	11.8
インドネシア	IDN	14.9	18.4	26.4	20.8	20.4	18.3	25.3	13.2	14.6
フィリピン	PHL	10.2	9.4	12.7	11.8	10.8	10.2	11.4	3.6	10.9
インド	IND	12.0	16.4	7.7	13.9	16.3	16.1	12.0	17.3	20.2
オーストラリア	AUS	7.2	6.8	6.8	8.1	9.0	8.6	5.9	2.3	*7.9
ニュージーランド	NZL	6.4	4.2	5.7	5.6	5.0	8.1	1.8	1.2	*5.0
ブラジル	BRA	12.7	11.4	10.7	10.6	10.4	12.3	13.9	5.1	15.4
（実質/real）[2]										
日本（base year 2000）	JPN	1.2	0.4	2.3	1.3	1.7	2.2	−1.0	−5.5	4.4
アメリカ（2005）	USA	2.4	0.7	4.2	3.1	2.7	1.9	−0.4	−3.5	3.0
カナダ（2002）	CAN	2.5	1.2	5.2	3.0	2.8	2.2	0.7	−2.8	3.2
イギリス（2005）	GBR	2.5	0.4	3.9	2.2	2.8	2.7	−0.1	−4.9	1.4
ドイツ（2000）	DEU	0.6	1.3	3.1	0.7	3.7	3.3	1.1	−5.1	3.7
フランス（2000）	FRA	1.6	0.7	3.7	1.8	2.5	2.3	−0.1	−2.7	1.5
イタリア（2000）	ITA	1.0	−0.2	3.7	0.9	2.2	1.7	−1.2	−5.1	1.5
スウェーデン（2005）	SWE	2.7	1.5	4.5	3.2	4.3	3.3	−0.6	−5.2	5.6
ユーロ圏（2000）[1]	EUR	1.5	0.9	3.8	1.7	3.2	3.0	0.4	−4.2	1.8
ロシア（2003）	RUS	6.1	3.6	*10.0	6.4	8.2	8.5	5.2	−7.9	*4.0
中国（2000）	CHN	9.8	11.2	*8.4	11.3	12.7	14.2	9.6	9.1	*10.3
香港（2008）	HKG	4.2	4.0	8.0	7.1	7.0	6.4	2.3	−2.7	7.0
韓国（2005）	KOR	4.5	3.8	8.8	4.0	5.2	5.1	2.3	0.3	6.2
シンガポール（index:2005＝100）	SGP	4.8	6.5	9.1	7.4	8.7	8.8	1.5	−0.8	14.5
マレーシア（index:2005＝100）	MYS	4.8	4.5	8.9	5.3	5.8	6.5	4.8	−1.6	7.2
タイ（1988）	THA	5.0	3.7	4.8	4.5	5.6	4.9	2.5	−2.3	7.8
インドネシア（2000）	IDN	4.7	5.7	4.9	5.7	5.5	6.3	6.0	4.6	6.1
フィリピン（index:2005＝100）	PHL	9.7	9.7	10.4	10.9	10.5	9.9	12.0	4.0	12.2
インド（index:2005＝100）	IND	7.0	8.4	4.4	9.5	9.6	9.3	6.8	8.0	8.5
オーストラリア（FY'07/'08）	AUS	3.5	2.7	2.1	3.1	3.6	3.8	1.4	2.3	*2.5
ニュージーランド（FY'95/'96）	NZL	3.8	1.4	2.5	3.2	2.2	2.9	−1.1	0.8	*2.3
ブラジル（index:2005＝100）	BRA	2.8	4.4	4.3	3.2	4.0	6.1	5.2	−0.6	7.5

＊…OECD推計値/Estimated value

資料出所　日本：内閣府（2011.12）「平成22年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国，ロシア，中国：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2011年12月現在
その他の国，為替レート：IMF *International Financial Statistics Online*
（http://www.imfstatistics.org/imf/）2011年7月現在

（注）　1）単一通貨（ユーロ）参加国（p.4参照）。2011年1月1日現在，17か国が参加。
2）各国の括弧内の年は，実質値の基準年を示す。

第1-3表　一人当たりの国民所得[1)]
Table 1-3: National income per capita

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本(千円)	JPN	2,939	2,916	2,933	2,945	2,999	2,883	2,669	2,672
アメリカ(USドル)	USA	22,166	28,753	34,368	36,296	37,009	37,294	35,902	37,639
カナダ(カナダドル)	CAN	19,509	25,509	31,466	33,418	34,815	36,355	33,729	35,577
イギリス(ポンド)	GBR	9,388	12,478	16,354	16,987	18,070	18,840	17,964	18,397
ドイツ(ユーロ)	DEU	17,315	18,692	20,788	21,953	22,774	22,998	21,965	23,096
フランス(ユーロ)	FRA	15,353	18,541	21,158	22,085	23,051	23,380	22,703	23,295
イタリア(ユーロ)	ITA	12,219	14,938	17,525	17,980	18,546	18,520	18,032	18,145
スウェーデン(千クローナ)	SWE	152.3	184.3	224.6	239.4	256.1	258.1	237.4	257.8
ロシア(千ルーブル)	RUS	6.1	35.9	108.5	135.9	172.7	211.1	203.8	—
中国(元)[2)]	CHN	4,748	7,735	14,160	16,470	20,146	23,645	25,681	30,037
香港(千HKドル)[2)]	HKG	181.1	199.0	201.1	217.3	238.9	252.1	238.5	253.5
韓国(千ウォン)	KOR	7,087	9,618	13,742	14,357	15,332	16,157	16,802	18,399
シンガポール(SGPドル)	SGP	28,434	31,262	35,660	40,374	45,956	47,707	45,120	—
マレーシア(リンギット)[2)]	MYS	10,299	14,071	19,448	21,351	23,651	26,632	24,628	26,920
タイ(バーツ)	THA	52,376	58,307	76,631	84,874	93,189	99,859	96,653	—
インドネシア(千ルピア)[2)]	IDN	2,304	5,713	11,162	13,209	15,483	19,600	21,826	24,731
フィリピン(ペソ)[3)]	PHL	25,535	42,357	61,514	67,009	72,858	82,010	—	—
インド(ルピー)	IND	9,882	16,591	27,042	31,088	35,671	40,375	46,852	—
オーストラリア(AUドル)	AUS	20,500	25,855	34,322	36,747	39,715	42,278	42,831	—
ニュージーランド(NZドル)	NZL	17,142	20,667	26,365	27,086	28,913	29,051	30,382	—
ブラジル(レアル)[2)]	BRA	4,301	6,585	11,209	12,282	13,710	15,419	16,258	18,617
(USドル換算 / in U.S. dollars)									
日本	JPN	31,249	27,062	26,608	25,321	25,471	27,890	27,890	28,557
アメリカ	USA	22,166	28,753	34,368	36,296	37,009	37,294	37,294	37,639
カナダ	CAN	14,215	17,176	25,967	29,460	32,413	34,071	34,071	31,123
イギリス	GBR	14,815	18,880	29,735	31,255	36,156	34,634	34,634	28,660
ドイツ	DEU	23,631	17,221	25,852	27,540	31,170	33,689	33,689	32,085
フランス	FRA	20,176	17,083	26,312	27,706	31,550	34,248	34,248	32,361
イタリア	ITA	14,524	13,762	21,794	22,555	25,383	27,128	27,128	25,207
スウェーデン	SWE	21,352	20,117	30,061	32,443	37,884	39,157	39,157	33,685
ロシア	RUS	1,327	1,275	3,836	4,997	6,750	8,495	8,495	—
中国[2)]	CHN	569	934	1,728	2,066	2,648	3,403	3,403	4,397
香港[2)]	HKG	23,408	25,535	25,858	27,972	30,625	32,378	32,378	32,709
韓国	KOR	9,188	8,504	13,418	15,037	16,499	14,661	14,661	14,409
シンガポール	SGP	20,061	18,134	21,425	25,409	30,493	33,718	33,718	—
マレーシア[2)]	MYS	4,112	3,703	5,135	5,821	6,880	7,984	7,984	7,638
タイ	THA	2,102	1,454	1,905	2,240	2,700	2,998	2,998	—
インドネシア[2)]	IDN	1,024	678	1,150	1,442	1,694	2,021	2,021	2,380
フィリピン[3)]	PHL	993	958	1,117	1,306	1,579	1,850	1,850	—
インド	IND	305	369	613	686	863	928	928	—
オーストラリア	AUS	15,196	14,990	26,211	27,671	33,232	35,463	35,463	—
ニュージーランド	NZL	11,249	9,389	18,564	17,565	21,249	20,419	20,419	—
ブラジル[2)]	BRA	4,687	3,599	4,604	5,646	7,041	8,409	8,409	9,311

資料出所　日本:内閣府(2011.12)「平成22年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(http://stats.oecd.org/)2011年12月現在
その他:UN data(http://data.un.org/)2011年12月現在
人口・為替レート:IMF *International Financial Statistics Online*
(http://www.imfstatistics.org/imf/)2011年7月現在

(注)　1) 本表では要素費用表示の国民所得を使用。市場価格表示の国民所得は純間接税(※)を加えたもの。 ※純間接税＝生産・輸入品に課される税－補助金
2) 国民総所得(GNI)を使用。固定資本減耗と純間接税を含む。
3) 国民所得(市場価格表示)を使用。純間接税を含む。

第1-4表　雇用者報酬
Table 1-4: Compensation of employees

国 Country		1995年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010
日本(10億円)	JPN	269,031	271,076	253,983	254,852	255,723	243,310	243,921
アメリカ(10億USドル)	USA	4,199.3	5,793.5	7,071.5	7,863.0	8,079.1	7,815.4	7,980.6
カナダ(100万カナダドル)	CAN	418,825	545,204	695,093	784,885	818,563	814,707	849,618
イギリス(100万ポンド)	GBR	386,035	532,179	677,478	752,214	769,191	774,035	797,233
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,014.6	1,114.1	1,139.4	1,187.0	1,229.4	1,230.6	1,261.4
フランス(10億ユーロ)	FRA	620.7	749.5	900.5	977.0	1,007.3	1,008.8	1,030.0
イタリア(10億ユーロ)	ITA	393.3	469.8	582.9	633.1	658.0	651.0	656.3
スウェーデン(1000万クローナ)	SWE	94,800	124,084	150,226	167,806	172,459	170,950	177,359
ロシア(10億ルーブル)	RUS	648	2,937	9,474	15,526	19,560	20,494	22,640
香港(100万香港ドル)	HKG	529,546	673,323	689,588	794,440	819,284	836,396	－
韓国(10億ウオン)	KOR	190,905	258,944	396,338	448,994	474,954	493,686	－
シンガポール(100万SPドル)	SGP	50,446	69,105	83,939	105,807	113,247	116,423	126,789
タイ(10億バーツ)	THA	1,190	1,495	2,080	2,464	2,632	2,703	－
フィリピン(10億ペソ)	PHL	483	859	1,508	1,851	2,070	－	－
インド(10億ルピー)	IND	4,232	6,604	10,046	12,927	15,878	18,672	－
オーストラリア(100万AUドル)	AUS	265,434	353,564	487,157	583,565	604,463	617,382	－
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	39,450	48,163	69,283	79,061	83,567	84,486	－
ブラジル(10億レアル)	BRA	300	477	861	1,100	1,268	－	－
USドル換算/in U.S.dollars							(10億ドル/billion U.S. dollars)	
日本	JPN	2,860.2	2,515.4	2,304.4	2,164.3	2,474.1	2,600.3	2,778.8
アメリカ	USA	4,199.3	5,793.5	7,071.5	7,863.0	8,079.1	7,815.4	7,980.6
カナダ	CAN	305.2	367.1	573.6	730.7	767.1	712.7	824.7
イギリス	GBR	609.2	805.2	1,231.8	1,505.1	1,414.0	1,205.8	1,231.9
ドイツ	DEU	1,384.6	1,026.4	1,417.0	1,624.5	1,800.9	1,709.5	1,670.6
フランス	FRA	815.8	690.6	1,119.9	1,337.2	1,475.5	1,401.5	1,364.1
イタリア	ITA	467.5	432.8	724.9	866.4	963.9	904.4	869.2
スウェーデン	SWE	132.9	135.4	201.0	248.3	261.7	223.4	246.1
ロシア	RUS	142.1	104.4	335.0	606.9	787.0	645.7	745.5
香港	HKG	68.5	86.4	88.7	101.8	105.2	107.9	－
韓国	KOR	247.5	229.0	387.0	483.2	431.0	386.6	－
シンガポール	SGP	35.6	40.1	50.4	70.2	80.0	80.0	93.0
タイ	THA	47.8	37.3	51.7	71.4	79.0	78.8	－
フィリピン	PHL	18.8	19.4	27.4	40.1	46.7	－	－
インド	IND	130.5	146.9	227.8	312.6	365.0	385.7	－
オーストラリア	AUS	196.8	205.0	372.0	488.3	507.0	481.5	－
ニュージーランド	NZL	25.9	21.9	48.8	58.1	58.7	52.8	－
ブラジル	BRA	327.3	260.9	353.6	564.9	691.3	－	－

資料出所　日本:内閣府(2011.12)「平成22年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(http://stats.oecd.org/)2011年12月現在
その他:UN data(http://data.un.org/)2011年12月現在
為替レート:IMF *International Financial Statistics Online*(2011年7月現在)

第1-5表　経済活動別国内総生産（2009年）
Table 1-5: GDP by economic activity, 2009

国 Country			国内総生産[1) a)]	農林水産業[b)]	鉱業・採石業[c)]	製造業[d)]	電気・ガス・水道業[e)]
（実額/at current prices）							
日本(10億円)	(2010)	JPN	477,618	5,556	287	93,362	10,972
〃	(2009)	JPN	467,336	5,440	283	83,351	11,132
アメリカ(10億ドル)[3)]		USA	14,369	163	307	1,815	255
カナダ(100万カナダドル)[4)]		CAN	1,195,073	26,543	51,799	152,812	33,184
イギリス(100万ポンド)[5)]		GBR	1,138,578	10,241	25,458	148,097	24,953
ドイツ(100万ユーロ)[3)]		DEU	2,239,240	20,250	5,730	517,450	49,540
フランス(100万ユーロ)		FRA	1,721,750	30,010	2,543	182,558	28,274
イタリア(100万ユーロ)[3)]		ITA	1,412,909	28,442	5,078	258,142	31,251
スウェーデン(100万クローナ)[3)]		SWE	2,816,088	49,523	19,663	518,832	84,628
ロシア（10億ルーブル）		RUS	33,804	1,583	3,008	4,914	1,369
韓国（10億ウォン)[3)]		KOR	919,688	24,686	2,336	268,054	12,299
シンガポール（100万SGPドル）		SGP	252,753	107	—	54,129	3,813
タイ（10億バーツ）		THA	9,042	1,037	307	3,088	278
インドネシア（10億ルピア）		IDN	5,603,871	857,241	591,913	1,477,674	47,166
フィリピン（10億ペソ）		PHL	8,026	1,050	106	1,706	272
インド（10億ルピー）		IND	62,288	10,987	1,573	9,305	992
オーストラリア(100万AUドル)[6)]		AUS	1,156,900	29,551	89,482	109,173	29,281
ニュージーランド(100万NZドル)[6)]		NZL	161,740	8,765	2,047	23,446	4,502
ブラジル（10億レアル）[3)]		BRA	2,580	152	83	429	81
（構成比/as a percentage of total value added）							（%）
日本	(2010)	JPN	100.0	1.2	0.1	19.5	2.3
〃	(2009)	JPN	100.0	1.2	0.1	17.8	2.4
アメリカ[3)]		USA	100.0	1.1	2.1	12.6	1.8
カナダ		CAN	100.0	2.2	4.3	12.8	2.8
イギリス[5)]		GBR	100.0	0.9	2.2	13.0	2.2
ドイツ[3)]		DEU	100.0	0.9	0.3	23.1	2.2
フランス		FRA	100.0	1.7	0.1	10.6	1.6
イタリア[3)]		ITA	100.0	2.0	0.4	18.3	2.2
スウェーデン[3)]		SWE	100.0	1.8	0.7	18.4	3.0
ロシア		RUS	100.0	4.7	8.9	14.5	4.0
韓国[3)]		KOR	100.0	2.7	0.3	29.1	1.3
シンガポール		SGP	100.0	0.0	0.0	21.4	1.5
タイ		THA	100.0	11.5	3.4	34.2	3.1
インドネシア		IDN	100.0	15.3	10.6	26.4	0.8
フィリピン		PHL	100.0	13.1	1.3	21.3	3.4
インド		IND	100.0	17.6	2.5	14.9	1.6
オーストラリア[6)]		AUS	100.0	2.6	7.7	9.4	2.5
ニュージーランド[6)]		NZL	100.0	5.4	1.3	14.5	2.8
ブラジル[3)]		BRA	100.0	5.9	3.2	16.6	3.1

資料出所　日本：内閣府(2011.12)「平成22年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2012年1月現在
その他：UN Data（http://data.un.org/）2012年1月現在

（注）　1）日本は輸入税・関税，総資本形成に係る消費税を含まない。
2）日本は，卸売・小売業のみ。その他の国は自動車及び家庭用品修理を含む。
3）2008年の数値。
4）固定基準年方式。
5）2005年の数値。
6）オーストラリアは2008年度，ニュージーランドは2006年度。

第1-5表　経済活動別国内総生産（2009年）（続き）
Table 1-5: GDP by economic activity, 2009 (*cont.*)

国 Country			建設業[f]	卸売・小売業、宿泊・飲食[2) g]	運輸・倉庫・通信業[h]	金融・保険、不動産業[i]	公務、防衛、義務的社会保障[j]	教育、健康、その他サービス[k]
（実額/at current prices）								
日本	（2010）	JPN	26,656	64,352	49,702	80,635	29,616	116,480
〃	（2009）	JPN	26,948	64,136	49,163	80,621	30,222	116,041
アメリカ[3]		USA	639	2,094	813	4,821	1,114	2,347
カナダ[4]		CAN	68,984	177,543	88,394	343,716	72,130	179,968
イギリス[5]		GBR	65,923	164,843	81,059	360,427	54,935	202,642
ドイツ[3]		DEU	95,230	269,390	128,040	659,160	126,880	367,570
フランス		FRA	110,952	213,874	113,124	580,648	134,790	324,978
イタリア[3]		ITA	86,975	209,177	103,127	394,366	91,314	205,038
スウェーデン[3]		SWE	151,213	370,302	208,514	704,871	133,633	574,909
ロシア		RUS	2,105	6,474	3,246	5,822	2,202	3,083
韓国[3]		KOR	64,612	103,296	60,516	191,458	59,397	133,035
シンガポール		SGP	13,675	47,031	31,229	66,168	－	36,600
タイ		THA	246	1,712	647	585	416	726
インドネシア		IDN	555,201	744,122	352,423	404,013	318,581	255,536
フィリピン		PHL	460	1,360	561	1,429	324	758
インド		IND	5,051	10,067	4,830	10,460	4,012	5,011
オーストラリア[6]		AUS	85,789	139,728	106,123	353,011	61,331	153,431
ニュージーランド[6]		NZL	8,840	23,637	11,671	48,306	7,909	22,617
ブラジル[3]		BRA	127	523	227	386	256	317
（構成比/as a percentage of total value added）								（%）
日本	（2010）	JPN	5.6	13.5	10.4	16.9	6.2	24.4
〃	（2009）	JPN	5.8	13.7	10.5	17.3	6.5	24.8
アメリカ[3]		USA	4.4	14.6	5.7	33.5	7.7	16.3
カナダ		CAN	5.8	14.9	7.4	28.8	6.0	15.1
イギリス[5]		GBR	5.8	14.5	7.1	31.7	4.8	17.8
ドイツ[3]		DEU	4.3	12.0	5.7	29.4	5.7	16.4
フランス		FRA	6.4	12.4	6.6	33.7	7.8	18.9
イタリア[3]		ITA	6.2	14.8	7.3	27.9	6.5	14.5
スウェーデン[3]		SWE	5.4	13.1	7.4	25.0	4.7	20.4
ロシア		RUS	6.2	19.2	9.6	17.2	6.5	9.1
韓国[3]		KOR	7.0	11.2	6.6	20.8	6.5	14.5
シンガポール		SGP	5.4	18.6	12.4	26.2	0.0	14.5
タイ		THA	2.7	18.9	7.2	6.5	4.6	8.0
インドネシア		IDN	9.9	13.3	6.3	7.2	5.7	4.6
フィリピン		PHL	5.7	16.9	7.0	17.8	4.0	9.4
インド		IND	8.1	16.2	7.8	16.8	6.4	8.0
オーストラリア[6]		AUS	7.4	12.1	9.2	30.5	5.3	13.3
ニュージーランド[6]		NZL	5.5	14.6	7.2	29.9	4.9	14.0
ブラジル[3]		BRA	4.9	20.3	8.8	14.9	9.9	12.3

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration and defence, compulsory social security; k) Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表　国内総生産の構成（支出側、名目、2010年）
Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2010 (at current prices)

国 Country		国内総生産[a]	政府最終消費支出[b]	民間最終消費支出[c]	在庫品の増減及び評価減[d]	総固定資本形成[e]	財貨・サービスの輸出[f]	(控除)財貨・サービスの輸入[g]
（実額/at current prices）								
日本(10億円)	JPN	481,773	95,307	285,439	−1,512	96,776	73,183	67,419
アメリカ(10億USドル)	USA	14,447	2,523	10,246	67	2,129	1,840	2,357
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,624,608	353,569	940,620	2,255	358,480	478,132	508,653
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,455,397	335,801	955,682	5,175	213,590	428,605	477,906
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,476,800	488,770	1,423,020	−4,020	433,580	1,159,800	1,024,350
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,932,802	479,894	1,124,202	746	373,304	492,153	537,498
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,556,029	327,660	940,713	11,470	305,899	414,794	444,507
スウェーデン（100万クローナ）	SWE	3,305,022	890,584	1,604,862	20,226	589,539	1,652,693	1,452,882
ロシア(10億ルーブル)	RUS	44,939	8,742	23,328	813	9,452	13,502	9,754
中国[1](10億元)	CHN	34,051	4,440	12,113	778	15,668	9,108	7,604
韓国(10億ウォン)	KOR	1,172,803	180,054	615,407	6,013	335,890	614,451	581,736
マレーシア（100万リンギット）	MYS	765,965	97,513	367,991	8,443	155,594	745,311	608,886
タイ[2](100万バーツ)	THA	9,041,551	1,213,928	4,993,302	−261,315	2,181,821	6,180,052	5,226,526
インドネシア[1) 2)]（10億ルピア）	IDN	6,422,918	581,921	3,641,997	21,448	2,065,181	1,580,818	1,475,834
フィリピン[2](100万ペソ)	PHL	9,003,480	875,291	6,442,033	1,632	1,847,748	3,133,508	3,296,732
インド[1) 2)](10億ルピー)	IND	65,503	7,854	37,820	3,280	20,162	12,984	16,399
オーストラリア（100万AUドル）	AUS	1,386,617	254,146	731,418	3,061	380,045	289,820	274,553
ニュージーランド（100万NZドル）	NZL	197,208	40,291	114,706	−	37,526	55,784	52,820
（対GDP比/as a percentage of total value added）								（%）
日本	JPN	100.0	19.8	59.2	−0.3	20.1	15.2	14.0
アメリカ	USA	100.0	17.5	70.9	0.5	14.7	12.7	16.3
カナダ	CAN	100.0	21.8	57.9	0.1	22.1	29.4	31.3
イギリス	GBR	100.0	23.1	65.7	0.4	14.7	29.4	32.8
ドイツ	DEU	100.0	19.7	57.5	−0.2	17.5	46.8	41.4
フランス	FRA	100.0	24.8	58.2	0.0	19.3	25.5	27.8
イタリア	ITA	100.0	21.1	60.5	0.7	19.7	26.7	28.6
スウェーデン	SWE	100.0	26.9	48.6	0.6	17.8	50.0	44.0
ロシア	RUS	100.0	19.5	51.9	1.8	21.0	30.0	21.7
中国	CHN	100.0	13.0	35.6	2.3	46.0	26.7	22.3
韓国	KOR	100.0	15.4	52.5	0.5	28.6	52.4	49.6
マレーシア	MYS	100.0	12.7	48.0	1.1	20.3	97.3	79.5
タイ	THA	100.0	13.4	55.2	−2.9	24.1	68.4	57.8
インドネシア	IDN	100.0	9.1	56.7	0.3	32.2	24.6	23.0
フィリピン	PHL	100.0	9.7	71.6	0.0	20.5	34.8	36.6
インド	IND	100.0	12.0	57.7	5.0	30.8	19.8	25.0
オーストラリア	AUS	100.0	18.3	52.7	0.2	27.4	20.9	19.8
ニュージーランド	NZL	100.0	20.4	58.2	−	19.0	28.3	26.8

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions *less* disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) *Less :* Imports of goods and services.

資料出所　日本：内閣府(2011.12)「平成22年度国民経済計算確報」
日本以外のOECD諸国，ロシア，中国：OECD Database“National Accounts” 2011年12月現在
その他：UN data (http://data.un.org/) 2011年12月現在

(注)　1) 2009年の数値。
2) 民間最終消費支出は，対家計非営利団体(NPISH)を除く。

第1-7表　国内総生産の構成（生産側、名目、2010年）
Table 1-7: GDP by production approach, 2010 (at current prices)

国・地域 Country or region		国内総生産 GDP	雇用者報酬 Compensation of employees	営業余剰・混合所得(純) Operating surplus and mixed income (net)	固定資本減耗 Consumption of fixed capital	純間接税[1] Taxes *less* subsidies on products
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN	481,773	243,789	91,468	107,968	36,668
アメリカ(10億USドル)	USA	14,447	7,981	3,674	1,796	997
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,624,608	849,618	373,237	229,331	172,628
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,463,734	802,104	315,868	164,006	179,550
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,476,800	1,261,380	590,410	376,690	248,320
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,932,802	1,029,990	386,958	266,425	249,429
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,556,029	656,273	437,300	264,062	198,394
スウェーデン(100万クローナ)	SWE	3,305,022	1,773,594	550,854	439,725	540,849
ロシア[2](10億ルーブル)	RUS	38,786	20,494	9,581	2,230	6,481
韓国[2](10億ウォン)	KOR	1,065,037	493,686	310,604	142,094	118,653
シンガポール(100万SGPドル)	SGP	303,652	126,789	152,069		22,287
フィリピン[3](100万ペソ)	PHL	7,423,213	2,069,554	3,671,987	840,835	840,835
インド[2](10億ルピー)	IND	65,503	18,672	36,064	6,557	4,210
オーストラリア[2](100万AUドル)	AUS	1,284,670	617,382	334,474	208,604	123,807
ニュージーランド[2](100万NZドル)	NZL	187,802	84,486	51,804	28,391	23,121
(構成比/as a percentage of total value added)						(%)
日本	JPN	100.0	50.6	19.0	22.4	7.6
アメリカ	USA	100.0	55.2	25.4	12.4	6.9
カナダ	CAN	100.0	52.3	23.0	14.1	10.6
イギリス	GBR	100.0	54.8	21.6	11.2	12.3
ドイツ	DEU	100.0	50.9	23.8	15.2	10.0
フランス	FRA	100.0	53.3	20.0	13.8	12.9
イタリア	ITA	100.0	42.2	28.1	17.0	12.8
スウェーデン	SWE	100.0	53.7	16.7	13.3	16.4
ロシア	RUS	100.0	52.8	24.7	5.8	16.7
韓国	KOR	100.0	46.4	29.2	13.3	11.1
シンガポール	SGP	100.0	41.8	50.1		7.3
フィリピン	PHL	100.0	27.9	49.5	11.3	11.3
インド	IND	100.0	28.5	55.1	10.0	6.4
オーストラリア	AUS	100.0	48.1	26.0	16.2	9.6
ニュージーランド	NZL	100.0	45.0	27.6	15.1	12.3

資料出所　日本:内閣府(2011.12)「平成22年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国及びロシア：OECD Database (http://stats.oecd.org/)“National Accounts Statistics”2012年1月現在
その他:UN data(http://data.un.org/)2012年1月現在

(注)　1) 純間接税は，生産・輸入品に課される税－補助金。
2) 2009年の数値。
3) 2008年の数値。

第1-8表　国民貯蓄率[1)]
Table 1-8: National savings rates

（%）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	13.6	9.6	6.9	7.0	7.2	8.2	5.1	−0.8	0.7
アメリカ	USA	5.6	7.1	2.9	3.4	4.4	2.2	0.3	−2.4	−0.6
カナダ	CAN	6.4	12.7	11.7	12.9	13.6	12.7	12.1	3.7	5.1
イギリス	GBR	4.3	4.1	4.2	3.8	3.4	5.2	5.0	0.3	0.2
ドイツ	DEU	8.3	7.0	8.9	9.0	11.7	14.3	12.7	7.7	9.3
フランス	FRA	7.7	10.7	8.1	7.6	8.3	8.9	7.6	3.7	3.9
イタリア	ITA	9.3	7.2	6.6	5.5	5.7	6.2	3.2	0.3	0.0
スウェーデン	SWE	11.3	12.4	13.1	14.3	16.4	18.7	18.0	10.5	13.2
ロシア	RUS	4.9	30.7	26.1	26.9	27.9	28.6	27.5	16.6	－
香港[2)]	HKG	―	31.7	31.1	32.3	33.6	32.8	33.0	29.6	29.7
韓国	KOR	27.8	22.2	24.2	21.7	20.2	20.3	20.0	19.5	21.6
シンガポール	SGP	43.8	37.1	32.0	35.6	39.3	43.1	42.3	38.4	－
マレーシア[2)]	MYS	36.0	40.0	38.3	38.0	39.5	39.3	39.2	32.6	35.1
タイ	THA	27.9	19.8	18.2	17.5	20.3	23.1	21.0	18.1	－
フィリピン	PHL	10.4	16.2	18.8	18.9	18.0	19.1	19.4	－	－
インド	IND	16.8	15.3	24.4	25.6	26.8	29.1	23.8	25.4	－
オーストラリア	AUS	5.3	5.8	6.7	8.5	8.9	9.8	11.5	9.1	－
ニュージーランド	NZL	4.8	4.4	6.0	3.0	1.6	2.8	0.0	2.1	－
ブラジル[2)]	NZL	15.7	14.3	19.0	17.8	18.0	18.4	19.2	－	－

資料出所　日本：内閣府（2011.12）「平成22年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国及びロシア：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2012年1月現在
その他：UN data（http://data.un.org/）2012年1月現在

（注）　1）国民貯蓄率＝（純貯蓄／純国民可処分所得）×100
2）国民貯蓄率＝（粗貯蓄／粗国民可処分所得）×100

第1-9表　鉱工業生産指数
Table 1-9: Industrial production indices

（2005年/Year = 100）

国 Country		1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	94.0	98.4	100.0	104.4	107.3	103.8	81.7	94.3
アメリカ	USA	75.1	96.5	100.0	102.2	105.0	101.5	92.1	97.3
カナダ	CAN	72.1	88.3	100.0	102.7	105.1	105.6	102.8	106.4
イギリス	GBR	96.5	104.1	100.0	100.0	100.1	97.0	87.1	89.0
ドイツ	DEU	82.4	93.9	100.0	106.1	113.4	113.6	94.0	104.8
フランス	FRA	88.5	100.1	100.0	100.8	102.3	99.5	87.3	92.3
イタリア	ITA	97.3	104.3	100.0	103.6	105.4	101.7	83.0	87.5
オランダ	NLD	84.4	95.2	100.0	101.6	103.8	105.3	97.6	104.4
デンマーク	DNK	83.4	98.2	100.0	105.5	106.6	106.3	88.0	89.2
スウェーデン	SWE	74.9	91.4	100.0	105.4	109.6	105.5	85.1	92.1
ロシア[1)]	RUS	72.5	76.3	100.0	106.3	113.5	114.2	103.5	112.1
韓国	KOR	47.9	74.3	100.0	108.4	115.9	119.8	119.7	139.1
シンガポール[1) 2)]	SGP	57.6	81.4	100.0	111.9	118.4	113.5	108.7	141.0
マレーシア[1)]	MYS	52.9	78.4	100.0	105.0	107.3	108.1	99.7	107.3
インドネシア[1) 2)]	IDN	86.7	84.1	100.0	98.4	103.9	107.0	108.3	113.2
フィリピン[1) 2)]	PHL	47.2	68.9	100.0	101.6	98.2	102.5	89.0	104.0
インド[1)]	IND	54.7	74.9	100.0	110.3	121.7	126.8	135.1	151.7
オーストラリア	AUS	80.6	95.6	100.0	99.6	101.0	103.1	101.3	105.6
ニュージーランド[2)]	NZL	83.1	87.7	100.0	96.3	97.6	96.9	89.4	89.6
ブラジル	BRA	78.2	85.7	100.0	102.9	108.9	112.1	104.0	114.9

資料出所　IMF *International Financial Statistics Online*（http://www.imfstatistics.org/imf/）2011年7月現在
（注）　1）季節調整なし。
　　2）製造業のみ。

第1-10表　海外生産比率（製造業）
Table 1-10: Overseas production ratio, manufacturing

（%）

国 Country		1985年度/FY	1990	1995	1997	2000	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	3.0	6.4	9.0	12.4	11.8	16.7	18.1	19.1	17.0	17.2
アメリカ	USA	16.6	26.4	28.7	27.7						
ドイツ	DEU	－	20.2	25.9	32.1						

資料出所　経済産業省（2011.4）「平成21年度海外事業活動基本調査」
　　1997年以前の数値：経済産業省（2000.6）「平成10年度海外事業活動基本調査」
（注）海外生産比率＝海外現地法人売上高／（海外現地法人売上高＋国内法人売上高）×100
　　（1997年以前は，海外現地法人売上高／国内法人売上高×100）
（参考）「海外現地法人」とは，海外子会社と海外孫会社の総称である。海外子会社とは，日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し，海外孫会社とは，日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指している。

第1-11表　経常収支・貿易収支
Table 1-11: Current account and trade balance

（100万USドル/million U.S. dollars）

国 Country		1995 年/Year	2000	2005	2008	2009	2010
経常収支/Current account							
日本	JPN	111,044	119,660	165,783	156,634	142,194	195,755
アメリカ	USA	−113,561	−416,343	−745,780	−677,141	−376,554	−470,902
カナダ	CAN	−4,328	19,622	21,714	6,376	−40,024	−49,307
イギリス	GBR	−13,436	−38,800	−59,406	−41,159	−37,050	−71,604
ドイツ	DEU	−27,897	−32,279	140,615	228,119	188,631	187,943
フランス	FRA	10,840	19,674	−10,260	−49,877	−39,866	−44,499
イタリア	ITA	25,076	−5,781	−29,744	−66,252	−41,004	−72,015
オランダ	NLD	25,773	7,264	46,618	38,036	34,026	51,635
デンマーク	DNK	1,855	2,262	11,104	10,001	10,402	17,134
スウェーデン	SWE	4,940	9,860	24,260	44,171	29,844	30,408
ロシア	RUS	6,963	46,839	84,602	103,530	48,605	70,253
中国	CHN	1,618	20,518	134,082	412,364	261,120	305,374
韓国	KOR	−8,012	14,803	18,607	3,197	32,791	28,214
シンガポール	SGP	14,230	10,244	26,429	27,887	35,207	49,558
マレーシア	MYS	−8,644	8,488	19,980	38,914	31,801	27,290
タイ	THA	−13,582	9,313	−7,647	2,211	21,861	14,754
インドネシア	IDN	−6,431	7,992	278	125	10,628	5,643
フィリピン	PHL	−1,980	−2,228	1,980	3,627	9,358	8,924
インド	IND	−5,563	−4,601	−10,284	−30,972	−25,922	−51,781
オーストラリア	AUS	−19,277	−14,763	−41,032	−47,786	−43,891	−31,990
ニュージーランド	NZL	−3,065	−2,407	−8,777	−11,567	−3,248	−4,994
ブラジル	BRA	−18,136	−24,225	13,985	−28,192	−24,302	−47,365
		1995	2000	2005	2008	2009	2010
貿易収支/Trade balance							
日本	JPN	131,787	116,716	93,958	38,131	43,632	90,973
アメリカ	USA	−172,330	−443,865	−777,800	−827,136	−502,540	−642,359
カナダ	CAN	25,855	45,047	51,736	43,803	−4,394	−8,682
イギリス	GBR	−19,006	−49,850	−124,726	−173,457	−128,558	−152,928
ドイツ	DEU	64,210	55,466	193,144	263,029	188,505	204,717
フランス	FRA	10,998	−3,173	−27,841	−87,277	−59,942	−71,210
イタリア	ITA	38,729	9,549	564	−2,841	1,458	−27,278
スウェーデン	SWE	15,978	16,168	19,418	15,412	13,043	10,894
ロシア	RUS	19,816	60,172	118,364	179,742	111,585	151,681
中国	CHN	18,050	34,474	134,189	360,682	249,509	254,180
韓国	KOR	−4,211	18,735	32,840	5,174	37,862	41,876
シンガポール	SGP	8,459	13,678	36,387	28,035	29,378	46,758
マレーシア	MYS	−103	20,827	33,156	51,261	40,253	41,672
タイ	THA	−7,968	11,701	3,388	17,385	32,691	32,340
インドネシア	IDN	6,533	25,042	17,534	22,915	30,932	30,628
フィリピン	PHL	−8,944	−5,971	−7,773	−12,885	−8,842	−10,966
インド	IND	−6,719	−10,641	−32,517	−93,142	−79,665	−97,934
オーストラリア	AUS	−4,223	−4,862	−13,372	−4,915	−4,215	18,180
ニュージーランド	NZL	817	609	−2,577	−1,730	1,307	2,344
ブラジル	BRA	−3,157	−698	44,703	24,836	25,290	20,221

資料出所　The World Bank（2011.12）*World Development Indicators 2011*

第1-12表　対内直接投資額（フロー）
Table 1-12: FDI Inward flows

（100万ドル/million dollars）

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	1,806	41	8,323	2,775	−6,507	22,550	24,426	11,939
アメリカ	USA	48,422	58,772	313,997	104,809	237,136	265,957	324,560	129,883
カナダ	CAN	7,582	9,255	66,795	25,692	59,761	108,414	55,270	18,657
イギリス	GBR	30,461	19,969	118,764	176,006	156,186	186,381	91,487	45,676
ドイツ	DEU	2,962	12,025	198,277	47,439	55,626	76,543	24,435	35,606
フランス	FRA	15,629	23,673	43,252	84,949	71,848	96,221	62,257	59,628
イタリア	ITA	6,345	4,817	13,375	19,975	39,239	40,202	17,031	30,538
オランダ	NLD	10,516	12,304	63,854	47,791	7,834	115,365	−7,621	26,949
ベルギー	BEL	8,047	10,689	88,739	34,370	58,893	118,403	109,956	33,782
ルクセンブルク	LUX				5,980	31,785	−29,149	9,288	27,273
スウェーデン	SWE	1,971	14,448	23,430	9,913	27,261	27,157	33,704	10,851
スペイン	RUS	13,294	8,070	39,575	25,020	30,802	64,264	73,293	15,030
ロシア	SPN	−	2,066	2,714	12,886	29,701	55,073	75,461	38,722
中国	CHN	3,487	37,521	40,715	72,406	72,715	83,521	108,312	95,000
香港	HKG	3,275	6,213	61,938	33,625	45,060	54,341	59,621	48,449
台湾	TWN	1,330	1,559	4,928	1,625	7,424	7,769	5,432	2,803
韓国	KOR	759	1,270	9,004	7,055	4,881	2,628	8,409	5,844
シンガポール	SGP	5,575	11,535	16,484	15,460	29,056	35,778	10,912	16,809
マレーシア	MYS	2,611	5,815	3,788	4,064	6,060	8,538	7,318	1,381
タイ	THA	2,575	2,070	3,410	8,067	9,517	11,355	8,544	5,949
フィリピン	PHL	550	1,459	2,240	1,854	2,921	2,916	1,544	1,948
インド	IND	237	2,151	3,588	7,622	20,328	25,001	40,418	34,613
オーストラリア	AUS	8,479	13,353	15,612	−24,246	31,043	45,477	46,722	22,572
ニュージーランド	NZL	1,685	2,850	1,347	1,524	4,687	3,441	4,993	348
ブラジル	BRA	989	4,405	32,779	15,066	18,822	34,585	45,058	25,949
メキシコ	MEX	2,633	9,526	18,098	22,351	19,946	27,440	23,683	12,522

資料出所　UNCTADstat（http://unctadstat.unctad.org/）2011年5月現在

第1-13表　対外直接投資額（フロー）
Table 1-13: FDI Outward flows

（100万ドル/million dollars）

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	50,775	22,630	31,557	45,781	50,264	73,548	128,019	74,699
アメリカ	USA	30,982	92,074	142,626	15,369	224,220	393,518	330,491	248,074
カナダ	CAN	5,237	11,462	44,678	27,538	44,401	59,637	80,797	38,832
イギリス	GBR	17,948	43,562	233,371	80,833	86,271	318,403	161,056	18,463
ドイツ	DEU	24,235	39,049	56,557	75,893	118,701	162,492	134,592	62,705
フランス	FRA	36,233	15,755	177,449	114,978	110,673	164,310	161,071	147,161
イタリア	ITA	7,614	5,732	12,316	41,826	42,068	90,778	43,839	43,918
オランダ	NLD	13,660	20,171	75,635	131,816	65,034	28,405	20,062	17,780
ベルギー	BEL	6,314	11,603	86,362	32,658	50,685	105,912	129,953	−15,064
ルクセンブルク	LUX				9,039	7,179	62,954	16,585	14,957
スウェーデン	SWE	14,746	11,215	40,964	26,211	23,536	37,630	27,806	30,287
スペイン	RUS	3,349	4,670	58,213	41,829	104,248	137,052	74,856	16,335
ロシア	SPN	−	606	3,177	12,767	23,151	45,916	56,091	46,057
中国	CHN	830	2,000	916	12,261	21,160	22,469	52,150	48,000
香港	HKG	2,448	25,000	59,374	27,196	44,979	61,081	50,581	52,269
台湾	TWN	5,243	2,983	6,701	6,028	7,399	11,107	10,287	5,868
韓国	KOR	1,052	3,552	4,999	4,298	8,127	15,620	18,943	10,572
シンガポール	SGP	2,034	6,787	5,915	11,218	18,811	27,645	−8,478	5,979
マレーシア	MYS	129	2,488	2,026	2,972	6,084	11,280	14,988	8,038
タイ	THA	154	887	−20	529	970	2,850	2,560	3,818
フィリピン	IND	22	98	125	189	103	3,536	259	359
インド	PHL	6	119	514	2,985	14,285	17,233	18,499	14,897
オーストラリア	AUS	624	4,125	4,221	−31,137	25,396	16,822	32,819	18,426
ニュージーランド	NZL	2,363	1,784	610	−1,521	182	3,703	−239	−406
ブラジル	BRA	625	1,096	2,282	2,517	28,202	7,067	20,457	−10,084
メキシコ	MEX	223	−263	363	6,474	5,758	8,256	1,157	7,598

資料出所　UNCTADstat（http://unctadstat.unctad.org/）2011年5月現在

第1-14表　為替レート
Table 1-14: Exchange rates

（対USドル当たり/per U.S. dollar）

国・地域 Country or region	1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本									（円 Yen）
JPN	94.06	107.77	108.19	110.22	116.30	117.75	103.36	93.57	87.78
カナダ									（カナダドル Canadian dollars）
CAN	1.3724	1.4851	1.3010	1.2118	1.1344	1.0741	1.0670	1.1431	1.0302
イギリス									（ポンド Pounds）
GBR	0.6337	0.6609	0.5462	0.5500	0.5435	0.4998	0.5440	0.6419	0.6472
ドイツ[1]									（ドイツマルク Mark / ユーロ Euros）
DEU	1.4331	1.0854	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	0.7550
フランス[1]									（フラン Francs / ユーロ Euros）
FRA	4.9915	1.0854	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	0.7550
イタリア[1]									（リラ Lire / ユーロ Euros）
ITA	1,628.9	1.0854	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	0.7550
スウェーデン									（クローナ Kronor）
SWE	7.1333	9.1622	7.3489	7.4731	7.3782	6.7588	6.5911	7.6538	7.2075
ロシア[2]									（ルーブル Rubles）
RUS	4.5592	28.1292	28.8137	28.2844	27.1910	25.5808	24.8529	31.7404	30.3679
中国									（元 Yuan）
CHN	8.3514	8.2785	8.2768	8.1943	7.9734	7.6075	6.9487	6.8314	6.7703
香港									（香港ドル Hong Kong dollars）
HKG	7.7358	7.7912	7.7880	7.7773	7.7678	7.8014	7.7868	7.7518	7.7692
韓国									（ウォン Won）
KOR	771.27	1,130.96	1,145.32	1,024.12	954.79	929.26	1,102.05	1,276.93	1,156.06
シンガポール									（シンガポールドル Singapore dollars）
SGP	1.4174	1.7240	1.6902	1.6644	1.5889	1.5071	1.4149	1.4545	1.3635
マレーシア									（リンギット Ringgit）
MYS	2.5044	3.8000	3.8000	3.7871	3.6682	3.4376	3.3358	3.5245	3.2211
タイ									（バーツ Baht）
THA	24.915	40.112	40.222	40.220	37.882	34.518	33.313	34.286	31.686
インドネシア									（ルピア Rupiah）
IDN	2,248.6	8,421.8	8,938.9	9,704.7	9,159.3	9,141.0	9,699.0	10,389.9	9,090.4
フィリピン									（フィリピンペソ Philippine Pesos）
PHL	25.714	44.192	56.040	55.085	51.314	46.148	44.323	47.680	45.110
インド									（ルピー Rupees）
IND	32.427	44.942	45.316	44.100	45.307	41.349	43.505	48.405	45.726
オーストラリア									（オーストラリアドル Australian dollars）
AUS	1.3490	1.7248	1.3598	1.3095	1.3280	1.1951	1.1922	1.2822	1.0902
ニュージーランド									（ニュージーランドドル New Zealand dollars）
NZL	1.5239	2.2011	1.5087	1.4203	1.5421	1.3607	1.4227	1.6002	1.3874
ブラジル									（レアル Reais）
BRA	0.9177	1.8294	2.9251	2.4344	2.1753	1.9471	1.8338	1.9994	1.7594
メキシコ									（メキシコペソ Mexican Pesos）
MEX	6.419	9.456	11.286	10.898	10.899	10.928	11.130	13.513	12.636

資料出所　The world Bank (2011.12) *World Development Indicators 2011*
(注) この為替レートは，年平均レートである。
1) 2000年以降は，ユーロ。
2) 1998年1月1日に，1新ルーブル＝1,000旧ルーブルのデノミ実施。

第1-15表　生産者物価指数
Table 1-15: Producer price indices

国 Country		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
（指数/indices）										（2005年/Year =100）
日本[1]	JPN	106.5	102.4	98.4	100.0	102.2	103.9	108.7	103.0	102.8
アメリカ	USA	79.3	84.3	93.2	100.0	104.7	109.7	120.5	109.9	117.4
カナダ[2]	CAN	88.7	95.5	98.4	100.0	102.3	103.8	108.4	104.6	105.6
イギリス	GBR	91.7	96.9	98.1	100.0	102.0	104.4	111.4	113.2	117.9
ドイツ	DEU	89.0	90.6	95.8	100.0	105.4	106.8	112.7	108.0	109.7
フランス	FRA	—	93.3	97.0	100.0	102.9	105.3	110.3	104.1	107.2
イタリア	ITA	82.9	90.6	96.2	100.0	105.6	109.3	114.5	109.2	112.4
スウェーデン[3]	SWE	83.6	90.7	95.1	100.0	105.4	109.3	115.4	114.2	115.8
韓国	KOR	75.7	91.0	97.9	100.0	100.9	102.3	111.1	110.9	115.1
シンガポール[4]	SGP	81.3	87.7	91.2	100.0	105.0	105.3	113.2	97.5	102.1
マレーシア	MYS	72.3	83.8	93.6	100.0	106.7	112.6	124.0	115.0	121.4
タイ	THA	66.7	79.2	91.6	100.0	107.1	87.5	98.4	94.7	103.5
インドネシア[4]	IDN	22.5	66.2	86.8	100.0	113.7	130.4	158.5	165.8	170.9
フィリピン	PHL	44.6	64.1	91.7	100.0	111.1	110.4	114.9	113.3	107.6
インド[4]	IND	62.1	79.1	95.5	100.0	104.7	109.8	119.3	121.8	133.2
オーストラリア[5]	AUS	84.5	87.5	94.4	100.0	107.9	110.5	119.6	113.1	115.6
ニュージーランド	NZL	79.3	89.3	94.9	100.0	105.2	108.9	119.8	116.9	119.8
ブラジル[4]	BRA	30.7	51.2	94.7	100.0	100.8	106.4	121.0	120.7	127.6
		2001～2005	2006～2010	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
（上昇率/percentage change）										（%）
日本[1]	JPN	−0.5	0.6	0.0	1.7	2.2	1.7	4.6	−5.3	−0.2
アメリカ	USA	3.5	3.5	5.8	7.3	4.7	4.8	9.8	−8.8	6.8
カナダ[2]	CAN	0.9	1.1	4.3	1.6	2.3	1.5	4.3	−3.5	1.0
イギリス	GBR	0.6	3.4	1.4	2.0	2.0	2.3	6.8	1.6	4.2
ドイツ	DEU	2.0	1.9	3.3	4.3	5.4	1.3	5.5	−4.2	1.6
フランス	FRA	1.4	1.5	4.4	3.1	2.9	2.3	4.8	−5.6	3.0
イタリア	ITA	2.0	2.4	6.0	4.0	5.6	3.5	4.8	−4.7	3.0
スウェーデン[3]	SWE	2.0	3.0	8.9	5.2	5.4	3.7	5.6	−1.0	1.4
ロシア[6]	RUS	17.8	10.6	46.5	20.6	12.4	14.1	21.4	−7.2	12.2
中国[6]	CHN	1.9	2.6	2.8	3.2	3.1	3.1	6.9	−5.4	5.5
韓国	KOR	1.9	2.9	2.0	2.1	0.9	1.4	8.6	−0.2	3.8
シンガポール[4]	SGP	2.7	0.7	10.1	9.7	5.0	0.3	7.5	−13.9	4.8
マレーシア	MYS	3.6	4.1	3.1	6.9	6.7	5.5	10.2	−7.3	5.6
タイ	THA	4.8	1.4	3.9	9.1	7.1	−18.3	12.4	−3.8	9.4
インドネシア[4]	IDN	8.7	11.5	12.5	15.3	13.7	14.7	21.5	4.6	3.1
フィリピン	PHL	9.4	1.6	12.5	9.1	11.1	−0.7	4.1	−1.4	−5.0
インド[4]	IND	4.8	5.9	6.6	4.7	4.7	4.8	8.7	2.1	9.4
オーストラリア[5]	AUS	2.7	3.1	7.1	6.0	7.9	2.3	8.3	−5.4	2.2
ニュージーランド	NZL	2.3	3.8	8.3	5.4	5.2	3.6	10.0	−2.4	2.5
ブラジル[4]	BRA	14.6	5.1	18.1	5.6	0.8	5.6	13.7	−0.2	5.7

資料出所　IMF *International Financial Statistics Online*（http://www.imfstatistics.org/imf/）2011年7月現在

（注）　指数を作成するための方法は，国によって異なる。
1）企業物価指数。　2）生産者販売価格指数。
3）国内供給価格。　4）卸売物価指数。
5）製造業産出物価指数。　6）2005年基準の指数データなし。

第1-16表　消費者物価指数
Table 1-16: Consumer price indices

国 Country		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
（指数/indices）										（2005年/Year =100）
日本	JPN	100.7	102.2	100.3	100.0	100.2	100.3	101.7	100.3	99.6
アメリカ	USA	78.0	88.2	96.7	100.0	103.2	106.2	110.2	109.9	111.7
カナダ	CAN	81.8	89.2	97.8	100.0	102.0	104.2	106.7	107.0	108.9
イギリス	GBR	86.0	93.1	98.0	100.0	102.3	104.7	108.5	110.8	114.5
ドイツ	DEU	87.1	92.7	98.5	100.0	101.6	103.9	106.6	107.0	108.2
フランス	FRA	85.7	91.0	98.3	100.0	101.7	103.2	106.1	106.2	107.8
イタリア	ITA	78.7	88.7	98.0	100.0	102.1	103.9	107.4	108.2	109.9
スウェーデン	SWE	90.9	93.0	99.5	100.0	101.4	103.6	107.2	106.6	107.9
ロシア	BRA	10.3	50.1	88.7	100.0	109.7	119.6	136.4	152.3	162.8
韓国	KOR	69.9	84.9	97.3	100.0	102.2	104.8	109.7	112.8	116.1
シンガポール	SGP	92.6	96.9	99.6	100.0	101.0	103.1	109.9	110.5	113.6
マレーシア	MYS	78.6	91.7	97.1	100.0	103.6	105.7	111.5	112.1	114.0
タイ	THA	72.7	89.4	95.7	100.0	104.6	107.0	112.8	111.8	115.5
インドネシア	IDN	28.2	64.1	90.5	100.0	113.1	120.4	132.1	138.5	145.6
フィリピン	PHL	56.4	77.0	92.9	100.0	106.2	109.2	119.4	123.3	128.0
インド	IND	57.2	82.3	95.9	100.0	105.8	112.5	121.9	135.2	151.4
オーストラリア	AUS	78.3	86.1	97.4	100.0	103.5	106.0	110.6	112.6	115.8
ニュージーランド	NZL	81.7	88.4	96.9	100.0	103.2	105.8	109.9	112.0	115.3
ブラジル	BRA	46.1	66.0	93.6	100.0	104.2	108.0	114.1	119.7	125.7
		2001～2005	2006～2010	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
（上昇率/percentage change）										（%）
日本	JPN	−0.4	−0.1	−0.7	−0.3	0.2	0.1	1.4	−1.4	−0.7
アメリカ	USA	2.6	2.2	3.4	3.4	3.2	2.9	3.8	−0.4	1.6
カナダ	CAN	2.3	1.7	2.7	2.2	2.0	2.1	2.4	0.3	1.8
イギリス	GBR	1.4	2.7	0.8	2.0	2.3	2.3	3.6	2.2	3.3
ドイツ	DEU	1.5	1.6	1.5	1.6	1.6	2.3	2.6	0.3	1.1
フランス	FRA	1.9	1.5	1.7	1.7	1.7	1.5	2.8	0.1	1.5
イタリア	ITA	2.4	1.9	2.5	2.0	2.1	1.8	3.4	0.8	1.5
スウェーデン	SWE	1.5	1.5	1.0	0.5	1.4	2.2	3.4	−0.5	1.2
ロシア	BRA	14.9	10.3	20.8	12.7	9.7	9.0	14.1	11.7	6.9
中国[1)]	CHN	1.4	2.9	0.3	1.8	1.5	4.8	5.9	−0.7	3.3
韓国	KOR	3.3	3.0	2.3	2.8	2.2	2.5	4.7	2.8	2.9
シンガポール	SGP	0.6	2.6	1.4	0.4	1.0	2.1	6.5	0.6	2.8
マレーシア	MYS	1.7	2.7	1.5	3.0	3.6	2.0	5.4	0.6	1.7
タイ	THA	2.3	3.0	1.6	4.5	4.6	2.3	5.4	−0.9	3.3
インドネシア	IDN	9.3	7.8	3.7	10.5	13.1	6.4	9.8	4.8	5.1
フィリピン	PHL	5.4	5.1	4.0	7.6	6.2	2.8	9.3	3.2	3.8
インド	IND	4.0	8.7	4.0	4.2	5.8	6.4	8.4	10.9	12.0
オーストラリア	AUS	3.0	3.0	4.5	2.7	3.5	2.3	4.4	1.8	2.8
ニュージーランド	NZL	2.5	2.9	3.0	3.2	3.2	2.6	3.9	1.9	2.9
ブラジル	BRA	8.7	4.7	7.0	6.9	4.2	3.6	5.7	4.9	5.0

資料出所　IMF *International Financial Statistics Online*（http://www.imfstatistics.org/imf/）2011年7月現在

（注）　1）中国は2005年基準の指数データなし。

第1-17表　購買力平価
Table 1-17: Purchasing power parities (PPPs)

（各国通貨/USドル）(National currency per US dollar)

国 Country		消費購買力平価*	GDP購買力平価[1] PPPs for GDP							
		2010年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	122	155	130	125	120	117	115	111	107
アメリカ	USA	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
カナダ	CAN	1.300	1.232	1.214	1.208	1.211	1.234	1.198	1.219	1.229
イギリス	GBR	0.702	0.636	0.636	0.627	0.645	0.651	0.654	0.659	0.659
ドイツ	DEU	0.852	0.967	0.867	0.837	0.830	0.812	0.805	0.810	0.798
フランス	FRA	0.905	0.939	0.923	0.903	0.893	0.882	0.869	0.873	0.867
イタリア	ITA	0.846	0.817	0.867	0.833	0.817	0.789	0.783	0.805	0.798
スウェーデン	SWE	9.482	9.134	9.378	9.082	8.881	8.773	8.946	9.031	8.914
ロシア	RUS	17.43	7.308	12.736	12.635	13.974	14.341	14.476	15.938	18.007
オーストラリア	AUS	1.554	1.312	1.388	1.410	1.428	1.479	1.450	1.510	1.558
ニュージーランド	NZL	1.596	1.444	1.535	1.487	1.503	1.491	1.484	1.506	1.523

* PPPs for actual individual consumption in 2010

資料出所　OECD Database（http://stats.oecd.org/）“PPPs and exchange rates”2012年1月現在
(注)　1）2005年基準。

第1-18表　物価水準（GDPベース）
Table 1-18: Comparative price levels

（OECD＝100）

国 Country		消費物価水準[1] Price levels for expenditure	GDP物価水準[2] Purchasing Power Parities for GDP: Comparative Price Levels			
		2008年/Year	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	106	99	107	121	124
アメリカ	USA	94	97	94	98	97
カナダ	CAN	109	109	109	103	115
イギリス	GBR	111	125	113	100	99
ドイツ	DEU	112	110	112	110	104
フランス	FRA	122	118	122	119	113
イタリア	ITA	109	108	109	107	104
スウェーデン	SWE	126	127	126	115	122
韓国	KOR	67	80	67	62	69
オーストラリア	AUS	117	115	117	111	135
ニュージーランド	NZL	99	107	99	91	106

資料出所　OECD Database（http://stats.oecd.org/）2012年1月現在
(注)　OECD加盟国平均を100としたときの数値。
　　1）消費物価水準はSNA分類の数値。
　　2）GDP購買力平価を為替レートで除したもの。

第1-19表　購買力平価及び内外価格差[1)]

Table 1-19: Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels

購買力平価（東京）/PPPs (Tokyo)　　（円／各国通貨[2)]）(yen/national currency)

基準都市/Base city		1995年度/FY	1998	1999	2000	2001	2002
ニューヨーク[3)]	New York	183.6	182.1	168.5	152.6	153.2	148.8
ロンドン	London	247.1	243.9	239.9	233.6	221.6	207.3
パリ	Paris	25.2	25.4	24.8	24.2	145.1	143.2
フランクフルト	Frankfurt	89.6	88.2	86.3	80.9	147.7	143.2
シンガポール	Singapore	－	132.1	135.9	123.5	122.2	120.9
ジュネーブ	Geneva	81.4	82.9	81.1	78.5		

内外価格差（東京）/comparative price levels (Tokyo)　　（倍/times）

基準都市/Base city		1995年度/FY	1998	1999	2000	2001	2002
ニューヨーク[3)]	New York	1.72	1.49	1.58	1.29	1.15	1.24
ロンドン	London	1.49	1.18	1.37	1.32	1.14	1.06
パリ	Paris	1.17	1.16	1.47	1.42	1.22	1.13
フランクフルト	Frankfurt	1.23	1.21	1.53	1.41	1.24	1.13
シンガポール	Singapore	－	1.77	2.12	1.80	1.67	1.74
ジュネーブ	Geneva	1.02	0.92	1.07	1.23		

資料出所　経済産業省（2003.7）「2002年度消費財・消費者向けサービスに係る内外価格調査」
ジュネーブ：内閣府国民生活局（2001.6）「生計費調査（2000年）による購買力平価及び内外価格差の概況」

（注）　1）各都市＝1としたときの東京の価格の倍率。
2）各国通貨は，ニューヨーク＝USドル，ロンドン＝ポンド，パリ＝フラン（～2000年）／ユーロ（2001年～），フランクフルト＝マルク（～2000年）／ユーロ（2001年～），シンガポール＝シンガポールドル，ジュネーブ＝スイスフラン。
3）1995年はニューヨークとロサンゼルスの平均。

第1-20表　労働生産性水準[1]（2008年）
Table 1-20: Labour productivity levels, 2008

（日本/Japan =100）

為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス[2] GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性[a]	100.0	132.1	90.7	110.5	134.5	111.2
農林水産業[b]	100.0	465.8	235.3	213.4	393.2	260.0
鉱業・採石業[c]	100.0	483.8	887.7	133.7	185.8	246.6
製造業[d]	100.0	126.2	94.8	114.8	110.8	87.6
電気・ガス・水道業[e]	100.0	104.7	228.4	129.8	121.9	175.6
建設業[f]	100.0	119.7	115.2	130.7	194.2	135.1
商業[3][g]	100.0	119.1	74.1	87.1	125.7	107.4
運輸・倉庫・通信業[h]	100.0	104.0	85.6	89.4	109.6	128.1
金融・不動産業[i]	100.0	69.1	38.5	51.0	65.2	56.5
公共事業・国防[j]	100.0	88.3	40.4	50.5	58.8	69.9
サービス業[4][k]	100.0	107.9	89.4	110.0	133.7	100.1
換算レート (JPN = 1)		103.36 円/ドル (Yen/US$)	190.01 円/ポンド (Yen/£)	151.40 円/ユーロ (Yen/Euro)	151.40 円/ユーロ (Yen/Euro)	151.40 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性[a]	100.0	149.3	85.7	105.1	117.6	108.8
農林水産業[b]	100.0	526.6	222.4	202.9	344.0	254.3
鉱業・採石業[c]	100.0	546.9	838.7	127.1	162.5	241.3
製造業[d]	100.0	142.7	89.6	109.2	96.9	85.7
電気・ガス・水道業[e]	100.0	118.4	215.8	123.5	106.6	171.8
建設業[f]	100.0	135.4	108.9	124.3	169.9	132.2
商業[3][g]	100.0	134.6	70.0	82.9	110.0	105.1
運輸・倉庫・通信業[h]	100.0	117.6	80.9	85.0	95.8	125.4
金融・不動産業[i]	100.0	78.2	36.4	48.5	57.0	55.3
公共事業・国防[j]	100.0	99.8	38.2	48.0	51.5	68.4
サービス業[4][k]	100.0	121.9	84.5	104.6	116.9	98.0
換算レート (JPN = 1)		116.85 円/ドル (Yen/US$)	179.53 円/ポンド (Yen/£)	143.96 円/ユーロ (Yen/Euro)	132.44 円/ユーロ (Yen/Euro)	148.12 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting, forestry, and fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration, defence and compulsory social security; k) Education; health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所　日本：内閣府（2011.12）「平成22年度国民経済計算確報」
その他の国，為替，購買力平価：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2012年1月現在

（注）　1）労働生産性水準は，為替レートとGDPベースの購買力平価（OECD試算）により算出。
国民経済生産性＝粗付加価値の国内総生産／総就業者数
経済活動別労働生産性＝経済活動別国内総生産／経済活動別就業者数
2）2005年の数値。
3）商業は卸売・小売・自動車及び家庭用品等修理・宿泊・飲食業。
4）サービス業は教育・医療・福祉・社会及び個人サービス事業・その他のサービス業を含む。

第1-21表　労働分配率
Table 1-21: Labour share

（%）

国 Country		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	73.0	73.4	68.0	68.0	68.1	66.7	69.7	71.6	71.8
アメリカ	USA	70.0	70.0	68.9	68.0	67.4	68.8	69.5	69.8	67.4
カナダ	CAN	73.3	69.6	69.3	68.4	68.2	68.4	67.7	72.6	71.1
イギリス	GBR	70.8	72.4	69.0	68.7	69.3	68.4	66.7	70.4	70.4
ドイツ	DEU	71.8	72.6	68.0	66.5	64.0	63.3	65.0	68.1	66.5
フランス	FRA	69.7	68.4	69.6	69.8	69.3	68.7	69.4	71.6	70.9
イタリア	ITA	56.3	55.1	55.6	56.7	57.5	57.6	59.6	60.6	60.4
スウェーデン	SWE	70.5	76.0	75.0	73.8	71.5	71.6	72.6	78.2	74.4
ロシア	RUS	72.1	55.8	61.8	61.0	61.9	63.3	65.5	71.1	—
韓国	KOR	60.3	58.0	58.6	60.6	61.2	61.1	61.0	61.0	—
シンガポール	SGP	51.0	55.0	56.2	55.2	52.6	51.3	51.4	55.9	—
タイ	THA	37.8	41.1	41.2	41.2	40.2	39.5	39.1	41.5	—
フィリピン[1]	PHL	27.0	26.1	28.7	28.7	28.7	28.6	27.9	—	—
インド	IND	44.9	38.2	34.1	32.9	31.4	31.1	33.3	33.7	—
オーストラリア	AUS	71.5	71.3	69.7	69.6	70.9	70.5	67.8	68.4	—
ニュージーランド	NZL	62.5	60.2	61.6	63.9	65.2	65.2	68.0	65.7	—

資料出所　日本：内閣府（2011.12）「平成22年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国及びロシア：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2011年12月現在
その他：UN data（http://data.un.org/）2011年12月現在
(注)　労働分配率＝雇用者報酬(※)／要素費用表示の国民所得×100　※第1-4表（p.28）の数値を使用。
1）＝雇用者報酬／（純間接税を含む）市場価格表示の国民所得×100

第1-22表　時間当たり労働生産性上昇率（製造業）
Table 1-22: Average annual labour productivity growth rates, manufacturing

（%）

国・地域 Country or region		1979-2009年/Year	1979-'90	'90-2000	'00-'07	'06-'07	'07-'08	'08-'09
日本	JPN	3.0	3.8	3.4	3.8	3.8	0.3	-11.4
アメリカ	USA	4.2	3.0	4.3	6.2	6.3	0.4	7.7
カナダ	CAN	2.1	2.1	3.6	0.8	0.4	-2.4	0.9
イギリス	GBR	3.3	4.1	2.9	4.1	3.3	0.2	-3.4
ドイツ[1]	DEU	2.3	2.1	3.3	3.5	1.4	-0.2	-9.3
フランス	FRA	3.2	3.8	4.0	3.1	1.2	-0.9	-7.2
イタリア	ITA	1.9	3.4	2.6	0.3	0.5	-3.6	-5.9
オランダ	NLD	3.0	3.3	3.5	3.7	5.1	-2.2	-4.4
ベルギー	BEL	3.0	4.2	2.8	2.1	4.4	1.0	1.5
デンマーク	DNK	2.3	2.2	2.3	3.0	2.2	2.6	-1.4
スウェーデン	SWE	4.0	2.1	6.4	6.4	2.1	-3.0	-7.3
フィンランド	FIN	5.3	4.9	6.4	6.8	9.2	1.2	-8.5
ノルウェー	NOR	1.7	1.9	0.7	3.0	-0.5	0.9	0.8
スペイン	ESP	2.2	3.3	2.0	1.9	2.2	-1.5	-0.8
台湾	TWN	6.0	6.3	5.0	7.6	8.4	1.6	4.8
韓国	KOR	—	—	10.5	8.1	7.2	0.7	1.8
シンガポール	SGP	4.0	4.0	7.2	2.0	-3.3	-9.3	-0.3
オーストラリア	AUS	2.0	2.1	1.9	2.4	1.8	-3.1	4.4

資料出所　Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor（2010.12）*International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Costs Trends 2009*
(注)　1）1990年以前は，旧西ドイツ地域。

第1-23表　単位労働費用(製造業)
Table 1-23: Unit labour cost, manufacturing

(USドルベース, 各国の2002年＝100) (U.S.dollar basis, Year: 2002=100)

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	147.7	115.6	100.1	93.0	86.3	80.8	93.5	115.4
アメリカ	USA	107.1	102.8	92.6	91.6	90.2	87.6	90.7	88.7
カナダ[1]	CAN	112.1	98.8	128.6	139.5	152.8	166.7	172.4	159.2
イギリス[1]	GBR	92.1	97.3	120.7	121.4	125.4	136.5	128.7	115.6
ドイツ	DEU	145.6	95.8	125.9	122.3	119.1	129.4	143.0	156.7
フランス[1]	FRA	147.6	95.3	129.3	128.2	131.4	145.3	161.9	168.1
イタリア	ITA	110.2	91.0	142.2	144.8	146.5	163.7	188.5	199.8
オランダ	NLD	136.3	91.9	130.8	127.2	127.2	136.0	155.1	159.1
ベルギー[2]	BEL	140.7	93.0	128.9	129.1	133.5	145.3	159.6	158.5
デンマーク	DNK	123.0	89.9	132.5	135.5	135.1	152.3	162.3	160.8
スウェーデン[1]	SWE	150.4	104.8	118.1	112.8	108.5	122.1	133.2	128.5
ノルウェー	NOR	98.9	85.2	110.6	117.2	127.6	146.9	159.7	149.8
台湾[2]	TWN	160.4	122.6	97.8	99.5	96.1	88.6	93.2	82.3
韓国	KOR	176.7	103.7	112.1	130.6	137.8	140.8	119.2	106.7
シンガポール[1]	SGP	143.4	95.8	94.2	93.0	93.3	101.5	120.6	112.5
オーストラリア[1]	AUS	124.8	103.6	142.9	155.7	160.4	183.3	194.8	189.7

(USドルベース, %) (U.S.dollar basis, %)

上昇率 annual percentage change		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	5.4	−0.4	1.2	−7.0	−7.3	−6.3	15.7	23.3
アメリカ	USA	−1.8	0.0	−7.2	−1.1	−1.5	−2.8	3.5	−2.3
カナダ[1]	CAN	0.7	−2.4	10.6	8.5	9.5	9.1	3.5	−7.7
イギリス[1]	GBR	6.7	−7.0	10.2	0.6	3.3	8.8	−5.7	−10.2
ドイツ	DEU	17.4	−14.8	6.5	−2.8	−2.6	8.7	10.4	9.6
フランス[1]	FRA	10.1	−14.8	10.3	−0.9	2.5	10.6	11.4	3.8
イタリア	ITA	−0.2	−15.5	12.0	1.8	1.2	11.7	15.2	6.0
オランダ	NLD	12.0	−15.3	7.3	−2.8	0.0	6.9	14.0	2.6
ベルギー[2]	BEL	11.7	−15.2	7.3	0.2	3.4	8.8	9.8	−0.7
デンマーク	DNK	15.8	−15.0	7.8	2.3	−0.3	12.7	6.6	−0.9
スウェーデン[1]	SWE	7.1	−12.6	1.7	−4.5	−3.9	12.5	9.1	−3.5
ノルウェー	NOR	17.9	−9.2	2.4	5.9	8.9	15.1	8.7	−6.2
台湾[2]	TWN	0.8	−0.7	1.4	1.7	−3.4	−7.8	5.1	−11.6
韓国	KOR	15.1	2.6	8.2	16.5	5.5	2.2	−15.3	−10.5
シンガポール[1]	SGP	5.9	−5.5	−5.6	−1.3	0.3	8.8	18.8	−6.7
オーストラリア[1]	AUS	6.6	−8.5	17.9	8.9	3.1	14.2	6.3	−2.6

資料出所　Bureau of Labor Statistics, U.S.Department of Labor(2010.12) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Cost Trends, 1950-2009*
単位労働費用＝人時間当たり労働費用／人時間当たり産出額

(注)　1) 実際の雇用のコストを推定するため, 政府の補助金や雇用税を調整している。
2) 雇用者。その他の国は就業者のデータによる。

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1　世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）

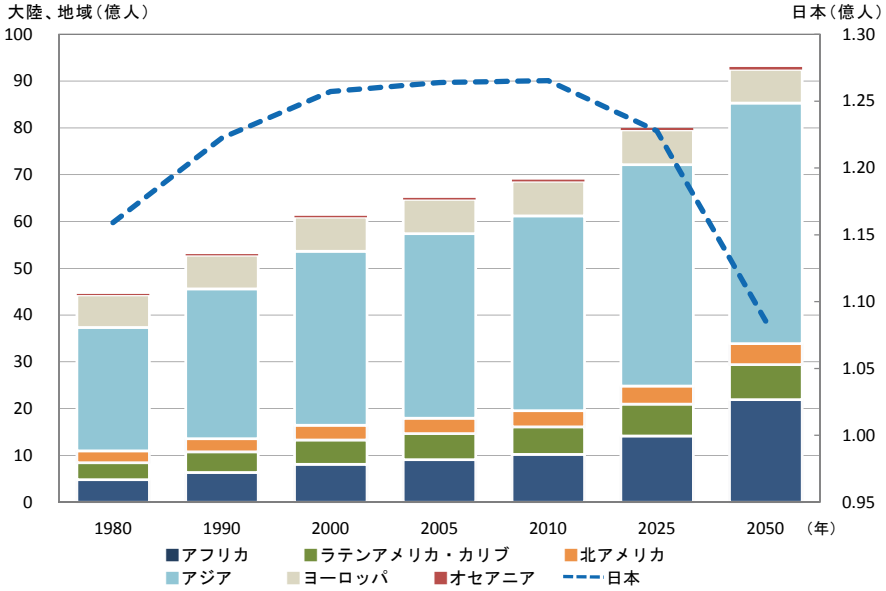

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-1表　総人口」(p.55)を参照。

20世紀初頭に約15億人であった世界人口は，1950年以降飛躍的に増加し，1974年以降増加率は低下したものの，2000年には61億人に達し，2011年後半に70億人を超えた。

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2010年改訂版(本書の資料出所)によれば，2010年から2015年にかけては年率1.1％の人口増加が見込まれ，2050年には中位推計で約93億人に達する見通しである。予測される人口増加の大半は発展途上地域であるが，たとえ出生率が低下しても大きな人口増加が見込まれるのは，人口規模の大きいインド，ナイジェリア，アメリカ，コンゴ，タンザニア，ウガンダ――の6か国で，世界全体の人口増加の半数を占める。

現在の先進地域の人口は約12億人で，2050年には約13億人と，ほぼ同水準で推移する予測であるが，年間平均250万人規模と見込まれる途上地域から先進地域への移民規模を下回れば，さらに減少する見通しである。一方，発展途上地域の人口は，2010年時点で57億人であったものが，2050年には80億人に増加する見込みで，人口の86％が発展途上地域に属すると推測されている。

2-2　人口増加率

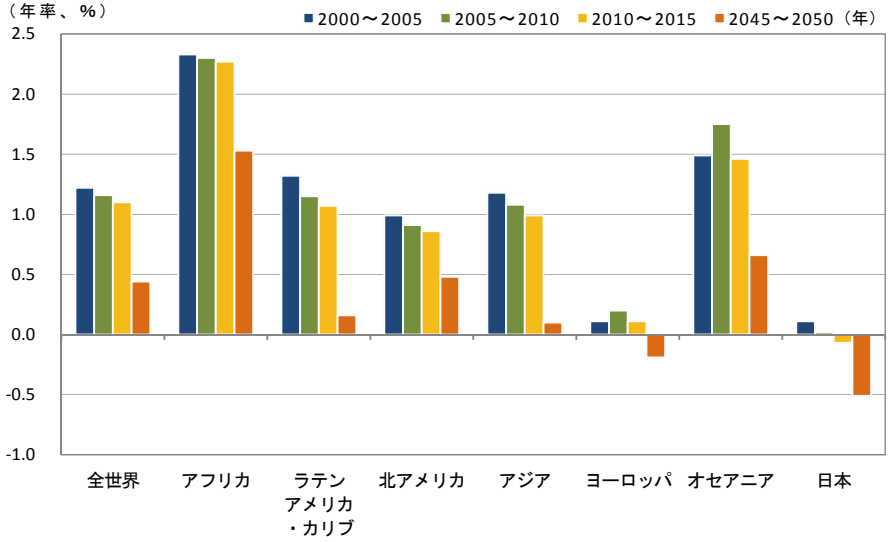

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-2表　人口増加率」(p.56)を参照。

国連の2010年版世界人口予測によると，全世界の人口は，2005年の65億人から2010年には69億人(年率1.16%)，その後2015年までに80億人(年率1.10%)，さらに2050年までには93億人と，2010年からの40年間で約24億人の増加が推計(中位推計)されている。2008年版世界人口予測では，2050年の世界人口の中位推計は91億人であったが，今回の推計では1.5億人ほど多い予測となっている。

上のグラフをみると，ヨーロッパ地域及び日本の2005年～2010年の人口増加率は各々0.2%，0.02%と低水準で，その後徐々に減少し，2045年～2050年には各々－0.19%，－0.51%へと落ち込む見込みである。他方，アジア地域及び中南米地域については，増加率は低下するものの，2015年までは1%程度で推移する予測となっている。しかしながら，これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから，2050年までには増加率は各々0.1%，0.16%へと落ち込む予測となっている。今後2050年までに最も人口増加率が高い地域はアフリカ地域で，2015年までは年率2%を上回り，2045年以降も1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3　老年人口比率（65歳以上人口）

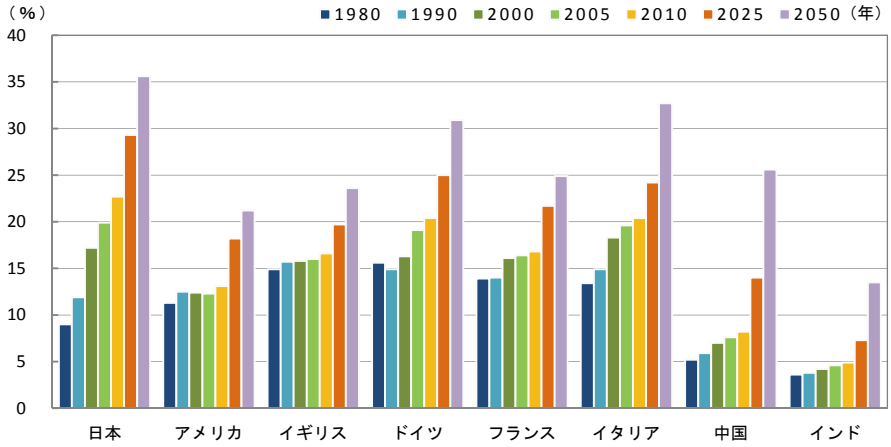

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-5表　老年人口(65歳以上人口)」(p.59)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長により，高齢化が進む諸国が増加傾向にある。2005年から2050年の間の世界人口の増加の半数は60歳以上人口の増加によるもので，これと対照的に，15歳未満人口は著しく減少する見通しである。2011年時点で8.9%であった60歳以上人口は，2050年には20.2%に達するとされている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で，2011年時点の22.1%から2050年には31.9%と大幅に増加する一方で，15歳未満人口は16.5%から2050年に16.3%となり，高齢者のほぼ半分となる。とりわけ日本の高齢化は急速で，2010年，2025年，2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており，極めて老年人口の割合の高い国になると予測されている。

他方，現在は比較的出生率が高い途上地域でも，出生率の低下と平均寿命の伸長により，高齢化の進展は急速であるとされており，2011年時点では9%に過ぎない老年人口比率は，2050年には20%に達する見通しである。上のグラフからも，中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

2-4 65歳以上男性の労働力率

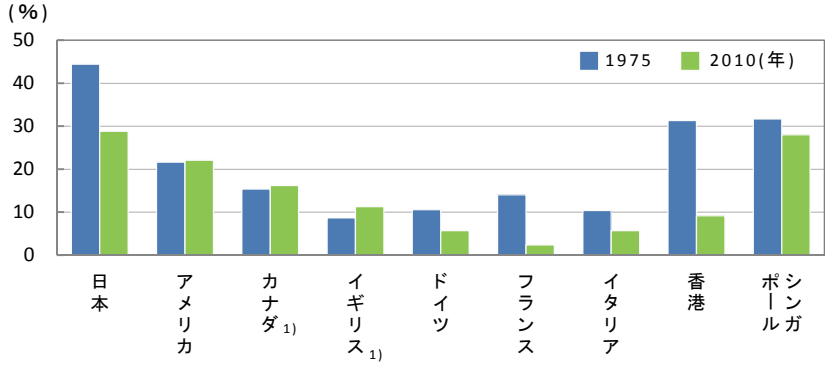

▸▸ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄，資料出所については，「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。
(注) 1) 1975年は，カナダ:1976年，イギリス:1984年の数値。

2010年の65歳以上男性の労働力率は，1975年に比して概ね低下している。こうした傾向の背景としては，経済発展に伴って各国が年金制度を充実させたことに加え，産業構造の変化に応じて雇用者割合の高い第2次，第3次産業の就業者が増加し，高年齢者でも比較的就業しやすい業種や家族従業者割合の高い第1次産業の就業者数が減少しているといった要因が考えられる。

各国・地域の傾向をみると，北米，EU諸国では概して低く，日本，シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく，地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では，経済不況や若年失業者の増加により，1980年代に早期退職制度が定着したことも低下の一因である。しかしながら，近年は，雇用における年齢差別撤廃の動きと，それに伴う高齢者雇用の促進が政策課題となっている。日本の場合，他国と異なる点として，引退すべきであると考えている年齢が高いことが挙げられる。高年齢者の労働意欲は高く，これが高年齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

今後，各国の高齢化に伴い，高齢者がより重要な労働力になることが予想され，各国の高齢者の労働力率の動きが注目される。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1975(年)	44.4	21.6	15.4	8.7	10.6	14.0	10.4	31.3	31.7
2010	28.8	22.1	16.2	11.3	5.7	2.4	5.7	9.2	28.0

2-5　年齢階級別女性労働力率

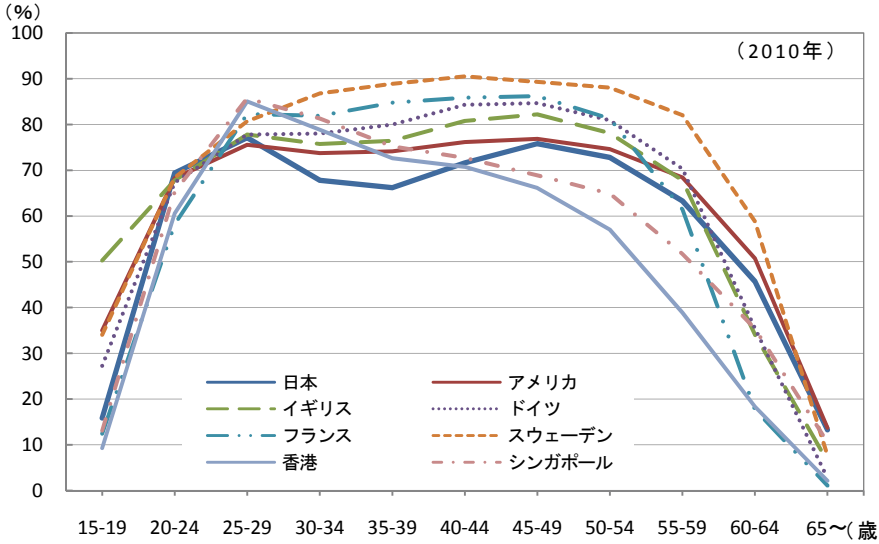

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると，日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し，その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が，M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが，今日ではほとんどみられなくなり，台形型となっている。しかしながら，日本においても時系列でみれば，M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり，1975年に42.6%であったものが，2010年には77.1%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

（参考）日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65～(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2010	15.9	69.4	77.1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7	13.3

資料出所　総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」

2-6 就業率

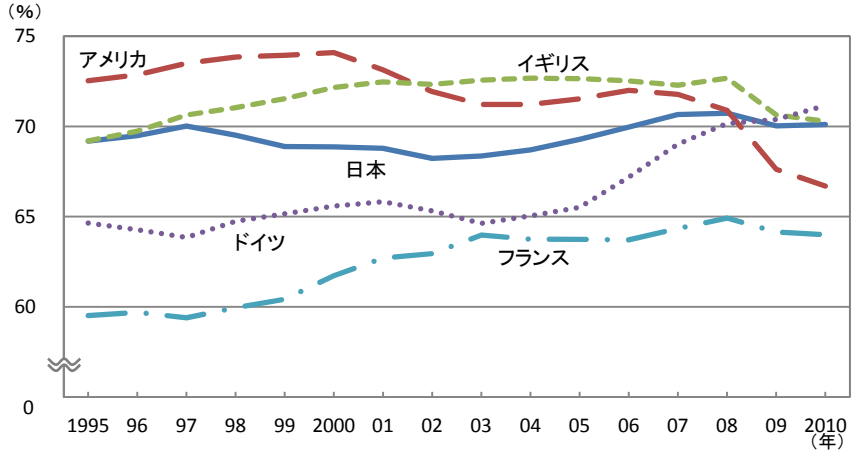

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-12表　就業率(15～64歳)」(p.76)を参照。

就業率とは，生産年齢人口(本書では15～64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進，高齢化への対応，社会的統合の強化等を背景にEUは，就業率の向上――具体的には，2020年までにEU全体で75%（20～64歳）――を戦略目標として掲げている（2010年時点で68.6%)。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが，必ずしもそうではなく，失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり，失業者が求職活動を止め，非労働力化すると低下する。「2-4　65歳以上男性の労働力率(p. 52)」で言及したとおり，EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが，就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方，就業意欲を促進する政策を採ると，労働供給を増やすため，失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが，就業率の向上につながる。このように，就業率を重視する政策上の意味は，労働需要の確保のみならず，仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど，労働供給面の対策を通じて，就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると，2010年の日本の就業率は男女計で70.1%と，ドイツ(71.2%)，イギリス(70.3%)を下回るが，アメリカ(66.7%)，フランス(64.0%)を上回る水準である。しかし，男女別でみると，男性の就業率は80.0%とグラフ中のいずれの主要国も上回るものの，女性は60.1%と低水準で，いずれの主要国をも下回っている。日本の女性就業率は向上する余地があり，中途採用機会の拡大，仕事と家庭の両立支援，短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。また，高齢者，とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p. 78)」参照)。

第2-1表　総人口
Table 2-1: Total population

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
全世界	World	4,453,007	5,306,425	6,122,770	6,506,649	6,895,889	8,002,978	9,306,128
アフリカ	Africa	482,803	635,287	811,101	911,120	1,022,234	1,417,057	2,191,599
ラテンアメリカ･カリブ	Latin America, and the Caribbean	362,326	443,032	521,429	557,038	590,082	678,778	750,956
北アメリカ	Northen America	254,454	281,162	313,289	329,231	344,529	388,472	446,862
アジア	Asia	2,637,586	3,199,481	3,719,044	3,944,992	4,164,252	4,730,130	5,142,220
ヨーロッパ	Europe	692,869	720,497	726,777	730,736	738,199	743,890	719,257
オセアニア	Oceania	22,970	26,967	31,130	33,532	36,593	44,651	55,233
日本	JPN	115,915	122,251	125,720	126,393	126,536	122,771	108,549
アメリカ	USA	229,825	253,339	282,496	296,820	310,384	349,758	403,101
カナダ	CAN	24,516	27,701	30,667	32,283	34,017	38,585	43,642
イギリス	GBR	56,303	57,214	58,874	60,203	62,036	67,606	72,817
ドイツ	DEU	78,289	79,098	82,349	82,541	82,302	80,332	74,781
フランス	FRA	53,880	56,708	59,048	60,997	62,787	67,210	72,442
イタリア	ITA	56,221	56,832	56,986	58,671	60,551	61,114	59,158
スウェーデン	SWE	8,310	8,559	8,860	9,029	9,380	10,180	10,916
ロシア	RUS	138,655	148,244	146,758	143,843	142,958	139,034	126,188
中国	CHN	983,171	1,145,195	1,269,117	1,307,593	1,341,335	1,395,256	1,295,604
香港	HKG	5,054	5,794	6,783	6,810	7,053	8,160	9,305
韓国	KOR	37,460	42,980	45,988	47,044	48,184	50,229	47,050
シンガポール	SGP	2,415	3,017	3,919	4,266	5,086	5,801	6,106
マレーシア	MYS	13,833	18,209	23,415	26,100	28,401	35,186	43,455
タイ	THA	47,483	57,072	63,155	66,698	69,122	72,884	71,037
インドネシア	IDN	150,820	184,346	213,395	227,303	239,871	271,851	293,456
フィリピン	PHL	47,064	61,629	77,310	85,546	93,261	118,088	154,939
インド	IND	700,059	873,785	1,053,898	1,140,043	1,224,614	1,458,958	1,692,008
オーストラリア	AUS	14,710	17,096	19,164	20,404	22,268	26,575	31,385
ニュージーランド	NZL	3,147	3,398	3,858	4,134	4,368	5,032	5,678
ブラジル	BRA	121,712	149,650	174,425	185,987	194,946	216,238	222,843

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

参考表 日本の将来推計人口
Reference table: Population prospects of Japan

（千人/thousands）

2005 年/Year	2008	2009	2010	2011	2015	2020
127,768	127,568	127,395	127,176	126,913	125,430	122,735
2025 年/Year	**2030**	**2035**	**2040**	**2045**	**2050**	**2055**
119,270	115,224	110,679	105,695	100,443	95,152	89,930

資料出所　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月 中位推計)

第2-2表　人口増加率
Table 2-2: Population growth rates

（年率/annual percentage change: %）

国・地域 Country or region		1990～1995年/Year	1995～2000	2000～2005	2005～2010	2010～2015	2045～2050
全世界	World	1.52	1.34	1.22	1.16	1.10	0.44
アフリカ	Africa	2.53	2.36	2.33	2.30	2.27	1.53
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	1.71	1.55	1.32	1.15	1.07	0.16
北アメリカ	Northern America	1.01	1.15	0.99	0.91	0.86	0.48
アジア	Asia	1.63	1.38	1.18	1.08	0.99	0.10
ヨーロッパ	Europe	0.19	−0.02	0.11	0.20	0.11	−0.19
オセアニア	Oceania	1.48	1.39	1.49	1.75	1.46	0.66
日本	JPN	0.36	0.20	0.11	0.02	−0.07	−0.51
アメリカ	USA	1.00	1.18	0.99	0.89	0.85	0.48
カナダ	CAN	1.12	0.91	1.03	1.05	0.92	0.40
イギリス	GBR	0.27	0.30	0.45	0.60	0.60	0.15
ドイツ	DEU	0.70	0.10	0.05	−0.06	−0.20	−0.34
フランス	FRA	0.40	0.41	0.65	0.58	0.51	0.23
イタリア	ITA	0.05	0.01	0.58	0.63	0.23	−0.20
スウェーデン	SWE	0.62	0.08	0.38	0.76	0.56	0.24
ロシア	RUS	0.06	−0.26	−0.40	−0.12	−0.10	−0.41
中国	CHN	1.17	0.89	0.60	0.51	0.42	−0.55
香港	HKG	1.18	1.98	0.08	0.70	1.04	0.38
韓国	KOR	0.77	0.59	0.45	0.48	0.39	−0.53
シンガポール	SGP	2.87	2.37	1.70	3.52	1.11	−0.11
マレーシア	MYS	2.59	2.45	2.17	1.69	1.57	0.58
タイ	THA	0.88	1.14	1.09	0.71	0.50	−0.32
インドネシア	IDN	1.57	1.36	1.26	1.08	0.98	0.05
フィリピン	PHL	2.33	2.20	2.03	1.73	1.68	0.84
インド	IND	1.98	1.77	1.57	1.43	1.32	0.33
オーストラリア	AUS	1.16	1.12	1.25	1.75	1.33	0.49
ニュージーランド	NZL	1.57	0.97	1.38	1.10	1.04	0.31
ブラジル	BRA	1.57	1.50	1.28	0.94	0.84	−0.13

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

第2-3表　若年人口（15歳未満人口）
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1)実数/De facto population aged 0-14　　（千人/thousands）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	27,312	22,387	18,386	17,457	16,903	15,437	14,504
アメリカ	USA	51,924	54,989	60,379	60,886	62,316	67,902	75,831
カナダ	CAN	5,575	5,733	5,856	5,693	5,585	6,387	7,060
イギリス	GBR	11,829	10,885	11,197	10,800	10,773	11,936	12,526
ドイツ	DEU	14,474	12,639	12,914	11,726	11,092	10,908	10,867
フランス	FRA	12,056	11,393	11,121	11,235	11,531	11,940	12,752
イタリア	ITA	12,497	9,358	8,162	8,268	8,515	8,263	8,461
スウェーデン	SWE	1,628	1,535	1,633	1,571	1,551	1,811	1,888
ロシア	RUS	30,018	34,027	26,692	21,680	21,500	23,360	21,324
中国	CHN	349,066	320,862	323,411	285,784	260,958	218,495	174,389
香港	HKG	1,284	1,245	1,167	969	812	1,066	1,196
韓国	KOR	12,708	11,013	9,639	8,986	7,918	7,176	6,193
シンガポール	SGP	653	647	841	835	885	823	794
マレーシア	MYS	5,394	6,755	7,803	8,406	8,616	8,848	8,621
タイ	THA	18,706	17,173	15,148	14,920	14,194	11,593	10,204
インドネシア	IDN	61,982	67,210	65,581	65,358	64,853	58,922	48,461
フィリピン	PHL	20,371	25,376	29,771	31,792	33,054	35,552	35,882
インド	IND	277,114	331,659	365,785	371,404	374,587	371,144	321,278
オーストラリア	AUS	3,717	3,766	3,967	4,028	4,228	5,102	5,609
ニュージーランド	NZL	856	790	877	891	895	1,002	1,040
ブラジル	BRA	46,221	52,641	51,497	51,169	49,615	41,780	32,822

(2)対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population　　（%）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	23.6	18.3	14.6	13.8	13.4	12.6	13.4
アメリカ	USA	22.6	21.7	21.4	20.5	20.1	19.4	18.8
カナダ	CAN	22.7	20.7	19.1	17.6	16.4	16.6	16.2
イギリス	GBR	21.0	19.0	19.0	17.9	17.4	17.7	17.2
ドイツ	DEU	18.5	16.0	15.7	14.2	13.5	13.6	14.5
フランス	FRA	22.4	20.1	18.8	18.4	18.4	17.8	17.6
イタリア	ITA	22.2	16.5	14.3	14.1	14.1	13.5	14.3
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	17.4	16.5	17.8	17.3
ロシア	RUS	21.6	23.0	18.2	15.1	15.0	16.8	16.9
中国	CHN	35.5	28.0	25.5	21.9	19.5	15.7	13.5
香港	HKG	25.4	21.5	17.2	14.2	11.5	13.1	12.9
韓国	KOR	33.9	25.6	21.0	19.1	16.4	14.3	13.2
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.5	19.6	17.4	14.2	13.0
マレーシア	MYS	39.0	37.1	33.3	32.2	30.3	25.1	19.8
タイ	THA	39.4	30.1	24.0	22.4	20.5	15.9	14.4
インドネシア	IDN	41.1	36.5	30.7	28.8	27.0	21.7	16.5
フィリピン	PHL	43.3	41.2	38.5	37.2	35.4	30.1	23.2
インド	IND	39.6	38.0	34.7	32.6	30.6	25.4	19.0
オーストラリア	AUS	25.3	22.0	20.7	19.7	19.0	19.2	17.9
ニュージーランド	NZL	27.2	23.3	22.7	21.5	20.5	19.9	18.3
ブラジル	BRA	38.0	35.2	29.5	27.5	25.5	19.3	14.7

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

第2-4表　生産年齢人口（15～64歳人口）
Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1)実数/De facto population aged 15-64　　（千人/thousands）

国・地域 Country or region		1980年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	78,118	85,257	85,733	83,845	80,926	71,327	55,446
アメリカ	USA	151,974	166,710	187,143	199,316	207,534	218,171	241,725
カナダ	CAN	16,636	18,847	20,958	22,366	23,630	24,253	25,701
イギリス	GBR	36,069	37,345	38,369	39,783	40,973	42,363	43,090
ドイツ	DEU	51,604	54,680	56,007	55,079	54,435	49,314	40,839
フランス	FRA	34,321	37,360	38,446	39,737	40,713	40,689	41,633
イタリア	ITA	36,211	38,988	38,419	38,890	39,713	38,064	31,350
スウェーデン	SWE	5,328	5,502	5,704	5,900	6,118	6,167	6,345
ロシア	RUS	94,483	99,094	101,857	102,376	103,161	91,502	75,705
中国	CHN	583,427	756,284	856,794	922,723	970,532	981,261	790,010
香港	HKG	3,473	4,045	4,870	5,010	5,343	5,316	5,242
韓国	KOR	23,305	29,827	32,974	33,690	34,896	33,220	25,424
シンガポール	SGP	1,647	2,200	2,790	3,069	3,743	3,845	3,370
マレーシア	MYS	7,944	10,798	14,718	16,572	18,431	23,300	28,302
タイ	THA	27,044	37,259	43,654	46,417	48,785	50,382	43,016
インドネシア	IDN	83,460	110,204	137,966	150,283	161,699	189,665	188,512
フィリピン	PHL	25,188	34,334	45,076	50,878	56,816	75,676	102,379
インド	IND	398,052	509,046	643,532	716,391	789,750	981,726	1,143,065
オーストラリア	AUS	9,579	11,417	12,809	13,740	15,046	16,715	18,540
ニュージーランド	NZL	1,984	2,231	2,527	2,747	2,905	3,127	3,342
ブラジル	BRA	70,594	90,342	113,246	123,163	131,679	149,631	139,941

(2)対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population　　（%）

国・地域 Country or region		1980年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	67.4	69.7	68.2	66.3	64.0	58.1	51.1
アメリカ	USA	66.1	65.8	66.2	67.2	66.9	62.4	60.0
カナダ	CAN	67.9	68.0	68.3	69.3	69.5	62.9	58.9
イギリス	GBR	64.1	65.3	65.2	66.1	66.0	62.7	59.2
ドイツ	DEU	65.9	69.1	68.0	66.7	66.1	61.4	54.6
フランス	FRA	63.7	65.9	65.1	65.1	64.8	60.5	57.5
イタリア	ITA	64.4	68.6	67.4	66.3	65.6	62.3	53.0
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.4	65.3	65.2	60.6	58.1
ロシア	RUS	68.1	66.8	69.4	71.2	72.2	65.8	60.0
中国	CHN	59.3	66.0	67.5	70.6	72.4	70.3	61.0
香港	HKG	68.7	69.8	71.8	73.6	75.8	65.1	56.3
韓国	KOR	62.2	69.4	71.7	71.6	72.4	66.1	54.0
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.2	71.9	73.6	66.3	55.2
マレーシア	MYS	57.4	59.3	62.9	63.5	64.9	66.2	65.1
タイ	THA	57.0	65.3	69.1	69.6	70.6	69.1	60.6
インドネシア	IDN	55.3	59.8	64.7	66.1	67.4	69.8	64.2
フィリピン	PHL	53.5	55.7	58.3	59.5	60.9	64.1	66.1
インド	IND	56.9	58.3	61.1	62.8	64.5	67.3	67.6
オーストラリア	AUS	65.1	66.8	66.8	67.3	67.6	62.9	59.1
ニュージーランド	NZL	63.1	65.7	65.5	66.4	66.5	62.1	58.9
ブラジル	BRA	58.0	60.4	64.9	66.2	67.5	69.2	62.8

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospectss: The 2010 Revision*

第2-5表　老年人口（65歳以上人口）
Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1)実数/De facto population aged 65 or over　　（千人/thousands）

国・地域 Country or region		1980年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	10,485	14,607	21,602	25,091	28,707	36,006	38,599
アメリカ	USA	25,926	31,640	34,974	36,618	40,534	63,685	85,545
カナダ	CAN	2,306	3,121	3,854	4,224	4,801	7,945	10,881
イギリス	GBR	8,405	8,984	9,308	9,620	10,290	13,307	17,202
ドイツ	DEU	12,211	11,780	13,428	15,736	16,775	20,110	23,075
フランス	FRA	7,503	7,955	9,481	10,025	10,544	14,582	18,057
イタリア	ITA	7,513	8,487	10,406	11,514	12,322	14,787	19,347
スウェーデン	SWE	1,354	1,522	1,524	1,558	1,710	2,202	2,683
ロシア	RUS	14,154	15,122	18,208	19,788	18,297	24,173	29,160
中国	CHN	50,677	68,050	88,912	99,087	109,845	195,500	331,204
香港	HKG	297	504	747	831	899	1,779	2,866
韓国	KOR	1,446	2,140	3,374	4,368	5,369	9,833	15,433
シンガポール	SGP	114	169	289	362	458	1,133	1,943
マレーシア	MYS	494	655	894	1,122	1,355	3,038	6,532
タイ	THA	1,733	2,640	4,352	5,362	6,143	10,910	17,816
インドネシア	IDN	5,378	6,932	9,849	11,662	13,318	23,265	56,482
フィリピン	PHL	1,505	1,919	2,462	2,877	3,390	6,861	16,678
インド	IND	24,893	33,080	44,581	52,249	60,278	106,088	227,665
オーストラリア	AUS	1,415	1,914	2,388	2,635	2,994	4,758	7,237
ニュージーランド	NZL	307	376	454	497	568	903	1,296
ブラジル	BRA	4,897	6,667	9,682	11,655	13,652	24,826	50,081

(2)対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population　　（%）

国・地域 Country or region		1980年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	9.0	11.9	17.2	19.9	22.7	29.3	35.6
アメリカ	USA	11.3	12.5	12.4	12.3	13.1	18.2	21.2
カナダ	CAN	9.4	11.3	12.6	13.1	14.1	20.6	24.9
イギリス	GBR	14.9	15.7	15.8	16.0	16.6	19.7	23.6
ドイツ	DEU	15.6	14.9	16.3	19.1	20.4	25.0	30.9
フランス	FRA	13.9	14.0	16.1	16.4	16.8	21.7	24.9
イタリア	ITA	13.4	14.9	18.3	19.6	20.4	24.2	32.7
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.2	17.3	18.2	21.6	24.6
ロシア	RUS	10.2	10.2	12.4	13.8	12.8	17.4	23.1
中国	CHN	5.2	5.9	7.0	7.6	8.2	14.0	25.6
香港	HKG	5.9	8.7	11.0	12.2	12.7	21.8	30.8
韓国	KOR	3.9	5.0	7.3	9.3	11.1	19.6	32.8
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.4	8.5	9.0	19.5	31.8
マレーシア	MYS	3.6	3.6	3.8	4.3	4.8	8.6	15.0
タイ	THA	3.6	4.6	6.9	8.0	8.9	15.0	25.1
インドネシア	IDN	3.6	3.8	4.6	5.1	5.6	8.6	19.2
フィリピン	PHL	3.2	3.1	3.2	3.4	3.6	5.8	10.8
インド	IND	3.6	3.8	4.2	4.6	4.9	7.3	13.5
オーストラリア	AUS	9.6	11.2	12.5	12.9	13.4	17.9	23.1
ニュージーランド	NZL	9.8	11.1	11.8	12.0	13.0	17.9	22.8
ブラジル	BRA	4.0	4.5	5.6	6.3	7.0	11.5	22.5

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

第2-6表　性別・年齢階級別人口構成（2010年）
Table 2-6: Population by sex and age group, 2010

（千人/thousands）

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	61,654	64,882	153,140	157,244	16,869	17,147	30,516	31,520
0～4歳/Age	2,789	2,642	11,067	10,583	967	918	1,929	1,837
5～9	2,883	2,731	10,673	10,206	911	864	1,761	1,681
10～14	2,999	2,860	10,126	9,661	988	938	1,829	1,736
15～19	3,079	2,936	11,116	10,545	1,160	1,104	2,019	1,898
20～24	3,366	3,210	11,152	10,517	1,188	1,137	2,175	2,064
25～29	3,843	3,671	11,325	10,744	1,186	1,157	2,116	2,058
30～34	4,293	4,111	10,117	9,761	1,148	1,137	1,940	1,946
35～39	4,941	4,818	10,304	10,122	1,141	1,131	2,096	2,119
40～44	4,353	4,280	10,320	10,273	1,221	1,203	2,300	2,339
45～49	4,000	3,956	11,353	11,582	1,408	1,388	2,250	2,307
50～54	3,794	3,798	10,922	11,323	1,321	1,331	1,971	2,018
55～59	4,280	4,363	9,422	10,003	1,128	1,162	1,769	1,826
60～64	4,807	5,028	7,979	8,652	972	1,009	1,840	1,921
65～69	3,828	4,220	5,735	6,515	711	756	1,422	1,528
70～74	3,154	3,692	4,160	4,989	515	578	1,159	1,309
75～79	2,523	3,294	3,161	4,153	411	496	894	1,109
80～	2,722	5,272	4,207	7,614	496	839	1,047	1,823

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	40,341	41,962	30,549	32,239	29,616	30,935	4,671	4,709
0～4歳/Age	1,774	1,693	2,036	1,938	1,531	1,370	287	271
5～9	1,846	1,757	1,966	1,880	1,439	1,389	261	247
10～14	2,061	1,961	1,900	1,811	1,445	1,341	249	236
15～19	2,133	2,047	1,917	1,832	1,510	1,449	326	309
20～24	2,555	2,467	2,044	1,973	1,554	1,531	319	304
25～29	2,484	2,455	2,027	1,996	1,787	1,679	289	276
30～34	2,479	2,438	1,937	1,922	2,148	2,044	300	286
35～39	2,563	2,493	2,147	2,141	2,516	2,362	322	312
40～44	3,533	3,375	2,147	2,178	2,539	2,449	337	326
45～49	3,667	3,512	2,139	2,212	2,357	2,324	323	311
50～54	3,122	3,056	2,034	2,139	1,992	2,043	292	286
55～59	2,691	2,743	1,972	2,083	1,807	1,885	288	285
60～64	2,275	2,347	1,885	1,987	1,817	1,921	313	314
65～69	2,130	2,294	1,237	1,343	1,490	1,674	266	269
70～74	2,326	2,703	1,083	1,295	1,402	1,661	181	197
75～79	1,351	1,782	932	1,283	1,076	1,473	136	168
80～	1,351	2,839	1,144	2,228	1,207	2,340	183	311

（千人/thousands）

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	66,135	76,824	696,341	644,994	3,342	3,711	24,020	24,164
0～4歳/Age	4,169	3,948	44,689	36,906	119	110	1,242	1,130
5～9	3,564	3,390	46,225	37,825	117	103	1,236	1,144
10～14	3,285	3,145	51,776	43,537	191	172	1,653	1,514
15～19	4,198	4,019	56,449	48,899	241	224	1,812	1,616
20～24	6,268	6,078	62,788	57,176	226	221	1,619	1,470
25～29	6,308	6,217	51,849	48,910	235	260	1,906	1,741
30～34	5,437	5,537	47,163	44,897	230	294	1,848	1,807
35～39	5,036	5,196	60,851	58,471	241	327	2,047	2,029
40～44	4,382	4,680	62,650	59,326	254	341	2,047	2,038
45～49	5,300	5,929	48,338	46,086	315	385	2,052	2,029
50～54	5,174	6,213	41,824	38,931	312	342	1,918	1,923
55～59	4,336	5,657	41,619	39,000	249	261	1,379	1,412
60～64	2,959	4,240	27,981	27,326	194	193	1,073	1,131
65～69	1,552	2,699	19,586	19,412	117	112	832	963
70～74	2,134	4,224	15,110	15,736	111	112	665	876
75～79	1,061	2,483	10,074	11,717	93	104	414	665
80～	975	3,170	7,370	10,843	98	153	279	674

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	2,564	2,522	14,407	13,994	33,972	35,150	119,622	120,248
0～4歳/Age	119	111	1,454	1,374	2,244	2,117	11,007	10,572
5～9	145	136	1,518	1,431	2,462	2,337	11,245	10,832
10～14	193	180	1,460	1,380	2,579	2,456	10,787	10,411
15～19	190	177	1,336	1,280	2,674	2,558	10,966	10,633
20～24	165	154	1,262	1,225	2,668	2,569	10,869	10,683
25～29	195	182	1,180	1,163	2,711	2,647	10,779	10,810
30～34	202	189	1,061	1,051	2,730	2,732	10,043	10,212
35～39	199	191	974	960	2,698	2,833	9,269	9,430
40～44	229	230	896	884	2,645	2,897	8,387	8,473
45～49	212	216	870	857	2,438	2,695	7,226	7,197
50～54	207	209	728	712	2,250	2,468	5,907	5,882
55～59	169	171	587	569	1,839	1,975	4,311	4,356
60～64	126	129	421	416	1,324	1,435	2,961	3,305
65～69	79	83	279	267	959	1,098	2,376	2,830
70～74	57	64	204	213	772	960	1,757	2,188
75～79	39	47	108	126	518	680	1,048	1,402
80～	36	53	73	86	461	693	685	1,033

第2-6表　性別・年齢階級別人口構成（2010年）（続き）
Table 2-6: Population by sex and age group, 2010 (*cont.*)

（千人/thousands）

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		オーストラリア AUS		ニュージーランド NZL	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	46,784	46,477	632,547	592,068	11,093	11,176	2,145	2,223
0～4歳/Age	5,766	5,488	66,646	61,334	748	709	160	152
5～9	5,782	5,518	64,702	59,284	700	665	147	140
10～14	5,370	5,130	64,018	58,604	721	685	152	145
15～19	4,955	4,746	62,907	57,462	774	731	165	156
20～24	4,510	4,351	59,549	54,724	843	800	162	154
25～29	3,921	3,827	54,556	50,309	826	800	143	145
30～34	3,389	3,351	49,061	45,500	752	746	129	140
35～39	2,857	2,862	42,954	39,921	811	819	144	158
40～44	2,489	2,523	38,169	35,590	764	772	148	162
45～49	2,156	2,215	33,145	31,037	787	800	158	168
50～54	1,797	1,892	28,651	27,077	728	743	141	148
55～59	1,442	1,576	23,845	22,908	652	667	124	128
60～64	922	1,038	16,087	16,298	614	619	114	118
65～69	636	783	11,600	12,392	449	455	85	89
70～74	407	561	8,112	9,339	339	363	67	73
75～79	242	359	4,852	5,826	252	290	48	55
80～	143	259	3,693	4,462	333	511	59	92

年齢階級 Age group	ブラジル BRA	
	男性 Male	女性 Female
総数/Total	95,937	99,009
0～4歳/Age	7,735	7,422
5～9	8,761	8,424
10～14	8,792	8,482
15～19	8,347	8,108
20～24	8,617	8,464
25～29	8,809	8,768
30～34	7,866	8,076
35～39	6,853	7,207
40～44	6,345	6,731
45～49	5,988	6,429
50～54	4,931	5,389
55～59	3,966	4,421
60～64	2,966	3,397
65～69	2,131	2,536
70～74	1,626	2,036
75～79	1,047	1,394
80～	1,159	1,725

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

第2-7表　出生率・死亡率
Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates　　（千人当たり/per 1,000 population）

国・地域 Country or region		1950～55年/Year	1970～1975	1980～1985	1990～1995	2000～2005	2005～2010	2010～2015	2020～2025
日本	JPN	23.8	19.0	12.8	9.9	8.9	8.6	8.5	8.0
アメリカ	USA	24.3	15.7	15.5	15.3	14.1	14.0	13.7	13.2
カナダ	CAN	27.8	15.6	14.8	13.8	10.6	11.2	11.3	11.1
イギリス	GBR	15.4	13.6	12.9	13.2	11.4	12.2	12.1	12.1
ドイツ	DEU	16.0	11.4	10.8	9.9	8.8	8.4	8.7	9.1
フランス	FRA	19.1	16.1	14.2	12.8	12.9	12.8	12.4	11.9
イタリア	ITA	18.2	16.3	10.9	9.7	9.2	9.4	9.1	8.5
スウェーデン	SWE	15.5	13.6	11.3	13.6	10.8	11.9	12.0	12.0
ロシア	RUS	26.5	15.3	16.8	10.9	9.9	11.4	11.8	10.2
中国	CHN	42.1	31.4	21.5	18.7	13.5	12.6	11.9	9.9
香港	HKG	39.0	20.4	15.4	12.0	7.0	8.2	8.8	9.2
韓国	KOR	35.8	30.4	20.4	16.0	10.2	10.0	9.9	9.6
シンガポール	SGP	46.5	22.1	16.0	18.7	10.2	8.9	9.5	9.8
マレーシア	MYS	42.7	31.4	29.5	27.5	23.1	20.9	19.8	17.7
タイ	THA	42.5	34.6	24.1	18.0	14.1	12.9	11.5	9.8
インドネシア	IDN	42.7	38.4	31.8	24.5	21.0	19.1	17.4	14.4
フィリピン	PHL	48.6	38.3	35.6	31.8	29.0	25.9	24.5	22.0
インド	IND	43.3	37.5	34.5	30.0	24.8	23.1	21.3	18.0
オーストラリア	AUS	23.0	19.6	15.5	14.7	12.7	13.6	13.5	12.9
ニュージーランド	NZL	25.7	20.8	15.9	16.6	14.1	14.9	14.3	13.7
ブラジル	BRA	44.1	33.7	30.8	22.6	19.8	16.4	15.0	12.7

死亡率/Crude death rates　　（千人当たり/per 1,000 population）

国・地域 Country or region		1950～55年/Year	1970～1975	1980～1985	1990～1995	2000～2005	2005～2010	2010～2015	2020～2025
日本	JPN	9.4	6.6	6.3	7.0	7.9	8.8	9.6	11.7
アメリカ	USA	9.5	9.2	8.7	8.7	8.5	8.3	8.3	8.5
カナダ	CAN	8.7	7.3	6.9	7.1	7.2	7.4	7.7	8.4
イギリス	GBR	11.8	11.9	11.8	11.2	10.2	9.5	9.4	9.6
ドイツ	DEU	11.1	12.3	12.1	11.1	10.2	10.3	10.9	12.0
フランス	FRA	12.7	10.7	10.1	9.2	8.9	8.6	8.9	9.3
イタリア	ITA	9.9	9.9	9.9	9.8	9.7	9.8	10.2	11.2
スウェーデン	SWE	9.8	10.4	11.0	10.9	10.5	10.1	9.6	9.5
ロシア	RUS	9.5	9.1	11.3	13.2	16.0	14.2	14.0	13.9
中国	CHN	22.2	8.0	7.0	6.9	7.1	7.2	7.5	8.5
香港	HKG	7.6	4.5	4.8	5.4	5.9	6.2	6.3	7.4
韓国	KOR	16.4	7.8	6.4	5.5	5.3	5.1	5.9	7.8
シンガポール	SGP	9.0	5.3	5.1	4.3	4.6	4.6	5.1	7.0
マレーシア	MYS	14.0	7.1	5.8	5.0	4.6	4.7	4.7	5.3
タイ	THA	15.6	8.9	6.0	5.4	6.6	7.2	7.6	8.7
インドネシア	IDN	24.7	13.4	10.0	8.1	7.4	7.2	6.8	6.8
フィリピン	PHL	13.3	8.5	7.3	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7
インド	IND	25.5	15.0	11.8	10.2	8.7	8.3	7.9	7.7
オーストラリア	AUS	9.4	8.5	7.4	7.3	6.9	6.7	6.8	7.0
ニュージーランド	NZL	9.3	8.4	8.2	7.7	7.2	7.0	7.1	7.5
ブラジル	BRA	15.5	9.9	8.2	6.8	6.4	6.4	6.4	7.1

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

第2-8表　平均寿命
Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

（歳/years old）

国・地域 Country or region		1950～1955 年/Year			2000～2005			2005～2010		
		平均 Average	男性 Male	女性 Female	平均 Average	男性 Male	女性 Female	平均 Average	男性 Male	女性 Female
日本	JPN	62.2	60.4	63.9	81.8	78.3	85.2	82.7	79.3	86.1
アメリカ	USA	68.6	65.8	71.7	77.2	74.5	79.8	78.0	75.4	80.5
カナダ	CAN	69.0	66.6	71.5	79.7	77.2	82.1	80.5	78.2	82.8
イギリス	GBR	69.3	66.7	71.8	78.4	76.0	80.6	79.6	77.4	81.7
ドイツ	DEU	67.5	65.3	69.6	78.7	75.7	81.5	79.8	77.2	82.4
フランス	FRA	67.3	64.2	70.2	79.6	76.0	83.2	81.0	77.5	84.3
イタリア	ITA	66.3	64.5	68.1	80.2	77.2	83.0	81.4	78.6	84.0
スウェーデン	SWE	71.7	70.3	73.1	80.0	77.8	82.2	80.9	78.8	82.9
ロシア	RUS	64.5	60.5	67.3	64.9	58.6	71.9	67.7	61.6	74.0
中国	CHN	44.6	44.6	44.6	71.6	70.0	73.4	72.7	71.1	74.5
香港	HKG	63.2	59.0	66.4	80.5	77.8	83.3	81.6	79.0	84.3
韓国	KOR	47.9	46.0	49.9	77.4	73.8	80.8	80.0	76.5	83.3
シンガポール	SGP	60.2	57.5	63.0	79.4	77.2	81.5	80.6	78.5	82.7
マレーシア	MYS	55.4	54.5	56.4	72.5	70.5	74.8	73.4	71.2	75.7
タイ	THA	50.7	48.7	52.9	72.9	69.3	76.7	73.6	70.2	77.1
インドネシア	IDN	38.8	37.7	40.0	66.4	64.9	68.0	67.9	66.3	69.4
フィリピン	PHL	55.4	54.1	56.7	67.1	64.0	70.5	67.8	64.5	71.3
インド	IND	37.9	38.7	37.1	62.5	61.4	63.7	64.2	62.8	65.7
オーストラリア	AUS	69.3	66.7	72.2	80.3	77.8	82.8	81.4	79.1	83.8
ニュージーランド	NZL	69.6	67.6	72.0	78.9	76.6	81.2	80.1	78.0	82.2
ブラジル	BRA	50.9	49.2	52.6	70.9	67.2	74.8	72.2	68.7	75.9

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

参考表　完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命
Reference table: Japan's average life expectancy

（歳/years old）

	完全生命表 Complete life table			簡易生命表 Abridged life table				
年/Year	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
男性/Male	76.38	77.72	78.56	79.00	79.19	79.29	79.59	79.64
女性/Female	82.85	84.60	85.52	85.81	85.99	86.05	86.44	86.39

資料出所　厚生労働省(2011.7)「平成22年簡易生命表」

(注) 完全生命表は，国勢調査による日本人人口（確定数）や人口動態統計（確定数）をもとに5年ごとに作成しており，簡易生命表は，推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計（概数）をもとに毎年作成している。平均寿命は，推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに，0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標（生命関数）によって表したもの。

第2-9表　合計特殊出生率[1)]
Table 2-9: Total fertility rates

国・地域 Country or region		1950～1955年/Year	1990～1995	1995～2000	2000～2005	2005～2010	2010～2015	2015～2020	2020～2025
日本	JPN	3.00	1.48	1.37	1.30	1.32	1.42	1.51	1.58
アメリカ	USA	3.45	1.99	1.96	2.04	2.07	2.08	2.08	2.08
カナダ	CAN	3.65	1.69	1.56	1.52	1.65	1.69	1.73	1.76
イギリス	GBR	2.18	1.78	1.74	1.66	1.83	1.87	1.90	1.93
ドイツ	DEU	2.16	1.30	1.34	1.35	1.36	1.46	1.55	1.62
フランス	FRA	2.76	1.71	1.76	1.88	1.97	1.99	2.00	2.02
イタリア	ITA	2.36	1.28	1.22	1.25	1.38	1.48	1.56	1.63
スウェーデン	SWE	2.21	2.01	1.56	1.67	1.90	1.93	1.95	1.97
ロシア	RUS	2.85	1.55	1.25	1.30	1.44	1.53	1.61	1.67
中国	CHN	6.11	2.01	1.80	1.70	1.64	1.56	1.51	1.53
香港	HKG	4.44	1.24	0.87	0.81	0.99	1.14	1.27	1.38
韓国	KOR	5.05	1.70	1.51	1.22	1.29	1.39	1.48	1.56
シンガポール	SGP	6.61	1.84	1.58	1.33	1.25	1.37	1.47	1.55
マレーシア	MYS	6.23	3.42	3.18	2.96	2.72	2.57	2.45	2.34
タイ	THA	6.14	1.99	1.77	1.68	1.63	1.53	1.46	1.44
インドネシア	IDN	5.49	2.90	2.55	2.38	2.19	2.06	1.94	1.85
フィリピン	PHL	7.42	4.14	3.90	3.70	3.27	3.05	2.86	2.70
インド	IND	5.90	3.72	3.31	2.96	2.73	2.54	2.38	2.26
オーストラリア	AUS	3.18	1.86	1.78	1.75	1.93	1.95	1.97	1.99
ニュージーランド	NZL	3.69	2.07	1.95	1.95	2.14	2.14	2.13	2.13
ブラジル	BRA	6.15	2.60	2.45	2.25	1.90	1.80	1.72	1.66

資料出所　UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*
(注)　1) 合計特殊出生率とは，1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり，その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
アメリカ	USA	2.08	1.98	2.06	2.05	2.10	2.12	2.08	2.01	—
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.54	1.59	1.66	1.68	1.67	—
イギリス	GBR	1.83	1.71	1.64	1.78	1.84	1.90	1.96	1.94	—
ドイツ	DEU	*1.45	1.25	1.38	1.34	1.33	1.37	1.38	1.36	1.39
フランス	FRA	1.78	1.70	1.89	1.94	2.00	1.98	2.01	2.00	—
イタリア	ITA	1.33	1.19	1.26	1.32	1.35	1.37	1.42	1.41	—
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.71	1.72	1.72	1.77	1.79	1.79
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.67	1.76	1.80	1.82	1.86	1.84	—
デンマーク	DNK	1.67	1.80	1.77	1.80	1.85	1.84	1.89	1.84	1.87
スウェーデン	SWE	2.13	1.73	1.54	1.77	1.85	1.88	1.91	1.94	1.98
香港	HKG	1.27	1.30	1.03	0.96	0.98	1.02	1.06	1.04	1.11
韓国	KOR	1.57	1.63	1.47	1.08	1.12	1.25	1.19	1.15	1.23
シンガポール	SGP	1.83	1.67	1.60	1.26	1.28	1.29	1.28	1.22	1.15
オーストラリア	AUS	1.90	1.82	1.76	1.79	1.82	1.92	1.96	1.90	1.89

資料出所　日本:厚生労働省(2011.6)「平成22年人口動態統計月報年計」
アメリカ:Centers for Disease Control and Prevention(2011.11) *National Vital Statistics Reports*
カナダ:カナダ統計局(http://www.statcan.gc.ca/)2012年1月現在
欧州:Eurostat(http://epp.eurostat.ec.europa.eu/)2011年12月現在
香港:香港統計局(http://www.censtatd.gov.hk/hong_kong_statistics/)2012年1月現在
韓国:韓国統計局(http://kosis.kr/)2012年1月現在
シンガポール:シンガポール統計局(2011.6) *Yearbook of Statistics 2011*
オーストラリア:Australian Bureau of Statistics(2011.10) *Births, Australia, 2010*
国立社会保障・人口問題研究所(2011.2)「2011年版人口統計資料集」
(注)　*は暫定値。

第2-10表　労働力人口
Table 2-10: Labour force

（千人/thousands）

国 Country or region		1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	66,660	67,660	66,500	66,570	66,690	66,500	66,170	65,900
（65歳/years old～）		4,450	4,930	5,040	5,210	5,490	5,660	5,790	5,850
アメリカ		132,302	142,583	149,321	151,429	153,124	154,285	154,140	153,886
（65～）	USA	3,819	4,312	5,278	5,484	5,803	6,243	6,535	6,717
カナダ		14,689	15,842	17,293	17,517	17,884	18,204	18,329	18,525
（65～）	CAN	202	215	320	333	370	431	462	518
イギリス		28,026	28,742	29,556	29,945	30,006	31,119	31,240	31,365
（65～）	GBR	459	469	590	637	650	709	750	844
ドイツ		39,376	39,531	41,042	41,523	41,686	41,775	41,806	41,783
（65～）	DEU	334	365	521	545	598	645	670	670
フランス		25,033	26,057	27,402	27,581	27,799	27,989	28,268	28,379
（65～）	FRA	127	95	115	108	134	146	144	165
イタリア		22,868	23,720	24,448	24,662	24,728	25,097	24,970	24,972
（65～）	ITA	336	336	351	375	378	400	379	380
スウェーデン		4,463	4,505	4,707	4,759	4,832	4,887	4,912	4,962
（65～74）	SWE	75	77	77	80	90	103	111	111
EU-15		167,514	173,832	183,211	185,626	187,331	190,155	190,745	191,098
（65～）		2,005	2,048	2,475	2,597	2,753	2,927	2,999	3,127
ロシア		70,740	72,687	73,406	74,167	75,159	75,741	75,658	75,440
（65～72）	RUS	729	1,106	1,228	1,226	1,253	1,170	1,139	970
香港		3,001	3,374	3,534	3,572	3,630	3,649	3,677	3,654
（65～）	HKG	50	43	45	46	44	43	46	48
韓国		20,846	22,134	23,743	23,978	24,217	24,349	24,395	24,749
（65～）	KOR	741	1,007	1,361	1,445	1,525	1,541	1,565	1,587
シンガポール		1,748	2,192	2,367	1,881	1,918	1,928	1,986	2,047
（65～）	SGP	23	25	33	46	48	52	60	62
タイ[1)]		32,543	33,799	36,843	36,867	37,612	38,345	37,530	38,948
（60～）	THA	1,680	1,928	2,604	2,580	2,787	2,811	2,762	3,128
インドネシア		84,230	97,430	105,802	106,282	109,941	111,947	113,833	116,528
（60/65～）	IDN	3,182	5,502	8,388	8,012	4,683	4,707	4,766	5,000
フィリピン		28,039	30,906	35,492	35,463	35,916	37,057	37,892	38,893
（65～）	PHL	1,318	1,471	1,484	1,366	1,423	1,463	1,470	1,517
オーストラリア		9,000	9,590	10,529	10,773	11,060	11,356	11,602	11,868
（65～）	AUS	122	146	197	212	242	266	295	323
ニュージーランド		1,803	1,918	2,167	2,220	2,257	2,283	2,306	2,333
（65～）	NZL	24	33	55	62	71	78	83	92
ブラジル		70,528	75,843	93,675	94,965	96,075	98,027	99,682	－
（60/65～）	BRA	4,246	3,290	2,934	3,207	3,127	3,360	3,357	－

資料出所　日本：総務省（2011.9）「平成22年労働力調査」
OECD諸国及びロシア，ブラジル：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2011年11月現在，
ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2011年12月現在，各国資料

（注）各国の労働力人口の定義，調査対象については第2-11表（p.67～75）の注に準ずる。
高齢者：インドネシアの2005・2006年，ブラジルの1995・2000年は60歳以上。
1）1995年欄は1996年値。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2010年）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2010

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	（千人/thousands）			（千人/thousands）			（%）		
日本[1]/JPN									
15－19	6,050	3,100	2,950	920	450	470	15.2	14.5	15.9
20－24	6,760	3,470	3,300	4,620	2,330	2,290	68.3	67.1	69.4
25－29	7,420	3,790	3,620	6,360	3,570	2,790	85.7	94.2	77.1
30－34	8,320	4,220	4,100	6,850	4,060	2,780	82.3	96.2	67.8
35－39	9,710	4,910	4,790	7,920	4,750	3,170	81.6	96.7	66.2
40－44	8,660	4,360	4,290	7,290	4,220	3,070	84.2	96.8	71.6
45－49	7,960	4,000	3,960	6,870	3,880	3,000	86.3	97.0	75.8
50－54	7,650	3,820	3,830	6,450	3,660	2,790	84.3	95.8	72.8
55－59	8,720	4,320	4,410	6,790	4,010	2,790	77.9	92.8	63.3
60－64	9,880	4,830	5,050	5,980	3,670	2,310	60.5	76.0	45.7
65－69	8,240	3,930	4,310	3,110	1,920	1,180	37.7	48.9	27.4
70－74	6,970	3,230	3,740	1,560	960	600	22.4	29.7	16.0
75～	14,150	5,380	8,760	1,180	730	450	8.3	13.6	5.1
15－64	81,130	40,820	40,310	60,060	34,610	25,440	74.0	84.8	63.1
65～	29,350	12,550	16,810	5,850	3,610	2,240	19.9	28.8	13.3
計/Total (15～)	110,490	53,370	57,120	65,900	38,220	27,680	59.6	71.6	48.5
アメリカ[2]/USA									
16－19	16,901	8,578	8,323	5,905	2,991	2,914	34.9	34.9	35.0
20－24	21,047	10,550	10,497	15,028	7,864	7,164	71.4	74.5	68.2
25－29	21,100	10,604	10,496	17,300	9,370	7,930	82.0	88.4	75.6
30－34	19,803	9,861	9,942	16,313	8,981	7,332	82.4	91.1	73.7
35－39	19,583	9,680	9,903	16,271	8,929	7,342	83.1	92.2	74.1
40－44	20,508	10,128	10,380	17,095	9,190	7,905	83.4	90.7	76.2
45－49	22,355	10,982	11,373	18,460	9,720	8,740	82.6	88.5	76.8
50－54	21,943	10,732	11,211	17,500	9,135	8,365	79.8	85.1	74.6
55－59	19,300	9,343	9,957	14,145	7,332	6,813	73.3	78.5	68.4
60－64	16,585	7,948	8,637	9,152	4,771	4,381	55.2	60.0	50.7
65－69	12,070	5,674	6,396	3,796	2,071	1,725	31.4	36.5	27.0
70－74	9,051	4,084	4,967	1,628	900	728	18.0	22.0	14.7
75～	17,585	7,011	10,574	1,293	729	564	7.4	10.4	5.3
16－64	199,125	98,406	100,719	147,169	78,283	68,886	73.9	79.6	68.4
65～	38,706	16,769	21,937	6,717	3,700	3,017	17.4	22.1	13.8
計/Total (16～)	237,831	115,175	122,656	153,886	81,983	71,903	64.7	71.2	58.6

資料出所　日本：総務省(2011.9)「平成22年労働力調査」
OECD諸国及びロシア，ブラジル：OECD database (http://stats.oecd.org/) 2011年11月現在，その他：ILO LABORSTA (http://laborsta.ilo.org/) 2011年12月現在

(注)　注記がない限り，15歳以上の非施設人口を対象。
1)　国内居住者を対象とし，外国の外交官，在留米軍などは含まない。自衛隊及び収監施設の収容者は含む。
2)　米国商務省Current Population Survey（CPS）による。16歳以上を対象。軍人，施設人口，外国の外交官，海外居住の米国人は含まない。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2010年）（続き）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2010 (*cont.*)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	（千人/thousands）			（千人/thousands）			（%）		
カナダ[3]/CAN									
15－19	2,167	1,108	1,060	1,113	547	566	51.4	49.4	53.4
20－24	2,293	1,170	1,123	1,763	920	843	76.9	78.6	75.1
25－29	2,329	1,172	1,157	2,006	1,051	954	86.1	89.7	82.5
30－34	2,242	1,115	1,127	1,936	1,024	912	86.3	91.8	80.9
35－39	2,220	1,101	1,119	1,929	1,015	914	86.9	92.1	81.7
40－44	2,383	1,203	1,179	2,097	1,105	992	88.0	91.8	84.1
45－49	2,711	1,348	1,363	2,362	1,217	1,144	87.1	90.3	84.0
50－54	2,597	1,303	1,294	2,184	1,144	1,040	84.1	87.8	80.4
55－59	2,251	1,108	1,143	1,634	860	773	72.6	77.7	67.6
60－64	1,939	949	990	983	547	436	50.7	57.7	44.1
65～69	1,443	699	743	345	215	130	23.9	30.8	17.5
70～74	1,068	503	565	112	77	36	10.5	15.2	6.3
75～	2,017	845	1,171	61	41	21	3.0	4.7	1.7
15－64	23,131	11,578	11,554	18,007	9,431	8,576	77.8	81.5	74.2
65～	4,527	2,047	2,480	518	332	186	11.4	16.2	7.5
計/Total（15～）	27,659	13,625	14,034	18,525	9,763	8,762	67.0	71.7	62.4
イギリス[4]/GBR									
15－19	3,121	1,596	1,525	1,538	771	767	49.3	48.3	50.3
20－24	4,232	2,144	2,088	3,089	1,673	1,416	73.0	78.0	67.8
25－29	4,234	2,152	2,082	3,600	1,980	1,620	85.0	92.0	77.8
30－34	3,857	1,931	1,926	3,273	1,814	1,459	84.9	93.9	75.8
35－39	4,192	2,075	2,117	3,527	1,909	1,618	84.1	92.0	76.4
40－44	4,612	2,283	2,329	3,975	2,095	1,880	86.2	91.8	80.8
45－49	4,524	2,220	2,304	3,910	2,016	1,894	86.4	90.8	82.2
50－54	3,949	1,947	2,002	3,274	1,710	1,564	82.9	87.8	78.1
55－59	3,548	1,743	1,805	2,634	1,410	1,224	74.2	80.9	67.8
60－64	3,721	1,812	1,909	1,701	1,050	651	45.7	57.9	34.1
65－69	2,887	1,389	1,498	588	345	243	20.4	24.8	16.3
70－74	2,433	1,143	1,290	180	105	75	7.4	9.2	5.8
75～	4,500	1,858	2,642	76	47	29	1.7	2.5	1.1
15－64	39,990	19,903	20,087	30,521	16,428	14,093	76.3	82.5	70.2
65～	9,820	4,390	5,430	844	497	347	8.6	11.3	6.4
計/Total（15～）	49,810	24,293	25,517	31,365	16,925	14,440	63.0	69.7	56.6

3) カナダ統計局「労働力調査」による。フルタイムの軍人，施設人口。
4) イギリス統計局「労働力調査」による。16歳以上を対象。職業軍人は含むが徴兵は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	（千人/thousands）			（千人/thousands）			（%）		
ドイツ[5]/DEU									
15－19	4,248	2,201	2,047	1,298	740	558	30.6	33.6	27.3
20－24	4,888	2,495	2,393	3,438	1,827	1,611	70.3	73.2	67.3
25－29	4,932	2,498	2,434	4,070	2,176	1,894	82.5	87.1	77.8
30－34	4,793	2,416	2,377	4,138	2,283	1,855	86.3	94.5	78.0
35－39	5,095	2,569	2,526	4,476	2,456	2,020	87.9	95.6	80.0
40－44	6,827	3,480	3,347	6,146	3,324	2,822	90.0	95.5	84.3
45－49	6,813	3,454	3,359	6,093	3,249	2,844	89.4	94.1	84.7
50－54	6,087	3,018	3,069	5,229	2,745	2,484	85.9	91.0	80.9
55－59	5,446	2,690	2,756	4,219	2,281	1,938	77.5	84.8	70.3
60－64	4,514	2,219	2,295	2,006	1,192	814	44.4	53.7	35.5
65－69	4,717	2,253	2,464	407	245	162	8.6	10.9	6.6
70－74	4,930	2,289	2,641	180	115	65	3.7	5.0	2.5
75～	6,910	2,695	4,215	83	53	30	1.2	2.0	0.7
15－64	53,643	27,040	26,603	41,113	22,273	18,840	76.6	82.4	70.8
65～	16,557	7,237	9,320	670	413	257	4.0	5.7	2.8
計/Total（15～）	70,200	34,277	35,923	41,783	22,686	19,097	59.5	66.2	53.2
フランス[6]/FRA									
15－19	3,633	1,845	1,788	587	364	223	16.2	19.8	12.5
20－24	3,808	1,894	1,914	2,369	1,255	1,114	62.2	66.3	58.2
25－29	3,856	1,901	1,954	3,380	1,772	1,608	87.7	93.2	82.3
30－34	3,796	1,873	1,923	3,365	1,791	1,575	88.7	95.6	81.9
35－39	4,234	2,099	2,136	3,811	2,001	1,810	90.0	95.3	84.7
40－44	4,289	2,110	2,178	3,881	2,011	1,870	90.5	95.3	85.8
45－49	4,311	2,108	2,203	3,888	1,989	1,899	90.2	94.3	86.2
50－54	4,141	2,009	2,132	3,570	1,838	1,733	86.2	91.5	81.3
55－59	4,036	1,949	2,087	2,630	1,348	1,282	65.2	69.2	61.4
60－64	3,868	1,870	1,998	731	378	353	18.9	20.2	17.7
65－69	2,553	1,208	1,345	114	67	47	4.5	5.5	3.5
70－74	2,336	1,054	1,282	31	19	12	1.3	1.8	0.9
75～	5,104	1,953	3,152	20	14	6	0.4	0.7	0.2
15－64	39,972	19,659	20,314	28,214	14,748	13,466	70.6	75.0	66.3
65～	9,993	4,215	5,779	165	100	65	1.6	2.4	1.1
計/Total（15～）	49,966	23,873	26,092	28,379	14,848	13,531	56.8	62.2	51.9

5) ドイツ統計局「マイクロセンサス」及び「労働力調査」による。国内居住者を対象。軍人を含む。外国の外交官，在留外国軍は含まない。
6) フランス国立経済統計研究所「労働力調査」による。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2010年）（続き）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2010 (*cont.*)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	（千人/thousands）			（千人/thousands）			（%）		
イタリア[7]/ITA									
15－19	2,958	1,521	1,437	259	168	91	8.8	11.0	6.3
20－24	3,113	1,584	1,529	1,464	862	602	47.0	54.4	39.4
25－29	3,487	1,749	1,738	2,405	1,348	1,057	69.0	77.1	60.8
30－34	4,173	2,099	2,074	3,286	1,890	1,396	78.7	90.0	67.3
35－39	4,796	2,409	2,387	3,853	2,227	1,626	80.3	92.4	68.1
40－44	4,944	2,476	2,468	3,936	2,290	1,646	79.6	92.5	66.7
45－49	4,655	2,310	2,345	3,634	2,127	1,507	78.1	92.1	64.3
50－54	4,046	1,989	2,057	2,956	1,768	1,188	73.1	88.9	57.8
55－59	3,691	1,799	1,892	2,019	1,229	790	54.7	68.4	41.8
60－64	3,684	1,783	1,901	780	547	233	21.1	30.6	12.3
65－69	3,123	1,478	1,645	220	161	59	7.1	11.0	3.6
70－74	3,015	1,378	1,637	105	85	20	3.4	6.2	1.2
75～	5,886	2,246	3,640	55	44	11	0.9	2.0	0.3
15－64	39,547	19,719	19,828	24,592	14,456	10,136	62.2	73.3	51.1
65～	12,024	5,102	6,922	380	290	90	3.2	5.7	1.3
計/Total（15～）	51,571	24,821	26,750	24,972	14,746	10,226	48.4	59.4	38.2
スウェーデン[8]/SWE									
15－19	627	322	305	198	95	104	31.6	29.3	34.0
20－24	618	316	302	443	236	207	71.6	74.6	68.4
25－29	575	295	280	487	261	226	84.7	88.5	80.7
30－34	580	296	284	527	281	246	90.8	94.7	86.8
35－39	635	322	312	586	308	278	92.3	95.5	88.9
40－44	656	334	322	611	320	291	93.2	95.7	90.5
45－49	633	322	311	583	305	278	92.0	94.6	89.3
50－54	585	296	289	526	271	255	89.9	91.7	88.0
55－59	573	288	285	488	254	234	85.2	88.3	82.0
60－64	621	310	311	402	219	183	64.8	70.8	58.8
65－69	532	265	267	84	56	29	15.8	21.0	10.7
70－74	386	185	201	27	20	7	7.0	10.7	3.6
15－64	6,103	3,101	3,002	4,850	2,549	2,301	79.5	82.2	76.7
65－74	918	450	469	111	75	36	12.1	16.7	7.7
計/Total（15-74）	7,022	3,551	3,471	4,962	2,624	2,337	70.7	73.9	67.3

7) イタリア国立統計研究所「労働力調査」による。軍人を含む。
8) スウェーデン統計局「労働力調査」による。市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし，軍人，徴兵も含む。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	（千人/thousands）			（千人/thousands）			（%）		
EU-15									
15－19	20,614	10,555	10,059	5,613	3,069	2,544	27.2	29.1	25.3
20－24	23,532	11,906	11,626	15,326	8,231	7,095	65.1	69.1	61.0
25－29	25,153	12,678	12,475	20,919	11,197	9,722	83.2	88.3	77.9
30－34	26,166	13,176	12,990	22,576	12,376	10,200	86.3	93.9	78.5
35－39	28,112	14,120	13,992	24,364	13,306	11,058	86.7	94.2	79.0
40－44	30,607	15,378	15,228	26,647	14,456	12,191	87.1	94.0	80.1
45－49	29,844	14,868	14,976	25,707	13,807	11,900	86.1	92.9	79.5
50－54	26,946	13,306	13,640	22,043	11,928	10,114	81.8	89.7	74.2
55－59	24,494	12,020	12,474	16,710	9,276	7,434	68.2	77.2	59.6
60－64	23,279	11,328	11,951	8,066	4,870	3,196	34.6	43.0	26.7
65－69	19,445	9,239	10,206	1,967	1,214	753	10.1	13.1	7.4
70－74	16,733	7,706	9,026	632	417	215	3.8	5.4	2.4
75～	29,437	11,557	17,880	290	196	94	1.0	1.7	0.5
15－64	258,746	129,334	129,411	187,971	102,516	85,455	72.6	79.3	66.0
65～	68,671	29,771	38,900	3,127	1,971	1,156	4.6	6.6	3.0
計(15～)	327,417	159,106	168,311	191,098	104,487	86,611	58.4	65.7	51.5
ロシア[9]/RUS									
15－19	8,496	4,338	4,157	1,104	680	424	13.0	15.7	10.2
20－24	12,256	6,212	6,044	7,924	4,392	3,532	64.7	70.7	58.4
25－29	12,257	6,159	6,098	10,349	5,599	4,749	84.4	90.9	77.9
30－34	10,799	5,341	5,458	9,537	4,983	4,553	88.3	93.3	83.4
35－39	10,069	4,952	5,117	9,012	4,565	4,447	89.5	92.2	86.9
40－44	9,193	4,444	4,749	8,663	4,242	4,420	94.2	95.5	93.1
45－49	11,248	5,309	5,939	10,599	5,044	5,555	94.2	95.0	93.5
50－54	11,260	5,121	6,140	9,522	4,458	5,064	84.6	87.1	82.5
55－59	9,748	4,236	5,513	5,938	3,188	2,750	60.9	75.3	49.9
60－64	6,898	2,834	4,063	1,825	960	865	26.5	33.9	21.3
65～72	18,290	5,725	12,565	970	464	506	5.3	8.1	4.0
15－64	102,223	48,945	53,278	74,470	38,111	36,360	72.9	77.9	68.2
計/Total(15～72)	120,513	54,671	65,842	75,440	38,575	36,865	62.6	70.6	56.0

9) ロシア統計局 Population Sample Survey of Employment（PSSE）による定住人口。15歳から72歳までを対象。施設人口，6か月以上不在の者は含まない。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2010年)(続き)

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2010 (*cont.*)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
香港[10]/HKG									
0－14	853	441	412	－	－	－	－	－	－
15－19	433	222	210	43	23	20	9.8	10.3	9.3
20－24	460	220	240	280	134	145	60.8	61.0	60.6
25－29	548	233	314	483	216	267	88.3	92.6	85.0
30－34	542	225	317	464	214	250	85.6	95.2	78.9
35－39	572	240	332	470	229	241	82.2	95.5	72.6
40－44	581	252	329	472	240	233	81.3	95.2	70.7
45－49	668	309	358	526	289	237	78.8	93.5	66.1
50－54	627	310	317	459	278	181	73.2	89.8	57.0
55－59	492	245	248	283	187	96	57.6	76.5	38.9
60－64	373	188	185	125	91	34	33.4	48.1	18.3
65～	915	425	410	48	39	9	5.2	9.2	2.2
15－64	5,295	2,445	2,840	3,606	1,902	1,704	68.1	77.8	60.0
計/Total (15～)	6,210	2,869	3,341	3,654	1,941	1,713	58.8	67.6	51.3
計/Total (0～)	7,063	3,310	3,754	－	－	－	－	－	－
韓国[11]/KOR									
15－19	3,336	1,742	1,594	232	96	136	7.0	5.5	8.5
20－24	2,643	1,130	1,513	1,293	483	810	48.9	42.7	53.5
25－29	3,725	1,901	1,824	2,730	1,457	1,273	73.3	76.6	69.8
30－34	3,843	1,970	1,873	2,833	1,810	1,023	73.7	91.9	54.6
35－39	4,259	2,178	2,081	3,214	2,051	1,163	75.5	94.2	55.9
40－44	4,201	2,129	2,072	3,366	2,000	1,366	80.1	93.9	65.9
45－49	4,217	2,132	2,085	3,353	1,986	1,367	79.5	93.2	65.6
50－54	3,917	1,967	1,950	2,975	1,779	1,196	76.0	90.4	61.3
55－59	2,837	1,411	1,426	1,938	1,177	761	68.3	83.4	53.4
60－64	2,211	1,081	1,130	1,228	759	469	55.5	70.2	41.5
65－69	1,845	836	1,009	775	449	326	42.0	53.7	32.3
70－74	1,581	693	888	522	293	229	33.0	42.3	25.8
75～	1,973	678	1,295	290	153	137	14.7	22.6	10.6
15－64	35,189	17,641	17,548	23,162	13,598	9,564	65.8	77.1	54.5
65～	5,399	2,207	3,192	1,587	895	692	29.4	40.6	21.7
計/Total (15～)	40,588	19,848	20,740	24,749	14,493	10,256	61.0	73.0	49.5

10) 香港統計処「一般世帯調査」による。軍人は含まない。
11) 韓国統計局「労働力調査」による定住人口。軍人及び軍属，在留外国人，海外居住者を除く国内居住者。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	（千人/thousands）			（千人/thousands）			（%）		
シンガポール[12]/SGP									
0－14	654	334	320	—	—	—	—	—	—
15－19	264	134	130	41	24	17	15.4	17.5	13.1
20－24	247	124	123	158	83	75	65.8	66.2	65.3
25－29	273	131	141	223	114	110	89.4	93.3	85.7
30－34	299	143	156	255	132	123	89.0	97.7	81.3
35－39	320	156	164	275	150	125	86.2	98.0	75.2
40－44	309	153	156	254	142	113	84.4	96.8	72.7
45－49	323	163	160	267	154	113	82.4	96.1	68.9
50－54	303	153	150	236	137	99	78.6	92.6	64.9
55－59	249	125	124	179	111	68	68.3	85.0	51.7
60－64	192	95	97	99	64	35	51.0	67.5	35.4
65～	338	150	189	62	42	20	18.3	28.0	10.6
15－64	2,779	1,377	1,402	1,986	1,110	876	71.5	80.6	62.5
計/Total（15～）	3,117	1,527	1,591	2,047	1,152	896	66.2	76.5	56.5
計/Total（0～）	3,772	1,861	1,911	—	—	—	—	—	—
タイ[13] / THA									
0－14	10,201	5,362	4,848	—	—	—	—	—	—
15－19	5,208	2,663	2,545	1,283	844	439	24.6	31.7	17.2
20－24	5,224	2,667	2,557	3,591	2,083	1,508	68.7	78.1	59.0
25－29	5,301	2,687	2,614	4,606	2,527	2,079	86.9	94.0	79.5
30－34	5,351	2,686	2,665	4,851	2,576	2,275	90.7	95.9	85.4
35－39	5,497	2,681	2,816	5,030	2,587	2,443	91.5	96.5	86.8
40－49	10,775	5,199	5,576	9,707	5,028	4,679	90.1	96.7	83.9
50－59	8,220	3,933	4,287	6,752	3,619	3,133	82.1	92.0	73.1
60～	8,102	3,576	4,526	3,128	1,792	1,336	38.6	50.1	29.5
計/Total（15～）	53,677	26,090	27,587	38,948	21,056	17,893	72.6	80.7	64.9
計/Total（0～）	63,878	31,452	32,426	—	—	—	—	—	—
インドネシア[14]/IDN									
15－19	22,773	11,618	11,155	7,672	4,495	3,176	33.7	38.7	28.5
20－24	18,286	9,049	9,237	12,485	7,526	4,959	68.3	83.2	53.7
25－29	20,971	10,564	10,406	15,833	10,040	5,792	75.5	95.0	55.7
30－34	20,747	10,264	10,483	15,910	10,012	5,898	76.7	97.5	56.3
35－39	18,562	9,172	9,389	14,561	8,998	5,564	78.4	98.1	59.3
40－44	17,116	8,803	8,314	13,805	8,636	5,169	80.7	98.1	62.2
45－49	14,167	7,064	7,103	11,419	6,892	4,528	80.6	97.6	63.7
50－54	12,052	6,140	5,912	9,465	5,837	3,628	78.5	95.1	61.4
55－59	8,719	4,456	4,263	6,424	3,937	2,486	73.7	88.4	58.3
60－64	6,318	3,061	3,257	3,955	2,416	1,540	62.6	78.9	47.3
65～	12,359	5,629	6,730	5,000	3,094	1,905	40.5	55.0	28.3
15－64	159,711	80,192	79,520	111,528	68,787	42,741	69.8	85.8	53.7
計/Total（15～）	172,070	85,821	86,249	116,528	71,882	44,646	67.7	83.8	51.8

12) シンガポール労働省「労働力調査」と統計局「人口統計」による。国籍保有者・永住権保有者を対象。永住権を持たない外国人を含まない。労働力人口，労働力率は2010年央。
13) タイ統計局「労働力調査」2010年第4四半期の値。
14) インドネシア統計局「労働力調査」2010年8月の値（労働力調査は年2回，2月と8月に実施）。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2010年）（続き）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2010 (*cont.*)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	（千人/thousands）			（千人/thousands）			（%）		
フィリピン[15]/PHL									
0－14	31,157	15,915	15,242	—	—	—	—	—	—
15－24	18,461	9,380	9,081	8,284	5,125	3,139	44.9	54.6	34.6
25－34	14,894	7,416	7,478	10,384	6,549	3,836	69.7	88.3	51.3
35－44	11,451	5,751	5,700	8,556	5,220	3,351	74.7	90.8	58.8
45－54	8,634	4,351	4,283	6,573	3,892	2,699	76.1	89.5	63.0
55－64	5,359	2,644	2,714	3,578	2,088	1,486	66.8	79.0	54.8
65～	4,059	1,807	2,252	1,517	878	637	37.4	48.6	28.3
不明/n.a.	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15－64	58,799	29,542	29,256	37,375	22,874	14,511	63.6	77.4	49.6
計/Total（15～）	62,858	31,349	31,508	38,893	23,729	15,164	61.9	75.7	48.1
計/Total（0～）	94,013	47,264	46,750	—	—	—	—	—	—
オーストラリア[16]/AUS									
15－19	1,504	771	733	847	424	424	56.3	55.0	57.8
20－24	1,650	845	805	1,316	705	612	79.8	83.4	75.9
25－29	1,667	843	824	1,378	765	613	82.7	90.8	74.4
30－34	1,533	766	767	1,251	704	547	81.6	91.9	71.3
35－39	1,609	797	812	1,320	731	589	82.0	91.7	72.5
40－44	1,554	771	783	1,301	703	598	83.7	91.2	76.3
45－49	1,570	777	793	1,331	698	633	84.8	89.8	79.8
50－54	1,470	726	744	1,210	638	571	82.3	87.9	76.8
55－59	1,326	656	670	959	526	433	72.3	80.2	64.6
60－64	1,213	604	609	633	372	260	52.2	61.6	42.8
65－69	911	451	460	222	141	81	24.4	31.3	17.5
70～	2,102	929	1,174	101	71	30	4.8	7.7	2.5
15－64	15,096	7,556	7,540	11,545	6,266	5,279	76.5	82.9	70.0
65～	3,014	1,380	1,634	323	213	110	10.7	15.4	6.8
計/Total（15～）	18,110	8,936	9,174	11,868	6,479	5,389	65.5	72.5	58.7

15) フィリピン統計局「労働力調査」。軍人を除く。
16) オーストラリア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の居住国民を対象。軍人は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	（千人/thousands）			（千人/thousands）			（%）		
ニュージーランド[17]/NZL									
15－19	320	164	157	153	77	76	47.8	47.0	48.7
20－24	313	159	154	229	124	105	73.2	77.8	68.5
25－29	287	142	145	230	128	102	80.2	90.1	70.6
30－34	268	128	140	217	120	98	81.1	93.4	70.0
35－39	299	141	158	249	132	118	83.3	93.1	74.5
40－44	311	148	162	267	137	130	85.8	92.2	80.0
45－49	321	155	166	279	142	137	86.9	91.7	82.4
50－54	291	142	149	252	129	123	86.6	90.6	82.8
55－59	251	123	128	204	106	98	81.5	86.2	77.0
60－64	229	113	117	160	89	71	69.7	78.9	60.8
65－69	175	85	89	63	38	25	36.2	44.7	28.1
70－74	135	65	70	21	12	8	15.2	19.0	11.6
75～	228	100	128	8	6	2	3.7	6.0	1.9
15－64	2,889	1,415	1,474	2,241	1,182	1,058	77.5	83.6	71.8
65～	537	250	288	92	56	36	17.1	22.6	12.4
計/Total（15～）	3,426	1,665	1,762	2,333	1,239	1,094	68.1	74.4	62.1
ブラジル[18]/BRA									
15－19	16,936	8,559	8,377	8,025	4,727	3,298	47.4	55.2	39.4
20－24	16,498	8,248	8,250	12,939	7,260	5,679	78.4	88.0	68.8
25－29	16,473	8,062	8,411	13,781	7,586	6,196	83.7	94.1	73.7
30－34	15,060	7,239	7,821	12,759	6,885	5,874	84.7	95.1	75.1
35－39	13,836	6,621	7,215	11,682	6,295	5,387	84.4	95.1	74.7
40－44	13,339	6,372	6,967	11,121	6,031	5,091	83.4	94.6	73.1
45－49	12,101	5,772	6,329	9,676	5,336	4,340	80.0	92.5	68.6
50－54	10,686	4,953	5,733	7,815	4,316	3,498	73.1	87.2	61.0
55－59	8,720	4,067	4,653	5,394	3,157	2,237	61.9	77.6	48.1
60－64	6,648	3,079	3,569	3,134	1,966	1,167	47.1	63.9	32.7
70～	9,746	4,095	5,651	1,584	1,048	536	16.3	25.6	9.5
15－64	130,297	62,971	67,326	96,325	53,560	42,766	73.9	85.1	63.5
65～	15,088	6,536	8,552	3,357	2,195	1,161	22.2	33.6	13.6
計/Total（15～）	145,385	69,507	75,879	99,682	55,755	43,927	68.6	80.2	57.9

17) ニュージーランド統計局「労働力調査」による。軍人，施設人口は含まない。
18) ブラジル統計局「労働力調査(サンプル調査)」による。10歳以上を対象。施設人口は含まない。7大都市圏(レシフェ，サルヴァドール，ベロオリゾンテ，リオデジャネイロ，サンパウロ，ポルトアレグレ，クリティバ)を対象。2009年の数値。

第2-12表　就業率（15-64歳）
Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

（男女計/Total）　（%）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	69.2	68.9	68.7	69.3	70.0	70.7	70.7	70.0	70.1
アメリカ[1)]	USA	72.5	74.1	71.2	71.5	72.0	71.8	70.9	67.6	66.7
カナダ	CAN	67.5	70.9	72.5	72.4	72.8	73.5	73.6	71.5	71.5
イギリス[1)]	GBR	69.2	72.2	72.7	72.6	72.5	72.3	72.7	70.6	70.3
ドイツ	DEU	64.6	65.6	65.0	65.5	67.2	69.0	70.2	70.4	71.2
フランス	FRA	59.5	61.7	63.7	63.7	63.7	64.3	64.9	64.1	64.0
イタリア	ITA	51.2	53.9	57.4	57.5	58.4	58.7	58.7	57.5	56.9
オランダ	NLD	65.1	72.1	71.1	71.5	72.5	74.4	75.9	75.6	74.7
ベルギー	BEL	56.3	60.9	60.3	61.1	61.0	62.0	62.4	61.6	62.0
ルクセンブルク	LUX	58.5	62.7	62.5	63.6	63.6	64.2	63.4	65.2	65.2
デンマーク	DNK	73.9	76.4	75.7	75.9	77.4	77.1	77.9	75.7	73.4
スウェーデン[1)]	SWE	72.2	74.3	73.7	74.0	74.6	75.7	75.8	72.3	72.7
フィンランド	FIN	61.9	67.5	67.8	68.5	69.6	70.5	71.3	68.4	68.3
ノルウェー[1)]	NOR	73.5	77.9	75.6	75.2	75.5	76.9	78.1	76.5	75.4
EU-15[2)]		60.4	63.6	65.0	65.4	66.3	67.0	67.4	66.0	65.7
ロシア	RUS	64.4	63.7	64.9	65.9	66.7	68.3	68.6	66.8	67.4
韓国	KOR	63.5	61.5	63.6	63.7	63.8	63.9	63.8	62.9	63.3
オーストラリア	AUS	67.7	69.3	70.3	71.5	72.2	72.9	73.2	72.0	72.4
ニュージーランド	NZL	69.7	70.4	73.2	74.3	74.9	75.2	74.7	72.9	72.3

（男性/Male）　（%）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	81.9	80.9	80.0	80.4	81.0	81.7	81.6	80.2	80.0
アメリカ[1)]	USA	79.5	80.6	77.2	77.6	78.1	77.8	76.4	72.0	71.1
カナダ	CAN	73.4	76.2	76.6	76.6	76.7	77.1	77.2	73.9	74.2
イギリス[1)]	GBR	76.1	78.9	78.9	78.8	78.4	78.4	78.5	75.7	75.3
ドイツ	DEU	73.7	72.9	70.8	71.4	72.8	74.7	75.9	75.5	76.1
フランス	FRA	67.3	68.8	69.4	69.2	68.9	69.2	69.6	68.4	68.3
イタリア	ITA	67.0	68.2	69.7	69.7	70.5	70.7	70.3	68.6	67.7
オランダ	NLD	76.0	81.2	78.6	78.7	79.5	81.1	82.4	81.5	80.0
ベルギー	BEL	66.9	69.8	67.9	68.3	67.9	68.7	68.6	67.2	67.4
ルクセンブルク	LUX	74.3	75.0	72.8	73.3	72.6	72.3	71.5	73.2	73.1
デンマーク	DNK	80.7	80.7	79.7	79.8	81.2	81.0	81.9	78.3	75.8
スウェーデン[1)]	SWE	73.5	76.3	75.5	76.2	77.1	78.2	78.3	74.2	75.0
フィンランド	FIN	64.8	70.5	70.0	70.5	71.8	72.4	73.4	68.9	69.7
ノルウェー[1)]	NOR	78.1	81.7	78.4	78.3	78.6	79.7	80.6	78.4	77.4
EU-15[2)]		70.9	73.0	72.9	73.2	73.8	74.5	74.5	72.2	71.6
ロシア	RUS	69.5	67.7	68.5	69.5	69.9	71.8	72.9	70.6	71.6
韓国	KOR	76.8	73.1	75.2	75.0	74.6	74.7	74.4	73.6	73.9
オーストラリア	AUS	76.4	77.1	77.6	78.5	78.8	79.6	79.7	77.8	78.6
ニュージーランド	NZL	78.2	77.9	80.6	81.3	81.9	81.9	80.9	78.6	78.2

（女性/Female）　　（%）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	56.4	56.7	57.4	58.1	58.8	59.5	59.7	59.8	60.1
アメリカ[1)]	USA	65.8	67.8	65.4	65.6	66.1	65.9	65.5	63.4	62.4
カナダ	CAN	61.6	65.6	68.3	68.2	68.8	69.9	70.1	69.0	68.8
イギリス[1)]	GBR	62.5	65.6	66.6	66.7	66.8	66.3	66.9	65.6	65.3
ドイツ	DEU	55.3	58.1	59.2	59.6	61.4	63.2	64.3	65.2	66.1
フランス	FRA	52.0	54.8	58.2	58.4	58.6	59.7	60.4	60.0	59.9
イタリア	ITA	35.4	39.6	45.2	45.3	46.3	46.6	47.2	46.4	46.1
オランダ	NLD	53.9	62.7	63.5	64.1	65.4	67.5	69.3	69.6	69.4
ベルギー	BEL	45.4	51.9	52.6	53.8	54.0	55.3	56.2	56.0	56.5
ルクセンブルク	LUX	42.2	50.0	51.9	53.7	54.6	56.1	55.1	57.0	57.2
デンマーク	DNK	67.0	72.1	71.6	71.9	73.4	73.2	73.9	73.1	71.1
スウェーデン[1)]	SWE	70.9	72.2	71.8	71.8	72.1	73.2	73.2	70.2	70.3
フィンランド	FIN	59.0	64.5	65.5	66.5	67.3	68.5	69.0	67.9	66.9
ノルウェー[1)]	NOR	68.8	74.0	72.7	72.0	72.3	74.0	75.4	74.4	73.3
EU-15[2)]		49.9	54.3	57.1	57.7	58.7	59.6	60.4	59.8	59.7
ロシア	RUS	59.5	59.8	61.5	62.6	63.7	65.1	64.7	63.3	63.5
韓国	KOR	50.5	50.0	52.2	52.5	53.1	53.2	53.2	52.2	52.6
オーストラリア	AUS	59.0	61.4	63.0	64.6	65.5	66.1	66.7	66.3	66.2
ニュージーランド	NZL	61.3	63.2	66.1	67.6	68.2	68.7	68.7	67.4	66.7

資料出所　OECD Database（http://stats.oecd.org/）“Labour Force Statistics”2012年1月現在
（注）　1）16～64歳の値。
　　2）EU-15は，イギリス，ドイツ，フランス，イタリア，オランダ，ベルギー，ルクセンブルク，デンマーク，スウェーデン，フィンランド，オーストリア，アイルランド，ギリシャ，スペイン，ポルトガルの15か国。

第2-13表　性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2010年）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2010

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
日本/JPN	（千人/thousands）			（千人/thousands）					（%）
15－19	6,050	3,100	2,950	830	400	430	13.7	12.9	14.6
20－24	6,770	3,470	3,300	4,190	2,090	2,100	61.9	60.2	63.6
25－29	7,410	3,790	3,620	5,910	3,280	2,630	79.8	86.5	72.7
30－34	8,320	4,220	4,100	6,480	3,850	2,630	77.9	91.2	64.1
35－39	9,700	4,910	4,790	7,540	4,540	3,000	77.7	92.5	62.6
40－44	8,650	4,360	4,290	6,980	4,050	2,930	80.7	92.9	68.3
45－49	7,960	4,000	3,960	6,600	3,720	2,880	82.9	93.0	72.7
50－54	7,650	3,820	3,830	6,200	3,510	2,690	81.0	91.9	70.2
55－59	8,730	4,320	4,410	6,500	3,800	2,700	74.5	88.0	61.2
60－64	9,880	4,830	5,050	5,640	3,410	2,230	57.1	70.6	44.2
65－69	8,240	3,930	4,310	3,000	1,840	1,160	36.4	46.8	26.9
70－74	6,400	3,200	3,200	1,880	940	940	29.4	29.4	29.4
75～	13,630	5,160	8,470	1,140	700	440	8.4	13.6	5.2
15－64	81,120	40,820	40,300	56,870	32,650	24,220	70.1	80.0	60.1
65～	28,270	12,290	15,980	6,020	3,480	2,540	21.3	28.3	15.9
計/Total (15～)	109,390	53,110	56,280	62,890	36,130	26,760	57.5	68.0	47.5
アメリカ/USA									
16－19	16,901	8,578	8,323	4,378	2,129	2,249	25.9	24.8	27.0
20－24	21,047	10,550	10,497	12,699	6,466	6,233	60.3	61.3	59.4
25－29	21,100	10,604	10,496	15,417	8,266	7,151	73.1	78.0	68.1
30－34	19,803	9,861	9,942	14,812	8,092	6,720	74.8	82.1	67.6
35－39	19,583	9,680	9,903	14,951	8,170	6,781	76.3	84.4	68.5
40－44	20,508	10,128	10,380	15,712	8,415	7,297	76.6	83.1	70.3
45－49	22,355	10,982	11,373	17,019	8,887	8,132	76.1	80.9	71.5
50－54	21,943	10,732	11,211	16,172	8,355	7,817	73.7	77.9	69.7
55－59	19,300	9,343	9,957	13,150	6,759	6,391	68.1	72.3	64.2
60－64	16,585	7,948	8,637	8,485	4,381	4,104	51.2	55.1	47.5
65－69	12,070	5,674	6,396	3,510	1,901	1,609	29.1	33.5	25.2
70－74	9,051	4,084	4,967	1,538	850	688	17.0	17.0	13.9
75～	17,585	7,011	10,574	1,221	688	533	6.9	9.8	5.0
16－64	199,125	98,406	100,719	132,795	69,920	62,875	66.7	71.1	62.4
65～	38,706	16,769	21,937	6,269	3,439	2,830	16.2	20.5	12.9
計/Total (16～)	237,831	115,175	122,656	139,064	73,359	65,705	58.5	63.7	53.6
カナダ/CAN									
15－19	2,167	1,108	1,060	891	423	469	41.1	38.2	44.2
20－24	2,293	1,170	1,123	1,560	794	766	68.0	67.8	68.2
25－29	2,329	1,172	1,157	1,839	954	886	79.0	81.4	76.6
30－34	2,242	1,115	1,127	1,798	947	850	80.2	84.9	75.5
35－39	2,220	1,101	1,119	1,800	949	852	81.1	86.1	76.1
40－44	2,383	1,203	1,179	1,953	1,028	925	81.9	85.4	78.4
45－49	2,711	1,348	1,363	2,212	1,133	1,078	81.6	84.1	79.1
50－54	2,597	1,303	1,294	2,052	1,067	985	79.0	81.9	76.2
55－59	2,251	1,108	1,143	1,531	798	733	68.0	72.0	64.1
60－64	1,939	949	990	913	504	409	47.1	53.1	41.4
65－69	1,443	699	743	325	201	123	22.5	28.8	16.6
70－74	1,068	503	565	109	74	34	10.2	10.2	6.0
75～	2,017	845	1,171	60	40	20	3.0	4.7	1.7
15－64	23,131	11,578	11,554	16,548	8,596	7,952	71.5	74.2	68.8
65～	4,527	2,047	2,480	493	316	177	10.9	15.4	7.1
計/Total (15～)	27,659	13,625	14,034	17,041	8,912	8,130	61.6	65.4	57.9

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
イギリス/GBR		(千人/thousands)			(千人/thousands)				(%)
16－19	3,121	1,596	1,525	1,103	526	577	35.3	33.0	37.8
20－24	4,232	2,144	2,088	2,639	1,399	1,240	62.4	65.3	59.4
25－29	4,234	2,152	2,082	3,301	1,798	1,503	78.0	83.6	72.2
30－34	3,857	1,931	1,926	3,046	1,674	1,372	79.0	86.7	71.2
35－39	4,192	2,075	2,117	3,325	1,797	1,528	79.3	86.6	72.2
40－44	4,612	2,283	2,329	3,745	1,963	1,782	81.2	86.0	76.5
45－49	4,524	2,220	2,304	3,710	1,910	1,800	82.0	86.0	78.1
50－54	3,949	1,947	2,002	3,114	1,608	1,506	78.9	82.6	75.2
55－59	3,548	1,743	1,805	2,502	1,324	1,178	70.5	76.0	65.3
60－64	3,721	1,812	1,909	1,622	982	640	43.6	54.2	33.5
65－69	2,887	1,389	1,498	574	334	240	19.9	24.0	16.0
70－74	2,433	1,143	1,290	177	102	75	7.3	7.3	5.8
75～	4,500	1,858	2,642	76	47	29	1.7	2.5	1.1
16－64	39,990	19,903	20,087	28,107	14,981	13,126	70.3	75.3	65.3
65～	9,820	4,390	5,430	827	483	344	8.4	11.0	6.3
計/Total (16～)	49,810	24,293	25,517	28,934	15,464	13,470	58.1	63.7	52.8
ドイツ/DEU									
15－19	4,248	2,201	2,047	1,160	663	497	27.3	30.1	24.3
20－24	4,888	2,495	2,393	3,117	1,636	1,481	63.8	65.6	61.9
25－29	4,932	2,498	2,434	3,727	1,965	1,762	75.6	78.7	72.4
30－34	4,793	2,416	2,377	3,831	2,105	1,726	79.9	87.1	72.6
35－39	5,095	2,569	2,526	4,171	2,280	1,891	81.9	88.8	74.9
40－44	6,827	3,480	3,347	5,792	3,124	2,668	84.8	89.8	79.7
45－49	6,813	3,454	3,359	5,731	3,052	2,679	84.1	88.4	79.8
50－54	6,087	3,018	3,069	4,895	2,561	2,334	80.4	84.9	76.1
55－59	5,446	2,690	2,756	3,895	2,100	1,795	71.5	78.1	65.1
60－64	4,514	2,219	2,295	1,850	1,093	757	41.0	49.3	33.0
65－69	4,717	2,253	2,464	404	243	161	8.6	10.8	6.5
70－74	4,930	2,289	2,641	179	115	64	3.6	3.6	2.4
75～	6,910	2,695	4,215	82	52	30	1.2	1.9	0.7
15－64	53,643	27,040	26,603	38,169	20,579	17,590	71.2	76.1	66.1
65～	16,557	7,237	9,320	665	410	255	4.0	5.7	2.7
計/Total (15～)	70,200	34,277	35,923	38,834	20,989	17,845	55.3	61.2	49.7
フランス/FRA									
15－19	3,633	1,845	1,788	417	272	145	11.5	14.7	8.1
20－24	3,808	1,894	1,914	1,874	994	880	49.2	52.5	46.0
25－29	3,856	1,901	1,954	2,970	1,555	1,416	77.0	81.8	72.4
30－34	3,796	1,873	1,923	3,068	1,648	1,420	80.8	88.0	73.9
35－39	4,234	2,099	2,136	3,519	1,856	1,663	83.1	88.4	77.9
40－44	4,289	2,110	2,178	3,592	1,877	1,716	83.8	88.9	78.8
45－49	4,311	2,108	2,203	3,649	1,876	1,772	84.6	89.0	80.4
50－54	4,141	2,009	2,132	3,351	1,734	1,617	80.9	86.3	75.9
55－59	4,036	1,949	2,087	2,445	1,250	1,195	60.6	64.1	57.3
60－64	3,868	1,870	1,998	693	358	335	17.9	19.1	16.8
65－69	2,553	1,208	1,345	108	65	43	4.2	5.3	3.2
70－74	2,336	1,054	1,282	30	19	11	1.3	1.3	0.9
75～	5,104	1,953	3,152	20	14	6	0.4	0.7	0.2
15－64	39,972	19,659	20,314	25,578	13,418	12,160	64.0	68.3	59.9
65～	9,993	4,215	5,779	158	97	61	1.6	2.3	1.1
計/Total (15～)	49,966	23,873	26,092	25,736	13,515	12,221	51.5	56.6	46.8

第2-13表　性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2010年）（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2010 (*cont.*)

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
イタリア/ITA		（千人/thousands）			（千人/thousands）				（%）
15－19	2,958	1,521	1,437	141	98	43	4.8	6.4	3.0
20－24	3,113	1,584	1,529	1,102	656	446	35.4	41.4	29.2
25－29	3,487	1,749	1,738	2,052	1,170	882	58.8	66.9	50.7
30－34	4,173	2,099	2,074	2,961	1,732	1,229	71.0	82.5	59.3
35－39	4,796	2,409	2,387	3,580	2,098	1,482	74.6	87.1	62.1
40－44	4,944	2,476	2,468	3,697	2,173	1,524	74.8	87.8	61.8
45－49	4,655	2,310	2,345	3,437	2,020	1,417	73.8	87.4	60.4
50－54	4,046	1,989	2,057	2,826	1,692	1,134	69.8	85.1	55.1
55－59	3,691	1,799	1,892	1,946	1,180	766	52.7	65.6	40.5
60－64	3,684	1,783	1,901	753	527	226	20.4	29.6	11.9
65－69	3,123	1,478	1,645	218	159	59	7.0	10.8	3.6
70－74	3,015	1,378	1,637	103	84	19	3.4	3.4	1.2
75～	5,886	2,246	3,640	55	44	11	0.9	2.0	0.3
15－64	39,547	19,719	19,828	22,495	13,346	9,149	56.9	67.7	46.1
65～	12,024	5,102	6,922	376	287	89	3.1	5.6	1.3
計/Total (15～)	51,571	24,821	26,750	22,871	13,633	9,238	44.3	54.9	34.5
オランダ/NLD									
15－19	1,000	510	490	531	268	263	53.1	52.5	53.7
20－24	1,006	507	499	733	368	365	72.9	72.6	73.1
25－29	986	493	493	836	429	407	84.8	87.0	82.6
30－34	990	493	497	864	451	413	87.3	91.5	83.1
35－39	1,139	568	571	980	521	459	86.0	91.7	80.4
40－44	1,284	647	637	1,095	588	507	85.3	90.9	79.6
45－49	1,281	645	636	1,078	584	494	84.2	90.5	77.7
50－54	1,177	590	587	950	518	432	80.7	87.8	73.6
55－59	1,077	540	537	756	440	316	70.2	81.5	58.8
60－64	1,078	540	538	409	260	149	37.9	48.1	27.7
65－69	777	384	393	93	63	30	12.0	16.4	7.6
70～	1,663	708	955	45	35	10	2.7	4.9	1.0
15－64	11,018	5,533	5,485	8,232	4,427	3,805	74.7	80.0	69.4
65～	2,440	1,092	1,348	138	98	40	5.7	9.0	3.0
計/Total (15～)	13,458	6,625	6,833	8,370	4,525	3,845	62.2	68.3	56.3
スウェーデン/SWE									
16－19	627	322	305	127	58	68	20.2	18.0	22.4
20－24	618	316	302	353	184	169	57.1	58.3	55.8
25－29	575	295	280	439	236	203	76.3	79.8	72.6
30－34	580	296	284	494	264	229	85.2	89.2	80.9
35－39	635	322	312	552	292	260	87.0	90.6	83.3
40－44	656	334	322	579	304	275	88.2	91.0	85.3
45－49	633	322	311	551	289	263	87.0	89.6	84.4
50－54	585	296	289	500	257	244	85.5	86.8	84.2
55－59	573	288	285	462	238	224	80.7	82.8	78.5
60－64	621	310	311	380	206	175	61.2	66.4	56.1
65－69	532	265	267	82	55	28	15.5	20.7	10.3
70－74	386	185	201	27	20	7	6.9	6.9	3.6
75～	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16－64	6,103	3,101	3,002	4,437	2,327	2,110	72.7	75.0	70.3
65～	918	450	469	109	74	35	11.9	16.5	7.4
計/Total (16～)	7,022	3,551	3,471	4,546	2,401	2,145	64.7	67.6	61.8

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
韓国/KOR		(千人/thousands)			(千人/thousands)				(%)
15－19	3,336	1,742	1,594	204	81	123	6.1	4.6	7.7
20－24	2,643	1,130	1,513	1,171	433	738	44.3	38.3	48.8
25－29	3,725	1,901	1,824	2,539	1,331	1,208	68.2	70.0	66.2
30－34	3,843	1,970	1,873	2,714	1,724	990	70.6	87.5	52.9
35－39	4,259	2,178	2,081	3,118	1,987	1,131	73.2	91.2	54.3
40－44	4,201	2,129	2,072	3,277	1,948	1,329	78.0	91.5	64.1
45－49	4,217	2,132	2,085	3,276	1,937	1,339	77.7	90.9	64.2
50－54	3,917	1,967	1,950	2,905	1,730	1,175	74.2	88.0	60.3
55－59	2,837	1,411	1,426	1,887	1,141	746	66.5	80.9	52.3
60－64	2,211	1,081	1,130	1,187	730	457	53.7	67.5	40.4
65－69	1,845	836	1,009	753	434	319	40.8	51.9	31.6
70－74	1,581	693	888	511	287	224	32.3	32.3	25.2
75～	1,973	678	1,295	286	151	135	14.5	22.3	10.4
15－64	35,189	17,641	17,548	22,278	13,042	9,236	63.3	73.9	52.6
65～	5,399	2,207	3,192	1,550	872	678	28.7	39.5	21.2
計/Total (15～)	40,588	19,848	20,740	23,828	13,914	9,914	58.7	70.1	47.8
オーストラリア/AUS									
15－19	1,504	771	733	705	349	355	46.9	45.3	48.5
20－24	1,650	845	805	1,209	644	565	73.3	76.2	70.2
25－29	1,667	843	824	1,305	727	578	78.3	86.2	70.2
30－34	1,533	766	767	1,194	674	520	77.9	88.0	67.7
35－39	1,609	797	812	1,270	707	564	78.9	88.6	69.4
40－44	1,554	771	783	1,251	679	572	80.5	88.1	73.0
45－49	1,570	777	793	1,287	677	610	81.9	87.1	76.9
50－54	1,470	726	744	1,169	617	552	79.5	85.0	74.2
55－59	1,326	656	670	928	506	422	70.0	77.2	63.0
60－64	1,213	604	609	611	358	253	50.4	59.3	41.6
65－69	911	451	460	218	139	80	24.0	30.7	17.3
70～	2,102	929	1,174	100	70	29	4.7	7.6	2.5
15－64	15,096	7,556	7,540	10,929	5,939	4,990	72.4	78.6	66.2
65～	3,014	1,380	1,634	318	209	109	10.6	15.2	6.7
計/Total (15～)	18,110	8,936	9,174	11,247	6,148	5,099	62.1	68.8	55.6
ニュージーランド/NZL									
15－19	320	164	157	115	59	57	36.0	35.9	36.1
20－24	313	159	154	202	108	93	64.5	68.0	60.7
25－29	287	142	145	212	118	94	73.9	83.6	64.4
30－34	268	128	140	205	114	92	76.7	88.8	65.6
35－39	299	141	158	238	127	111	79.5	89.6	70.5
40－44	311	148	162	256	132	124	82.3	89.1	76.1
45－49	321	155	166	268	137	132	83.5	88.1	79.3
50－54	291	142	149	242	124	118	83.3	87.4	79.3
55－59	251	123	128	197	102	95	78.6	82.8	74.5
60－64	229	113	117	155	86	69	67.5	76.0	59.2
65－69	175	85	89	62	37	25	35.4	43.6	27.6
70－74	135	65	70	20	12	8	15.0	15.0	11.6
75～	228	100	128	8	6	2	3.6	5.9	1.8
15－64	2,889	1,415	1,474	2,090	1,106	984	72.3	78.2	66.7
65～	537	250	288	90	55	35	16.8	22.1	12.2
計/Total (15～)	3,426	1,665	1,762	2,180	1,161	1,019	63.6	69.8	57.8

資料出所　OECD Database (http://stats.oecd.org/) "Labour Force Statistics"2012年1月現在

第2-14表　外国人人口（ストック）
Table 2-14: Stock of foreign population

（千人/thousands）

国 Country		2000年/Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
（外国人人口/foreign population）											
日本[1]	JPN	1,686	1,852	1,915	1,974	2,012	2,085	2,153	2,217	2,186	2,134
ドイツ[2]	DEU	7,297	7,336	7,335	6,717	6,756	6,751	6,745	6,728	6,695	6,754
フランス[3]	FRA	－	－	－	－	3,501	3,542	3,571	3,603	－	－
イギリス[4]	GBR	2,342	2,584	2,742	2,857	3,035	3,392	3,824	4,186	4,348	－
アメリカ[5]	USA	17,758	20,491	20,634	21,116	21,707	21,775	22,741	22,214	21,274	－
韓国[6]	KOR	210	252	438	469	485	631	766	854	871	919

（%）

国 Country		2000年/Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
（外国人人口割合/% of total population）											
日本	JPN	1.3	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7
ドイツ	DEU	8.9	8.9	8.9	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3
フランス	FRA	－	－	－	－	5.7	5.9	6.0	6.0	－	－
イギリス	GBR	4.0	4.4	4.6	4.8	5.0	5.6	6.3	6.8	7.0	－
アメリカ	USA	6.3	7.1	7.1	7.2	7.3	7.3	7.5	7.3	6.9	－
韓国	KOR	0.4	0.5	0.9	1.0	1.0	1.3	1.6	1.8	1.8	1.9

資料出所　各国注を参照。

(注)　1) 90日以上滞在し，外国人登録をした者の数。
資料出所：法務省入国管理局

2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は，在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため，それ以前のデータと統計上の断絶がある。
資料出所：Statistiches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*

3) 海外県を除くフランス本土の外国人総数。いわゆる étrangersを指す。これとは別に，immigrés（外国生まれの外国人のほか，外国生まれの仏国籍取得者を含むもの）の概念も使われることがあり，2008年で5,237千人である。
資料出所：INSEE, *Résultats du recensement de la population*, *Bilan démographique 2010, Enquêtes annuelles de recensement de 2004 à 2006*

4) 各年の労働力調査に基づく推計値（外国人居住登録者数）。2004年以降は，新たな加重システムを活用して測定しているため，それ以前のデータと統計上の断絶がある。
資料出所：UK Home Office, OECD International Migration Database

5) 外国生まれの外国籍保有者。*Current Population Survey*による補完推計値。参考として，2009年における外国生まれの人口は38,948千人，総人口に占める割合は12.7%。
資料出所：U.S. Census Bureau, OECD International Migration Database

6) 90日以上韓国に滞在している登録された外国人。2003年における大幅な増加は，主に2003年半ばに実施された合法化措置による。在外同胞(2009年は83,825人)を除く数値。
資料出所：韓国法務部「出入国管理統計年報」，総人口：韓国統計情報

第2-15表　就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）[1)]
Table 2-15: Inflow of foreign workers

（千人/thousands）

国 Country		2000年/Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本[2)]	JPN	129.9	145.1	155.8	158.9	125.4	81.4	77.9	72.1	57.1	52.5
ドイツ[3)]	DEU	101.1	89.6	90.2	79.8	67.1	－	53.1	40.2	36.7	－
フランス[4)]	FRA	14.4	18.3	17.5	17.6	19.8	21.5	27.5	33.7	28.0	－
（恒久的）[a)]		(6.9)	(8.5)	(7.4)	(7.6)	(9.4)	(10.9)	(17.6)	(23.8)	(22.5)	－
（一時的）[b)]		(7.5)	(9.8)	(10.1)	(10.0)	(10.4)	(10.7)	(9.9)	(9.9)	(5.5)	－
イギリス[5)]	GBR	64.7	86.8	90.2	96.0	103.8	118.7	116.1	95.4	71.1	32.8
アメリカ[6)]	USA										
（永住）[c)]		106.6	173.8	81.7	155.3	246.9	159.1	162.2	166.5	144.0	148.3
（一時滞在）[d)]		186.9	170.2	160.5	190.7	180.6	192.6	217.4	199.3	166.6	171.8

a) Permanent workers; b) Temporary workers; c) Permanent resident status: employment-based; d) Non-permanent status.

資料出所　各国注を参照。

（注）　1）季節労働者は含まない。

2）就労目的の在留資格を有する新規入国者。
資料出所：法務省出入国管理統計

3）新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。
資料出所：連邦雇用エージェンシー

4）新規の労働許可取得者。上段は恒久的労働者と一時的労働者の合計。
資料出所：French Office for Immigration and Integration(OFII), OECD *International Migration Outlook 2011*

5）労働許可付与者。2002年以降は，高度人材移民プログラム（HSMP, 2002年1月開始）を含むが，2008年で終了。2009年以降は技能労働者（Tier2）に高度技能労働者（Tier1）の国外取得分を加えたもので，以前の集計方法と異なるため厳密には接続しない（参考：Tier1のうち国内在住者に対する許可件数は2009年…60,834件，2010年…18,203件）。
資料出所：John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD 2007/2009/2010*

6）永住：永住目的で入国する者のうち，雇用査証を発給された者。
一時滞在：一時的滞在を目的として入国する者のうち，就労を目的とする者：一時滞在査証（H, O, P, Q, R, NAFTAカテゴリー。ただし，H2A（農業季節労働），H2B・H2R（その他サービス臨時労働）及びH3（研修）区分，家族構成者への発給数を除く。）の発給総数。
資料出所：Office of Immigration Statistics, Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics*（永住），United States Department of State, *Reports of the VISA Office*（一時滞在）

第2-16表　外国人労働力人口（ストック）
Table 2-16: Stock of foreign labour force

（千人/thousands）

国 Country		2000年/Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
（外国人労働者（ストック）/stock of foreign labour force）											
日本[1]	JPN	516	614	655	695	723	753	339	486	563	650
ドイツ[2]	DEU	3,546	3,634	3,703	3,701	3,823	3,852	3,874	3,893	3,289	－
フランス[3]	FRA	1,578	1,624	1,527	1,467	1,392	1,407	1,485	1,561	1,540	－
イギリス[4]	GBR	1,107	1,251	1,322	1,445	1,504	1,773	2,035	2,278	2,280	2,378
アメリカ[5]	USA	18,029	20,918	21,564	21,985	22,422	23,343	24,778	25,086	24,815	－
韓国[6]	KOR	86	66	252	245	207	315	425	497	505	509
(Incl. illegal)		(235)	(301)	(815)	(324)	(302)	(404)	(512)	(569)	(566)	(563)

（%）

国 Country		2000年/Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
（労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force）											
日本	JPN	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	0.5	0.7	0.9	1.0
ドイツ	DEU	8.8	9.2	9.4	9.1	9.3	9.3	9.4	9.4	9.4	－
フランス	FRA	6.0	6.1	5.7	5.5	5.2	5.2	5.4	5.6	5.8	－
イギリス	GBR	3.9	4.3	4.5	4.9	5.1	5.9	6.8	7.3	7.3	7.6
アメリカ	USA	12.9	14.6	14.8	15.1	15.2	15.6	16.3	16.4	16.2	－
韓国	KOR	0.4	0.3	1.1	1.0	0.9	1.3	1.8	2.0	2.1	2.1
(Incl. illegal)		(1.1)	(1.3)	(3.5)	(1.4)	(1.3)	(1.7)	(2.1)	(2.3)	(2.3)	(2.3)

資料出所　各国注を参照。

(注)　1) 2006年以前は就労目的の在留資格を有する者のほか，身分に基づき在留する者で就労する者，技能実習生，留学生のアルバイト等を含めた総労働者数。厚生労働省推計値。2007年以降は各年10月末現在の外国人雇用届出状況（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）。

2) 労働・社会省推計。

3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。なお，2003年以降は，OECDにおいて推計方法が変更されたため，それ以前のデータと統計上の断絶がある。

4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は，2004年以降，新たな加重システムを使用してデータを測定しているため，それ以前のデータと統計上の断絶がある。

5) 外国人労働力人口が公表されていないため，参考値として「外国生まれの労働力人口」（在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口）を掲載。外国人労働力人口割合の欄には，「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。

6) 登録外国人労働者数（就労査証所持者及び産業研修生の合計）。2006年以前は短期在留者を除く。2003年の大幅な増加は，主に2003年半ばの合法化措置による。（ ）内の数値は，不法残留者を含む。
資料出所：韓国法務部「出入国・外国人政策統計年報」

3. 就業構造

Employment Structure

3-1　就業者の産業別構成比

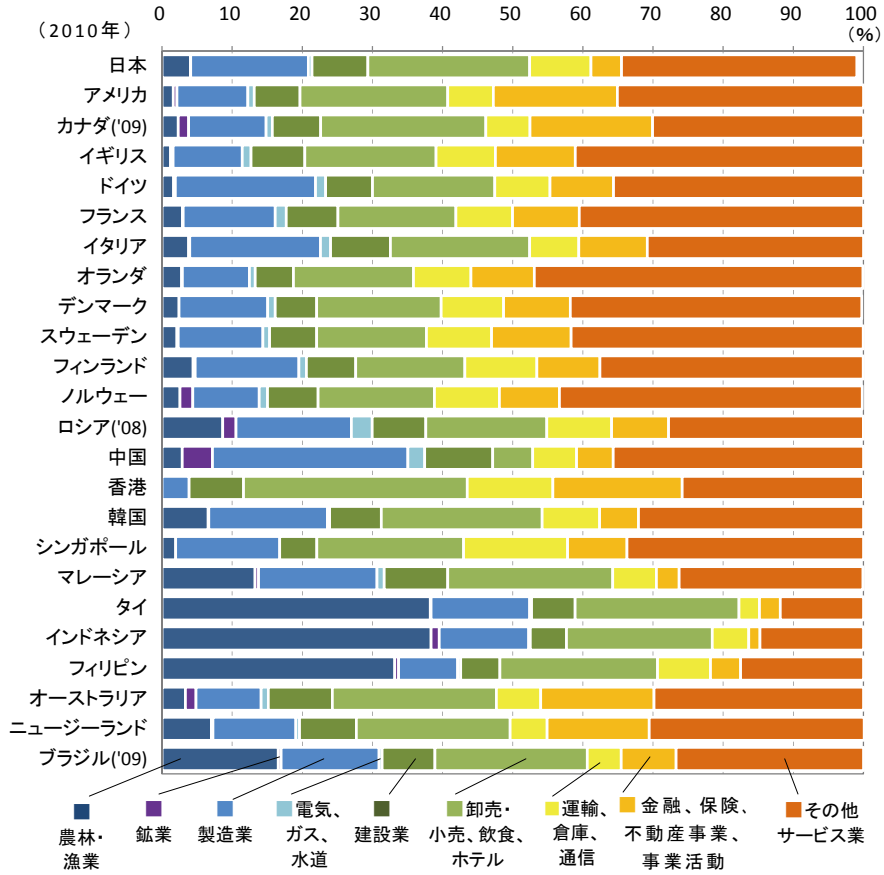

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-2表 就業者の産業別構成比(2010年)」(p.97)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は，産業構造の重心を農林水産業から製造業，製造業からサービス業に移し，それに伴い，就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際，日本，欧州，北米，オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気，ガス，水道」「運輸，倉庫，通信」「卸売・小売，飲食，ホテル」「金融，保険，不動産事業，事業活動」「その他サービス業」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で，タイ，インドネシア，フィリピンなどは第1次産業である「農林，漁業」の割合が4割弱となっている。

3-2　就業者の職業別構成比（2010年）

（ISCO-88基準）

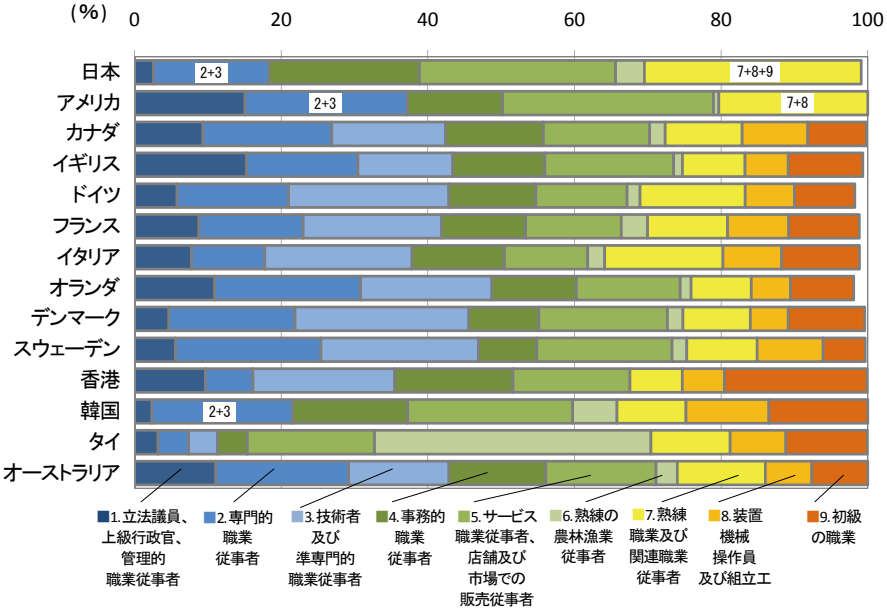

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-5表　就業者の職業別構成比(2010年)」(p.111)を参照。

(注)カナダ，オーストラリアは2008年の値。

国際職業分類は1988年に改定となり，ISCO-88が導入されたが，従来の分類であるISCO-68分類に基づく国もあるので，本書では併記している。ISCO-68では各職業における仕事の特徴により職業を分類しているが，ISCO-88では各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。このため，両者の概念上の違いが大きく，単純比較は難しいことに留意が必要である。

日本では他国と比して「事務職」や「熟練の農林漁業従事者」の割合が大きい。一方で欧米・オセアニアの先進国では，「立法議員，上級行政官，管理的職業従事者」「専門的職業従事者」「技術者及び準専門的職業従事者」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3　就業者に占める女性の割合

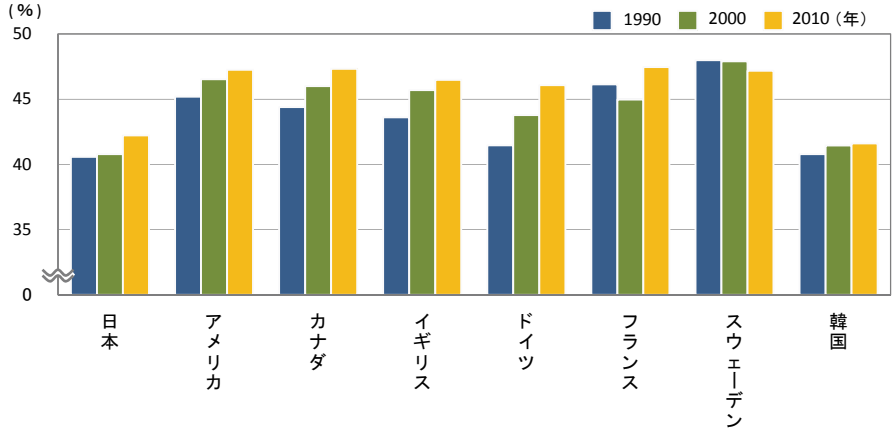

▸▸ グラフの具体的な数値は下の(参考)欄，資料出所は，「第3-4表　性別・職業別就業者数」(P.103)を参照。

(注) カナダの2010年は2008年の値，イギリスの1990年は1991年の値。ドイツの1990年は1993年の値。フランスの1990年は2003年の値。

就業者に占める女性の割合は，全体としてみれば1990年から2010年にかけて上昇傾向にある。ただし，スウェーデンは1990年時点で既に女性就業者の割合が高水準で，以降横ばいの推移となっており，またアメリカは1990年から2000年にかけて増加した後，ほぼ同水準での推移となっている。

上のグラフをみると，日本は主な先進国のなかで女性の割合が最も低いのがわかる。「2-5 年齢階級別女性労働力率(p.53)」のように，日本においては，出産・育児等のために特定の階層で女性の労働力率が低下するというM字カーブが現在でもみられることが，ひとつの要因として挙げられる。

(参考)　就業者に占める女性の割合(%)

	1990	2000	2010 (年)
日本	40.6	40.8	42.2
アメリカ	45.2	46.5	47.2
カナダ[1)]	44.4	46.0	47.3
イギリス[2)]	43.6	45.7	46.5
ドイツ[3)]	41.5	43.8	46.1
フランス[4)]	46.1	45.0	47.5
スウェーデン	48.0	47.9	47.2
韓国	40.8	41.4	41.6

(注) 1) カナダの2010年は2008年の値。

3-4　就業者の従業上の地位別構成比（2010年）

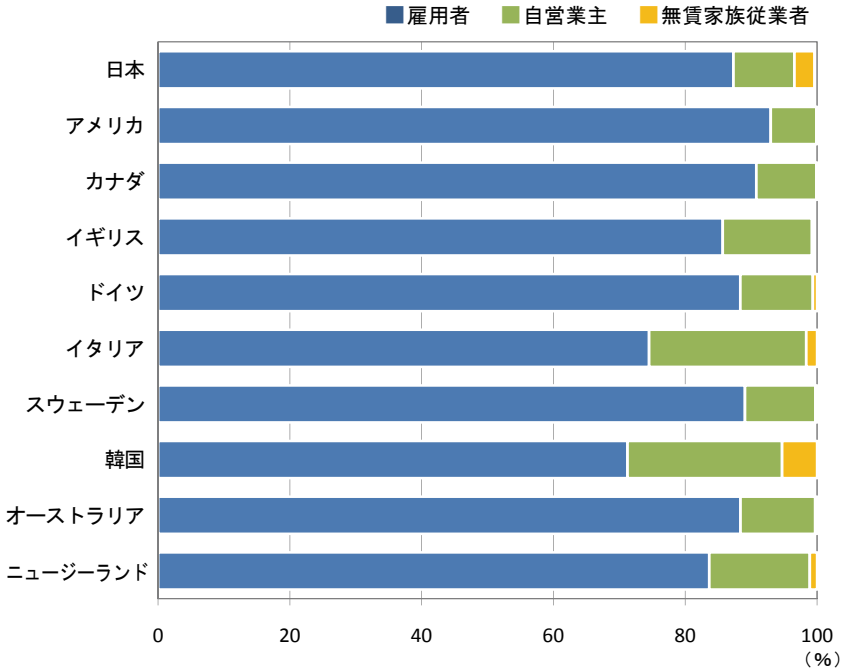

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-6表　従業上の地位別就業者数」(p.112)を参照。
(注) ドイツ及びニュージーランドは2009年値。

従業上の地位は，私企業，官公庁などで賃金を得ている「雇用者」，人を雇用しているいないにかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」，さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く，イタリア，韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は7割前後と他国に比べて低く，「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めるのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると，アメリカ，スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが，大まかにみれば，日本では，約5割(1960年)，約6割(1970年)，約7割(1980年)，約8割(1990年)と徐々に増加した点が特徴的であり，韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は，経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ，さらに雇用者割合の大きいサービス業へとシフトし，それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5　就業者に占める短時間労働者の割合（2010年）

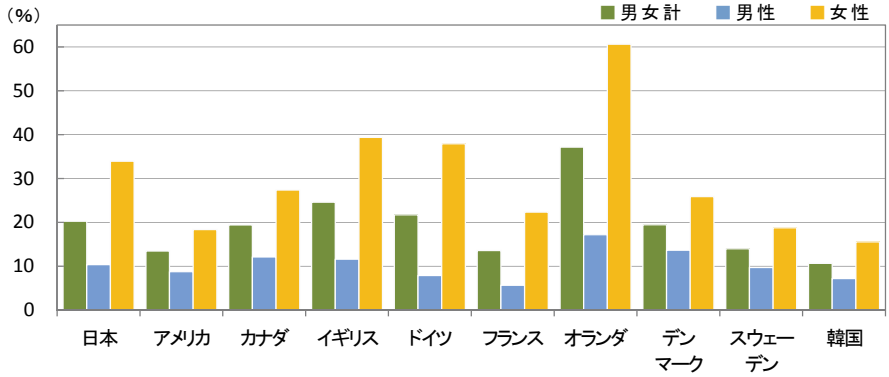

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-7表　就業者に占める短時間労働者の割合」(p.113)を参照。

上のグラフは，通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し，就業者全体に占める割合(2010年)を各国別・男女別に示したものである。ただし，国際比較にあたっては，短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず，いずれの国をみても，短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では，欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(37.1%)で，とりわけ女性の割合が6割と極めて高い。オランダでは，オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱出に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降，積極的にワークシェアリングを促進し，その過程で，短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では，1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム指令)」が制定され，これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって，フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法制化が図られており，北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方，日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にあったが，2003年をピークに横ばいの推移を続け，2007年には若干上昇がみられた。短時間労働者の比率が高まった背景には，サービス産業化や就業構造の変化に伴って，特に小売業で顕著であるが，サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2010年における短時間労働者の割合は20.3%と，全体としてはオランダ，イギリス，ドイツを下回り，カナダ，デンマークとほぼ同水準，アメリカ，フランス，スウェーデン，韓国を上回る水準であるが，性別でみると，女性の割合は3割を超えている。

第3-1表　産業別就業者数
Table 3-1: Total employment by economic activity

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		全産業[1] All industries			農林漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		2000 年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	64,460	63,560	62,570	3,260	2,820	2,520
アメリカ[3]	USA	136,891	141,730	139,064	2,464	2,197	2,206
カナダ[4]	CAN	14,764	16,170	16,849	487	440	388
イギリス[5]	GBR	27,264	28,666	28,942	417	395	350
ドイツ	DEU	36,324	36,362	38,738	958	863	633
フランス	FRA	23,123	24,949	25,692	958	905	750
イタリア	ITA	20,930	22,563	22,872	1,095	947	867
オランダ	NLD	7,860	8,111	8,370	242	258	233
デンマーク[6]	DNK	2,716	2,752	2,718	99	88	66
スウェーデン[7]	SWE	4,125	4,347	4,546	120	99	96
フィンランド[8]	FIN	2,367	2,401	2,448	147	116	108
ノルウェー[9]	NOR	2,271	2,283	2,501	97	75	64
ロシア[10]	RUS	65,070	68,169	70,965	9,431	6,935	6,135
中国[11]	CHN	720,850	114,040	130,515	333,546	4,463	3,757
香港[12]	HKG	3,207	3,337	3,493	9	9	—
韓国[13]	KOR	21,156	22,856	23,829	2,243	1,815	1,566
シンガポール[14]	SGP	1,583	1,647	1,963	14	18	38
マレーシア[15]	MYS	9,322	10,045	11,129	1,712	1,470	1,475
タイ[16]	THA	33,001	36,302	38,037	16,096	15,449	14,547
インドネシア[17]	IDN	89,838	93,958	108,208	40,677	41,310	41,495
フィリピン[18]	PHL	27,452	32,313	36,035	10,181	11,628	11,956
オーストラリア[19]	AUS	8,951	9,969	11,215	440	355	372
ニュージーランド[19]	NZL	1,800	2,085	2,180	156	149	153
ブラジル[20]	BRA	76,903	84,716	91,156	15,268	16,756	15,091

資料出所　日本：総務省（2011.12）「労働力調査（基本集計）」
アメリカ：U.S.Bureau of Labor Statistics（2012.2）*The Statistical Abstract of the United States 2012*
欧州：Eurostat Database（http://epp.eurostat.ec.europa.eu/）2012年1月現在
上記以外のOECD諸国及びブラジル：OECD Database（http://www.oecd-ilibrary.org/）2012年1月現在
その他：ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2012年1月現在

（注）
1）「全産業」には分類不能な経済活動を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。
2）2000年のホテル業は，「その他サービス業」に含まれる。
3）16歳以上を対象。下水処理・衛生事業は「電気，ガス，水道業」に含まれる。
4）フルタイムの軍人，居留地の先住民は含まない。2010年の欄は2009年の数値。
5）16歳以上を対象。3～5月の調査。
6）15歳から66歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。
7）16歳から64歳までを対象。2010年は15歳から74歳までを対象。
8）15歳から74歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。
9）16歳から74歳までを対象。2010年は15歳から74歳までを対象。
10）15歳から72歳までを対象。2010年の欄は2008年の数値。
11）2000年は全て国営産業，軍人・再就職者を除く。2005年以降は，「中国統計年鑑(2006，2011)」による。各年の12月末の「都市部(Urban Units)」のみの値。「分類不能な経済活動」を内訳に計上していないため，産業計と内訳は一致しない。
12）陸・海軍と施設人口を除く。
13）2005年以前は軍人を除く。2010年は韓国統計局「経済活動人口調査」による。

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	50	30	30	13,210	11,420	10,490
アメリカ[3]	USA	475	624	731	19,644	16,253	14,081
カナダ[4]	CAN	160	211	249	2,249	2,207	1,863
イギリス[5]	GBR	99	108	103	4,619	3,780	2,851
ドイツ	DEU	146	122	96	8,630	8,017	7,747
フランス	FRA	46	42	26	4,336	4,010	3,368
イタリア	ITA	66	40	36	4,825	4,825	4,265
オランダ	NLD	12	8	9	1,095	1,057	801
デンマーク[6]	DNK	0	0	—	490	444	344
スウェーデン[7]	SWE	9	7	9	743	660	549
フィンランド[8]	FIN	5	6	7	481	436	362
ノルウェー[9]	NOR	34	36	46	295	265	237
ロシア[10]	RUS	1,294	1,236	1,350	12,178	12,534	11,663
中国[11]	CHN	5,970	5,092	5,620	80,429	32,109	36,372
香港[12]	HKG	—	—	—	334	224	134
韓国[13]	KOR	17	17	21	4,293	4,234	4,028
シンガポール[14]	SGP	—	—	—	308	275	291
マレーシア[15]	MYS	27	36	55	2,126	1,989	1,880
タイ[16]	THA	39	40	41	4,785	5,350	5,350
インドネシア[17]	IDN	452	904	1,255	11,642	11,953	13,824
フィリピン[18]	PHL	108	123	199	2,745	3,077	3,033
オーストラリア[19]	AUS	68	106	169	1,129	1,084	1,043
ニュージーランド[19]	NZL	4	4	5	285	287	258
ブラジル[20]	BRA	253	317	382	10,530	12,079	12,725

14) 2000年の欄は2001年の値。「農林漁業」の欄には便宜的に「農林漁業」「鉱業」「電気，ガス，エアコン供給」「水道，下水道、廃物処理」「分類不能な産業」の合計値を掲載。2005年以降は国籍保有者と永住権保有者の合計値。

15) 2005年以前は15歳から64歳までを対象。軍人を除く。2010年はマレーシア統計局「労働力調査」(軍人含む)。

16) 2000年は「電気，ガス，水道業」に衛生サービス，「製造業」に修理業，「卸売・小売，飲食，ホテル業」に金融，保険，不動産業を含み，「飲食，ホテル業」は「その他サービス業」に含まれ，13歳以上を対象。軍人を除く。第3四半期の調査。2010年はタイ政府統計局「労働力調査」(軍人含む)による。

17) 2000年は8月，2005年は11月調査。2010年はインドネシア統計局「全国労働力調査」(8月)の値。

18) 2005年以前は軍人を除き，「飲食，ホテル業」は「その他サービス業」に含む。2000年は10月調査。2010年はフィリピン統計局「労働力調査」による。

19) 軍人を除く。

20) 10歳以上を対象。2000年の欄は2002年の数値，2010年の欄は2009年の数値。「鉱業」に電気・ガス・水道・下水道サービス業，「その他サービス業」にレストラン・ホテル・倉庫業，「金融，保険，不動産業，事業活動」には国際機関，治外法権機関の活動が含まれる。

第3-1表　産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (*cont.*)

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		電気，ガス，水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	340	350	340	6,530	5,680	4,980
アメリカ[3]	USA	1,284	1,176	1,253	9,931	11,197	9,077
カナダ[4]	CAN	115	125	148	803	1,012	1,161
イギリス[5]	GBR	195	176	369	1,931	2,286	2,214
ドイツ	DEU	306	316	561	3,098	2,396	2,586
フランス	FRA	188	218	402	1,503	1,638	1,898
イタリア	ITA	167	163	328	1,596	1,913	1,949
オランダ	NLD	32	44	69	450	478	456
デンマーク[6]	DNK	11	16	30	182	194	160
スウェーデン[7]	SWE	31	27	44	222	258	305
フィンランド[8]	FIN	22	19	26	153	158	172
ノルウェー[9]	NOR	19	16	30	146	159	180
ロシア[10]	RUS	1,686	1,959	2,116	3,329	4,575	5,413
中国[11]	CHN	2,838	2,999	3,105	35,517	9,266	12,675
香港[12]	HKG	17	15	—	302	264	271
韓国[13]	KOR	64	71	78	1,580	1,814	1,753
シンガポール[14]	SGP	—	—	—	100	82	104
マレーシア[15]	MYS	48	57	114	799	904	1,010
タイ[16]	THA	173	107	107	1,280	1,853	2,356
インドネシア[17]	IDN	71	195	234	3,497	4,565	5,593
フィリピン[18]	PHL	122	117	150	1,479	1,708	2,017
オーストラリア[19]	AUS	65	82	113	690	855	1,024
ニュージーランド[19]	NZL	9	8	11	120	163	177
ブラジル[20]	BRA	313	356	400	5,583	5,589	6,866

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		卸売・小売，飲食，ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸，倉庫，通信業 Transport, storage and communication		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	14,740	14,650	14,440	4,140	4,930	5,460
アメリカ[3]	USA	28,626	30,710	29,303	10,155	9,586	9,029
カナダ[4]	CAN	3,487	3,844	3,970	1,123	1,154	1,059
イギリス[5]	GBR	5,332	5,570	5,418	1,857	1,964	2,450
ドイツ	DEU	6,390	6,546	6,752	1,981	1,949	3,052
フランス	FRA	3,816	4,178	4,318	1,532	1,589	2,077
イタリア	ITA	4,124	4,476	4,542	1,172	1,239	1,604
オランダ	NLD	1,488	1,468	1,433	450	494	686
デンマーク[6]	DNK	448	474	483	183	177	242
スウェーデン[7]	SWE	617	661	712	281	273	422
フィンランド[8]	FIN	359	378	381	175	172	251
ノルウェー[9]	NOR	426	421	415	168	152	232
ロシア[10]	RUS	8,811	11,680	12,241	5,484	6,249	6,560
中国[11]	CHN	46,857	7,253	7,443	20,289	7,440	8,169
香港[12]	HKG	982	1,094	1,114	357	357	426
韓国[13]	KOR	5,752	5,806	5,469	1,260	1,429	1,948
シンガポール[14]	SGP	359	407	411	190	228	291
マレーシア[15]	MYS	1,790	2,292	2,617	423	545	693
タイ[16]	THA	4,802	7,597	8,891	951	1,076	1,108
インドネシア[17]	IDN	18,489	17,909	22,492	4,554	5,653	5,619
フィリピン[18]	PHL	4,484	7,008	8,097	1,986	2,451	2,723
オーストラリア[19]	AUS	2,224	2,457	2,623	580	634	709
ニュージーランド[19]	NZL	406	462	478	113	121	115
ブラジル[20]	BRA	16,090	18,230	19,798	3,651	3,906	4,413

第3-1表　産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (*cont.*)

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		金融, 保険, 不動産業, 事業活動[21] Financing, Insurance, Real estate, and Business Activities			その他サービス業, 分類不能[22] Other services and Not classifiable by economic activity		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	2,480	2,320	2,730	19,320	20,600	20,980
アメリカ[3]	USA	23,023	24,497	24,603	41,290	45,489	48,780
カナダ[4]	CAN	2,339	2,699	2,946	4,000	4,477	5,066
イギリス[5]	GBR	4,208	4,509	3,294	8,606	9,879	11,893
ドイツ	DEU	4,230	4,825	3,511	10,586	11,329	13,801
フランス	FRA	2,877	3,293	2,446	7,868	9,076	10,409
イタリア	ITA	2,149	3,017	2,234	5,737	5,944	7,049
オランダ	NLD	1,201	1,242	757	2,887	3,058	3,920
デンマーク[6]	DNK	342	345	259	956	1,011	1,129
スウェーデン[7]	SWE	575	679	515	1,523	1,681	1,893
フィンランド[8]	FIN	286	322	220	741	795	919
ノルウェー[9]	NOR	256	282	214	823	874	1,079
ロシア[10]	RUS	2,871	5,001	5,764	19,988	17,997	19,722
中国[11]	CHN	7,119	9,521	6,817	97,206	35,898	46,557
香港[12]	HKG	453	503	644	755	870	903
韓国[13]	KOR	2,113	2,783	1,325	3,833	4,886	7,642
シンガポール[14]	SGP	289	309	166	323	329	662
マレーシア[15]	MYS	462	706	361	1,935	2,045	2,916
タイ[16]	THA	－	991	1,132	4,875	3,839	4,508
インドネシア[17]	IDN	883	1,142	1,739	9,574	10,327	15,956
フィリピン[18]	PHL	711	1,075	1,546	5,636	5,126	6,316
オーストラリア[19]	AUS	1,392	1,588	1,811	2,367	2,833	3,349
ニュージーランド[19]	NZL	232	299	317	475	594	668
ブラジル[20]	BRA	5,216	5,871	7,124	19,999	21,613	24,357

21) 「金融, 保険, 不動産業, 事業活動」には, 金融業, 保険業, 不動産業のほか, 専門・科学・技術サービス業, 管理・支援サービス業を含む。

22) 「その他サービス業, 分類不能」には, 公務・防衛, 教育, 保健衛生及び社会福祉事業, 国際機関・治外法権機関及び分類不能な経済活動を含む。

第3-2表　就業者の産業別構成比（2010年）
Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2010

（%）

国・地域 Country or region		農林，漁業[a]	鉱業[b]	製造業[c]	電気，ガス，水道[d]	建設業[e]	卸売・小売，飲食，ホテル[f]	運輸，倉庫，通信[g]	金融，保険，不動産業，事業活動[h]	その他サービス業，分類不能[i]
日本	JPN	4.0	0.0	16.8	0.5	8.0	23.1	8.7	4.4	33.5
アメリカ	USA	1.6	0.5	10.1	0.9	6.5	21.1	6.5	17.7	35.1
カナダ[1]	CAN	2.3	1.5	11.1	0.9	6.9	23.6	6.3	17.5	30.1
イギリス	GBR	1.2	0.4	9.9	1.3	7.6	18.7	8.5	11.4	41.1
ドイツ	DEU	1.6	0.2	20.0	1.4	6.7	17.4	7.9	9.1	35.6
フランス	FRA	2.9	0.1	13.1	1.6	7.4	16.8	8.1	9.5	40.5
イタリア	ITA	3.8	0.2	18.6	1.4	8.5	19.9	7.0	9.8	30.8
オランダ	NLD	2.8	0.1	9.6	0.8	5.4	17.1	8.2	9.0	46.8
デンマーク	DNK	2.4	－	12.6	1.1	5.9	17.8	8.9	9.5	41.6
スウェーデン	SWE	2.1	0.2	12.1	1.0	6.7	15.7	9.3	11.3	41.6
フィンランド	FIN	4.4	0.3	14.8	1.1	7.0	15.6	10.3	9.0	37.5
ノルウェー	NOR	2.5	1.8	9.5	1.2	7.2	16.6	9.3	8.6	43.2
ロシア[2]	RUS	8.6	1.9	16.4	3.0	7.6	17.2	9.2	8.1	27.8
中国	CHN	2.9	4.3	27.9	2.4	9.7	5.7	6.3	5.2	35.7
香港	HKG	－	－	3.8	－	7.8	31.9	12.2	18.4	25.8
韓国	KOR	6.6	0.1	16.9	0.3	7.4	23.0	8.2	5.6	32.1
シンガポール	SGP	1.9	－	14.8	－	5.3	20.9	14.8	8.5	33.7
マレーシア	MYS	13.3	0.5	16.9	1.0	9.1	23.5	6.2	3.2	26.2
タイ	THA	38.2	0.1	14.1	0.3	6.2	23.4	2.9	3.0	11.9
インドネシア	IDN	38.3	1.2	12.8	0.2	5.2	20.8	5.2	1.6	14.7
フィリピン	PHL	33.2	0.6	8.4	0.4	5.6	22.5	7.6	4.3	17.5
オーストラリア	AUS	3.3	1.5	9.3	1.0	9.1	23.4	6.3	16.1	29.9
ニュージーランド	NZL	7.0	0.2	11.8	0.5	8.1	21.9	5.3	14.5	30.6
ブラジル[1]	BRA	16.6	0.4	14.0	0.4	7.5	21.7	4.8	7.8	26.7

a) Agriculture, fishery; b) Mining; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, hotels and restaurants; g) Transport, storage and communication; h) Financing, insurance, real estate, and business activities; i) Other services and not classifiable by economic activity;

資料出所及び各国の注は第3-1表（p.92）に準ずる。
（注）各産業の合計は必ずしも100にはならない。
1）2009年の数値。
2）2008年の数値。

第3-3表　産業別雇用者数
Table 3-3: Paid employment by economic activity

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		全産業[1] All industries			農林・漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	53,560	53,930	54,630	420	430	590
アメリカ[3]	USA	131,785	133,703	129,818	—	—	—
カナダ[4]	CAN	13,202	14,649	15,245	264	261	233
イギリス[5]	GBR	23,881	24,897	24,811	216	183	144
ドイツ	DEU	32,374	31,866	34,260	511	436	291
フランス[6]	FRA	20,484	22,233	22,735	323	288	247
イタリア	ITA	15,034	16,534	17,110	423	436	409
オランダ	NLD	6,959	7,105	7,113	116	134	101
デンマーク[6]	DNK	2,468	2,507	2,478	44	44	35
スウェーデン[7]	SWE	3,668	3,887	4,048	38	40	35
フィンランド[8]	FIN	2,047	2,097	2,120	44	36	33
ノルウェー[9]	NOR	2,100	2,110	2,308	36	31	23
ロシア[10]	RUS	58,512	66,792	67,567	5,605	7,519	6,603
中国[11]	CHN	112,590	108,503	115,154	4,940	4,142	3,624
香港[12]	HKG	2,476	2,504	2,630	—	—	—
韓国[13]	KOR	13,360	15,185	16,206	178	162	169
シンガポール[14]	SGP	1,339	1,526	1,573	13	21	22
マレーシア[15]	MYS	7,056	7,583	7,951	521	575	574
インドネシア[16]	IDN	89,838	35,888	39,468	40,677	7,713	8,603
フィリピン[17]	PHL	13,925	16,316	17,846	2,482	2,718	3,107
インド[18]	IND	27,960	26,458	—	1,418	1,479	—
オーストラリア[19]	AUS	7,691	8,678	9,889	201	181	190
ニュージーランド[20]	NZL	1,425	1,702	1,827	66	73	89
ブラジル[21]	BRA	46,822	53,768	60,867	4,246	4,848	4,731

資料出所　日本：総務省（2011.12）「労働力調査（基本集計）」
アメリカ：U.S.Bureau of Labor Statistics（2012.2）*The Statistical Abstract of the United States 2012*
欧州：Eurostat Database（http://epp.eurostat.ec.europa.eu/）2012年1月現在
上記以外のOECD諸国及びブラジル：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2012年1月現在
ロシア：連邦国家統計局ウェブサイト（http://www.gks.ru/）2012年2月現在
その他：ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2012年1月現在

（注）
1）「全産業」には分類不能な経済活動を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。
2）2000年のホテル業は「その他サービス業」に含まれる。
3）16歳以上を対象。下水処理・衛生事業は「電気，ガス，水道業」に含まれる。
4）フルタイムの軍人，居留地の先住民は含まない。2010年の欄は2009年の数値。
5）16歳以上を対象。賃金労働者と個人事業主を対象。
6）15歳から66歳までを対象。
7）15歳から74歳までを対象。2006年以前は16歳から74歳までを対象。職業軍人を含み，兵役を除く。2005年より推計方法の変更。
8）15歳から74歳までを対象。
9）15歳から74歳までを対象。2005年以前は16歳から74歳までを対象。
10）15歳から72歳までを対象。
11）国有経営単位，都市集団経営単位，その他の経営単位を対象。一時的解雇は雇用者に含まない。「鉱業」には採石を含まない。「卸売・小売，飲食，ホテル業」にケータリングを含める。「運輸，倉庫，通信業」には通信を含まず，郵便を含める。「金融，保険，不動産業，事業活動」には対事業所サービスを含まない。「その他サービス業」に文化・芸術・ラジオ・テレビ活動を含める。2010年の欄は2008年の値。

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	50	30	30	12,050	10,590	9,960
アメリカ[3]	USA	599	628	705	17,263	14,226	11,524
カナダ[4]	CAN	157	207	246	2,214	2,175	1,826
イギリス[5]	GBR	94	102	94	4,365	3,545	2,665
ドイツ[6]	DEU	143	119	94	8,225	7,597	7,422
フランス[6]	FRA	44	41	25	4,098	3,790	3,185
イタリア[8]	ITA	57	36	33	3,987	4,086	3,674
オランダ	NLD	12	8	9	1,046	996	750
デンマーク[6]	DNK	－	－	－	467	425	329
スウェーデン[7]	SWE	9	7	9	700	620	514
フィンランド[8]	FIN	4	5	6	449	412	341
ノルウェー[9]	NOR	33	35	45	290	257	229
ロシア[10]	RUS	1,276	1,051	994	11,934	11,506	10,423
中国[11]	CHN	5,810	4,976	5,256	32,400	30,965	33,293
香港[12]	HKG	0.15	0.13	0.10	226	167	152
韓国[13]	KOR	15	16	21	3,564	3,603	3,482
シンガポール[14]	SGP	－	－	－	291	285	293
マレーシア[15]	MYS	26	35	53	2,019	1,819	1,746
インドネシア[16]	IDN	452	535	656	11,642	8,422	7,708
フィリピン[17]	PHL	81	67	98	1,988	2,277	2,169
インド[18]	IND	1,005	1,093	－	6,615	5,619	－
オーストラリア[19]	AUS	67	104	168	1,041	1,006	972
ニュージーランド[20]	NZL	4.0	4.0	5.0	250	254	236
ブラジル[21]	BRA	788	246	352	7,625	8,861	9,621

12) 「電気，ガス，水道業」は水道業を除く。建設業は肉体労働者のみ。卸売業は行商人・小売商人を除く。運輸業はタクシー・公共バス・トラック・船渡し・艀船・港湾従事者を除く。保険業は事業登録していない自営を除く。2010年の欄は2008年の数値。
13) 軍人を除く。2000年は国勢調査に基づく推計。2010年の欄は2008年の数値。
14) 2000年欄は2001年の数値，2005年欄は2006年の数値，2010年の欄は2008年の数値。国籍保有者と永住権保有者を対象。2001，2006年に分類方法の変更あり。「農林・漁業」は「鉱業」「電気，ガス，水道業」を含む。
15) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。2000年の欄は2001年の数値。
16) 賃金俸給者を対象。
17) 軍人を除く。2000年の飲食，ホテル業は「その他サービス業」に含まれる。10月調査。
18) 公共部門と10人以上雇用する非農業民間事業所を対象とする。労働する経営者も含む。
19) 軍人を除く。
20) 軍人を除く。2003年より推計方法の変更。
21) 2000年の欄は2001年の数値，2010年の欄は2009年の数値。

第3-3表　産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (*cont.*)

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		電気，ガス，水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	340	350	340	5,390	4,580	4,050
アメリカ[3]	USA	601	554	552	6,787	7,336	5,526
カナダ[4]	CAN	115	125	148	632	833	959
イギリス[5]	GBR	191	173	352	1,291	1,426	1,345
ドイツ[6]	DEU	303	310	546	2,680	1,937	2,099
フランス[6]	FRA	188	218	394	1,196	1,314	1,485
イタリア[8]	ITA	157	156	306	980	1,186	1,213
オランダ	NLD	32	43	68	385	386	332
デンマーク[6]	DNK	11	16	29	151	160	128
スウェーデン[7]	SWE	31	27	43	175	203	240
フィンランド[8]	FIN	22	18	26	123	122	132
ノルウェー[9]	NOR	19	16	30	127	137	152
ロシア[10]	RUS	1,668	1,912	1,909	3,245	4,916	5,246
中国[11]	CHN	2,820	2,937	2,968	7,440	8,543	9,712
香港[12]	HKG	8.2	8.0	7.8	84	54	49
韓国[13]	KOR	64	70	90	1,228	1,347	1,428
シンガポール[14]	SGP	－	－	－	77	75	83
マレーシア[15]	MYS	57	56	60	665	693	751
インドネシア[16]	IDN	71	168	165	3,497	3,892	4,546
フィリピン[17]	PHL	114	115	125	1,338	1,566	1,711
インド[18]	IND	987	910	－	1,148	960	－
オーストラリア[19]	AUS	64	80	111	455	580	742
ニュージーランド[20]	NZL	8.0	8.0	11	70	106	121
ブラジル[21]	BRA	－	356	396	2,530	2,747	3,575

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		卸売・小売，飲食，ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸，倉庫，通信業 Transport, storage and communication		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	11,970	12,350	12,580	3,930	4,700	5,230
アメリカ[3]	USA	31,287	31,967	30,981	8,040	7,422	6,895
カナダ[4]	CAN	3,224	3,610	3,757	1,021	1,066	977
イギリス[5]	GBR	4,703	4,978	4,881	1,635	1,716	2,046
ドイツ[6]	DEU	5,381	5,499	5,846	1,821	1,793	2,742
フランス[6]	FRA	3,143	3,488	3,627	1,461	1,523	1,945
イタリア[8]	ITA	2,018	2,553	2,805	958	1,040	1,332
オランダ	NLD	1,311	1,276	1,245	421	465	596
デンマーク[6]	DNK	398	424	435	173	165	221
スウェーデン[7]	SWE	510	558	606	256	248	379
フィンランド[8]	FIN	302	324	329	151	150	217
ノルウェー[9]	NOR	402	399	394	157	139	213
ロシア[10]	RUS	7,195	12,251	13,521	5,270	5,369	5,360
中国[11]	CHN	9,770	6,748	6,652	6,590	5,792	5,826
香港[12]	HKG	1,009	1,024	1,063	177	184	195
韓国[13]	KOR	2,747	3,014	3,088	879	889	888
シンガポール[14]	SGP	271	344	311	148	194	214
マレーシア[15]	MYS	1,249	1,441	1,579	372	435	460
インドネシア[16]	IDN	18,489	3,854	4,617	4,554	1,878	2,107
フィリピン[17]	PHL	1,285	2,506	2,741	1,160	1,369	1,430
インド[18]	IND	493	559	—	3,146	2,837	—
オーストラリア[19]	AUS	1,967	2,219	2,397	495	548	621
ニュージーランド[20]	NZL	335	394	417	95	105	100
ブラジル[21]	BRA	5,808	10,325	12,058	2,073	2,622	3,014

第3-3表　産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (*cont.*)

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		金融，保険，不動産業，事業活動[22] Financing, Insurance, Real estate, and Business Activities			その他サービス業，分類不能[23] Other services and Not classifiable by economic activity		
		2000年/Year	2005	2010	2000	2005	2010
日本[2]	JPN	2,290	2,150	2,540	16,920	18,290	18,920
アメリカ[3]	USA	16,185	16,936	16,917	51,022	54,634	56,720
カナダ[4]	CAN	1,949	2,280	2,467	3,625	4,093	4,633
イギリス[5]	GBR	3,575	3,758	2,691	7,812	9,017	10,593
ドイツ[6]	DEU	3,494	3,877	2,703	9,817	10,296	12,517
フランス[6]	FRA	2,589	2,979	2,107	7,443	8,591	9,721
イタリア[8]	ITA	1,363	1,860	1,221	5,091	5,181	6,117
オランダ	NLD	1,048	1,048	591	2,586	2,746	3,417
デンマーク[6]	DNK	295	302	222	923	968	1,072
スウェーデン[7]	SWE	483	572	423	1,462	1,609	1,798
フィンランド[8]	FIN	249	284	185	703	745	851
ノルウェー[9]	NOR	236	256	187	797	837	1,031
ロシア[10]	RUS	2,772	5,737	6,374	19,549	16,505	17,083
中国[11]	CHN	3,870	8,392	9,707	48,740	36,009	38,116
香港[12]	HKG	434	464	528	537	602	636
韓国[13]	KOR	1,771	2,361	2,800	2,913	3,724	4,241
シンガポール[14]	SGP	251	121	136	289	487	515
マレーシア[15]	MYS	515	637	733	1,633	1,893	1,995
インドネシア[16]	IDN	883	959	1,160	9,574	8,468	9,906
フィリピン[17]	PHL	627	923	1,131	4,851	4,775	5,336
インド[18]	IND	1,653	1,931	－	11,493	11,072	－
オーストラリア[19]	AUS	1,208	1,364	1,553	2,196	2,618	3,136
ニュージーランド[20]	NZL	167	224	242	432	534	607
ブラジル[21]	BRA	1,002	4,579	5,543	22,750	19,187	21,578

22) 「金融，保険，不動産業，事業活動」には，金融業，保険業，不動産業のほか，専門・科学・技術サービス業，管理・支援サービス業を含む。

23) 「その他サービス業，分類不能」には，公務・防衛，教育，保健衛生及び社会福祉事業，国際機関・治外法権機関及び分類不能な経済活動を含む。

第3-4表　性別・職業別就業者数
Table 3-4: Total employment by occupation and sex

ISCO-68基準

0/1. 専門・技術職/Professional, technical and related workers
2. 管理職/Administrative and managerial workers
3. 事務職/Clerical and related workers
4. 販売職/Sales workers
5. サービス業/Service workers
6. 農林漁業従業者/Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters
7/8/9. 生産・運搬・単純作業/Production and related workers, transport equipment operators and labourers
X. 分類不能/Workers not classifiable by occupation
AF. 軍隊/Members of the armed forces

ISCO-88基準

1. 立法議員，上級行政官，管理的職業従事者/Legislators, senior officials and managers
2. 専門的職業従事者/Professionals
3. 技術者及び準専門的職業従事者/Technicians and associate professionals
4. 事務的職業従事者/Clerks
5. サービス職業従事者，店舗及び市場での販売従事者/Service workers and shop and market sales workers
6. 熟練の農林漁業従事者/Skilled agricultural and fishery workers
7. 熟練職業及び関連職業従事者/Craft and related trades workers
8. 装置・機械操作員及び組立工/Plant and machine operators and assemblers
9. 初級の職業/Elementary occupations
0. 軍隊/Armed forces
x. その他/Others

日本[1] JPN　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	64,460	38,170	26,290	63,560	37,230	26,330	62,570	36,150	26,420
1	2,060	1,860	190	1,890	1,710	190	1,610	1,440	170
2/3	8,560	4,750	3,810	9,370	5,060	4,310	9,860	5,160	4,700
4	12,850	5,090	7,770	12,470	4,860	7,610	12,840	5,070	7,770
5	15,880	8,690	7,200	16,490	8,810	7,680	16,730	8,790	7,940
6	3,210	1,820	1,390	2,790	1,650	1,140	2,470	1,510	960
7/8/9	21,510	15,730	5,790	19,860	14,740	5,120	18,500	13,860	4,630
0, x	—	—	—	—	—	—	—	—	—

アメリカ[2] USA　　（千人/thousands）

ISCO 68	2000			ISCO 88	2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	135,208	72,293	62,915	計/Total	141,729	75,973	65,757	139,064	73,539	65,705
0/1	25,498	11,846	13,652	1	20,450	11,761	8,689	20,938	11,945	8,993
2	19,774	10,814	8,960	2/3	28,795	12,588	16,207	30,805	13,125	17,680
3	18,717	3,939	14,778	4	19,529	4,829	14,700	18,047	4,716	13,331
4	16,340	8,231	8,110	5	39,566	18,244	21,323	40,020	18,355	21,665
5	18,278	7,245	11,034	6	976	756	220	987	755	231
6	3,399	2,698	701	7/8	32,412	27,796	4,617	28,266	24,462	3,804
7/8/9	33,201	27,520	5,682							

資料出所 ILO LABORSTA (http://laborsta.ilo.org/) 2012年1月現在
日本：総務省(2011.12)「労働力調査(基本集計)」
欧州：Eurostat Database(http://epp.eurostat.ec.europa.eu/)2012年1月現在
(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。
1) 分類5は自衛官を含み清掃職を除く。分類7/8/9は清掃職を含む。
2) 16歳以上を対象。軍人を除く。

第3−4表　性別・職業別就業者数（続き）
Table 3-4: Total employment by occupation and sex (*cont.*)

カナダ[3] CAN　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	14,759	7,970	6,789	16,170	8,595	7,575	17,126	9,021	8,105
1	1,440	929	511	1,482	950	532	1,597	1,022	575
2	2,336	1,133	1,203	2,737	1,289	1,448	3,009	1,426	1,582
3	2,054	875	1,179	2,395	979	1,416	2,653	1,032	1,621
4	2,036	443	1,593	2,228	501	1,727	2,289	542	1,746
5	2,089	761	1,327	2,285	840	1,445	2,482	906	1,577
6	431	330	101	392	298	94	362	279	83
7	1,519	1,397	122	1,664	1,516	148	1,801	1,643	158
8	1,626	1,285	342	1,612	1,304	309	1,530	1,253	277
9	1,207	803	404	1,347	899	448	1,374	898	476
0	5	3	1	6	4	2	2	2	1

イギリス[4] GBR　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	27,264	14,806	12,458	28,666	15,474	13,192	28,942	15,491	13,451
1	4,136	2,709	1,427	4,211	2,767	1,443	4,415	2,841	1,574
2	4,398	2,360	2,037	3,910	2,215	1,695	4,399	2,416	1,983
3	2,401	1,239	1,163	3,583	1,737	1,847	3,739	1,751	1,987
4	4,432	1,190	3,241	4,017	851	3,166	3,642	875	2,766
5	4,178	1,226	2,952	4,774	1,312	3,462	5,086	1,465	3,621
6	269	238	31	309	277	31	349	304	45
7	3,107	2,887	220	2,742	2,644	98	2,466	2,375	91
8	2,063	1,743	320	1,940	1,668	272	1,709	1,499	210
9	2,118	1,083	1,035	3,025	1,880	1,145	2,944	1,814	1,131
0	109	100	—	89	83	—	91	87	—
x	53	32	21	67	41	26	104	64	40

ドイツ[5] DEU　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	36,324	20,423	15,901	36,362	19,964	16,398	38,738	20,892	17,846
1	2,081	1,517	565	1,976	1,419	557	2,244	1,573	671
2	4,631	2,923	1,708	5,269	3,211	2,058	5,892	3,486	2,407
3	7,427	3,136	4,291	7,811	3,283	4,528	8,467	3,428	5,038
4	4,649	1,504	3,145	4,493	1,467	3,026	4,601	1,506	3,095
5	4,145	1,033	3,112	4,378	1,107	3,272	4,820	1,211	3,609
6	753	516	237	684	469	215	681	476	205
7	6,349	5,738	611	5,562	5,031	531	5,560	5,041	520
8	2,703	2,270	433	2,599	2,186	413	2,597	2,224	373
9	2,926	1,324	1,602	2,855	1,284	1,571	3,191	1,505	1,686
0	219	213	—	221	212	—	180	169	—
x	442	250	192	514	296	219	506	274	232

3) フルタイムの軍人，居留地の先住民を除く。
4) 16歳以上を対象。第2四半期調査。
5) 2005年に統計手法の変更。3月調査。

フランス FRA （千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	23,123	12,726	10,397	24,949	13,337	11,613	25,692	13,498	12,194
1	1,730	1,125	605	2,014	1,257	757	2,257	1,385	872
2	2,435	1,515	920	3,339	1,871	1,468	3,648	2,027	1,621
3	4,042	1,958	2,084	4,408	2,162	2,246	4,850	2,300	2,550
4	3,274	785	2,489	3,087	755	2,332	2,945	766	2,178
5	2,916	762	2,154	3,138	846	2,292	3,355	908	2,447
6	977	705	273	983	723	260	921	700	221
7	3,090	2,838	252	2,957	2,709	247	2,805	2,568	237
8	2,510	2,005	504	2,304	1,824	480	2,140	1,750	390
9	1,831	743	1,088	2,355	869	1,486	2,476	842	1,634
0	276	253	23	325	292	33	278	245	34
x	44	37	7	41	30	10	18	9	9

イタリア[6] ITA （千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	20,930	13,223	7,708	22,563	13,738	8,825	22,872	13,634	9,238
1	906	776	130	2,005	1,356	649	1,779	1,196	584
2	2,163	1,001	1,162	2,224	1,220	1,005	2,279	1,235	1,044
3	3,445	2,136	1,309	4,425	2,353	2,072	4,594	2,378	2,216
4	2,881	1,310	1,570	2,698	1,068	1,630	2,886	1,148	1,738
5	3,307	1,704	1,603	2,357	987	1,370	2,595	1,074	1,521
6	677	483	194	545	407	138	529	410	119
7	3,729	3,162	567	3,757	3,256	501	3,692	3,268	424
8	1,979	1,557	422	2,093	1,683	410	1,831	1,518	313
9	1,844	1,094	750	2,203	1,155	1,048	2,427	1,154	1,273
0	—	—	—	256	253	—	261	254	7
x	—	—	—	—	—	—	—	—	—

オランダ[7] NLD （千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	7,860	4,492	3,367	8,111	4,483	3,628	8,370	4,526	3,844
1	951	710	241	783	583	200	914	653	262
2	1,306	768	538	1,534	823	711	1,666	885	782
3	1,362	663	699	1,477	718	760	1,498	690	807
4	901	277	624	1,030	324	707	964	292	672
5	980	312	668	1,108	341	768	1,185	357	828
6	146	101	45	122	90	32	126	93	33
7	741	698	44	744	707	37	687	654	32
8	484	427	57	478	428	51	449	402	48
9	658	348	310	733	394	339	719	390	329
0	40	36	—	37	34	—	32	28	—
x	292	153	138	63	42	21	130	81	48

6) 2004年に統計手法の変更。
7) 軍人を含む。

第3−4表　性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (*cont.*)

デンマーク[8] DNK　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,716	1,451	1,266	2,752	1,470	1,283	2,718	1,425	1,293
1	198	150	48	201	152	49	127	99	28
2	352	207	145	429	244	185	468	262	206
3	548	251	297	578	231	347	645	281	364
4	307	90	217	271	73	198	260	73	187
5	406	83	323	414	103	311	477	133	344
6	70	59	11	67	54	13	58	48	9
7	299	284	15	298	283	15	249	238	12
8	179	133	47	179	142	37	141	118	23
9	337	178	159	302	172	129	284	164	119
0	14	13	—	14	14	—	11	10	—
x	6	—	—	—	—	—	—	—	—

スウェーデン[9] SWE　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	4,125	2,150	1,976	4,347	2,281	2,066	4,546	2,401	2,145
1	193	134	59	210	147	63	254	175	79
2	689	336	352	845	420	425	902	444	458
3	836	445	391	861	413	448	976	467	509
4	428	112	316	396	113	283	362	117	246
5	735	152	583	807	204	603	838	224	614
6	111	86	25	97	75	22	92	70	22
7	455	431	24	421	399	22	437	412	25
8	451	370	81	434	369	65	408	346	62
9	214	72	142	261	127	134	261	134	127
0	10	10	—	11	11	—	11	10	—
x	—	—	—	4	—	—	5	3	—

フィンランド[10] FIN　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,367	1,244	1,123	2,401	1,243	1,158	2,448	1,259	1,188
1	226	165	60	236	166	70	256	178	78
2	447	188	259	407	203	204	473	239	233
3	376	169	207	405	166	239	405	160	245
4	201	36	165	164	33	131	157	37	119
5	278	62	216	383	80	304	389	76	313
6	136	91	45	109	73	36	103	65	38
7	303	276	27	289	262	27	268	244	24
8	209	163	46	203	168	34	190	160	30
9	176	80	96	194	83	110	191	86	104
0	12	12	—	9	9	—	10	9	—
x	5	3	—	—	—	—	8	4	4

8）15歳から66歳までを対象。軍人と徴収兵を含む。第2四半期調査。
9）15歳から74歳（2006年以前は16歳から64歳）までを対象。職業軍隊は含むが義務兵役は含まない。2005年に統計手法の変更。
10）15歳から74歳までを対象。軍人と徴収兵を含む。

ノルウェー[11] NOR （千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,271	1,209	1,063	2,283	1,204	1,078	2,501	1,315	1,186
1	188	141	47	151	105	46	147	97	51
2	236	136	99	269	150	119	352	192	160
3	508	237	270	556	260	297	621	283	338
4	206	57	148	165	57	107	170	64	107
5	479	140	340	539	156	383	605	189	416
6	86	64	22	65	51	14	56	45	11
7	242	226	16	248	235	13	252	241	10
8	182	154	28	170	144	26	177	154	23
9	132	42	90	111	38	73	111	43	68
0	10	9	—	9	8	—	6	6	—
x	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ロシア[12] RUS （千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	65,070	33,574	31,496	68,169	34,549	33,620	70,965	36,139	34,826
1	2,852	1,836	1,016	4,750	2,898	1,853	4,952	3,115	1,836
2	10,129	4,046	6,083	11,519	4,401	7,118	13,124	5,027	8,097
3	9,889	3,044	6,844	9,673	3,084	6,589	10,799	3,530	7,269
4	2,191	245	1,946	2,110	205	1,905	2,082	212	1,869
5	7,710	2,640	5,070	9,504	2,810	6,693	9,814	2,857	6,956
6	4,071	1,856	2,215	3,309	1,544	1,765	2,884	1,388	1,497
7	10,635	7,975	2,661	10,901	8,265	2,637	10,505	8,202	2,304
8	8,801	7,652	1,149	8,739	7,604	1,135	8,851	7,798	1,053
9	8,791	4,278	4,513	7,660	3,736	3,924	7,955	4,010	3,946

香港[13] HKG （千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	3,207	1,855	1,353	3,337	1,823	1,514	3,493	1,841	1,651
1	233	177	57	312	228	85	337	233	104
2	183	124	59	229	152	77	226	142	84
3	550	331	219	618	355	263	675	375	300
4	588	162	426	545	144	400	564	154	409
5	462	256	205	525	256	269	558	261	297
6	9	6	3	8	5	3	—	—	—
7	333	323	10	266	256	10	249	241	8
8	263	227	37	225	201	24	201	189	12
9	587	249	338	609	225	384	679	243	436
0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
x	—	—	—	—	—	—	3	2	1

11) 15歳から74歳までを対象。2005年以前は16歳から74歳までを対象。2006年に統計手法の変更。
12) 15歳から72歳を対象。
13) 2000年，2008年は海上生活者，軍人，施設収容者を除く。2010年は香港統計処「総合世帯調査」による。

第3−4表　性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (*cont.*)

韓国[14] KOR　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	21,156	12,387	8,769	22,856	13,330	9,526	23,829	13,915	9,914
1	465	442	23	574	529	45	562	509	53
2	1,403	787	615	1,839	979	860	4,571	2,542	2,030
3	2,074	1,487	587	2,363	1,599	764			
4	2,512	1,227	1,285	3,269	1,615	1,654	3,739	1,971	1,768
5	5,501	2,137	3,364	5,625	2,107	3,518	5,367	2,213	3,154
6	2,115	1,131	984	1,708	943	765	1,441	853	588
7	2,688	2,065	623	2,436	2,048	388	2,238	1,913	325
8	2,292	1,987	305	2,563	2,214	349	2,695	2,366	328
9	2,107	1,124	983	2,479	1,297	1,183	3,215	1,548	1,667
0, x	—	—	—	—	—	—	—	—	—

シンガポール[15] SGP　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2006			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	1,483	889	593	1,797	1,037	760	1,963	1,107	856
1	212	159	53	269	186	83	335	220	115
2	150	86	64	256	155	102	313	184	129
3	283	154	129	320	170	150	374	195	178
4	214	49	164	252	56	196	241	51	190
5	183	107	76	216	111	105	246	119	127
6	1	1	0	1	1	0	—	—	—
7	107	98	9	95	86	9	87	78	9
8	179	130	48	173	134	40	154	126	28
9	101	54	47	149	74	75	146	67	79
0, x	53	51	2	66	65	1	69	67	2

マレーシア[16] MYS　　（千人/thousands）

ISCO 68	2000年/Year			ISCO 88	2005			2010		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	9,322	6,086	3,236	計/Total	10,045	6,471	3,575	11,129	7,112	4,017
0/1	985	545	440	1	777	579	198	838	628	209
2	371	296	75	2	555	316	239	706	371	335
3	990	419	572	3	1,267	784	483	1,644	995	649
4	1,051	655	396	4	992	314	678	1,133	340	793
5	1,150	581	569	5	1,484	833	651	1,875	1,066	809
6	1,713	1,263	450	6	1,269	936	332	1,260	953	307
7/8/9	3,061	2,327	734	7	1,146	985	160	1,168	1,003	165
				8	1,428	1,023	404	1,312	980	333
				9	1,128	699	429	1,194	776	419

14) 軍人を除く。2000年は国勢調査に基づく推計。2010年は韓国統計局「経済活動人口調査」により，職業分類「2，3」は「2＋3」の合計値。また「1」に「立法議員，上級行政官(Legislators, senior officials)」は含まれていない。

15) 6月調査の数値。2001年以降は国籍保有者と永住権保有者の合計(永住権を持たない外国人を除く)。

16) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。2010年はマレーシア統計局「労働力調査」による。

タイ[17] THA （千人/thousands）

ISCO 68	2000年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	2010 計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	33,001	18,165	14,836	計/Total	36,302	19,470	16,832	38,509	20,811	17,697
0/1	2,113	941	1,173	1	2,382	1,695	687	1,232	908	324
2	921	677	244	2	1,472	626	847	1,603	625	978
3	1,146	467	679	3	1,466	715	751	1,520	733	786
4	4,274	1,764	2,510	4	1,351	469	883	1,566	509	1,057
5	1,681	814	867	5	4,868	1,696	3,172	6,685	2,580	4,106
6	16,178	9,117	7,061	6	13,893	7,627	6,266	14,515	8,185	6,330
7/8/9	6,681	4,381	2,300	7	3,772	2,516	1,257	4,159	2,954	1,206
X	6	4	2	8	2,911	2,019	892	2,923	2,099	825
				9	4,147	2,090	2,058	4,277	2,201	2,076
				x	40	19	21	29	18	10

フィリピン[18] PHL （千人/thousands）

ISCO 68	2000年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	2010 計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	27,452	17,193	10,259	計/Total	32,313	19,910	12,403	36,035	21,921	14,133
0/1	1,664	603	1,062	1	3,784	1,613	2,171	4,979	2,346	2,625
2	613	397	216	2	1,395	443	953	1,686	526	1,157
3	1,307	547	760	3	858	413	445	954	460	494
4	4,230	1,383	2,848	4	1,454	508	946	2,003	745	1,256
5	2,967	1,264	1,704	5	3,005	1,499	1,507	3,838	1,885	1,948
6	10,072	7,651	2,422	6	6,161	5,293	868	5,747	4,910	847
7/8/9	6,560	5,326	1,235	7	2,887	2,148	740	2,792	2,214	579
X	38	24	15	8	2,446	2,228	219	2,259	2,039	212
				9	10,176	5,637	4,539	11,622	6,642	4,968
				0	—	—	—	—	—	—
				x	146	128	18	156	131	28

オーストラリア[19] AUS （千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	2008 計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	8,951	5,006	3,945	9,969	5,488	4,481	10,740	5,879	4,861
1	1,031	692	339	1,072	696	376	1,189	753	437
2	1,566	778	787	1,723	838	885	1,946	922	1,024
3	1,154	471	683	1,336	596	740	1,469	660	809
4	1,210	375	835	1,335	347	988	1,420	380	1,040
5	1,228	417	812	1,556	592	963	1,615	591	1,025
6	275	207	67	302	230	72	311	242	69
7	1,119	1,048	71	1,186	1,127	59	1,290	1,233	57
8	731	652	79	637	554	83	679	589	90
9	627	360	266	821	507	313	821	511	309
0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
x	12	6	6	—	—	—	—	—	—

17) 2000年は13歳以上を対象とした第3四半期調査。2010年はタイ統計局「労働力調査」第4四半期の値。
18) 軍人を除く。2000年の分類5は一般家庭に居住する軍人を含む10月調査。
19) 軍人を除く。

第3-4表　性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (*cont.*)

ニュージーランド[20] NZL　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	1,800	982	818	2,085	1,120	965	2,188	1,165	1,023
1	233	144	89	255	162	93	299	180	120
2	233	99	134	319	148	171	368	162	206
3	218	107	111	246	116	130	272	123	149
4	214	50	164	257	52	205	264	58	206
5	278	98	180	324	103	222	325	117	208
6	157	109	47	153	106	47	147	103	44
7	172	158	13	202	190	11	204	195	9
8	165	132	33	195	160	35	178	149	29
9	124	80	44	131	82	49	122	74	48
0	8	4	3	4	2	2	10	6	4
x	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ブラジル[21] BRA　　（千人/thousands）

ISCO 88	2000年/Year			2005			2007		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	65,630	40,860	24,770	87,189	50,494	36,696	90,786	52,363	38,423
1	2,796	1,923	873	4,459	2,879	1,580	4,482	2,865	1,617
2	3,822	1,820	2,002	5,201	2,116	3,085	6,061	2,507	3,554
3	5,151	2,587	2,564	6,447	3,390	3,057	6,987	3,723	3,264
4	5,252	2,163	3,090	6,848	2,843	4,005	7,469	3,087	4,381
5	8,695	4,486	4,209	12,326	5,375	6,952	13,579	5,765	7,815
6	11,315	8,831	2,484	17,397	11,560	5,837	16,185	10,890	5,295
7	8,409	7,805	604	10,302	8,911	1,391	10,827	9,488	1,338
8	6,013	4,429	1,584	8,076	5,909	2,167	8,491	6,248	2,243
9	12,662	5,606	7,056	15,474	6,897	8,578	16,073	7,198	8,875
0	563	541	22	631	600	31	596	567	29
x	951	670	281	25	12	13	36	24	12

20) 軍人を除く。

21) 10歳以上を対象。9月調査。2003年に統計手法の変更。2002年以前は，ロンドニア，アクレ，アマゾナス，ロライマ，パラ及びアマパの農村人口を除く。2002年以前の分類3は事務従事者を含み，郵便配達員，電信・電話交換手は分類7/8/9に含まれる。分類Xは軍人を含む。

第3-5表　就業者の職業別構成比（2010年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2010

ISCO-88基準 / 国・地域 Country or region		1 立法議員，上級行政官，管理的職業従事者	2 専門的職業従事者	3 技術者及び準専門的職業従事者	4 事務的職業従事者	5 サービス職業従事者，店舗及び市場での販売従事者	6 熟練の農林漁業従事者	7 熟練職業及び関連職業従事者	8 装置・機械操作員及び組立工	9 初級の職業
日本	JPN	2.6	15.8		20.5	26.7	3.9	29.6		
アメリカ	USA	15.1	22.2		13.0	28.8	0.7	20.3		—
カナダ[1]	CAN	9.3	17.6	15.5	13.4	14.5	2.1	10.5	8.9	8.0
イギリス	GBR	15.3	15.2	12.9	12.6	17.6	1.2	8.5	5.9	10.2
ドイツ	DEU	5.8	15.2	21.9	11.9	12.4	1.8	14.4	6.7	8.2
フランス	FRA	8.8	14.2	18.9	11.5	13.1	3.6	10.9	8.3	9.6
イタリア	ITA	7.8	10.0	20.1	12.6	11.3	2.3	16.1	8.0	10.6
オランダ	NLD	10.9	19.9	17.9	11.5	14.2	1.5	8.2	5.4	8.6
デンマーク	DNK	4.7	17.2	23.7	9.5	17.5	2.1	9.2	5.2	10.4
スウェーデン	SWE	5.6	19.8	21.5	8.0	18.4	2.0	9.6	9.0	5.7
フィンランド	FIN	10.4	19.3	16.5	6.4	15.9	4.2	10.9	7.8	7.8
ノルウェー	NOR	5.9	14.1	24.8	6.8	24.2	2.2	10.1	7.1	4.4
ロシア[1]	RUS	7.0	18.5	15.2	2.9	13.8	4.1	14.8	12.5	11.2
香港	HKG	9.7	6.5	19.3	16.1	16.0	—	7.1	5.8	19.4
韓国	KOR	2.4	19.2		15.7	22.5	6.0	9.4	11.3	13.5
シンガポール	SGP	17.1	15.9	19.1	12.3	12.5	—	4.4	7.8	7.4
マレーシア	MYS	7.5	6.3	14.8	10.2	16.8	11.3	10.5	11.8	10.7
タイ	THA	3.2	4.2	3.9	4.1	17.4	37.7	10.8	7.6	11.1
フィリピン	PHL	13.8	4.7	2.6	5.6	10.7	15.9	7.7	6.3	32.3
オーストラリア[1]	AUS	11.1	18.1	13.7	13.2	15.0	2.9	12.0	6.3	7.6
ニュージーランド[1]	NZL	13.7	16.8	12.4	12.1	14.8	6.7	9.3	8.1	5.6
ブラジル[2]	BRA	4.9	6.7	7.7	8.2	15.0	17.8	11.9	9.4	17.7

ISCO-88　1. Legislators, senior officials and managers; 2. Professionals; 3. Technicians and associate professionals; 4. Clerks; 5. Service workers and shop and market sales workers; 6. Skilled agricultural and fishery workers; 7. Craft and related trades workers; 8. Plant and machine operators and assemblers; 9. Elementary occupations.

資料出所及び各国の注は第3-4表(p.103～110)に準ずる。
(注)　軍隊及びその他の職業を除く。
1) 2008年の値。
2) 2007年の値。

第3-6表　従業上の地位別就業者数
Table 3-6: Employment by professional status

（千人/thousands）

国 Country		雇用者 Employees			自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
		2000年/Year	2009	2010	2000	2009	2010	2000	2009	2010
日本	JPN	53,560	54,600	54,620	7,310	5,940	5,790	3,400	2,020	1,890
アメリカ	USA	126,736	129,956	129,267	10,013	9,831	9,681	141	91	117
カナダ	CAN	13,194	15,219	15,469	1,525	1,573	1,555	42	21	17
イギリス	GBR	23,588	24,686	24,646	3,218	3,796	3,896	252	96	88
ドイツ	DEU	32,266	33,820	－	3,650	4,215	－	320	244	－
フランス[1)]	FRA	22,181	23,337	－	2,282	2,381	－	－	－	－
イタリア	ITA	14,926	17,026	16,849	5,110	5,386	5,393	838	363	369
デンマーク	DNK	2,457	2,472	2,426	210	234	222	25	13	11
スウェーデン	SWE	3,731	4,018	4,048	415	471	486	13	10	11
フィンランド	FIN	2,007	2,114	2,110	304	321	314	15	13	14
ノルウェー	NOR	2,076	2,289	2,300	158	196	188	8	6	5
韓国	KOR	13,360	16,454	16,971	5,864	5,711	5,592	1,931	1,341	1,266
オーストラリア	AUS	7,764	9,677	9,940	1,147	1,248	1,276	77	28	31
ニュージーランド	NZL	1,425	1,810	－	355	330	－	15	23	－
（就業者に対する割合/% of total employment）										（%）
日本	JPN	83.1	86.9	87.3	11.3	9.5	9.3	5.3	3.2	3.0
アメリカ	USA	92.6	92.9	93.0	7.3	7.0	7.0	0.1	0.1	0.1
カナダ	CAN	89.4	90.5	90.8	10.3	9.4	9.1	0.3	0.1	0.1
イギリス	GBR	87.2	86.1	85.7	11.9	13.2	13.5	0.9	0.3	0.3
ドイツ	DEU	89.0	88.4	－	10.1	11.0	－	0.9	0.6	－
フランス[1)]	FRA	90.7	90.7	－	9.3	9.3	－	－	－	－
イタリア	ITA	71.5	74.8	74.5	24.5	23.6	23.9	4.0	1.6	1.6
デンマーク	DNK	91.3	90.9	91.2	7.8	8.6	8.3	0.9	0.5	0.4
スウェーデン	SWE	89.7	89.3	89.0	10.0	10.5	10.7	0.3	0.2	0.2
フィンランド	FIN	86.3	86.3	86.5	13.1	13.1	12.9	0.6	0.5	0.6
ノルウェー	NOR	92.4	91.9	92.2	7.0	7.9	7.5	0.4	0.2	0.2
韓国	KOR	63.1	70.0	71.2	27.7	24.3	23.5	9.1	5.7	5.3
オーストラリア	AUS	86.4	88.4	88.4	12.8	11.4	11.3	0.9	0.3	0.3
ニュージーランド	NZL	79.2	83.6	－	19.7	15.2	－	0.8	1.1	－

資料出所　OECD database(http://stats.oecd.org) “Employment by activities and status” 2011年6月現在
(注)　軍人を除く。
　　1) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-7表　就業者に占める短時間労働者[1)] の割合

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment

（男女計/Total）　（%）

国 Country		1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本[2)3)]	JPN	—	16.3	18.3	18.0	18.9	19.6	20.3	20.3
アメリカ[4)]	USA	14.0	12.6	12.8	12.6	12.6	12.8	14.1	13.5
カナダ	CAN	18.8	18.1	18.4	18.2	18.3	18.5	19.3	19.4
イギリス[5)]	GBR	22.3	23.0	23.0	23.2	22.9	23.0	23.9	24.6
ドイツ[5)]	DEU	14.2	17.6	21.5	21.8	22.0	21.8	21.9	21.7
フランス[5)]	FRA	14.2	14.2	13.2	13.2	13.3	12.9	13.3	13.6
イタリア[5)]	ITA	10.5	12.2	14.6	15.0	15.2	15.9	15.8	16.3
オランダ[5)]	NLD	29.4	32.1	35.6	35.4	35.9	36.1	36.7	37.1
デンマーク[5)]	DNK	16.9	16.1	17.3	17.9	17.3	17.8	18.9	19.5
スウェーデン[5)]	SWE	15.1	14.0	13.5	13.4	14.4	14.4	14.6	14.0
フィンランド	FIN	8.7	10.4	11.2	11.4	11.7	11.5	12.2	12.5
ノルウェー	NOR	21.4	20.2	20.8	21.1	20.4	20.3	20.4	20.1
ロシア	RUS	4.6	7.4	5.6	5.3	5.1	5.0	4.8	4.3
韓国[3)]	KOR	4.3	7.0	9.0	8.8	8.9	9.3	9.9	10.7
オーストラリア[5)]	AUS	—	—	24.0	23.9	23.8	23.8	24.7	24.9
ニュージーランド	NZL	20.9	22.2	21.6	21.2	22.0	22.2	22.5	21.9

（男性/Male）　（%）

国 Country		1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本[2)3)]	JPN	—	7.4	8.8	8.5	9.2	9.9	10.5	10.4
アメリカ[4)]	USA	8.3	7.7	7.8	7.8	7.6	8.0	9.2	8.8
カナダ	CAN	10.8	10.4	10.9	10.9	11.1	11.4	12.0	12.1
イギリス[5)]	GBR	7.4	8.6	9.6	9.8	9.8	10.3	10.9	11.6
ドイツ[5)]	DEU	3.4	4.8	7.3	7.6	7.8	7.9	8.0	7.9
フランス[5)]	FRA	5.6	5.5	5.0	5.0	4.9	4.9	5.1	5.7
イタリア[5)]	ITA	4.8	5.7	5.3	5.5	5.5	6.1	5.9	6.3
オランダ[5)]	NLD	11.8	13.4	15.3	15.5	16.1	16.2	17.0	17.2
デンマーク[5)]	DNK	9.7	9.3	11.7	12.0	12.0	13.1	13.6	13.6
スウェーデン[5)]	SWE	6.8	7.3	8.5	8.4	9.5	9.6	10.0	9.7
フィンランド	FIN	5.9	7.1	7.9	8.1	8.2	8.2	8.7	9.2
ノルウェー	NOR	7.6	8.7	10.0	10.6	10.5	10.9	11.3	11.4
ロシア	RUS	2.2	4.9	3.8	3.7	3.6	3.4	3.3	3.0
韓国[3)]	KOR	2.8	5.1	6.5	6.3	6.3	6.5	6.9	7.2
オーストラリア[5)]	AUS	—	—	12.0	12.2	12.3	12.3	13.2	13.5
ニュージーランド	NZL	9.5	10.9	10.0	10.0	11.1	11.3	11.9	11.5

第3-7表　就業者に占める短時間労働者[1)]の割合（続き）

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment (*cont.*)

（女性/Female）　　（%）

国 Country		1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本[2)3)]	JPN	—	29.1	31.7	31.3	32.6	33.2	33.8	33.9
アメリカ[4)]	USA	20.2	18.0	18.3	17.8	17.9	17.8	19.2	18.4
カナダ	CAN	28.5	27.2	26.9	26.3	26.3	26.6	27.1	27.4
イギリス[5)]	GBR	40.8	40.8	38.5	38.6	38.3	37.8	38.8	39.4
ドイツ[5)]	DEU	29.1	33.9	38.8	38.8	38.9	38.3	38.1	37.9
フランス[5)]	FRA	24.8	24.9	22.6	22.6	22.8	21.9	22.5	22.3
イタリア[5)]	ITA	21.1	23.4	28.8	29.3	29.8	30.6	30.5	31.1
オランダ[5)]	NLD	55.1	57.2	60.7	59.8	59.9	59.8	59.9	60.6
デンマーク[5)]	DNK	25.8	24.0	23.9	24.6	23.4	23.1	24.8	25.9
スウェーデン[5)]	SWE	24.1	21.4	19.0	19.0	19.7	19.6	19.8	18.8
フィンランド	FIN	11.7	13.9	14.8	14.9	15.5	15.1	15.9	16.0
ノルウェー	NOR	37.5	33.4	32.9	32.9	31.6	30.8	30.4	29.8
ロシア	RUS	7.2	10.0	7.4	6.9	6.7	6.5	6.3	5.6
韓国[3)]	KOR	6.6	9.8	12.5	12.3	12.5	13.2	14.2	15.5
オーストラリア[5)]	AUS	—	—	38.7	38.2	37.7	37.7	38.3	38.6
ニュージーランド	NZL	35.4	35.7	35.1	34.3	34.6	34.6	34.5	33.8

資料出所　OECD database（http://stats.oecd.org/）“Labour Force Statistics”2012年1月現在

(注)　1）短時間労働者の定義は，主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。
2）2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報（基本集計）」より算出。
3）労働時間は通常の労働時間ではなく，実労働時間。
4）賃金・給与労働者のみを対象。
5）所定外労働時間又は残業時間を含む。

第3-8表　短時間労働者に占める女性の割合[1)]

Table 3-8: Women's share in part-time employment

（%）

国　Country		1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本[2)3)]	JPN	－	73.1	71.8	72.4	71.5	70.4	69.9	70.3
アメリカ[4)]	USA	68.7	68.1	68.4	67.8	68.4	67.5	66.5	66.9
カナダ	CAN	68.8	69.1	68.4	68.1	67.9	67.7	67.4	67.3
イギリス[5)]	GBR	81.7	79.4	77.6	77.4	77.0	76.1	75.8	74.9
ドイツ[5)]	DEU	86.3	84.5	81.4	81.0	80.8	80.4	80.4	80.4
フランス[5)]	FRA	77.9	78.8	79.5	79.8	80.5	79.8	79.8	78.1
イタリア[5)]	ITA	70.8	70.5	78.2	77.7	78.1	77.0	77.6	76.9
オランダ[5)]	NLD	76.2	76.2	76.3	75.9	75.5	75.6	75.0	75.0
デンマーク[5)]	DNK	68.1	69.4	64.0	64.3	63.1	60.7	62.3	63.2
スウェーデン[5)]	SWE	76.8	72.9	67.1	67.3	65.0	64.6	64.2	63.3
フィンランド	FIN	64.6	63.8	63.6	62.9	63.7	63.0	63.6	62.2
ノルウェー	NOR	80.7	77.0	74.6	73.5	72.9	71.7	70.8	70.3
ロシア	RUS	75.1	66.0	65.3	64.5	64.6	64.7	65.1	64.2
韓国[3)]	KOR	61.6	57.7	57.9	58.5	58.9	59.0	59.3	60.3
オーストラリア[5)]	AUS	－	－	72.4	72.0	71.5	71.7	70.8	70.4
ニュージーランド	NZL	74.7	73.2	75.2	74.8	73.0	72.8	71.9	72.0

資料出所　OECD database（http://stats.oecd.org/）“Labour Force Statistics”2012年1月現在

（注）　1）短時間労働者の定義は，主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。
2）2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報（基本集計）」より算出。
3）労働時間は通常の労働時間ではなく，実労働時間。
4）賃金・給与労働者のみを対象。
5）所定外労働時間又は残業時間を含む。

第3-9表　テンポラリー労働者の割合

Table 3-9: Temporary employment as a proportion of total employment

（%）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本[1)]	JPN	10.5	12.5	14.0	14.0	13.9	13.6	13.7	13.8
アメリカ[2)]	USA	5.1	—	4.2	—	—	—	—	—
カナダ[3)]	CAN	—	12.5	13.2	13.1	13.0	12.3	12.5	13.4
イギリス[4)]	GBR	7.0	6.8	5.8	5.8	5.9	5.4	5.7	6.1
ドイツ[4)]	DEU	10.4	12.7	14.2	14.5	14.6	14.7	14.5	14.7
フランス[4)]	FRA	12.3	15.5	14.1	14.9	15.2	15.0	14.5	15.1
イタリア[4)]	ITA	7.2	10.1	12.3	13.1	13.2	13.3	12.5	12.8
オランダ[4)]	NLD	10.9	14.0	15.5	16.6	18.1	18.2	18.3	18.5
ベルギー[4)]	BEL	5.3	9.0	8.9	8.7	8.7	8.3	8.2	8.1
ルクセンブルク[4)]	LUX	—	3.4	5.3	6.1	6.8	6.2	7.2	7.1
デンマーク[4)]	DNK	12.1	10.2	9.8	8.9	8.7	8.4	8.9	8.6
スウェーデン[4)]	SWE	—	15.2	15.8	16.8	17.5	16.1	15.3	15.8
フィンランド[5)]	FIN	—	16.5	16.6	16.4	16.0	15.1	14.6	15.6
ノルウェー[6)]	NOR	—	9.3	9.5	10.1	9.5	9.0	8.1	8.3
韓国[7)]	KOR	—	—	29.4	28.4	28.2	26.0	27.0	24.8
オーストラリア[8)]	AUS	—	—	—	5.2	—	—	—	—
EU-21		11.3	13.0	14.6	15.2	15.4	15.0	14.4	14.7

資料出所　OECD database（http://stats.oecd.org/）“Employment by permanency of the job”2012年1月現在

（注）テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

1) 労働力調査。非農林業雇用者。臨時・日雇を含む。

2) CPS supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月）による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き，雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者，契約労働者，また，特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。

3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用，あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者を対象。

4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により，特定日，役務の完成，あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合，終了条件が記載されるのが一般的。具体的には，臨時・季節雇用，派遣雇用，特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。

5) Monthly Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者を対象。

6) Quarterly Labour Force Survey: 期間の定めのある雇用又は派遣業者を通じた雇用に従事する労働者，養成・訓練生，試用期間中の労働者，臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者，特定の請負契約に基づく労働者，12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者等を対象。

7) Monthly Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の労働者を対象。

8) Supplementary survey Forms of Employment (2001年11月及び1998年8月）による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者，派遣労働者，雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。

第3-10表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2010年)

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2010

国・地域 Country or region		男性 Male	女性 Female	歳 Age group 15～24	25～54	55～64	65～
日本	JPN	8.5	20.9	26.6	10.6	15.4	25.3
アメリカ[1)]	USA	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	13.0	13.7	30.0	9.9	10.2	19.7
イギリス	GBR	5.8	6.5	13.7	4.6	5.0	13.5
ドイツ	DEU	14.5	14.9	57.2	9.8	4.6	7.7
フランス	FRA	14.2	16.0	55.2	11.0	8.5	30.2
イタリア	ITA	11.4	14.5	46.7	11.1	6.1	9.9
オランダ	NLD	17.3	19.9	48.3	13.2	6.8	40.8
ベルギー	BEL	6.8	9.6	30.4	6.5	2.9	16.2
ルクセンブルク	LUX	6.2	8.3	36.5	5.6	2.6	10.5
デンマーク	DNK	8.3	8.8	21.6	6.6	3.6	7.0
スウェーデン	SWE	14.0	17.6	57.1	11.0	5.5	46.7
フィンランド	FIN	12.5	18.5	43.1	13.0	7.5	27.3
ノルウェー	NOR	6.9	9.8	26.5	6.0	2.4	7.0
韓国	KOR	22.7	27.6	31.3	20.2	41.6	62.8
オーストラリア[2)]	AUS	4.5	5.9	4.5	5.4	4.6	7.2
EU-21		14.1	15.4	43.8	11.9	7.2	18.7

資料出所 OECD Database(http://stats.oecd.org/) “Employment by permanency of the job”2012年1月現在

(注) 1) 2005年値。
2) 2006年値。
3) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-9表 テンポラリー労働者の割合」(p.116)を参照。

第3-11表　労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-11: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

(%)

国 Country		2000年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	0.8	1.0	1.1	1.2	1.4	1.7	1.9	2.1	2.2	1.8	1.5
アメリカ	USA	2.2	1.9	1.8	1.9	2.1	2.2	2.1	2.0	1.8	1.5	1.8
イギリス	GBR	3.7	3.7	3.7	3.9	4.1	4.2	4.3	4.7	4.1	3.7	3.0
ドイツ	DEU	0.9	0.9	0.9	0.9	1.1	1.2	1.5	1.9	1.9	1.6	2.0
フランス	FRA	2.5	2.5	2.3	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.3	1.7	2.0
イタリア	ITA	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.8	1.0	0.9	0.7	0.8
オランダ	NLD	2.3	2.2	2.1	1.9	1.9	2.2	2.5	2.8	2.9	2.4	2.4
ベルギー	BEL	1.7	1.7	1.6	1.6	1.8	1.8	2.1	2.2	2.1	1.6	1.9
ルクセンブルク	LUX	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	2.5	2.4	1.9	1.9	－
デンマーク	DNK	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	－
スウェーデン	SWE	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	1.3	1.3	1.0	1.3
フィンランド	FIN	0.4	0.5	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	1.1	1.3	0.8	－
ノルウェー	NOR	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.6	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9
オーストリア	AUT	0.8	0.9	0.8	1.0	1.2	1.2	1.5	1.6	1.6	1.4	1.6
韓国	KOR	－	－	－	－	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	－

資料出所　CIETT(2011)*Agency Work Key Indicators*

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので，比較には注意を要する。

(参考)　日本の労働者派遣事業所の派遣社員数割合について総務省統計局(2011.10)「平成22年労働力調査(詳細集計)」を基に算出した値は以下のとおり。

役員を除く雇用者に占める割合：2.6%(2007)，2.7%(2008)，2.1%(2009)，1.9%(2010)

就業者に占める割合：2.1%(2007)，2.2%(2008)，1.7%(2009)，1.5%(2010)

第3-12表　従業員の勤続年数（2010年）

Table 3-12: Length of service of employees by sex and age group, 2010

勤続年数別雇用者割合/Composition of employees by length of service　（%）

国/Country		1年未満 < 1	1年以上3年未満 1 to < 3	3年以上5年未満 3 to < 5	5年以上10年未満 5 to < 10	10年以上15年未満 10 to < 15	15年以上20年未満 15 to < 20	20年以上 20+ (years)
日本[1]	JPN	7.3	16.0	12.9	19.1	12.2	10.7	21.7
アメリカ[2]	USA	19.0	12.8	18.9	20.5	12.2	6.1	10.5
		< 1	1～< 6	6～< 12 (月/months)	1～< 3	3～< 5	5～< 10	10～ (年/years)
カナダ	CAN	0.0	11.3	8.4	21.0	13.5	17.1	28.7
イギリス	GBR	2.1	4.8	7.5	15.6	16.5	23.4	30.1
ドイツ	DEU	2.9	4.9	7.0	13.4	12.2	17.0	42.7
フランス	FRA	4.3	4.8	4.4	10.3	12.5	19.7	44.1
イタリア	ITA	2.6	4.0	4.0	10.8	12.6	20.7	45.3
オランダ	NLD	2.1	3.1	5.2	15.0	15.6	19.9	39.1
ベルギー	BEL	2.2	4.2	5.5	13.3	12.6	18.3	43.8
デンマーク	DNK	4.6	7.7	8.0	19.7	17.7	15.9	26.4
スウェーデン	SWE	7.7	5.4	5.4	12.4	12.7	18.4	38.0
フィンランド	FIN	7.6	5.9	5.9	12.9	12.7	17.3	37.8
ノルウェー	NOR	2.7	5.0	7.2	18.0	16.0	17.5	33.6
オーストリア	AUT	3.0	5.8	5.9	11.7	14.1	19.4	40.1
韓国	KOR	12.7	13.1	11.3	21.4	10.5	13.6	17.4
オーストラリア[3]	AUS	4.1	7.6	9.0	25.4	15.6	17.7	20.7

性別・年齢階級別平均勤続年数/Average length of service by sex and age group　（年/Years）

国/Country		男女計 Total	男性 Male	女性 Female	年齢階級別/By age group （歳/years old） 15～24	25～54	55～64	65～69
日本[1]	JPN	11.9	13.3	8.9	2.2	11.4	19.2	15.2
アメリカ[2]	USA	4.4	4.6	4.2	1.3	5.4	10.0	9.9
イギリス	GBR	8.7	9.0	8.4	2.3	8.7	14.6	13.9
ドイツ	DEU	11.2	11.9	10.5	2.3	10.7	20.7	14.3
フランス	FRA	11.7	11.8	11.6	1.7	11.4	22.4	15.1
イタリア	ITA	11.9	12.3	11.4	2.4	11.3	22.6	20.7
オランダ	NLD	10.6	11.7	9.3	2.3	10.1	20.7	15.1
ベルギー	BEL	11.7	11.9	11.3	1.8	11.1	23.6	21.4
デンマーク	DNK	7.9	8.3	7.5	1.8	7.4	16.2	17.9
スウェーデン	SWE	10.6	10.2	11.0	1.3	9.5	20.8	15.0
フィンランド	FIN	10.5	10.4	10.6	1.3	9.6	20.5	16.3
ノルウェー	NOR	9.5	9.7	9.3	1.9	8.4	19.3	21.2
オーストリア	AUT	10.6	11.6	9.5	2.6	11.0	20.3	15.5

資料出所　日本:厚生労働省(2011.2)「平成22年賃金構造基本統計調査」
アメリカ:U.S.Department of Labor(2010.9) *Employee Tenure in 2010*
その他：OECD Database (http://stats.oecd.org/) “Employment by job tenure intervals” 2012年1月現在

(注)　1) 2010年6月末現在。1年以上2年未満の欄は1年以上3年未満の数値，2年以上5年未満の欄は3年以上5年未満の数値。
2) 2010年1月現在。平均勤続年数は中位数。男性は16～64歳，女性は16～59歳が対象。年齢階級別15～24歳の欄は16～24歳，65～69歳の欄は65歳以上が対象。
3) 2009年の数値。

第3-13表　青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-13: Youth's views on job changes, 18-24 years old

（%）

国 Country	調査年 Year	計 Total	一生一つの職場で働き続けるべき One workplace for one life	転職することもやむをえない Job change is unavoidable	不満があれば転職する方がよい Better to change jobs if unsatisfied	積極的に転職する方がよい Better to change jobs positively	わからない・無回答 No idea / No answer
日本 JPN	2008	100.0	12.5	57.5	17.2	10.7	2.1
	2003	100.0	10.3	53.0	17.9	14.2	4.6
	1998	100.0	9.6	45.7	20.8	22.0	2.0
アメリカ USA	2008	100.0	6.4	20.6	54.5	14.3	4.2
	2003	100.0	2.5	21.9	56.2	15.0	4.4
	1998	100.0	3.4	20.0	49.3	23.7	3.6
イギリス GBR	2008	100.0	2.4	20.6	55.3	17.0	4.7
	1998	100.0	2.5	24.8	46.9	25.3	0.5
ドイツ DEU	2003	100.0	2.1	34.4	49.2	11.1	3.1
	1998	100.0	3.0	32.3	47.0	15.9	1.9
フランス FRA	2008	100.0	4.8	32.3	45.7	15.6	1.5
	1998	100.0	10.8	19.5	46.7	21.8	1.1
スウェーデン	2003	100.0	0.8	6.1	49.7	42.0	1.5
SWE	1998	100.0	0.3	6.9	40.2	50.7	1.9
ロシア RUS	1998	100.0	3.9	31.4	51.1	7.6	6.0
韓国 KOR	2008	100.0	10.4	35.3	22.1	29.4	2.8
	2003	100.0	8.4	43.0	19.0	27.7	1.9
	1998	100.0	11.7	42.0	18.9	26.8	0.6
タイ THA	1998	100.0	23.6	22.5	15.4	38.3	0.2
フィリピン PHL	1998	100.0	21.9	28.6	27.5	21.9	0.1
ブラジル BRA	1998	100.0	14.0	50.1	10.2	24.5	1.2

資料出所　内閣府(2009.3)「第8回世界青年意識調査(平成20年)」
(注)　2003年は第7回調査，1998年は第6回調査の結果。

第3-14表　職業生活から引退すべき年齢
Table 3-14: The age one ought to retire from work

（%）

国 Country		日本 JPN	アメリカ USA	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE	韓国 KOR
調査年/Year		2010	2010	2010	2005	2010	2010
性, 年齢階級/sex, age group(years old)							
男性	Male						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	－	－	－	0.0	0.2	－
50歳ぐらい	about 50	0.1	0.9	0.1	0.9	0.3	0.1
55歳ぐらい	about 55	0.3	3.6	1.4	13.3	1.6	0.1
60歳ぐらい	about 60	7.4	15.4	29.7	59.4	26.8	6.2
65歳ぐらい	about 65	42.1	45.9	62.4	23.2	50.9	15.7
70歳ぐらい	about 70	33.0	16.5	3.2	2.4	2.3	36.8
75歳ぐらい	about 75	9.0	4.5	0.6	0.1	－	21.3
80歳ぐらい	about 80	3.9	0.9	－	0.0	0.1	14.8
その他	others	3.9	12.3	1.9	0.3	17.9	5.0
女性	Female						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	0.7	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1
50歳ぐらい	about 50	2.1	2.4	1.9	8.5	0.3	1.4
55歳ぐらい	about 55	4.5	4.8	10.1	31.4	2.8	5.3
60歳ぐらい	about 60	27.6	21.9	61.7	48.0	33.6	16.5
65歳ぐらい	about 65	34.4	44.5	22.4	10.0	44.9	21.1
70歳ぐらい	about 70	19.4	9.9	1.3	1.1	1.5	27.8
75歳ぐらい	about 75	5.1	2.9	0.2	0.0	－	12.5
80歳ぐらい	about 80	1.4	0.8	－	0.0	0.1	10.8
その他	others	4.4	12.7	1.9	0.3	16.7	4.5
男女平均	M and F Ave.						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
50歳ぐらい	about 50	1.1	1.7	1.0	5.0	0.3	0.8
55歳ぐらい	about 55	2.4	4.2	5.8	33.0	2.2	2.7
60歳ぐらい	about 60	17.5	18.7	45.7	50.2	30.2	11.4
65歳ぐらい	about 65	38.3	45.2	42.4	9.8	47.9	18.4
70歳ぐらい	about 70	26.2	13.2	2.3	1.2	1.9	32.3
75歳ぐらい	about 75	7.1	3.7	0.4	0.0	－	16.9
80歳ぐらい	about 80	2.7	0.9	－	0.0	0.1	12.8
その他	others	4.2	12.5	1.9	0.3	17.3	4.8

資料出所　内閣府（2011.6）「第7回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（フランスは第6回調査）

（注）　1）各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

第3-15表　雇用創出率・雇用消失率

Table 3-15: Job creation rates, job destruction rates

（%）

国 Country		調査期間（年） Reference period (year)	雇用創出率（JCR） Job creation rates	うち、新設 (Openings)	雇用消失率（JDR） Job destruction rates	うち、廃止 (Closings)
日本	JPN					
（産業計/Total）		2005-'08	6.4	(2.7)	7.0	(2.3)
（製造業/Manufacturing）		2005-'08	4.9	(1.6)	6.4	(1.7)
アメリカ	USA	2001-'04	14.6		13.7	
イギリス	GBR	1997-'98	16.0		14.1	
ドイツ	DEU	1997-'98	8.1		8.5	
スウェーデン	SWE	1997-2003	8.1		7.3	
フィンランド	FIN	1997	14.3		8.8	
ブラジル	BRA	1998-2000	18.1		13.8	
メキシコ	MEX	2000	14.1		14.5	

資料出所　OECD(2009.9)*Employment Outlook 2009—Tackling the Jobs Crisis*
日本：労働政策研究・研修機構(2011.4)「雇用創出・消失指標の試算」

(注)　日本以外の国は原則，調査産業計。
雇用創出率(JCR)…年間で雇用を増やした事業所の雇用増加分及び新設事業所の雇用総数における，年初の全雇用者数に対する割合。うち，新規事業所に係る分は新設雇用創出率。
雇用消失率(JDR)…年間で雇用を減らした事業所の雇用減分及び廃止事業所の雇用総数における，年初の全雇用者数に対する割合。うち，廃止事業所に係る分は廃止雇用創出率。

第3-16表　公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓) ・民間委託(職業訓練:離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	・低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウィスコンシン州) ・地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・長期失業者及び就業困難者向け就業支援プログラム:ワーク・プログラム(2011年6月～) 失業期間が12か月を超える求職者手当受給者(18～24歳は9か月, また場合により3か月)及び就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(健康上の問題, 一人親など)の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・職業紹介クーポン 失業後4か月経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。(同制度を2011年12月末申請分まで延長)
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	・就職困難者の再就職支援の民間委託 雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査など)を, 民間に委託することもある。
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託 公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。

資料出所　内閣府官民競争入札等監理委員会第1回ハローワーク等分科会(2007年4月12日)資料, イギリス:雇用年金省(DWP)ウェブサイト, フランス:雇用局(Pôle emploi)ウェブサイト等

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は, 「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。

第3−17表　有料職業紹介

Table 3-17: Fee-charging employment services

国	有料職業紹介についての法規制	有料職業紹介の現状
日本	・許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている（有効期間は新規3年，更新5年）。 ・港湾運送業務の職業 ・建設業務の職業 ・労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業	・2010年度の新規求職申込み件数は約423万件，常用求人数は約206万人。 ・有料職業紹介事業所数は2010年度，18,017事業所あり，約39万人が就職。
アメリカ	・日本の職業安定法に該当するような，有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが，各州（一部都市）が独自に許可等の規制を行っている。 ・各州の規制の概要（全50州） (1)許可制をとっている州　43州 (2)料金規制　35州 (3)一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。 （マサチューセッツ州，バージニア州，メリーランド州）	・有料職業紹介事業所は約10,000事業所と推定される。求職者の利用率は9.3%。
イギリス	・有料職業紹介事業については，許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが，1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら，新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は，一部職種を除き禁止され，記録の作成，保存等の義務も課されている。	・民間事業者は専門・技術職，管理職中心。
ドイツ	・2002年に職業紹介業にかかる許可制を廃止し，職業紹介クーポン制を導入。 ・職業紹介クーポン制度では，一定の前提条件を満たす求職者に官がクーポンを渡し，民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間の職業紹介機関に支払う。就業機会法(2010年10月24日）により，クーポンの運用期間が，2011年12月31日までさらに1年延期された。	・クーポン額面の支払いは，2分割で行われ，就職して6週間後に1,000ユーロ，6か月後に再び1,000(特別斡旋の難しいケースは1,500）ユーロが支払われる。クーポンがなくとも個人で斡旋を依頼することも可能だが，通常の報酬はクーポンと同様の2,000ユーロまでに制限されている。支払い対象となる就職は，週労働時間が15時間以上で，社会保険加入義務が発生しなければならない。
フランス	・2005年1月施行の社会統合法により，国の機関(ANPE）による職業紹介の独占は廃止された。	・インターネット上や新聞などに，多くの職業紹介所の広告が見られる。しかしながら，紹介所の実態(紹介所の数や職業紹介数)は不明。ただ，職業紹介に関する雇用局（Pôle emploi:旧ANPE）の役割は，現在でも大きいと言われている。

資料出所　日本：厚生労働省ウェブサイト
アメリカ：労働省，各州政府資料等
イギリス：ビジネス・イノベーション技能省（BIS）ウェブサイト
ドイツ：連邦雇用エージェンシー（BA)ウェブサイト，社会法典（SGB）Ⅲ
フランス：雇用局（Pôle emploi）及び民間職業紹介所等ウェブサイト

第3-18表　労働者派遣事業

Table 3-18: Temporary employment agency services

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本	・根拠法：労働者派遣法(1985年制定) ・特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制，一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。 ・港湾運送業務，建設業務，警備業務，病院等における医療の業務(紹介予定派遣の場合等を除く)[1)]は禁止。 ・派遣期間：ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年に制限。 ・派遣先には，派遣元からの労働・社会保険の加入有無の通知はあるが，連帯責任はない。 ・使用者団体は，日本人材派遣協会(JASSA)。	・派遣労働者数：96万人(雇用者全体に占める割合は1.9％)(2010年，労働力調査，総務省) ・主な業種：金融・保険，情報通信，電気・ガス・熱供給・水道，製造(2008年派遣労働者実態調査，厚生労働省) ・主な業務：事務用機器操作46.6％，ソフトウエア開発10.6％，財務処理7.4％，テレマーケティング7.3％，機械設計6.4％(2008年，派遣労働者実態調査，厚生労働省) ・若年層(34歳以下)の割合：41.7％(2010年，労働力調査，総務省) ・男女比：男36.5％，女63.5％(2010年，労働力調査，総務省) ・派遣契約期間：1か月以下54.6％，1か月超3か月以下12.0％，3か月超6か月以下22％，6か月超1年以下11.7％，1年超3年以下1.8％，その他0.2％(2010年度労働者派遣事業報告，厚生労働省)
アメリカ	・連邦法レベルでは，人材派遣業に関する規制は存在しないが，州レベルでは，届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州，ニュージャージー州，ノースカロライナ州等)。 ・人材派遣会社及び顧客企業は，派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。 ・派遣業界団体は，アメリカ人材派遣業協会(ASA)。	・派遣労働者数：122万人(2005年，労働統計局) ・主な業種：サービス業，製造業，卸小売業 ・主な業務：生産・輸送・運搬職30.1％，事務・管理サポート職24.8％，サービス職15.6％，専門職・関連職12.7％，経営・管理・財務職7.6％，販売職2.1％(2005年，労働統計局) ・若年層(34歳以下)の割合：49.1％(2005年，労働統計局) ・男女比：男性47.2％，女性52.8％(2005年，労働統計局)

第3−18表　労働者派遣事業（続き）

Table 3-18: Temporary employment agency services (*cont.*)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス[2)]	・根拠法：1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により，民間職業紹介と同様，1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し，2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となった。2003年法でさらに規制を緩和(手続きの簡素化)するとともに，派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化，派遣元及び派遣先企業の責任の明確化など)。2011年10月施行の派遣労働者規則により，派遣期間が12週間超の派遣労働者について，派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定。 ・取扱職種，派遣期間，事由の制限は設けられていない。但し，派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止，派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 ・業界団体のREC（派遣事業者8000社が加盟）による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度，苦情処理制度)が整備されている。	・派遣労働者数：152万人(雇用者全体に占める割合は5.2％)(派遣事業者調査，2007年)[2)] ・主な業種：農林水産・エネルギー・建設業5％，製造業20％，流通・宿泊・飲食店7％，運輸・通信11％，銀行・金融・保険27％，公務29％(労働力調査，2007年) ・主な職種：秘書・事務26％，基礎的（非熟練）25％，加工・工場労務・機械操作15％，専門職9％，準専門職・技術職7％，対人サービス7％，熟練工4％，販売・顧客サービス4％，管理職・上級職2％(労働力調査，2007年) ・若年層（34歳以下）の割合：61％(労働力調査，2007年) ・男女比：女性44％(労働力調査，2007年) ・派遣期間：3か月未満29％，6か月未満52％，12か月未満71％(労働力調査，2007年)
ドイツ	・根拠法：1972年労働者派遣法(AÜG)(2002年大幅改正) ・労働者派遣業を行う場合，連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は，建設業(但し，一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 ・派遣期間の上限は段階的に延長され，同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合，当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが，2002年派遣法改正により，上限規制は撤廃となった。同改正はまた，賃金，労働条件の均等待遇原則を義務化(但し，労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。 ・2002年に制定されたハルツ法により，職業安定所所管の人材サービスエージェンシー(PSA)が就職困難者の紹介予定派遣を実施する枠組みを導入。 ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・派遣業界団体BZAは，行動原則を策定。部門レベルの労働協約あり。BZA以外の業界団体には，IGZ，AMPがある。	・派遣労働者数：約77万3千人(雇用者全体に占める割合は2.7％)（2011年4月，連邦雇用エージェンシー（BA)統計2011年7月） ・主な業務：非熟練，金属・電機，事務，サービス(2010年，BA統計) ・若年層（34歳以下）の割合：62.3％(2003年) ・男女比：男性72％，女性28％(2010年12月，BA統計) ・派遣期間：1週間未満10％，1週間以上3か月未満47％，3か月以上43％(2010年，BA統計)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状（2010年）
フランス	・根拠法：労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。 ・営業開始にあたって，その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また，財政的保証が必要。 ・産業医としての派遣労働は禁止されている。 ・派遣労働の利用禁止事由は，(1)争議参加労働者の代替，(2)危険業務，(3)経済的解雇実施後の6か月間，(4)派遣期間満了後，一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働，緊急作業の場合を除く)。 ・恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており，利用事由は，(1)代替要員の補充，(2)企業の業務量の一時的変化への対応，(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)，(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)―のいずれかでなければならない。 ・派遣期間の上限は原則18か月，更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は，原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 ・派遣先労働者との賃金，労働条件の均等原則あり。 ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・2005年1月18日可決の社会統合法により，派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。 ・労使協約に基づき，派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体：PRISME。	・フルタイム労働者数換算(Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein：全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したもの，すなわち，派遣労働者が，年間を通じて，フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数)：約52.7万人(雇用者全体に占める割合は3.0%) ・主な業種：製造43.5%，サービス35.6%，建設20.4%，農林水産0.5% ・主な業務：非熟練生産労働者37.5%，熟練生産労働者39.6%，事務系労働者13.3%，幹部職・職長・技術者7.9%，上級幹部職1.7% ・若年層(34歳以下)の割合：62% ・男女比：男性72%，女性28% ・平均派遣期間：1.7週

資料出所　日本：厚生労働省ウェブサイト
アメリカ：労働統計局「2005年特別調査」
イギリス：ビジネス・イノベーション・技能省（BIS）ウェブサイト
ドイツ：連邦雇用エージェンシー(BA)及びDer Bundesverband Zeitarbeit(BZA)ウェブサイト
フランス：雇用省（2011）*L'intérim en 2010 : reprise du travail temporaire*
その他：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions（2006）*Temporary Agency Work in an Enlarged European Union* 等

（注）1）2006年より医療関連業務については産休等の代替要員，医師についてはへき地に限り派遣が認められている。
2）イギリスの労働力調査による公式数値は26万人程度(2007年時点)であるが，自己申告に基づくデータであるため，実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため，ビジネス・企業・規制改革省（BERR）が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。

第3-19表　高齢者の就業促進施策

Table 3-19: Measures to promote the employment for older persons

<table>
<tr><th></th><th>供給側(求職者及び労働者)に対する
施策(相談, 援助等)</th><th>需要側(事業主)に対する
施策(助成措置等)</th></tr>
<tr><td>日本</td><td></td><td>〔高年齢者雇用確保措置の実施義務化〕
・ 2006年4月より改正高年齢者雇用安定法による65歳までの定年引上げ及び継続雇用制度の導入等を義務付け(2010年4月1日から2013年3月31日までの義務対象年齢は64歳)。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">〔中高年齢者の再就職の援助・促進〕</td></tr>
<tr><td></td><td>・ 中高年齢者に対する再就職の促進
(1) 公共職業安定所等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介
(2) 中高年齢者トライアル雇用奨励金の活用
(3) 特定求職者雇用開発助成金の活用
(4) 業種別団体や公共職業安定機関等と連携して, 技能講習, 合同面接会等を一体的に実施(シニアワークプログラム事業)</td><td>・ 募集・採用時の年齢制限の禁止(例外事由に該当する場合上限年齢設定理由の明示義務)の周知・啓発
・ 離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助――ジョブカード様式を活用した求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発, 指導</td></tr>
<tr><td></td><td>〔高齢者の多様な就業・社会参加の促進〕
・ シルバー人材センター事業の推進
「教育, 子育て, 介護, 環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業の支援
・ シニア就業支援プログラム事業の実施
地域の多種・多様な関係機関で構成するネットワークと連携・協力したワークショップの実施, 高年齢者の就業ニーズと企業等の人材ニーズとのマッチングによる雇用就業を含めた社会参加を支援</td><td>〔高齢者の安定雇用の確保対策〕
・ 65歳までの定年の引上げ, 継続雇用制度の導入等の促進
(1) 高年齢者雇用確保措置に係る周知・啓発
(2) 公共職業安定所による事業主への指導, 助言及び勧告
(3) 高年齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等
・ 希望者全員65歳まで働ける企業及び企業の実状に応じて何らかの仕組みで「70歳まで働ける企業」の普及・促進
(1)公共職業安定所による事業主への啓発指導
(2)先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等の実施, 都道府県労働局による希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の取組に対する気運の醸成(「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト)
(3)中小企業定年引上げ等奨励金, 高年齢者雇用モデル企業助成金, 高年齢者雇用確保充実奨励金の活用</td></tr>
</table>

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策(相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する施策(助成措置等)
アメリカ	高齢者地域社会サービス雇用事業 ・開始年月　1965年高齢アメリカ人法(the Older American Act)を根拠に, 2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム(Senior Community Employment Program; SCEPA)を開始 ・適用範囲　失業中で就業見込みの低い55歳以上, 世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下 ・具体的内容 全額政府出資の助成金により, 非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後, 30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする。 ・利用実績等 登録参加者10万5,851人(2011年度)	なし
イギリス	ワーク・プログラム ・開始年月　2011年6月 ・適用範囲 失業期間が12か月を超える25歳以上の求職者手当受給者, 健康上の問題等により就業が困難な雇用・生活補助手当受給者((高齢者向けの特別な条件はない)。 ・具体的内容 対象者の就職及び就職後の定着支援。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。	エイジ・ポジティブ(Age Positive) ・開始年月　1999年12月 ・具体的内容 年齢差別是正キャンペーンであり, ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。
ドイツ	中高齢者向けの職業継続訓練の促進(Fbw) ・社会法典III 417条, “Initiative 50 Plus” ・適用範囲 従業員250人未満の企業の満45歳以上の労働者で職業継続訓練に参加する者。 ・具体的内容 訓練期間中の訓練受講料, 交通費, 子の養育費, 泊り込みの場合の宿泊・食事費用を支給。但し, 訓練が2011年12月31日までに開始されたものに限る。 高齢労働者の賃金保障(EGS) ・社会法典III 421j条, 2003年1月開始 ・適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が120日以上ある者が再就職する場合で,手取賃金(月額)差額が50ユーロ以上である場合。 ・具体的内容 再就職した対象者は, 失業前の手取賃金と新たな職の手取賃金の差額の一部(1年目50%, 2年目30%)を補填する。2年間受給可能。 ・2012年1月1日以降は, それ以前に請求権が発生した場合のみ支給され, 遅くとも2013年12月31日に終了する。	中高年者・統合助成金(EGZ) ・社会法典III 421f条 ・具体的内容 50歳以上で採用前に6か月以上失業していた者を雇い入れる事業主に対し, 対象労働者の賃金の30～50%を支給。支給期間は12～36か月。但し, 1年ごとに助成は最低10%減額(2011年12月末日までに届け出られたものについて有効)。 中高齢者統合バウチャー(EGG) ・社会法典III　223条 ・適用範囲　50歳以上で12か月以上失業しており, 受給残日数が12か月以上ある者。 ・具体的内容 対象者を, 社会保険加入義務のある, 週最低15時間以上の労働に1年以上雇い入れる事業主に対して, 統合助成金(賃金の30-50%)を支払う約束手形。

第3-19表　高齢者の就業促進施策（続き）

Table 3-19: Measures to promote the employment for older persons (*cont.*)

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策(相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する施策(助成措置等)
フランス	「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約 ・開始年月　2004年5月 ・適用範囲　全ての企業の全被用者が対象 ・具体的内容 フランスの企業は，被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており，労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し，被用者の訓練への参加を促進。 例）45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は，優先的に技能検定を受講できる他，時間外の職業訓練を受講する場合は，給与の50％相当の教育訓練手当が企業から支給される。	統一参入契約CUI (Contrat Unique d'Insertion) (2010年1月1日に，それまでの雇用主導契約CIEなどが統合された。) ・開始年月 2008年12月 ・具体的内容 雇用局（Pôle emploi）とCIU協定を結び，高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIUに基づいて雇用した事業主に対し，最低賃金(SMIC)の47％を上限に，最長2年間の賃金補助を実施。 求職者を採用する使用者に対する逓減支援(ADE) ・開始年月　2006年1月（2009年1月1日廃止）

資料出所　日本：厚生労働省ウェブサイト
アメリカ：労働省SCSEPウェブサイト
イギリス：雇用年金省（DWP）ウェブサイト
ドイツ：連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト
フランス：労働省及び公共職業安定所(Pôle emploi)，パリ商工会議所等ウェブサイト

第3-20表　年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-20: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法，雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法(Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2011年雇用平等（退職年齢規定廃止）規則(Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations	一般雇用機会均等法(Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz: AGG（通称，反差別法))など	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)
施行年月	2006年4月(60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2011年4月	2006年8月	(2010年1月に改正)
定年制	可(60歳以上)	原則不可	原則不可	可(65歳以上)	可(原則として，70歳以上)
	但し，65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ，継続雇用制度の導入，定年年齢の廃止のいずれか)(段階的引上げ：2010年4月1日～2013年3月31日までの間の義務対象年齢は64歳)	例外として，(1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制，(2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制，がある。	但し，正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある(例えば著しい体力や精神力を要する業務等)	但し，65歳未満の定年制も一定要件下では可。	但し，一定の条件の下，67歳以上の定年設定が可能。(1955年以前生まれの従業員に対しては，65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。)公務員の場合は職種により55-65歳(但し，延長が可能な場合もある)
高齢者の解雇に対する特別な保護等		雇用における年齢差別禁止法	雇用における年齢差別の禁止	解雇制限法による高齢者の解雇保護	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラランド拠出金)の廃止
		上記の例外を除き，年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	上記の例外を除き，年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	不当解雇された労働者が，元の条件で職場復帰できない場合，和解金が支払われる。対象者が，50歳以上の場合，和解金が上乗せされる。	50歳以上の労働者を解雇する場合，企業が失業保険の拠出金を支払う制度は，(中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため，) 2008年1月1日に廃止された。
					整理解雇時における高齢者等への配慮義務
					企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において，高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。

資料出所　厚生労働省，アメリカ連邦労働省，イギリス雇用年金省，フランス首相府及び労働・雇用・厚生省等各ウェブサイト

4. 失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

4-1　ILO定義失業率

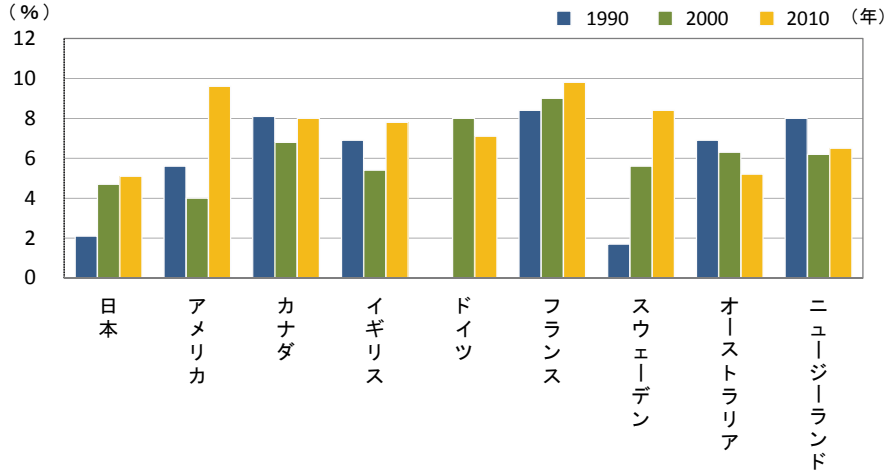

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第4-1表　調整失業率」(p.138)を参照。

各国で公表されている失業率は，国によって定義が異なるため，そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは，ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるように試算しているのが，OECDによる「調整失業率」である。なお，調整失業率（Harmonised unemployment rates）とは，2009年1月以降，これまでの標準化失業率（Standardised unemployment rates）から名称変更されたものである。

日本の失業率は2003年まで上昇傾向にあったが，2004年から2008年にかけて徐々に低下していた。しかし，2009年にはリーマンショックの影響で再び5.1%へと上昇した。上のグラフに挙げた国をみると，ニュージーランド，オーストラリア，カナダ，イギリスで1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方，ドイツ，フランス，スウェーデンでは1990年から2005年に失業率の上昇傾向が続いたが，その後しばらく低下していた。だが，ドイツの例外を除きいずれの国も2008年秋以降，世界的な経済危機によって，失業率は上昇している。

4-2 失業率（各国公表値）

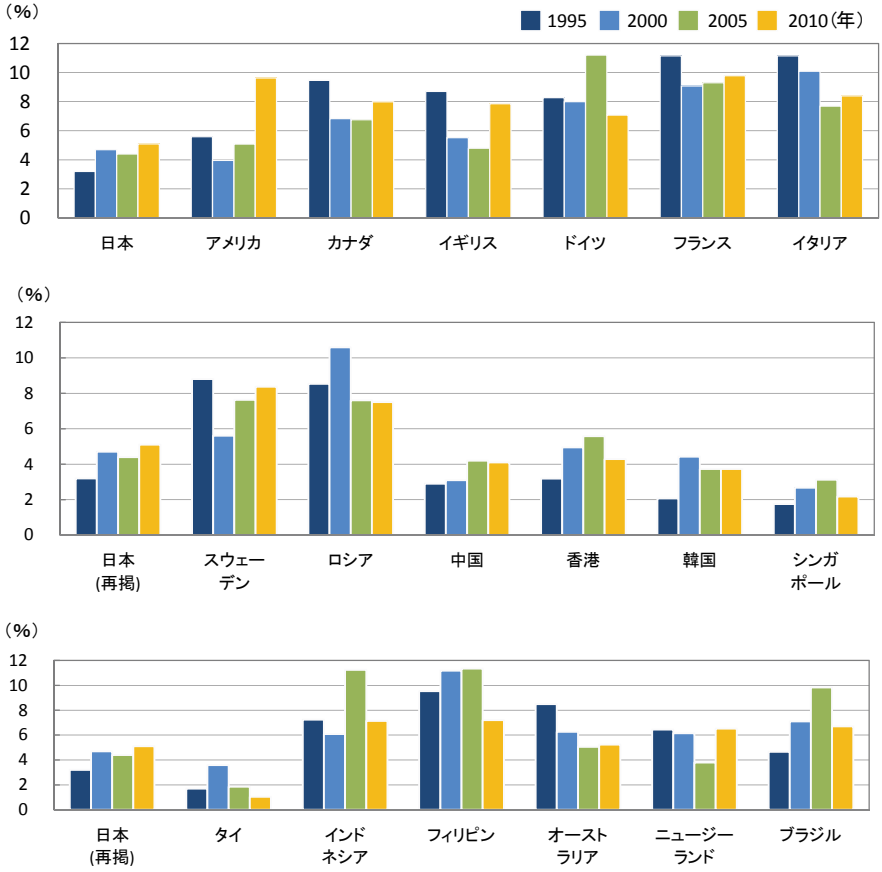

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.139)を参照。
(注) 2010年の値は日本，中国を除きIMFによる推計値。

各国公表値による失業率の動きをみると，2005年から2010年にかけて，アメリカ，カナダ，イギリス，フランス，イタリア，スウェーデンなど，ドイツを除いて欧米諸国の失業率は軒並み上昇した。これは2008年秋以降の金融危機の影響によるものと考えられる。すでに低成長にシフトしていたこれら先進諸国間で失業率の上昇が見られた一方，タイ，インドネシア，フィリピンなどのアジア諸国では逆に失業率は低下している。成長力が失業リスクを上回って維持されたとの見方もできよう。日本は欧米諸国と同様，やはり僅かな上昇となった。但し，こうした違いの背景には，成長率の差異等の経済動向のみならず，年齢の人口構成，慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため，公表値をそのまま比較する事は適当ではない。

4-3　長期失業者の割合

6か月以上1年未満

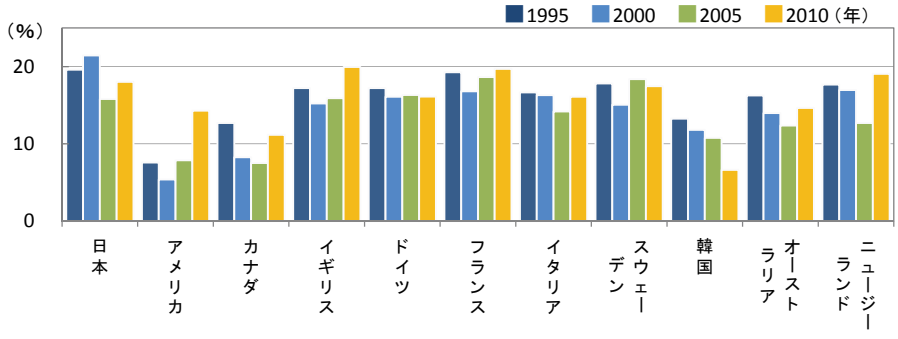

1年以上

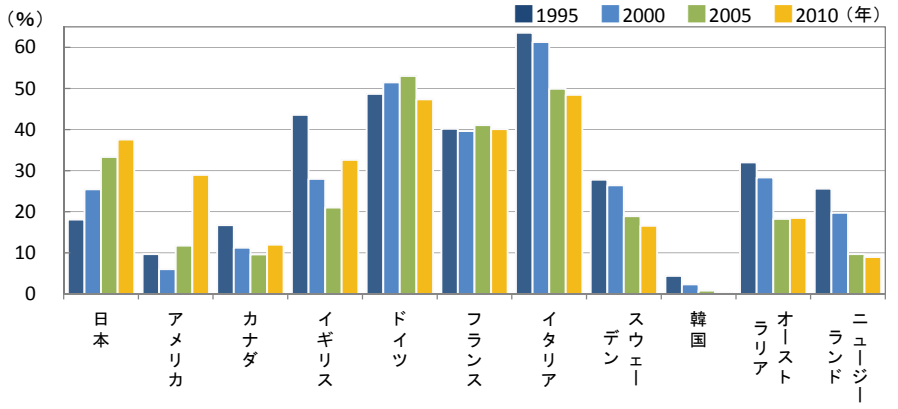

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第4-5表　長期失業者の割合」(p.114)を参照。
(注)スウェーデンの2005年は2004年値。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが，失業者に占める長期失業者の割合は，ドイツ，イタリアなど欧州大陸主要国で高く，2010年の1年以上の長期失業者の割合が4割以上となっている。また，米国でも1年以上の長期失業者の割合は2009年の16.3%から2010年の29.0%と急速に上昇，他方，韓国では1%未満とかなり低い。

こうした動向の背景には，各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか，雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表　調整失業率[1)]

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

（%）

国 Country		1990年/Year	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	2.1	3.1	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1	5.1
アメリカ	USA	5.6	5.6	4.0	5.1	4.6	4.6	5.8	9.3	9.6
カナダ	CAN	8.1	9.5	6.8	6.8	6.3	6.0	6.1	8.3	8.0
イギリス	GBR	6.9	8.5	5.4	4.8	5.4	5.3	5.7	7.6	7.8
ドイツ	DEU	－	8.3	8.0	11.2	10.2	8.8	7.6	7.7	7.1
フランス	FRA	8.4	11.0	9.0	9.3	9.2	8.4	7.8	9.5	9.8
イタリア	ITA	8.9	11.2	10.1	7.7	6.8	6.1	6.8	7.8	8.4
オランダ	NLD	5.1	7.0	3.0	5.3	4.3	3.6	3.1	3.7	4.5
ベルギー	BEL	6.6	9.7	6.9	8.5	8.3	7.5	7.0	7.9	8.3
ルクセンブルク	LUX	1.7	2.9	2.3	4.6	4.6	4.2	4.9	5.1	4.5
デンマーク	DNK	7.2	6.8	4.3	4.8	3.9	3.8	3.3	6.0	7.4
スウェーデン	SWE	1.7	8.8	5.6	7.7	7.1	6.1	6.2	8.3	8.4
フィンランド	FIN	3.2	15.1	9.6	8.3	7.7	6.9	6.4	8.2	8.4
ノルウェー	NOR	5.8	5.5	3.2	4.5	3.4	2.5	2.5	3.2	3.5
オーストリア	AUT	－	3.9	3.6	5.2	4.7	4.4	3.8	4.8	4.4
スイス	CHE	0.5	3.2	2.5	4.2	3.8	3.4	3.2	4.1	4.2
アイルランド	IRL	13.4	12.3	4.2	4.4	4.5	4.6	6.3	11.9	13.7
スペイン	ESP	13.0	18.4	11.1	9.2	8.5	8.3	11.4	18.0	20.1
ポルトガル	PRT	4.8	7.2	4.5	8.6	8.6	8.9	8.5	10.6	12.0
韓国	KOR	2.4	2.1	4.4	3.7	3.5	3.2	3.2	3.6	3.7
オーストラリア	AUS	6.9	8.5	6.3	5.0	4.8	4.4	4.2	5.6	5.2
ニュージーランド	NZL	8.0	6.5	6.2	3.8	3.9	3.7	4.2	6.1	6.5

資料出所　OECD database（http://stats.oecd.org/）“Labour Force Statistics (MEI)”2011年7月現在

(注)　1)　ILOガイドラインに基づくもので，失業者は，生産年齢の者で，就業しておらず，就業可能の状態で，かつ求職活動（自営開業のための準備等を含む）を積極的に行った者と定義される。失業率は，軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保し，ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したもの。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は，補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後，月次推計（失業及び労働力）を平均し，各年数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については，月次あるいは四半期推計の平均値によって各年数値が得られる。一部の国々の調整手続は，米国労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については，EU統計局の比較失業率（CURs）の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。より詳しい説明については，http://www.oecd.org/std/ を参照。

なお調整失業率（Harmonised unemployment rates）とは，Eurostatで使われている用語にあわせて，2009年1月以降，OECDにおいてこれまでの標準化失業率（Standardised unemployment rates）から名称が変更されたものである。

第4-2表　失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

（%）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	3.2	4.7	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1	5.1
アメリカ	USA	5.6	4.0	5.5	5.1	4.6	4.6	5.8	9.3	*9.6
カナダ	CAN	9.5	6.8	7.2	6.8	6.3	6.1	6.2	8.3	*8.0
イギリス	GBR	8.7	5.5	4.8	4.8	5.4	5.4	5.6	*7.5	*7.9
ドイツ	DEU	8.3	8.0	10.5	11.2	10.2	8.8	7.6	7.7	*7.1
フランス	FRA	11.2	9.1	9.2	9.3	9.2	8.4	7.8	9.5	*9.8
イタリア	ITA	11.2	10.1	8.0	7.7	6.8	6.1	6.8	*7.8	*8.4
スウェーデン	SWE	8.8	5.6	6.3	7.6	7.0	6.1	6.2	8.3	*8.4
ロシア	RUS	8.5	10.6	8.2	7.6	7.2	6.1	6.4	8.4	*7.5
中国	CHN	2.9	3.1	4.2	4.2	4.1	4.0	4.2	4.3	4.1
香港	HKG	3.2	4.9	6.8	5.6	4.8	4.0	3.5	5.2	*4.3
台湾	TWN	1.8	2.7	3.4	3.1	2.7	2.1	2.2	3.0	*2.2
韓国	KOR	2.1	4.4	3.7	3.7	3.5	3.3	3.2	3.7	*3.7
シンガポール	SGP	1.8	2.7	3.4	3.1	2.7	2.1	2.2	3.0	*2.2
マレーシア	MYS	3.1	3.0	3.5	3.5	3.3	3.2	3.3	3.6	*3.3
タイ	THA	1.7	3.6	2.1	1.9	1.5	1.4	1.4	1.5	*1.0
インドネシア	IDN	7.2	6.1	9.9	11.2	10.3	9.1	8.4	7.9	*7.1
フィリピン	PHL	9.5	11.2	11.8	11.4	8.0	7.3	7.4	7.5	*7.2
オーストラリア	AUS	8.5	6.3	5.4	5.1	4.8	4.4	4.3	5.6	*5.2
ニュージーランド	NZL	6.5	6.2	4.1	3.8	3.8	3.7	4.2	6.2	*6.5
ブラジル	BRA	4.7	7.1	11.5	9.8	10.0	9.3	7.9	8.1	*6.7

資料出所　日本：総務省統計局（2011.8）「労働力調査」
中国：中国人的資源社会保障部（2011.7）「2010人事・社会保障開発統計」
その他：IMF（2011.9）*World Economic Outlook Database September 2011*

（注）＊…IMFによる推計値。
失業者の定義については第4-7表（p.146）を参照。

第4-3表　年齢階級別失業者数・構成比（2010年）
Table 4-3: Unemployment by age group, 2010

（男女計/Total）　　（千人/thousands, (%)）

国・地域 Country or region		15～19歳/age group		20～24		25～29		30～34	
日本	JPN	90	(2.7)	420	(12.6)	450	(13.5)	370	(11.1)
アメリカ[1)]	USA	1,527	(10.3)	2,329	(15.7)	1,883	(12.7)	1,501	(10.1)
カナダ	CAN	222	(15.0)	203	(13.7)	167	(11.2)	138	(9.3)
イギリス[1)]	GBR	435	(17.9)	450	(18.5)	299	(12.3)	227	(9.3)
ドイツ	DEU	138	(4.7)	321	(10.9)	343	(11.6)	307	(10.4)
フランス	FRA	170	(6.4)	495	(18.7)	409	(15.5)	297	(11.2)
イタリア	ITA	118	(5.6)	362	(17.2)	354	(16.8)	325	(15.5)
スウェーデン	SWE	72	(17.3)	90	(21.6)	48	(11.6)	33	(7.9)
香港	HKG	9.8	(7.2)	27	(19.9)	18	(12.8)	12	(8.8)
韓国	KOR	28	(3.0)	122	(13.2)	191	(20.7)	119	(12.9)
シンガポール	SGP			32	(38.0)				
フィリピン	PHL	501	(17.5)	958	(33.5)			847	(29.6)
オーストラリア	AUS	142	(23.0)	107	(17.2)	74	(11.8)	57	(9.2)
ニュージーランド	NZL	38	(24.8)	28	(18.1)	18	(11.9)	12	(7.9)

国・地域 Country or region		35～39		40～44		45～49		50～54	
日本	JPN	380	(11.4)	320	(9.6)	270	(8.1)	240	(7.2)
アメリカ[1)]	USA	1,320	(8.9)	1,383	(9.3)	1,441	(9.7)	1,328	(9.0)
カナダ	CAN	128	(8.7)	145	(9.8)	150	(10.1)	132	(8.9)
イギリス[1)]	GBR	202	(8.3)	231	(9.5)	200	(8.2)	160	(6.6)
ドイツ	DEU	305	(10.3)	354	(12.0)	362	(12.3)	334	(11.3)
フランス	FRA	292	(11.1)	289	(10.9)	239	(9.0)	220	(8.3)
イタリア	ITA	273	(13.0)	239	(11.4)	197	(9.4)	130	(6.2)
スウェーデン	SWE	33	(8.0)	32	(7.8)	32	(7.6)	26	(6.2)
香港	HKG	13	(9.5)	13	(9.8)	14	(10.3)	18	(12.8)
韓国	KOR	96	(10.4)	89	(9.7)	77	(8.4)	70	(7.6)
シンガポール	SGP	17	(20.0)	17	(19.5)				
フィリピン	PHL	266	(9.3)			181	(6.3)		
オーストラリア	AUS	49	(7.9)	50	(8.0)	44	(7.1)	41	(6.5)
ニュージーランド	NZL	11	(7.5)	11	(7.1)	11	(7.2)	9.8	(6.4)

国・地域 Country or region		55～59		60～64		65～		計 Total	
日本	JPN	290	(8.7)	340	(10.2)	140	(4.2)	3,340	(100)
アメリカ[1)]	USA	995	(6.7)	667	(4.5)	448	(3.0)	14,822	(100)
カナダ	CAN	103	(7.0)	71	(4.8)	24	(1.6)	1,483	(100)
イギリス[1)]	GBR	132	(5.4)	79	(3.2)	17	(0.7)	2,432	(100)
ドイツ	DEU	324	(11.0)	156	(5.3)	5.0	(0.2)	2,949	(100)
フランス	FRA	185	(7.0)	38	(1.5)	7.1	(0.3)	2,643	(100)
イタリア	ITA	74	(3.5)	26	(1.2)	5.0	(0.2)	2,103	(100)
スウェーデン	SWE	26	(6.2)	22	(5.3)	2.1	(0.5)	415	(100)
香港	HKG	9.0	(6.6)	3.0	(2.2)	—	—	136	(100)
韓国	KOR	51	(5.5)	41	(4.5)	37	(4.0)	921	(100)
シンガポール	SGP			19	(22.4)			84	(100)
フィリピン	PHL	87	(3.0)			19	(0.7)	2,859	(100)
オーストラリア	AUS	31	(4.9)	21	(3.4)	4.9	(0.8)	621	(100)
ニュージーランド	NZL	7.2	(4.7)	5.1	(3.4)	1.7	(1.1)	152	(100)

（男性/Male）　　（千人/thousands,（%））

国・地域 Country or region		15～19 歳/age group		20～24		25～29		30～34	
日本	JPN	50	(2.4)	240	(11.6)	280	(13.5)	220	(10.6)
アメリカ[1)]	USA	862	(10.0)	1,398	(16.2)	1,104	(12.8)	889	(10.3)
カナダ	CAN	125	(14.6)	127	(14.9)	98	(11.5)	77	(9.0)
イギリス[1)]	GBR	245	(16.8)	274	(18.8)	182	(12.5)	140	(9.6)
ドイツ	DEU	77	(4.5)	191	(11.3)	211	(12.4)	178	(10.5)
フランス	FRA	92	(6.9)	262	(19.6)	217	(16.3)	143	(10.7)
イタリア	ITA	70	(6.3)	206	(18.5)	179	(16.1)	158	(14.2)
スウェーデン	SWE	36	(16.4)	52	(23.2)	26	(11.6)	16	(7.3)
香港	HKG	4.4	(5.3)	16	(19.2)	11	(13.3)	5.6	(6.7)
韓国	KOR	15	(2.6)	50	(8.6)	126	(21.8)	86	(14.9)
シンガポール	SGP			15	(32.9)				
フィリピン	PHL	295	(16.3)	552	(30.5)		554	(30.6)	
オーストラリア	AUS	74	(22.4)	61	(18.3)	38	(11.6)	30	(9.0)
ニュージーランド	NZL	18	(23.4)	16	(20.2)	9.2	(11.9)	5.9	(7.6)

国・地域 Country or region		35～39		40～44		45～49		50～54	
日本	JPN	210	(10.1)	170	(8.2)	160	(7.7)	150	(7.2)
アメリカ[1)]	USA	759	(8.8)	775	(9.0)	833	(9.7)	780	(9.0)
カナダ	CAN	66	(7.7)	78	(9.1)	84	(9.8)	77	(9.0)
イギリス[1)]	GBR	112	(7.7)	132	(9.0)	106	(7.3)	102	(7.0)
ドイツ	DEU	176	(10.4)	200	(11.8)	197	(11.6)	184	(10.8)
フランス	FRA	145	(10.9)	135	(10.1)	113	(8.5)	104	(7.8)
イタリア	ITA	129	(11.6)	117	(10.5)	107	(9.6)	76	(6.8)
スウェーデン	SWE	16	(7.2)	16	(7.0)	16	(7.2)	15	(6.5)
香港	HKG	7.1	(8.5)	7.6	(9.1)	8.8	(10.5)	13	(15.3)
韓国	KOR	64	(11.1)	52	(9.0)	49	(8.5)	49	(8.5)
シンガポール	SGP	9.0	(20.0)	8.7	(19.3)				
フィリピン	PHL	189	(10.5)			137	(7.6)		
オーストラリア	AUS	24	(7.3)	24	(7.2)	21	(6.4)	21	(6.4)
ニュージーランド	NZL	5.0	(6.5)	4.6	(6.0)	5.7	(7.4)	4.6	(6.0)

国・地域 Country or region		55～59		60～64		65～		計 Total	
日本	JPN	200	(9.7)	260	(12.6)	120	(5.8)	2,070	(100)
アメリカ[1)]	USA	573	(6.6)	390	(4.5)	261	(3.0)	8,624	(100)
カナダ	CAN	62	(7.3)	44	(5.1)	16	(1.9)	851	(100)
イギリス[1)]	GBR	86	(5.9)	68	(4.7)	13	(0.9)	1,460	(100)
ドイツ	DEU	181	(10.7)	99	(5.8)	3.0	(0.2)	1,697	(100)
フランス	FRA	99	(7.4)	20	(1.5)	3.0	(0.2)	1,333	(100)
イタリア	ITA	50	(4.5)	19	(1.7)	4.0	(0.4)	1,115	(100)
スウェーデン	SWE	16	(7.1)	14	(6.1)	1.0	(0.4)	223	(100)
香港	HKG	7.3	(8.7)	2.7	(3.2)	—	—	84	(100)
韓国	KOR	36	(6.2)	29	(5.0)	23	(4.0)	579	(100)
シンガポール	SGP			13	(27.8)			45	(100)
フィリピン	PHL	68	(3.8)			13	(0.7)	1,808	(100)
オーストラリア	AUS	20	(6.0)	14	(4.2)	3.6	(1.1)	331	(100)
ニュージーランド	NZL	4.1	(5.3)	3.3	(4.3)	1.2	(1.6)	77	(100)

第4-3表　年齢階級別失業者数・構成比（2010年）（続き）
Table 4-3: Unemployment by age group, 2010 (*cont.*)

（女性/Female）　　（千人/thousands, (%)）

国・地域 Country or region		15～19歳/age group		20～24		25～29		30～34	
日本	JPN	40	(3.1)	180	(14.2)	170	(13.4)	150	(11.8)
アメリカ[1)]	USA	665	(10.7)	931	(15.0)	779	(12.6)	612	(9.9)
カナダ	CAN	97	(15.4)	77	(12.2)	69	(10.9)	61	(9.7)
イギリス[1)]	GBR	190	(19.5)	176	(18.1)	117	(12.0)	87	(9.0)
ドイツ	DEU	61	(4.9)	130	(10.4)	132	(10.5)	129	(10.3)
フランス	FRA	78	(5.9)	234	(17.8)	192	(14.7)	154	(11.8)
イタリア	ITA	48	(4.9)	156	(15.8)	175	(17.7)	167	(16.9)
スウェーデン	SWE	35	(18.4)	38	(19.8)	23	(11.7)	17	(8.7)
香港	HKG	5.4	(10.2)	11	(21.0)	6.4	(12.1)	6.4	(12.1)
韓国	KOR	13	(3.8)	72	(21.1)	65	(19.0)	33	(9.6)
シンガポール	SGP			17	(44.2)				
フィリピン	PHL	207	(19.7)	406	(38.6)		293	(27.9)	
オーストラリア	AUS	68	(23.6)	46	(16.0)	35	(12.1)	27	(9.4)
ニュージーランド	NZL	20	(26.2)	12	(15.9)	8.9	(11.9)	6.1	(8.1)

国・地域 Country or region		35～39		40～44		45～49		50～54	
日本	JPN	170	(13.4)	140	(11.0)	120	(9.4)	90	(7.1)
アメリカ[1)]	USA	561	(9.1)	608	(9.8)	608	(9.8)	548	(8.8)
カナダ	CAN	63	(9.9)	67	(10.7)	66	(10.5)	55	(8.7)
イギリス[1)]	GBR	90	(9.3)	99	(10.2)	94	(9.7)	58	(6.0)
ドイツ	DEU	129	(10.3)	154	(12.3)	165	(13.2)	150	(12.0)
フランス	FRA	147	(11.2)	154	(11.8)	126	(9.6)	116	(8.8)
イタリア	ITA	144	(14.6)	122	(12.3)	90	(9.1)	54	(5.5)
スウェーデン	SWE	17	(9.0)	17	(8.7)	15	(8.0)	11	(5.8)
香港	HKG	5.8	(11.0)	5.8	(11.0)	5.2	(9.8)	4.7	(8.9)
韓国	KOR	32	(9.4)	37	(10.8)	28	(8.2)	21	(6.1)
シンガポール	SGP	7.9	(20.1)	7.8	(19.8)				
フィリピン	PHL		77	(7.3)			43	(4.1)	
オーストラリア	AUS	25	(8.6)	26	(9.0)	23	(7.9)	19	(6.7)
ニュージーランド	NZL	6.4	(8.5)	6.2	(8.3)	5.2	(6.9)	5.2	(6.9)

国・地域 Country or region		55～59		60～64		65～		計 Total	
日本	JPN	90	(7.1)	80	(6.3)	30	(2.4)	1,270	(100)
アメリカ[1)]	USA	422	(6.8)	277	(4.5)	187	(3.0)	6,198	(100)
カナダ	CAN	41	(6.5)	27	(4.3)	8.1	(1.3)	632	(100)
イギリス[1)]	GBR	46	(4.7)	11	(1.1)	4.0	(0.4)	972	(100)
ドイツ	DEU	143	(11.4)	57	(4.6)	2.0	(0.2)	1,252	(100)
フランス	FRA	87	(6.6)	18	(1.4)	4.1	(0.3)	1,310	(100)
イタリア	ITA	24	(2.4)	7.0	(0.7)	1.0	(0.1)	988	(100)
スウェーデン	SWE	10	(5.1)	8.4	(4.4)	1.1	(0.6)	193	(100)
香港	HKG	1.7	(3.2)	0.3	(0.6)	－	－	53	(100)
韓国	KOR	15	(4.4)	12	(3.5)	14	(4.1)	342	(100)
シンガポール	SGP			6.3	(16.0)			39	(100)
フィリピン	PHL		18	(1.7)		6.0	(0.6)	1,051	(100)
オーストラリア	AUS	11	(3.7)	7.4	(2.6)	1.3	(0.4)	290	(100)
ニュージーランド	NZL	3.1	(4.1)	1.8	(2.4)	0.5	(0.7)	75	(100)

資料出所　OECD Database（http://stats.oecd.org/）2011年7月現在, ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2011年7月現在, 日本：総務省統計局(2011.1)「労働力調査」, 各国資料

（注）労働力調査ベース。（ ）内の数字は構成比（%）。
1）アメリカ, イギリスの15～19歳欄は16～19歳の数値。

第4-4表　年齢階級別失業率
Table 4-4: Unemployment rates by age group

（%）

国・地域 Country or region		2000年/Year			2005			2010		
		15～24年齢階級/age group	25～54	55～64	15～24	25～54	55～64	15～24	25～54	55～64
日本	JPN	9.2	4.1	5.6	8.6	4.2	4.1	9.2	4.9	5.0
アメリカ[1]	USA	9.3	3.1	2.5	11.3	4.1	3.3	18.4	8.6	7.1
カナダ	CAN	12.7	5.8	5.5	12.4	5.8	5.4	14.8	6.9	6.6
イギリス[1]	GBR	11.7	4.4	4.4	12.2	3.4	2.6	19.1	6.1	4.9
ドイツ	DEU	8.4	7.0	12.3	15.2	10.4	12.7	9.7	6.6	7.7
フランス	FRA	20.6	9.3	7.4	20.3	7.8	5.3	22.5	8.0	6.7
イタリア	ITA	29.7	8.5	4.5	24.0	6.7	3.5	27.9	7.6	3.6
オランダ	NLD	6.1	2.5	2.1	9.4	4.5	4.5	8.7	3.6	4.0
ベルギー[2]	BEL	15.2	5.8	3.2	21.5	7.4	4.4	22.4	7.3	4.6
ルクセンブルク[2]	LUX	6.4	2.0	1.4	13.7	3.9	2.1	14.2	3.9	2.3
デンマーク[2]	DNK	6.7	4.1	4.0	8.6	4.1	5.2	13.8	6.5	5.8
スウェーデン[1]	SWE	11.7	4.9	6.1	22.0	6.2	4.5	25.2	6.1	5.3
フィンランド	FIN	20.3	8.0	9.4	18.9	6.9	6.9	20.3	6.9	6.5
ノルウェー[1]	NOR	10.2	2.6	1.3	12.0	4.0	1.7	9.3	3.1	1.4
ロシア	RUS	20.7	9.2	7.3	15.7	6.1	3.9	17.2	6.4	4.9
オーストリア	AUT	5.1	3.1	5.2	10.3	4.4	3.6	8.8	4.0	2.2
スイス	CHE	4.9	2.3	2.8	8.8	3.8	3.7	7.2	4.0	3.4
アイルランド	IRL	7.6	4.0	2.7	9.7	3.9	3.0	28.7	12.6	8.2
スペイン[1]	ESP	25.3	12.3	9.4	19.7	8.0	6.1	41.6	18.6	14.1
ポルトガル	PRT	8.6	3.5	3.2	16.1	7.3	6.2	22.3	10.7	8.9
チェコ	CZE	17.0	7.7	5.2	19.3	7.1	5.2	18.3	6.4	6.5
ポーランド	POL	35.2	13.9	9.4	37.8	16.0	11.2	23.7	8.3	7.1
EU-15		15.8	7.3	7.4	16.5	7.2	6.3	20.0	8.6	6.8
EU-21		17.7	7.9	7.4	18.4	8.0	6.6	20.4	8.6	6.9
韓国	KOR	10.8	4.0	2.9	10.2	3.4	2.5	9.8	3.5	2.9
オーストラリア	AUS	12.1	5.1	4.3	10.6	3.9	3.4	11.5	4.0	3.3
ニュージーランド	NZL	13.6	4.7	4.7	9.7	2.8	1.9	17.1	4.9	3.4
ブラジル[3]	BRA	17.9	6.9	4.0	19.3	6.6	3.2	17.8	6.3	3.0
メキシコ	MEX	5.1	1.8	1.4	6.6	2.8	2.1	9.5	4.5	3.2

資料出所　OECD database（http://stats.oecd.org/）“LFS by sex and age”2011年7月現在
（注）　1）15～24歳欄は16～24歳の数値（ノルウェーは2005年迄）。
　　2）EU労働力調査による。
　　3）2000年欄は2001年の数値，2010年欄は2009年の数値。

第4-5表　長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

（%）

国 Country or region		6か月以上1年未満 6 to 12 months					1年以上 1 year and over				
		1995年	2000	2005	2009	2010	1995	2000	2005	2009	2010
日本	JPN	19.6	21.4	15.8	17.8	18.0	18.1	25.5	33.3	28.5	37.6
アメリカ	USA	7.6	5.4	7.9	15.3	14.3	9.7	6.0	11.8	16.3	29.0
カナダ	CAN	12.7	8.3	7.5	10.1	11.2	16.8	11.3	9.6	7.8	12.0
イギリス	GBR	17.2	15.2	15.9	20.2	19.9	43.6	28.0	21.0	24.5	32.6
ドイツ	DEU	17.2	16.1	16.3	16.3	16.1	48.7	51.5	53.0	45.5	47.4
フランス	FRA	19.3	16.8	18.6	20.6	19.7	40.2	39.6	41.1	35.2	40.1
イタリア	ITA	16.7	16.3	14.2	17.1	16.1	63.6	61.3	49.9	44.4	48.5
オランダ[1)]	NLD	33.6	37.3	19.6	18.6	20.9	46.8	43.5	40.2	24.8	27.6
ベルギー	BEL	15.3	15.4	15.1	16.0	17.3	62.4	56.3	51.7	44.2	48.8
デンマーク	DNK	18.7	18.1	16.6	16.3	18.8	27.9	20.0	23.4	9.1	19.1
スウェーデン[2)]	SWE	17.8	15.1	18.4	16.6	17.5	27.8	26.4	18.9	12.8	16.6
フィンランド	FIN	19.1	17.4	16.9	15.0	15.9	37.6	29.0	24.9	16.6	23.6
ノルウェー	NOR	15.1	11.2	15.8	17.4	21.9	24.2	5.3	9.5	7.7	9.5
ロシア[3)]	RUS	－	19.0	19.4	17.4	－	－	46.2	38.5	35.2	－
オーストリア	AUT	14.6	13.8	18.0	18.1	17.9	29.1	25.8	25.3	21.3	25.2
スイス	CHE	17.2	16.8	20.3	17.9	21.1	33.6	29.0	33.5	30.1	34.3
アイルランド[1)]	IRL	16.6	20.8	16.9	23.9	20.4	61.6	55.3	33.4	29.0	49.0
ギリシャ	GRC	21.2	17.1	17.8	18.0	17.8	51.4	56.4	52.1	40.8	45.0
スペイン	ESP	15.8	17.3	15.1	23.0	20.3	57.1	47.6	32.6	30.2	45.1
チェコ	CZE	21.7	21.1	19.1	23.8	22.9	31.2	48.8	53.6	31.2	43.3
ポーランド	POL	23.0	25.2	19.5	19.5	21.0	40.0	37.9	52.2	25.2	25.5
EU-15		17.6	16.4	16.5	19.4	18.6	49.8	46.3	43.1	34.7	42.0
EU-21		18.4	18.0	17.0	19.6	19.0	48.7	45.3	45.5	34.3	41.2
韓国	KOR	13.3	11.8	10.8	8.5	6.6	4.4	2.3	0.8	0.5	0.3
オーストラリア	AUS	16.3	14.0	12.4	15.2	14.6	32.0	28.3	18.3	14.7	18.5
ニュージーランド	NZL	17.7	17.0	12.7	16.8	19.1	25.6	19.8	9.7	6.3	9.0
メキシコ	MEX	6.6	4.0	4.4	4.6	5.3	1.5	1.2	2.3	1.9	2.4

資料出所　OECD database（http://stats.oecd.org/）“Labour Force Statistics”2011年7月現在

(注)　1）2000年の欄は，1999年の数値。
　　2）2005年の欄は，2004年の数値。
　　3）2009年の欄は，2008年の数値。

第4-6表　失業期間別構成比（2010年）

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2010

（%）

国・地域 Country or region		合計 Total	1か月未満 Less than 1 month	1か月以上3か月未満 1 to 3 months	3か月以上6か月未満 3 to 6 months	6か月以上1年未満 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本	JPN	100.0	9.9	18.9	15.5	18.0	37.6
アメリカ	USA	100.0	18.7	22.0	16.0	14.3	29.0
カナダ	CAN	100.0	23.0	37.1	16.7	11.2	12.0
イギリス	GBR	100.0	10.4	19.7	17.3	19.9	32.6
ドイツ	DEU	100.0	7.6	14.7	14.3	16.1	47.4
フランス	FRA	100.0	12.1	17.0	11.1	19.7	40.1
イタリア	ITA	100.0	6.9	13.2	15.4	16.1	48.5
オランダ	NLD	100.0	6.8	25.4	19.4	20.9	27.6
ベルギー	BEL	100.0	5.4	15.6	13.0	17.3	48.8
デンマーク	DNK	100.0	17.1	23.7	21.4	18.8	19.1
スウェーデン	SWE	100.0	24.6	23.7	17.6	17.5	16.6
フィンランド	FIN	100.0	12.3	28.9	19.4	15.9	23.6
ノルウェー	NOR	100.0	26.5	25.1	17.1	21.9	9.5
ロシア[1]	RUS	100.0	13.0	19.4	15.0	17.4	35.2
オーストリア	AUT	100.0	9.5	26.1	21.2	17.9	25.2
スイス	CHE	100.0	9.0	15.5	20.2	21.1	34.3
アイルランド	IRL	100.0	10.2	6.5	13.8	20.4	49.0
ギリシャ	GRC	100.0	6.3	15.2	15.6	17.8	45.0
スペイン	ESP	100.0	5.3	14.7	14.5	20.3	45.1
ポルトガル	PRT	100.0	5.1	11.4	13.0	18.2	52.3
チェコ	CZE	100.0	6.4	12.0	15.4	22.9	43.3
ポーランド	POL	100.0	13.2	19.2	21.1	21.0	25.5
EU-15		100.0	8.4	16.2	14.8	18.6	42.0
EU-21		100.0	8.6	16.0	15.2	19.0	41.2
韓国[2]	KOR	100.0	—	67.2	25.9	6.6	0.3
オーストラリア	AUS	100.0	25.0	25.4	16.4	14.6	18.5
ニュージーランド	NZL	100.0	23.6	28.8	19.5	19.1	9.0
メキシコ	MEX	100.0	30.9	40.8	20.6	5.3	2.4

資料出所　OECD database（http://stats.oecd.org/）“Labour Force Statistics”2011年7月現在

（注）　1）2008年値。

2）1か月以上3か月未満の欄は，1か月未満の失業者を含む。

第4-7表　失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

国・地域	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，すぐに就業が可能で，過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で，過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，すぐに就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり，2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ドイツ[1)]	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって，2週間以内に就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。	失業者数/労働力人口×100
	(登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には，仕事への従事が週15時間未満であって，公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で，求職活動を行った65歳未満の者。	登録失業者数/労働力人口×100
フランス	雇用統計(Enquête emploi)。15歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず，求職の意思があり，かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者，過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者，及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
ロシア	調査期間において，働く意思及び能力を有するにもかかわらず，職業についておらず，職業安定所において求職登録を行っており，現に求職中である者。但し，一時的に就労していない無給／有給家族従業者は，求職の有無を問わず失業者とみなされる。また，フルタイム及びパートタイムの学生，年金受給者，及び禁治産者等無能力者は，求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数/労働力人口×100
中国	都市部労働力標本調査。16歳以上の都市部在住者であって，調査週において収入を伴う就業をせず(調査週の次週から就業予定の者を除く)，調査週以前の3か月間に求職活動を行った者で，今後の2週間以内に就業が可能な者。(自営開始の準備中の者，過去に求職活動を行ったが引退し，年金を受給している者を含む。)	失業者数/労働力人口(軍人を除く，都市部のみ)×100
香港	調査時点において仕事がなく，調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり，30日以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

国・地域	失業者の定義	失業率の算出方法
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず，就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
韓国	労働力調査。15歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，就業が可能で，求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
シンガポール	労働力調査。15歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，過去4週間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
マレーシア	労働力調査。調査週において仕事がなく，就業が可能で，調査週に求職活動を行った15歳以上64歳以下の者。一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者，過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
タイ	労働力調査。15歳以上の者であって，調査週において就労が週1時間未満で，仕事がなく，1週間以内に就業が可能であり，過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者，レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，就業可能な状態であり，求職活動を行った者(但し次の理由により求職活動を行っていない者を含める;仕事がないと諦めている，求職先の応募結果を待っている，悪天候，直前の就業先への再就職待機)。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であって，調査週において仕事がなく，就業が可能で，過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり，新しい仕事を始めるために待機中の者，仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力があって職がなく，かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
ブラジル	調査の年に仕事がなく，かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	失業者数/労働力人口×100
ILO	一定年齢以上の者であって，特定の期間(調査期間)において仕事がなく，調査期間中に就業が可能で，直近の特定期間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
EU[2)]	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって，調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

資料出所　厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢報告」等
Eurostat(2004) *The European Union Labour Force Survey: Methods and Definitions*
アメリカ:労働統計局
フランス:国立統計経済研究所

(注)　1) 各国の失業者及び失業率の定義はILO基準に準じているが，ドイツは，それとは別に登録失業者及び登録失業率を公表している。
2) EUは，欧州統計局による定義。

第4-8表　失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	拠出制求職者給付(JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者及び公務員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上，又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳，女性60歳)未満のイギリス居住者(但し，16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) ・離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。ただし，倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)，期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については，離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・公共職業安定所に来所し，求職の申込みを行い，就職しようとする積極的な意思があり，いつでも就職できる能力があるにもかかわらず，本人や公共職業安定所の努力によっても，職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが，一般的には事業主都合で解雇され，求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ，本人の病気，配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職，再就職の能力，意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し，求職活動を積極的に行い，かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間，保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー[1]との間で求職者協定を締結し，2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが，概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16～24歳：週53.45ポンド 25歳以上：週67.50ポンド (2012年2月現在)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付Ⅰ(Arbeitslosengeld Ⅰ)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGBⅢ)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.542-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い，職業紹介に応じうる状態であること (3)離職前2年間において通算6か月以上保険料を納付していること(2012年8月1日までの有期特別短期要件) (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を，実際に，かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE:Projet Personnalisé d'Accès à l' Emploi)」に従って行う) (6)原則として，60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム，パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合，以下のいずれかによる。 ・1105ユーロ未満: 支給額(日額)は，離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・1105～1211ユーロ未満: 支給額(日額)は，27.66ユーロの定額(月額換算では，829.8ユーロ) ・1211～1999ユーロ未満: 支給額(日額)は，離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%＋11.34ユーロ ・1999～11784ユーロ未満: 支給額(日額)は，離職前の賃金(月額÷30日)の57.4% (2011年7月現在)

第4-8表　失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (*cont.*)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢，被保険者期間，離職の理由等により，90日～360日 ※離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差などを考慮し，特に再就職が困難な場合については給付日数を延長（2009年3月より3年間の暫定措置）。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※失業情勢が一定水準以上悪化し，延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75％を国庫負担（2007年度からの暫定措置。本則は25％），残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.5（2010年4月から）。 労働者負担分：1000分の6 事業主負担分：1000分の9.5 （このうち，失業給付分は1000分の6，雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5）	＜保険料＞ 連邦失業税と州失業税の二つからなり，双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き，被用者負担はない。 連邦失業税率は2011年6月30日以降，年間支払賃金額の6.2％から6.0％へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦，州双方の税金を期日までに一括で支払えば，連邦失業率は5.4ポイント減額され，0.6％となる。	＜保険料(2011年)＞ 賃金の25.8％ 被用者：12.0％ 事業主：13.8％ (国家第二年金加入者の国民保険[2)]料) ＜国庫負担＞ 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局，公共職業安定所	連邦労働省が管轄し，各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し，同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。

	ドイツ	フランス
給付期間	特別短期給付/失業前2年間に，被保険期間が 6か月：給付3か月， 8か月：給付4か月， 10か月：5か月 失業前5年間に，被保険期間が 12か月：給付6か月， 16か月：給付8か月， 20か月：給付10か月， 24か月：給付12か月 （被保険期間が） 30か月で50歳以上：給付15か月， 36か月で55歳以上：給付18か月， 48か月で58歳以上：24か月	50歳未満： 4か月（122日）～24か月（730日） 50歳以上： 4か月（122日）～36か月（1,095日） 60歳以上の受給者で，満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は，最長65歳4か月まで受給可能。
財源	＜保険料(2011年)＞ 賃金の3.0%(労使折半) ＜国庫負担＞ 一定額(※)を連邦政府が負担。(社会法典第3編第363条第1項) ※2010年以降，連邦負担は税率の変動に沿って変わる。	＜保険料(2011年)＞ 保険料率は総賃金の6.4% 被用者：2.4% 事業主：4.0% ＜国庫負担＞ 財源の98.9%は，被用者及び雇用主の拠出金である。(2007年)
管理運営機構	連邦労働・社会省が監督し，連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局（Pôle emploi）
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して，連邦政府が支給する失業給付II制度がある（参考表参照）。	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯失業手当制度がある（参考表参照）。

資料出所　日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト
アメリカ：連邦労働省ウェブサイト（http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/）
イギリス：雇用年金省（DWP）ウェブサイト
ドイツ：連邦労働社会省（BMAS）及び連邦雇用エージェンシー（BA）ウェブサイト
フランス：雇用局（Pôle emploi）ウェブサイト（http://www.pole-emploi.fr/）等

（注）　1）パーソナルアドバイザーは，求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員（個別相談員）。
2）国民保険(National Insurance)は，拠出制求職者給付，基礎年金，国家第二年金，就労不能給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。

第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度
Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	日本	イギリス
制度名	求職者支援制度	所得調査制求職者給付(Income-based JSA)
根拠法令	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2011年5月20日公布)	求職者給付法(Jobseekers Act 1995)
管理運営主体	厚生労働省，ハローワーク，(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構，訓練実施機関	雇用年金省が管理運営し，実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。
財源	政府の一般財源及び雇用保険特別会計	政府の一般財源(全額国庫負担)
受給対象者	雇用保険に加入できなかった者，雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者，雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない者，自営廃業者，学卒未就職者など	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳，女性60歳)未満の失業者であるイギリス居住者(ただし，16歳及び17歳のものについては例外があり)。
受給要件	以下の全てに該当する者が対象となる。 (1) 雇用保険被保険者ではない，また雇用保険の求職者給付を受給できない者 (2) 本人収入が月8万円以下の者 (3) 世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の者 (4) 世帯全体の金融資産が300万円以下の者 (5) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 (6) 全ての訓練実施日に出席する者(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席) (7) 訓練期間中から訓練終了後，定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 (8) 同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者 (9) 既にこの給付金を受給したことがある場合は，前回の受給から6年以上経過している者	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し，求職活動を積極的に行い，かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し，2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと
給付水準	職業訓練受講手当：月額10万円 通所手当：通所経路に応じた所定の額	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者，年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また，資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者：18～24歳 53.45ポンド／週 25歳以上 67.50ポンド／週 両者とも18歳以上のカップル： 105.95ポンド／週 一人親：18歳未満 53.45ポンド／週 18歳以上 67.50ポンド／週 (2012年2月現在)
給付期間	原則として最長1年	所得調査により低所得であることが確認され，求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳，女性60歳)まで無制限
給付実績等	(2011年10月1日に制度が発足。2012年3月現在，支給実績は未詳)	約115万人(グレートブリテン，2011年5月) (拠出制求職者給付の併給者2万500人を含む)
備考	・ 一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く)，ハローワークの就職支援を拒否すると，給付金が不支給となるばかりではなく，これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。 ・ 職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は，労働金庫の貸付制度を利用できる(要返済)。 ・ 訓練の受講料は無料，テキスト代等は自己負担。	

(注) アメリカには補足的失業扶助制度はない。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付II(Arbeitslosengeld II)	連帯失業手当(ASS:Allocation de solidarité spécifique)
根拠法令	社会法典第2編(SGB II) 「求職者のための基礎保障(Grundscicherung für arbeitsuchende)」	労働法典第L5423条など
管理運営主体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	規則制定などの制度管理は政府，事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)
財源	連邦政府の一般財源(全額国庫負担。ただし，受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	政府の一般財源(全額国庫負担)
受給対象者	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き，資産や収入を利用しても自身の生計を充分に確保できない状態にあること。 (4) 資産の保有に関しては，現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む(以下「対象者等」という)それぞれが，年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ)認められる。 また，年金目的の貯蓄については，別途，対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ)認められる。	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと(但し，子どもを育てるために休業していた場合は，3年を上限として子ども一人につき1年，就業年数の条件を軽減できる)。 なお，離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については，積極的連帯所得手当(RSA:Revenu de solidarité active)を受給できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること(但し，55歳以上の者については免除される)。 (3) 手当を申請した時点で，家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が，一定額(2011年12月31日現在，単身者1,075.90ユーロ，夫婦1,690.70ユーロ)に満たないこと。
給付水準	給付基準月額 ・ 単身者:月額364ユーロ(2011年1月1日～)※さらに2012年1月1日から月額3ユーロの引上げ(別途，賃金・物価変動に基づく調整あり) ・ 成人同士(満18歳以上)のカップル:1人につき328ユーロ(基準月額の90%) ・ 就労可能な要扶助者と同一世帯に所属する者:291ユーロ(基準月額の80%) ※受給権を有する子どもには別途新しい給付が設けられた。	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合， 月収614.80ユーロ未満:461.10ユーロ(月額) 月収614.80～1,075.90ユーロ未満: 1,075.90ユーロと収入の差額(月額) 月収1,075.90ユーロ以上:給付ゼロ 夫婦・カップルの場合， 月収1,229.60ユーロ未満: 461.10ユーロ(1人当たり) 月収1,229.60～1,690.70ユーロ未満: 1,690.70ユーロと収入の差額 月収1,690.70ユーロ以上:給付ゼロ (2011年12月31日現在)
給付期間	上限無し(65歳まで受給可能)	原則6か月(更新可能)
給付実績等	受給者 477万人(2008年12月) 支給総額 424億ユーロ(2008年)	受給者 33万7900人(2009年12月31日) 支給総額(2009年実績) 18.32億ユーロ(約2000億円)
備考	58歳以上の受給者は，求職活動義務を免除されている。 なお，適当な仕事の紹介を拒否した者は，給付の3割が3か月に渡り減額される。	・ 60歳以上の受給者で，満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は，公的年金の満額支給開始年齢(65歳から67歳に段階的引き上げ中)まで受給可能。 ・ 月に78時間以上の賃金労働に就いた場合，仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは，ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが，雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給される。さらに，4か月連続で月78時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合，雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給される。

資料出所 日本:厚生労働省
イギリス:雇用年金省(DWP)，Directgovウェブサイト
ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト
フランス:政府公共サービス(Service-Public)ウェブサイト，雇用省発表報告書*Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*等

第4-9表　失業保険給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

（千人/thousands）

国 Country		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本[1]	JPN	824	1,003	682	628	583	567	607	855	654
アメリカ[2]	USA	2,648	2,143	3,103	2,709	2,521	2,612	3,898	9,121	9,718
UI（州）		2,572	2,110	2,950	2,661	2,476	2,572	3,306	5,724	4,486
初回申請者数（州）		357	301	345	328	313	324	424	568	454
イギリス[3]	GBR	－	966	700	728	812	731	718	1,316	1,237
拠出制JSA受給者(a)		－	147	131	140	135	114	128	342	205
所得調査制JSA受給者(b)		－	800	555	575	665	605	577	940	1,011
(a) & (b)		－	19	14	14	13	12	13	35	21
不支給		－	94	78	72	84	76	70	127	117
ドイツ[4]	DEU	2,762	3,152	4,047	6,710	6,837	6,357	5,927	6,049	5,918
失業給付I		1,780	1,695	1,845	1,728	1,445	1,080	917	1,141	1,024
失業扶助／失業給付II		982	1,457	2,202	4,982	5,392	5,277	5,010	4,908	4,894
フランス[5]	FRA	2,247	2,144	2,661	2,574	2,351	2,163	2,088	2,418	－
各種失業給付受給者		1,756	1,667	2,232	2,130	1,891	1,728	1,688	2,014	－
ASS及びAI 受給者		491	477	429	444	460	435	400	405	－

資料出所　日本：厚生労働省(2011)「平成22年度雇用保険事業年報」
アメリカ：G.P.O.(2011.2) *Economic Report of the President 2011*
イギリス：国家統計局(2011.4) *Annual Abstract of Statistics, Quarter 1 2011*
ドイツ：連邦労働社会省(2012.2) *Statistisches Taschenbuch 2011*
フランス：UNEDIC（全国商工業雇用協会連合）ウェブサイト“Bénéficiaires en fin de mois”

（注）国により，失業保険給付の支給要件，支給機関等が異なるため，失業保険給付受給者数を国際比較する場合は，十分な注意を要する。

1) 年度平均。受給者実人員。一般求職者給付基本手当基本分（短時間分を含む）。
2) 各週受給者数の年平均。2010年は暫定値。受給者計には，州失業保険制度，連邦職員失業保険制度（UCFE：1995年以降），鉄道退職者制度（RP），退役軍人失業補償（UCX：1958年以降），連邦・州延長給付（失業が高水準である場合に，最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給）が含まれる。連邦補足的給付（FSB：通常失業給付，延長給付受給後の失業者に支給），特別失業扶助（SUA：農業従事者，家内労働者，市区町村職員，失業保険制度の被保険者ではない者を対象に支給），連邦補足的失業補償，短期延長失業補償（TEUC）は除く。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計，下段は州失業保険の初回申請者数計。
3) 各年5月。1995年は，北アイルランド地域のみ1996年2月8日。1996年10月より従来の失業給付と所得補助が統合されて「求職者給付（JSA）」となったため，2000年以降は連続しない。JSAには，拠出制JSAと所得調査制JSAとがある。
4) 年平均。失業給付（失業給付I）受給者と失業扶助（失業給付II）受給者の合計。2005年以降の内訳は上段：失業給付I，下段：失業給付II（ただし，2005年数値は推計値）。
5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者（訓練手当を除く）と，失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度（ASS:特定連帯手当及びAI：社会参入手当）の受給者計。

第4-10表　雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

国/Country		1980-1994年平均 Annual average	1995-2007年平均 Annual average
日本	JPN	0.08	0.35
アメリカ	USA	0.56	0.73
カナダ	CAN	0.26	0.79
イギリス	GBR	0.48	0.24
ドイツ	DEU	0.17	0.72
フランス	FRA	0.53	0.42
イタリア	ITA	－	0.41
ベルギー	BEL	0.50	0.76
フィンランド	FIN	0.10	0.30
ノルウェー	NOR	0.26	0.12
スペイン	ESP	0.31	0.47
韓国	KOR	－	0.06
オーストラリア	AUS	0.70	0.72

資料出所　内閣府(2009.7)「平成21年版経済財政白書」

(注)　1) OECD.Stat databaseをもとに内閣府が作成。

2) 推計式は以下のとおり。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇用者数, C:定数項, Y:実質GDP, W/P:実質賃金, T:タイムトレンド

3) 雇用調整速度とは, 1から前期雇用者数の計数(γ)を引いた値。

4) 非正規比率は各国共通の定義のパート労働者とした。

5) 計算の結果, 雇用調整速度が1以上, 0以下となったものは省略した。

第4-11表　解雇法制

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	民法上，期間の定めのない契約の解除は原則として自由。 労働基準法により，以下のとおり定められている。 ・使用者は労働者を解雇しようとする場合，少なくとも30日前にその予告をしなければならない。 ・業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間，ならびに女性が産前産後において休業する期間とその後の30日間における解雇は禁じられている。 ・国籍，信条，社会的身分を理由とした解雇，女性であることを理由とした解雇，労働組合員であることや正当な組合活動に従事したことなどを理由とする解雇は禁じられている。 ・労働契約法（2008年3月施行）は「客観的に合理的な理由を欠き，社会通念上相当であると認められない解雇は，権利を乱用したものとして無効とする。」と定めている（労働基準法から移行）。 ・合理的理由に基づく解雇としては，(1)労務提供不可能，能力・適格性の欠如，(2)義務違反・規律違反（懲戒解雇），(3)やむを得ない経営上の理由（整理解雇），(4)ユニオン・ショップ協定に基づくもの、などが挙げられる。	整理解雇の合理性の判断基準について、つぎの「整理解雇4要件」がある。 (1)人員削減の必要性 (2)人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性(解雇回避措置の余地のないこと) (3)解雇対象の選定の妥当性(選定基準が客観的・合理的であること) (4)解雇手続の妥当性(労使協議等を実施していること) 裁判所は，かつては4要件の1つでも欠ければ解雇は無効となるとの立場をとっていたが，最近では事件ごとに、「4要件説」をとったり，「解雇権濫用」を判断する4つの重要な要素とする立場「4要素説」をとったりして柔軟な対応を図っている。
アメリカ	連邦法が規制している解雇は以下の5つ。 (1)人種・皮膚の色，宗教，性，出身国を理由とする解雇（公民権法第7条），(2)年齢を理由とする解雇（年齢差別禁止法），(3)障害を理由とする解雇（障害を持つアメリカ人法），(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇，(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。 州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例 (1)性的志向（ホモセクシュアルやレズビアン等）を理由とする解雇，(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇，(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。 州によっては，以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている（「パブリック・ポリシー法理」）。 (1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇，(2)適法な内部告発を理由とする解雇，など。また，契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては，契約違反として逸失利益の賠償を求めうる（「契約法理」）。契約当事者間の「誠実・公正義務」として，相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず，これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる（「誠実・公正義務法理」）。なお，モンタナ州においては，唯一，違法解雇を規制する州制定法が定められている。 労働組合に組織されている事業所で，解雇に対する「正当事由」を求める内容が労働協約に織り込まれていれば，不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることができることがある。	労使交渉でセニョリティ・ルール（先任権制度）を定めている場合，もしくは使用者が認めている場合は，勤続年数の長さが基準となることがある。 労働者調整・再訓練予告法により，大量解雇の実施について手続的規制が定められている。 ・事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者（100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者）は，交渉代表労働組合かそれがない場合には各労働者，ならびに州及び地方政府の関係機関に，60日以上前にその旨を通知しなければならない。但し，自然災害等により合理的に予見できない場合は予告義務を課されない。 ・使用者が予告義務に違反した場合，労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。

	個別的解雇	集団的解雇
イギリス	1996年雇用権法により，次のような解雇規制が定められている。 ・雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 ・解雇事由の開示（勤続年数1年以上の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合） また，被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に，以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。 (1)労働組合への加入の有無，(2)労働組合活動への参加，(3)妊娠及び出産，(4)安全衛生問題に関する権利等を主張したこと，(5)法定の権利を主張したこと，(6)一定の条件下で日曜勤務を拒否したこと，(7)業務譲渡に関すること（経済的・技術的等の理由がある場合を除く），(8)従業員代表としての行動，(9)企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案など。 不公正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は，不公正解雇と認められる場合には(1)職場復帰又は再雇用の命令，(2)補償金といった救済を与える。	1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により，一定規模以上の経済的解雇については，労働組合との協議，貿易産業大臣への通知といった一定の要件が課されている。 ・被用者に対しては，雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また，勤続2年以上の被用者は，予告期間終了前に求職又は職業訓練の受講のための有給のタイムオフが与えられる。 ・被用者には使用者から，年齢，勤続年数，週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。
ドイツ	民法典第134条は，法の一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが，これ以外は，期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な一定書式による解約を認めている。予告期間は，民法典622条に規定されている。 1969年に制定された解雇保護法（2003年改正）は，以下の解雇を，社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。適用は，従業員10名以上の事業所（パートタイムは比率で考慮される）。 (1)労働者の一身に基づく理由がない場合，(2)労働者の行動に基づく理由がない場合，(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合，(4)従業員代表委員会の合意なしに労働者を解雇した場合，(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。 また，個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。 (1)従業員代表委員会委員及び職員委員会委員の解雇（在職中及び終了後1年間）（事業所組織法，職員代表法），(2)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇（中央福祉事務所の同意が必要）（重度障害者法），(3)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇（母性保護法），(4)法定の育児休暇を取得中の労働者（連邦育児手当法），(5)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用としたその労働者の解雇（職場保護法），(6)訓練期間中の労働者の解雇（職業訓練法），(7)操業短縮中の解雇に就いては別途規定があり，制限されている。	経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。 ・一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合（労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等），使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 労働者が経済的不利益を被る場合，それを緩和するために，従業員代表委員会と使用者との間で，被解雇者選出基準，退職金，解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。

第4-11表　解雇法制（続き）

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (*cont.*)

	個別的解雇	集団的解雇
フランス	1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。 ・妊娠中と産前産後休業中の解雇 ・労働に起因する傷病期間及び再訓練期間中の解雇 ・出身・性・家族状況 ・民族・人種・政治的意見 ・労働組合権の通常の行使 ・宗教的信条 また，解雇には真実かつ重大な理由が必要であり，これが存在しないときは，労働裁判所によって不当解雇とされ，補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは(1)労働契約の履行，労働者自身，その能力，企業組織に関連したものであり，(2)事実に基づいて証明でき，(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。 個別的解雇には，(1)事前面談への召還，(2)事前面談，(3)解雇通知の送付，(4)解雇予告期間の遵守，(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。	経済的理由による解雇については，「真実かつ重大な理由」が必要であり，次のような特別な手続が必要。 ＜個人（1人）解雇の場合＞ （2人以上の解雇の場合も共通） ・解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・労働者に対する書面による解雇予告（一定の待機期間がある。） ・労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 ＜2人以上10人未満の解雇＞ ・企業委員会（ない場合には従業員代表委員）に対する情報提供と協議 ＜10人以上の解雇＞ ・企業委員会（ない場合には従業員代表委員）への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・50人以上の労働者を雇用する企業が，30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には，使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は，計画を審査し，補充・変更の提案等を行うことができる。 ・企業，国，商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供，手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 このほか，1,000人以上の労働者を雇用する企業等は，解雇対象者に，最大9か月間，労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は，解雇対象者に，職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。

資料出所　厚生労働省海外情報室作成資料，厚生労働省「改正労働基準法の概要」，日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」，「諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」，荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構「諸外国の労働契約法制」，フランス：*Mémo Social 2008*，ドイツ：連邦労働社会省等により労働政策研究・研修機構作成

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1　時間当たり賃金（製造業）

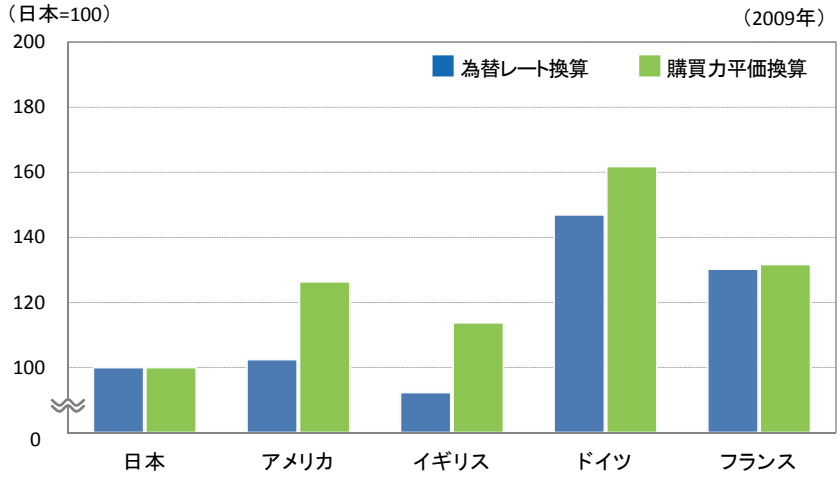

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第5-1表　時間当たり賃金(製造業)」(p.165)を参照。

賃金の国際比較を行う場合いくつか注意しなければならないことがある。まず，対象となる事業所の規模や産業，対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや，時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても，比較するために換算するレートとして為替レートを使うことは，相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないという問題がある。

ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について，実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価とで比較した(資料出所及び推計計算方法については第5-1表参照)。なお，事業所規模については日本は5人以上，アメリカは全規模，欧州については10人以上という違いがある。

2009年について購買力平価換算でみると，日本を100にすると，アメリカが126，イギリスが114，ドイツが162，フランスが132となっており，日本が各国を下回っている。

5-2　労働費用（製造業、為替レート換算）

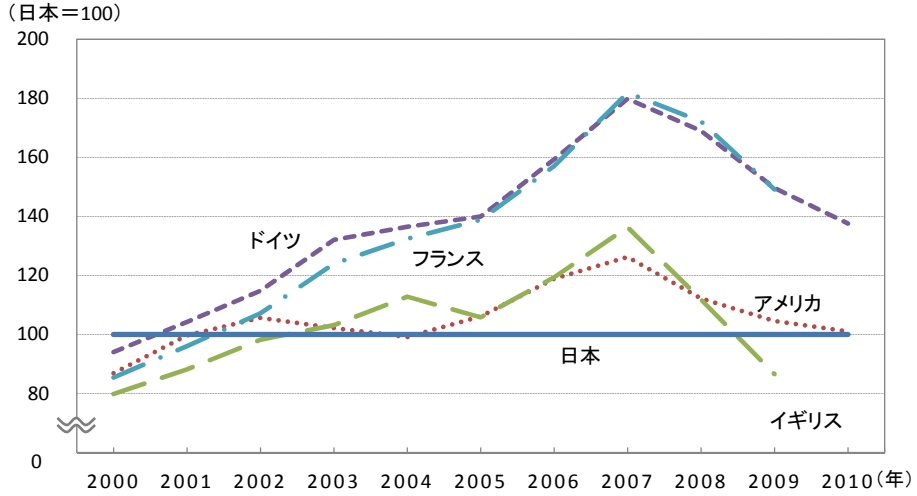

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第5-6表　労働費用(製造業)」(p.170)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様，対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に，製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は，1985年以降増加傾向を示し，2000年には5か国中最も高かったが，2009年以降は円高の影響もあり，欧米主要国に比較して低い水準にとどまっている。

5-3　年齢階級別賃金格差（製造業）

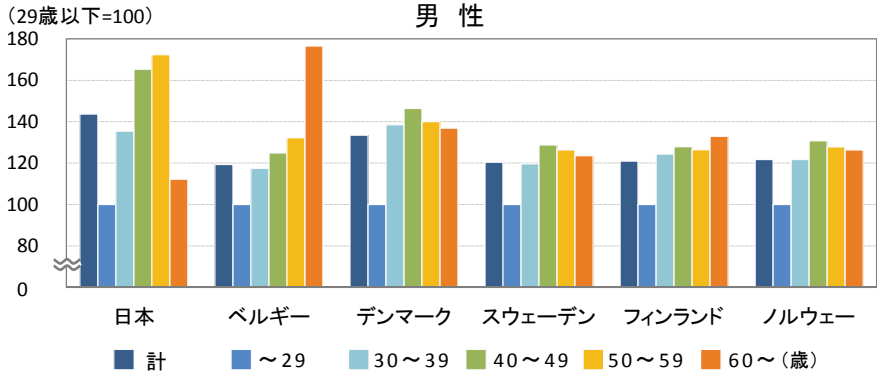

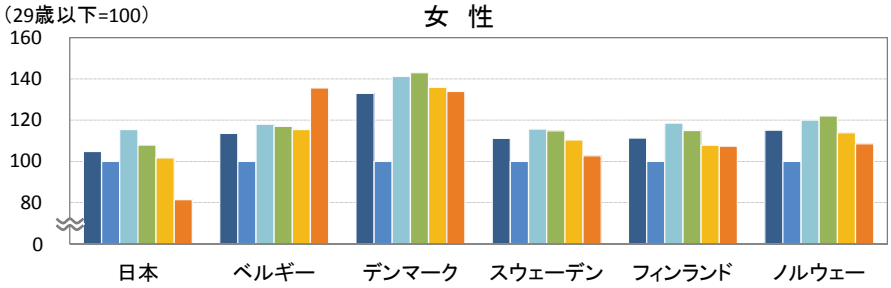

▸▸ グラフの具体的数値及び資料出所については，「第5-12表　年齢階級別賃金格差(製造業、2006年)」(p.174)を参照。

上のグラフは日本，ベルギー，デンマーク，スウェーデン，フィンランド，ノルウェーについて，29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数(格差)を示したものである。

男性についてみると，日本では，30代，40代，50代と年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり，50～59歳で最大約1.7倍となるが，60歳以上になると縮小する。日本以外の国々では，29歳以下賃金との最大格差を持つ年齢階級層は，ベルギーでは60歳以上層(1.8倍)，デンマークでは40～49歳層(1.5倍)，スウェーデンでは40～49歳層(1.3倍)，フィンランドでは60歳以上層(1.3倍)，ノルウェーでは40～49歳層(1.3倍)となっている。他方，女性の場合は，男性に比べて年齢階級間の賃金格差は概して小さいが，デンマークでは29歳以下の賃金との格差が，30～39歳層，40～49歳層及び50～59歳層で1.4倍などとなっている。

これらの数値を理解するためには，年齢階層別の労働力率（「第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(P.67) を参照）もあわせてみる必要がある。とりわけ，EU諸国において高齢者の労働力率が低いことに注意すべきである。

5-4　勤続年数別賃金格差（製造業、2006年）

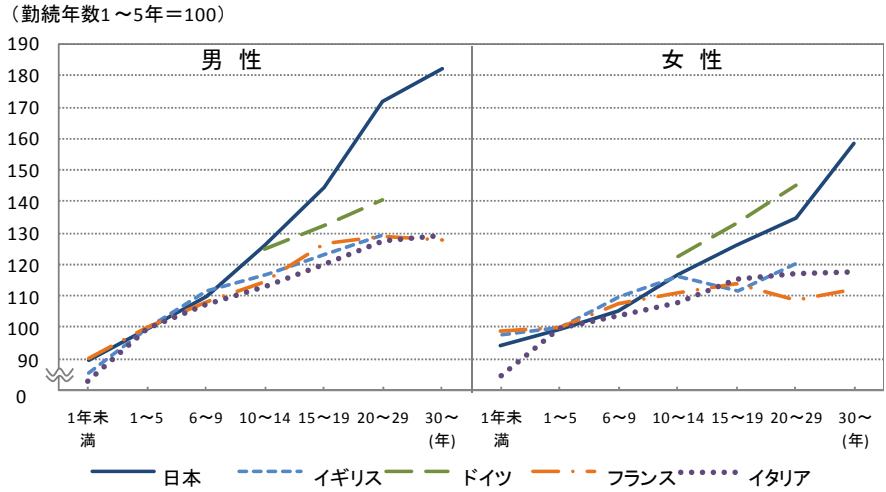

▸▸ グラフの具体的数値及び資料出所については，「第5-13表　勤続年数別賃金格差(製造業、2006年)」(p.175)を参照。

(注) 日本の勤続年数は，1～5年が1～4年，6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本，イギリス，ドイツ，フランス，イタリアについて，勤続年数1～5年(日本については1～4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると，日本については勤続年数が長くなるにつれ，勤続年数別賃金指数が上昇し，勤続年数20～29年までその成長スピードも増す。特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の1.8倍超に達する。その他の国々については，ドイツでは勤続20～29年で約1.4倍，イギリス，フランスでは勤続年数20～29年で約1.3倍，イタリアでは勤続年数20年以上で約1.3倍となる。一方，女性の場合は，男性に比べて勤続年数間の賃金格差は概して小さくなっている(ドイツは女性の方が男性より大きくなっている)。

第5-1表　時間当たり賃金（製造業）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
賃金/Wages	（円/Yen）	（ドル/Dollar）	（ポンド/Pound）	（ユーロ/Euro）	（ユーロ/Euro）
2000	2,266	18.79	11.47	21.09	16.66
2001	2,276	19.60	12.05	21.75	17.57
2002	2,238	20.23	12.56	22.17	18.24
2003	2,248	20.63	12.73	22.74	18.72
2004	2,289	20.75	13.21	22.84	19.35
2005	2,303	21.58	12.85	23.28	19.92
2006	2,314	22.59	13.29	24.05	20.62
2007	2,253	23.60	13.63	24.65	21.34
2008	2,288	24.39	14.44	25.23	22.02
2009	2,269	24.85	14.37	25.64	22.73
2010	2,244	24.91	－	25.69	－
為替レート換算/Exchange rate conversion					（日本/JPN＝100）
2000	100	89	83	92	73
2001	100	105	93	104	84
2002	100	113	105	117	96
2003	100	106	107	132	109
2004	100	98	114	134	114
2005	100	103	112	139	119
2006	100	114	123	152	130
2007	100	123	143	176	153
2008	100	110	120	167	146
2009	100	102	92	147	130
2010	100	97	－	133	－
購買力平価換算/PPP Conversion					（日本/JPN＝100）
2000	100	128	123	149	121
2001	100	129	126	149	126
2002	100	130	129	151	129
2003	100	128	123	154	124
2004	100	122	123	150	121
2005	100	121	114	151	121
2006	100	122	114	155	123
2007	100	126	113	158	128
2008	100	125	115	158	127
2009	100	126	114	162	132
2010	100	124	－	157	－
換算用為替レート/Exchange rates for conversion				（各国通貨/円）(National currency per Yen)	
2009	1	93.57	145.77	129.99	129.99
2010	1	87.78	135.63	116.26	116.26
換算用購買力平価/PPPs for conversion					
2009	1	115.35	179.61	143.15	131.42
2010	1	111.39	170.97	136.91	126.45

資料出所　厚生労働省(2011.2)「平成22年毎月勤労統計調査」
U.S.Bureau of Labour Statistics（2011.6）*Employer Costs for Employee Compensation*
Eurostat Database “Labour costs annual data” 2011年11月現在
OECD Database（http://stats.oecd.org/）“PPPs and exchange rates”2011年11月現在

（注）各国の推計方法は以下のとおり。
日本：厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について，月間の現金給与総額を実労働時間で除した。
米国：*Employer Costs for Employee Compensation* の製造業全労働者について，wages and salaries，paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期のデータ。
欧州：製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。“labour costs annual data”の時間当たり労働費用(hourly labour costs)と賃金（total wages and salaries）の対労働費用比率から算出。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年は産業分類の変更により以前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※経年の為替レートは「第1-14表 為替レート(p.38)」を参照。

第5-2表　賃金（製造業）
Table 5-2: Wages, manufacturing

（男女計/Total）

国・地域 Country or region			1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	注[1]	
日本[2]	（円/月） Yen/month	JPN	357,524	371,452	380,885	385,754	374,484	374,362	349,603	362,340	E	e
	（円/日） Yen/day		17,699	18,573	19,140	19,385	18,818	19,003	18,400	18,487		
	（円/時間） Yen/hour		2,176	2,266	2,303	2,314	2,253	2,288	2,269	2,244		
アメリカ[3]	US$/h	USA	12.34	14.32	16.56	16.81	17.26	17.75	18.24	18.61	E	e
カナダ[4]	CA$/w	CAN	—	—	815	853	885	926	961	974	E	e
	CA$/w	CAN	749	808	877	900	961	1,015	1,049	1,066	E	e
イギリス[5]	Pound/h	GBR	7.03	8.90	11.16	11.37	11.74	12.32	*12.52	*12.42	E	e
ドイツ[6]	Euro/h	DEU	25.73	27.78	15.60	15.74	18.97	19.41	*20.00	*20.34	E	e
フランス[7]	Euro/h	FRA	12.6	14.1	16.8	17.3	17.9	—	—	—	E	e
イタリア[8]	Index	ITA	128.7	113.1	99.4	102.7	105.6	109.1	—	—	R	w
スウェーデン[9]	Krona/h	SWE	107.0	111.3	129.9	133.8	139.5	145.2	*148.7	*152.8	E	w
ロシア[10]	Ruble/m	RUS	464,792	1,056	8,421	10,199	12,879	16,050	*16,808	*19,100	E	e
中国[11]	Yuan/m	CHN	431	729	1,313	1,497	1,740	2,016	—		E	e
香港[12]	HK$/d	HKG	278.0	335.4	279.0	321.7	342.8	341.2	—	—	R	w
	HK$/m	HKG	9,508	11,868	8,816	9,698	10,109	10,107	9,465	*9,556	E	e
韓国[13]	1,000 Won/m	KOR	1,124	1,602	2,458	2,595	2,772	2,758	*2,896	—	E	e
シンガポール[14]	SG$/m	SGP	2,157	3,036	3,495	3,618	3,764	3,955	*4,409	*4,741	E	e
タイ[15]	Baht/m	THA	4,994	6,065	6,407	6,942	6,999	7,865	*7,949	*8,183	E	e
フィリピン[16]	Peso/d	PHL	6,654	226	247	265	277	290	300	311	R	e
インド[17]	Rupee/d	IND	—	149	169	175	186	206	—	—	E	w
オーストラリア[18]	AU$/w	AUS	678	803	1,030	1,063	1,090	1,151	1,174	1,211	E	e
ニュージーランド[19]	NZ$/h	NZL	14.56	15.64	18.67	19.47	21.05	22.45	23.40	22.79	E	e
ブラジル[20]	Real/m	BRA	631	763	—	—	—	—	—	—	E	e

（男性/Male）

国・地域 Country or region			1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	注[1]	
日本[2]	（円/月） Yen/month	JPN	448,655	462,407	456,775	461,587	452,743	450,196	415,086	429,156	E	e
	（円/日） Yen/day		22,101	22,891	22,725	22,965	22,525	22,623	21,619	21,675		
	（円/時間） Yen/hour		2,602	2,679	2,637	2,642	2,589	2,617	2,583	2,541		
アメリカ[3]	US$/h	USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E	e
カナダ[4]	CA$/w	CAN	—	—	849	887	920	962	992	1,008	E	e
イギリス[5]	Pound/h	GBR	7.71	9.55	11.57	11.80	12.33	12.89	*12.96	*12.88	E	e
ドイツ[6]	Euro/h	DEU	27.00	29.10	16.24	16.37	19.90	20.35	*20.98	*21.31	E	e
フランス[7]	Euro/h	FRA	13.5	15.0	17.7	18.2	18.8	—	—	—	E	e
イタリア[8]	Index	ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R	w
スウェーデン[9]	Krona/h	SWE	109.1	113.3	132.2	136.1	142.1	147.7	—	—	E	w
ロシア[10]	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E	e
中国[11]	Yuan/m	CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E	e
香港[12]	HK$/d	HKG	357.7	428.8	282.4	420.8	436.4	430.3	—	—	R	w
	HK$/m	HKG	10,421	12,693	9,363	11,437	11,729	11,606	11,458	*11,051	E	e
韓国[13]	1,000 Won/m	KOR	1,315	1,826	2,799	2,932	3,124	—	—	—	E	e
シンガポール[14]	SG$/m	SGP	2,644	3,653	4,111	4,218	4,359	4,559	—	—	E	e
タイ[15]	Baht/m	THA	6,234	7,113	—	7,973	—	8,608	*9,350	*9,008	E	e
フィリピン[16]	Peso/d	PHL	7,529	237	254	271	291	299	309	320	e	e
インド[17]	Rupee/d	IND	—	180	212	220	233	255	—	—	E	w
オーストラリア[18]	AU$/w	AUS	713	843	1,081	1,119	1,140	1,206	1,223	1,260	E	e
ニュージーランド[19]	NZ$/h	NZL	15.52	16.74	19.65	20.32	21.92	23.47	22.49	23.98	E	e
ブラジル[20]	Real/m	BRA	712	854	—	—	—	—	—	—	E	e

（女性/Female）

国・地域 Country or region			1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	注[1]
日本[2]	（円/月）Yen/month	JPN	189,031	194,279	201,799	205,194	197,707	199,343	196,264	203,132	E e
	（円/日）Yen/day		9,499	9,912	10,402	10,523	10,191	10,382	10,552	10,635	
	（円/時間）Yen/hour		1,267	1,323	1,373	1,386	1,351	1,380	1,416	1,414	
アメリカ[3]	US$/h	USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ[4]	CA$/w	CAN	—	—	548	603	649	683	734	715	E e
イギリス[5]	Pound/h	GBR	5.33	7.09	9.96	10.05	10.05	10.73	*11.03	*10.95	E e
ドイツ[6]	Euro/h	DEU	19.96	21.39	12.02	12.10	15.03	15.38	*15.89	*16.19	E e
フランス[7]	Euro/h	FRA	10.3	11.8	14.5	15.0	15.6	—	—	—	E e
イタリア[8]	Index	ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R w
スウェーデン[9]	Krona/h	SWE	98.2	103.4	119.9	124.1	128.6	134.4	—	—	E w
ロシア[10]	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国[11]	Yuan/m	CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港[12]	HK$/d	HKG	233.5	278.1	273.8	256.9	259.6	259.9	—	—	R w
	HK$/m	HKG	8,684	11,102	8,565	8,453	8,819	8,733	8,119	*7,994	E e
韓国[13]	1,000 Won/m	KOR	711	1,056	1,556	1,676	1,785	—	—	—	E e
シンガポール[14]	SG$/m	SGP	1,541	2,181	2,563	2,682	2,815	2,974	—	—	E e
タイ[15]	Baht/m	THA	4,250	5,122	—	5,997	—	6,848	*6,639	*7,370	E e
フィリピン[16]	Peso/d	PHL	5,592	211	236	257	258	276	285	296	e e
インド[17]	Rupee/d	IND	—	78	91	100	109	122	—	—	E w
オーストラリア[18]	AU$/w	AUS	556	662	825	843	894	955	988	1,022	E e
ニュージーランド[19]	NZ$/h	NZL	11.98	13.18	16.28	17.21	18.70	20.02	20.77	19.83	E e
ブラジル[20]	Real/m	BRA	405	524	—	—	—	—	—	—	E e

*…暫定値/Provisional value

資料出所　日本：厚生労働省（2011.2）「平成22年毎月勤労統計調査」
アメリカ：U.S. Bureau of Labor Statistics（2012.2）*Current Employment Statistics*
その他：ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2011年12月現在

（注）
1) E＝実際に支払われた賃金（諸手当・ボーナス含む），R＝労働契約等により予め定められている賃金（諸手当・ボーナス含む）。e＝雇用者（時間給・日給労働者及び月給労働者），w＝時間給・日給労働者のみ。
2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者（一般労働者及びパートタイム労働者）。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。
3) 民間部門の生産労働者（管理職を除く）。
4) 上段は，主に就いている仕事のみ。
5) 16歳以上のフルタイム労働者を対象。
6) 1995年の欄は1996年の数値。使用者が直接支払う家族手当を含む。2000年以前はマルク単位。1ユーロ＝1.95583マルク。2006年以前は賃金労働者を対象。2007年以降は雇用者を対象とし，主に就いている仕事のみ計上。
7) 1995年の欄は1996年の数値。管理職と中間職を含む。
8) 1995年値は1990年＝100，2000年値は1996年12月=100，2001年以降は2005年12月＝100とした時間当たり賃金指数。
9) 各年9月の民間部門の数値。休暇手当，疾病休暇中の手当，残業手当を除く（ただし1995年は含む）。2000年は9～10月の数値。2009～2010年は肉体労働者を対象とし，残業代を含む。
10) 1997年以降新ルーブル。1新ルーブル＝1,000旧ルーブル。2000年の欄は1998年の数値。
11) 国有経営単位，都市集合経営単位，その他の経営単位を対象。
12) 下段は2001年に統計手法の変更があり、前後の数値は厳密には接続しない。
13) 単位1,000ウォン。正規従業員10人以上の事業所。2009年は家族手当及び現物支給を含む。
14) 2005年に統計手法の変更。2009年以降は14歳以上を対象。
15) 2008年以前は所定労働時間に対する賃金率。各年3月の数値。1995年は国営企業を除く。2000年の欄は2001年の数値。2009年以降は1か月当たり名目賃金で13歳以上を対象。
16) 1995年は1か月当たり賃金，20人以上規模企業，年間給与に基づき算出。2000～2008年は一日当たりの賃金率。2009年以降は主な仕事についての1日当たり平均名目賃金。
17) インド労働雇用省「年次工業調査」の値。2000年の欄は2001年の値。
18) 成人のフルタイム非管理職，各年5月の数値，1996年以降産業分類の変更。
19) フルタイム従業員0.5人（相当）以上規模企業。毎年2月の数値。2000年以降は，ニュージーランド統計局（2011.6）*New Zealand Income Survey*による。
20) 各年12月の数値。

第5-3表　産業別賃金（2010年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2010

国・地域 Country or region		非農林漁業部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	情報通信業 Information and communication	注[1]
日本[2]	JPN	317,321	362,340	370,087	373,288	472,226	E e
アメリカ[3]	USA	19.07	18.61	23.82	23.22	25.87	E e
カナダ[4]	CAN	20.95	21.88	34.06	28.02	21.48	E w
イギリス[5]	GBR	15.27	13.92	20.34	14.58	20.29	E e
ドイツ[6]	DEU	21.00	22.62	22.50	17.12	28.83	E e
フランス[7]	FRA	12.60	13.30	13.40	13.00	12.60	E w
スウェーデン[8]	SWE	33,440	36,820	37,870	33,620	36,850	E w
ロシア[9]	RUS	21,193	19,100	39,883	22,089	24,561	E e
中国[10]	CHN	36,539	30,916	44,196	27,529	64,436	E e
香港[11]	HKG	453.3	341.2	—	649.0	522.4	R w
韓国[12]	KOR	3,196	3,190	3,178	3,252	3,567	E e
シンガポール[13]	SGP	4,089	4,263	—	3,113	5,338	E e
タイ[14]	THA	8,913	7,865	12,679	5,954	13,662	R e
フィリピン[15]	PHL	305.67	289.56	242.29	267.83	357.10	R e
インド[16]	IND	230.89	209.71	348.31	209.59	208.47	E w
オーストラリア[17]	AUS	1,300	1,211	2,067	1,414	1,506	E e
ニュージーランド[18]	NZL	23.88	22.79	37.13	23.67	28.38	E e
ブラジル[19]	BRA	905.8	901.9	1,517.5	637.2	924.3	E e

資料出所　日本：厚生労働省（2011.2）「平成22年毎月勤労統計調査」
アメリカ：U.S. Bureau of Labor Statistics（2012.2）*Current Employment Statistics*
イギリス：ONS（2011.11）*Annual Survey of Hours and Earnings 2010*
シンガポール：労働省（http://www.mom.gov.sg/）2011年3月現在
インド：NSS（2010.5）*Employment and Unemployment Situation in India, 2007-08*
その他：各国統計局資料及びILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2011年12月現在

（注）特に注がない限り，単位は第5-2表（p.166）同様，現地通貨。
1）E＝実際に支払われた賃金（諸手当・ボーナス含む），R＝労働契約等により予め定められている賃金（諸手当・ボーナス含む）。e＝雇用者（時間給・日給労働者及び月給労働者），w＝時間給・日給労働者のみ。
2）事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
3）時間当たり賃金。
4）時間当たり賃金。
5）成人フルタイム労働者の時間当たり賃金。時間外手当を含む。
6）時間当たり賃金。フルタイム労働者。
7）非農林漁業部門は公共・教育・地域社会事業を除く。情報通信業は運輸・倉庫業を含む。2007年値。
8）諸手当を含む月当たり賃金。非肉体労働者。2010年9月の数値。
9）月当たり賃金。2010年値。非農林漁業部門は全産業計の数値。
10）年当たり賃金。国有事業所，都市部の集団事業所，その他の事業所。非農林漁業部門は全産業計の数値。
11）1日当たりの賃金。非農林漁業部門は鉱業及び採石業，建設業，卸売・小売・飲食・宿泊業を除いた数値。情報通信業の欄は運輸のみ。建設業は国の事業の労働者。2008年値。
12）単位：千ウォン。月当たりの賃金。10人以上規模企業の常用雇用者。
13）月当たり賃金。
14）月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。2008年値。
15）1日当たりの賃金。情報通信業は運輸・倉庫業を含む。2008年値。
16）1日当たりの賃金。常用雇用者。サンプル調査による。
17）週当たり賃金。成人のフルタイム非管理職。2010年5月の数値。
18）時間当たり賃金。非農林漁業部門の欄は農林漁業部門を含む。自営業を含む。
19）2002年12月の数値。

第5-4表　時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）

Table 5-4: Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing

（%）

国・地域 Country or region		1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	2.9	1.8	2.2	1.8	0.6	1.1	−0.3	0.3	−7.2	3.8
アメリカ	USA	2.6	3.4	2.9	2.6	2.6	1.5	2.7	2.8	2.8	2.0
カナダ	CAN	1.4	2.6	4.2	3.2	2.7	−0.3	5.4	1.7	−5.0	4.8
イギリス	GBR	4.4	4.6	3.7	4.9	3.6	3.9	3.9	3.0	1.2	4.2
ドイツ	DEU	3.7	2.7	2.4	2.0	1.1	0.8	1.3	2.8	1.7	2.1
フランス	FRA	2.5	4.9	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	3.1	2.1	1.8
イタリア	ITA	3.1	2.1	2.6	2.9	2.7	3.4	2.8	3.4	3.2	2.8
オランダ	NLD	1.2	3.6	2.6	1.6	0.9	1.8	1.7	3.8	2.8	1.3
デンマーク	DNK	3.8	3.5	4.2	3.1	3.7	3.1	4.0	4.2	2.9	2.6
スウェーデン	SWE	5.4	3.4	2.9	2.7	3.0	3.0	3.7	3.9	1.9	3.2
香港	HKG	1.6	5.4	−0.5	−0.2	0.0	−0.3	0.5	−3.3	−4.1	0.3
台湾	TWN	5.7	3.1	2.9	2.8	3.0	1.3	1.8	−0.1	−9.2	8.3
韓国	KOR	9.9	8.6	8.7	10.0	7.8	5.6	6.9	−1.3	2.1	9.1
シンガポール	SGP	8.1	8.3	3.5	2.6	4.3	3.5	4.0	5.1	0.3	7.5
インドネシア	IDN	—	—	8.8	18.0	9.0	6.3	4.2	7.6	5.3	12.2
オーストラリア	AUS	6.0	1.9	7.8	4.3	3.2	4.0	3.0	5.7	1.0	3.1
ニュージーランド	NZL	2.5	2.8	2.9	2.8	3.6	4.6	4.3	4.5	2.9	3.4

資料出所　OECD Database（http://stats.oecd.org/）“Hourly Earnings”2012年2月現在
香港：政府統計局（http://www.censtatd.gov.hk/）2011年12月現在
台湾：国家統計資料庁（http://www.stat.gov.tw/）2012年2月現在
シンガポール：労働省（http://www.mom.gov.sg/）2012年2月現在

（注）国により賃金の定義及び対象者の範囲，事業所の規模・基準年等が異なるため，比較の際は注意を要する。

第5-5表　フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

国 Country		%	（年/Year）
日本	JPN	55.9	(2010)
アメリカ	USA	30.7	(2010)
イギリス	GBR	71.7	(2010)
ドイツ	DEU	82.1	(2006)
フランス	FRA	88.2	(2006)
イタリア	ITA	75.4	(2006)
オランダ	NLD	85.3	(2006)
デンマーク	DNK	81.3	(2006)
スウェーデン	SWE	83.4	(2006)

資料出所　日本：厚生労働省（2011.2）「平成22年賃金構造基本統計調査」
アメリカ：BLS（2011.1）*Labor Force Statistics from the Current Population Survey*
イギリス：Office for National Statistics (2010.12) *2010 Annual Survey of Hours and Earnings*
その他：Eurostat Database “Structure of earnings survey 2006” 2010年12月現在

（注）パートタイム・時間当たり賃金のフルタイム・時間当たり賃金（所定内給与）に対する割合。

第5-6表　労働費用（製造業）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用/Labour costs					
	（円/Yen）	（ドル/Dollar）	（ポンド/Pound）	（ユーロ/Euro）	（ユーロ/Euro）
2000	2,904	23.41	14.22	27.50	24.98
2001	2,964	24.30	14.94	28.40	26.17
2002	2,992	25.20	15.64	29.10	27.17
2003	2,954	26.02	16.09	29.80	27.98
2004	2,943	26.97	16.76	29.90	29.01
2005	2,959	28.48	15.62	30.20	29.96
2006	2,876	29.40	16.04	31.40	30.96
2007	2,833	30.37	16.39	31.60	31.97
2008	2,895	31.42	17.03	32.30	32.92
2009	2,868	32.03	17.03	33.00	32.90
2010	2,798	32.20	—	33.10	—
為替レート換算/Exchange rate conversion					（日本/JPN＝100）
2000	100	87	80	94	85
2001	100	100	88	104	96
2002	100	106	98	115	107
2003	100	102	103	132	124
2004	100	99	113	136	132
2005	100	106	106	140	139
2006	100	119	119	159	157
2007	100	126	136	180	182
2008	100	112	112	169	172
2009	100	105	87	150	149
2010	100	101	—	138	—
購買力平価換算/PPP Conversion					（日本/JPN＝100）
2000	100	125	119	152	142
2001	100	123	120	150	144
2002	100	121	120	148	144
2003	100	123	119	154	141
2004	100	123	121	152	141
2005	100	125	108	153	142
2006	100	127	111	162	149
2007	100	129	108	161	152
2008	100	127	107	160	150
2009	100	129	107	165	151
2010	100	128	—	162	—

資料出所　厚生労働省(2011.2)「平成22年毎月勤労統計調査」, 厚生労働省(2011.10)「平成23年就労条件総合調査」, 内閣府(2011.12)「平成22年度国民経済計算確報」
U.S.Bureau of Labour Statistics(2011.6) *Employer Costs for Employee Compensation*
Eurostat Database “Labour costs annual data” 2011年11月現在
OECD Database(http://stats.oecd.org/) “PPPs and exchange rates”2011年11月現在

(注)　対象となる事業所規模はアメリカは全規模, EU諸国は10人以上規模, 日本は5人以上規模。各国の推計方法は以下のとおり。
日本: 製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに, 実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。
米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期のデータを使用。
欧州: 製造業全労働者の時間当たり労働費用。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年は産業分類の変更により以前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。
※ 換算用為替レート, 購買力平価については第5-1表(p.165)を参照。

第5-7表　労働費用でみた国際競争力（製造業）

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs, manufacturing

（2005年＝100）(base Year 2005=100)

国 Country		1995年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	149.9	140.6	111.3	100.0	87.8	77.1	82.2	97.4	94.0
アメリカ	USA	117.9	134.9	105.3	100.0	96.8	89.6	87.3	89.5	83.8
カナダ	CAN	69.3	65.6	92.0	100.0	108.8	117.2	115.0	108.4	118.4
イギリス	GBR	68.5	98.4	101.1	100.0	102.4	104.9	89.8	83.6	88.1
ドイツ	DEU	114.3	99.3	104.9	100.0	95.8	95.0	97.5	101.3	98.0
フランス	FRA	113.1	95.0	101.2	100.0	101.4	103.4	102.8	101.8	101.0
イタリア	ITA	69.5	79.1	98.9	100.0	100.7	103.6	108.0	109.9	106.7
オランダ	NLD	97.6	88.0	103.4	100.0	98.1	97.8	100.3	99.1	92.8
デンマーク	DNK	83.4	83.1	98.6	100.0	100.3	103.3	100.7	101.5	94.6
スウェーデン	SWE	129.5	118.2	106.2	100.0	95.2	99.1	99.7	97.8	94.0
韓国	KOR	117.6	84.7	86.9	100.0	103.8	101.7	79.0	67.0	70.0
オーストラリア	AUS	71.1	73.1	92.2	100.0	100.4	109.9	105.6	100.6	115.3

資料出所　OECD(2011.11) *Economic Outlook No.90, vol.2011 issue 2*

第5-8表　労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

（%）

国 Country (年/Year)	日本 JPN (2010)	アメリカ USA (2011)	イギリス GBR (2008)	ドイツ DEU (2008)	フランス FRA (2008)	オランダ NLD (2008)	スウェーデン SWE (2008)
労働費用計[a)]	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与[b)]	79.7	76.9	82.7	77.0	63.7	75.7	65.1
現金給与以外[c)]	20.3	23.1	17.4	23.0	36.3	24.3	34.9
法定福利費[d)]	(11.1)	(8.2)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)
法定外福利費[e) 1)]	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)
現物給付[f)]	(0.1)	—	(1.4)	(0.8)	(0.0)	(1.0)	(1.1)
退職金等の費用[g)]	(6.2)	(4.5)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	—	(0.0)
教育訓練費[h)]	(0.2)	—	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)
その他[i) 2)]	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

資料出所　日本:厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」
アメリカ:Bureau of Labor Statistics(2011.12) *Employer Costs for Employee Compensation —September 2011*
欧州:Eurostat (2012.1) *Labour Costs Survey 2008 —NACE Rev.2*

(注)　単位未満の数値を含むため，内訳と合計が必ずしも一致しない。( )内は現金給与以外の内数。
日本及びアメリカは企業規模計，EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。
1) アメリカの法定外福利費は各種(生命，健康，短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。
2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費，転勤に要する費用，社内報，作業服等。欧州は募集費用，税，補助金等。

第5-9表　生産労働者の時間当たり労働費用[1)]（製造業）

Table 5-9: Hourly labour costs for production workers, manufacturing

（アメリカ/USA＝100）

国・地域 Country or region		1996年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	108.2	102.9	84.2	88.4	86.0	81.1	76.1	86.3	90.6
アメリカ	USA	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
カナダ	CAN	86.0	75.9	76.3	83.4	90.2	97.4	101.3	101.5	88.3
イギリス	GBR	76.0	83.1	88.7	105.2	106.2	110.1	117.5	110.9	91.8
ドイツ	DEU	150.7	103.5	121.1	130.6	128.4	132.4	139.4	149.6	138.7
フランス	FRA	126.4	87.3	99.5	108.6	109.4	113.0	121.1	131.0	119.5
イタリア	ITA	94.4	67.3	82.6	93.2	93.4	95.8	102.2	111.0	104.3
オランダ	NLD	－	85.4	108.2	117.9	117.2	119.5	126.1	138.8	129.7
ベルギー	BEL	144.3	103.5	122.0	135.9	134.3	136.5	143.6	157.7	147.3
デンマーク	DNK	－	94.7	115.6	125.9	127.4	131.0	144.9	155.4	147.8
スウェーデン	SWE	123.5	95.6	110.9	120.9	119.4	121.8	134.2	136.8	118.9
フィンランド	FIN	111.8	80.8	99.9	112.3	113.4	117.7	125.2	138.6	130.5
ノルウェー	NOR	－	101.6	129.1	138.8	144.2	151.4	168.3	180.6	160.7
オーストリア	AUT	139.9	98.1	111.9	120.3	121.5	125.2	135.0	148.3	143.3
スイス	CHE	150.0	100.8	116.0	122.0	121.3	121.9	123.0	135.8	132.1
アイルランド	IRL	78.7	65.0	86.2	97.1	97.9	101.3	111.0	122.2	116.4
スペイン	ESP	69.8	50.3	61.7	68.3	69.5	72.5	78.4	85.7	82.7
台湾	TWN	31.1	29.7	24.7	25.2	26.7	26.9	26.0	26.9	23.1
韓国	KOR	43.8	39.8	40.6	44.0	50.9	58.5	61.6	50.5	42.4
シンガポール	SGP	53.9	47.6	45.2	45.6	44.6	45.9	49.9	58.5	52.2
フィリピン	PHL	5.5	3.6	3.2	3.3	3.6	4.0	4.4	4.8	4.5
オーストラリア	AUS	87.5	67.6	81.5	93.6	96.9	98.6	108.1	114.5	103.2
ニュージーランド	NZL	56.2	37.6	46.0	52.1	55.8	53.5	60.8	59.3	52.0
ブラジル	BRA	32.5	17.8	11.5	13.3	17.0	20.1	22.7	26.3	24.8
メキシコ	MEX	13.1	18.2	18.0	17.3	18.0	18.7	18.6	19.0	16.1

資料出所　U.S.Bureau of Labor Statistics (2011.3) *International Comparisons of Hourly Compensation Costs in Manufacturing, 2009*

(注)　1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し，アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-10表　男女間賃金・勤続年数格差（2010年）

Table 5-10: Gender wage and job tenure gap in 2010

国 Country		賃金格差[1] Wage Gap	勤続年数 Job Tenure		
			男 Male	女 Female	格差 Gap
		（男/male＝100）	（年/Year）	（年/Year）	（男/male＝100）
日本	JPN	69.3	13.3	8.9	66.9
アメリカ	USA	81.2	4.6	4.2	91.3
イギリス	GBR	80.1	9.0	8.4	92.6
ドイツ	DEU	82.2	11.9	10.5	88.1
フランス	FRA	82.5	11.8	11.6	98.8
スウェーデン	SWE	86.0	10.2	11.0	107.5
韓国	KOR	68.4	7.0	4.4	62.9

資料出所　日本：厚生労働省（2011.2）「平成22年賃金構造基本統計調査」
アメリカ：U.S.Department of Labor（2011.10）*The Current Population Survey Jan 2011,* 同（2010.9）*Emoloyee Tennure in 2010*
イギリス（賃金）：ONS（2011.11）*Annual Survey of Hours and Earnings 2010*
ドイツ：連邦統計局（2011.9）*Statistisches Jahrbuch 2011*
スウェーデン：統計局（2011.9）*Salary structures, whole economy*
韓国：雇用労働部（http://www.moel.go.kr/）2012年2月現在
欧州（勤続年数）：OECD Database（http://stats.oecd.org/）2012年2月現在
フランス（賃金）：ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2010年10月現在

（注）　1）原則，全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。フランスは2007年値の時間当たり賃金。

第5-11表　フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差

Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

（%）

国 Country		1990年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	40.6	37.1	33.9	32.5	32.0	31.1	32.8	33.0	31.7	30.7
アメリカ	USA	28.5	24.6	24.5	22.4	21.6	20.4	19.8	19.2	19.8	20.1
カナダ[1]	CAN	－	25.4	24.0	24.0	22.5	22.6	21.8	21.0	20.8	20.4
イギリス	GBR	31.2	26.6	24.0	22.1	20.0	20.3	20.4	20.6	20.8	21.0
ドイツ	DEU	27.2	23.5	23.0	24.1	24.5	24.6	24.8	23.0	25.0	25.4
フランス	FRA	15.3	10.3	10.8	11.7	9.8	9.7	12.1	12.0	12.0	－
イタリア[1]	ITA	19.5	17.1	16.7	－	－	－	－	－	4.4	1.3
オランダ[1]	NLD	25.0	23.1	21.4	18.5	18.1	17.5	16.7	17.0	－	－
ベルギー	BEL	－	－	8.8	6.8	9.3	11.8	11.5	－	9.9	－
デンマーク[1]	DNK	－	14.1	14.7	13.7	12.3	12.3	12.0	11.0	9.2	12.3
スウェーデン	SWE	19.6	19.0	15.5	15.9	14.9	14.8	14.9	15.0	16.4	15.4
フィンランド	FIN	22.9	22.4	20.4	20.4	20.1	20.0	19.5	19.0	21.4	21.2
韓国[1]	KOR	45.9	43.1	40.7	39.8	38.8	38.3	38.3	38.5	37.8	38.8
オーストラリア	AUS	18.2	14.5	17.2	15.0	13.0	14.4	15.8	17.0	－	－
ニュージーランド[1]	NZL	－	12.8	7.1	7.5	7.4	7.6	9.6	7.0	7.8	7.8

資料出所　OECD（2011.4）*Family database*

（注）　男女の平均賃金の差を男性平均賃金で除した数値（平均は中位数）。
1）カナダとニュージーランドの1995年欄は1997年値，イタリアの2000年欄は1996年値，オランダの2000年欄は1999年値，デンマークの1995年欄は1996年値，韓国の1990年欄は1992年値。

第5-12表　年齢階級別賃金格差（製造業、2006年）

Table 5-12: Wage gap by age group, manufacturing, 2006

労働者計/Total of employees　　（～29歳/years old＝100）

国 Country（年/Year）		性別 Sex		年齢計 age total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
日本(2006)	JPN	計	Total	137.4	100.0	134.8	157.4	157.2	105.5
		男性	Male	143.6	100.0	135.4	165.3	172.3	112.2
		女性	Female	104.8	100.0	115.4	107.9	101.7	81.4
イギリス	GBR	計	Total	—	—	—	—	—	—
		男性	Male	—	—	—	—	—	—
		女性	Female	111.7	100.0	131.5	115.0	97.6	—
ドイツ	DEU	計	Total	151.6	100.0	158.8	165.1	171.1	171.1
		男性	Male	157.2	100.0	—	—	180.9	184.9
		女性	Female	131.2	100.0	—	—	139.0	123.2
フランス	FRA	計	Total	133.6	100.0	129.5	139.9	151.4	339.7
		男性	Male	—	—	—	—	—	—
		女性	Female	—	—	—	—	—	—
イタリア	ITA	計	Total	127.2	100.0	123.5	135.2	151.0	163.4
		男性	Male	—	—	—	—	—	—
		女性	Female	—	—	—	—	—	—
ベルギー	BEL	計	Total	118.4	100.0	117.4	123.8	130.6	174.4
		男性	Male	119.3	100.0	117.5	124.9	132.2	176.5
		女性	Female	113.6	100.0	118.0	117.0	115.5	135.6
デンマーク	DNK	計	Total	133.1	100.0	138.6	144.7	139.2	138.7
		男性	Male	133.5	100.0	138.5	146.4	140.0	136.9
		女性	Female	133.0	100.0	141.2	143.0	136.0	133.9
スウェーデン	SWE	計	Total	118.0	100.0	118.5	125.0	122.1	118.5
		男性	Male	120.4	100.0	119.6	128.7	126.3	123.6
		女性	Female	111.2	100.0	115.6	114.8	110.4	102.7
フィンランド	FIN	計	Total	117.8	100.0	122.5	123.4	119.9	124.9
		男性	Male	121.0	100.0	124.4	127.9	126.5	133.0
		女性	Female	111.3	100.0	118.6	115.0	107.8	107.3
ノルウェー	NOR	計	Total	120.1	100.0	121.1	128.4	124.9	122.5
		男性	Male	121.7	100.0	121.8	130.8	127.9	126.4
		女性	Female	115.1	100.0	120.1	122.0	113.9	108.5

参考：日本(2010年)/Japan, 2010　　（～29歳/years old＝100）

	性別 Sex		計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
労働者計/Total of employees								
	計	Total	136.1	100.0	130.7	157.5	161.4	102.1
	男性	Male	142.2	100.0	132.6	164.8	175.0	108.6
	女性	Female	105.1	100.0	113.0	112.7	101.5	82.5
生産労働者/Production workers								
	計	Total	122.6	100.0	126.7	138.3	136.8	91.4
	男性	Male	128.5	100.0	128.2	146.9	153.8	98.0
	女性	Female	99.2	100.0	106.0	103.1	96.8	82.8
管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers								
	計	Total	150.8	100.0	133.6	171.0	187.6	122.6
	男性	Male	155.0	100.0	135.4	173.7	189.1	123.0
	女性	Female	113.9	100.0	115.9	123.3	122.2	96.2

資料出所　日本：厚生労働省(2011.2)「平成22年賃金構造基本統計調査」
その他：EU(2010.10) *Structure of Earnings Survey 2006*
(注)　日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(＝monthly earnings)。

第5-13表　勤続年数別賃金格差（製造業、2006年）

Table 5-13: Wage gap by length of service, manufacturing, 2006

（勤続年数1～5年(日本は1～4年)の賃金＝100）

労働者計/Total of employees　　(Wages for 1-5 (JPN: 1-4) years of service = 100)

国 Country（年/Year）	性別 Sex	勤続年数(年/Years) 計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本(2006) JPN	計 Total	134.3	90.7	100.0	108.6	125.9	144.5	173.4	193.0
	男性 Male	135.8	90.0	100.0	110.1	126.4	144.8	172.2	182.4
	女性 Female	114.0	94.7	100.0	105.4	117.3	126.2	135.2	158.5
		計/Total	1年未満	1～5	6～9	10～14	15～19	20～29	30～
イギリス GBR	計 Total	109.7	88.4	100.0	111.8	118.5	122.7	132.5	—
	男性 Male	109.3	85.9	100.0	111.7	116.7	123.2	129.4	—
	女性 Female	105.7	97.9	100.0	110.1	116.2	111.5	120.2	—
ドイツ DEU	計 Total	118.5	77.7	100.0	119.3	125.5	135.3	146.0	153.8
	男性 Male	118.1	—	100.0	—	124.8	132.7	140.8	—
	女性 Female	113.8	—	100.0	—	122.7	133.2	145.2	—
フランス FRA	計 Total	112.3	92.6	100.0	108.9	114.2	124.5	124.8	124.5
	男性 Male	113.9	90.4	100.0	108.5	114.6	126.7	129.2	128.1
	女性 Female	106.8	98.8	100.0	108.1	111.3	114.2	108.9	112.6
イタリア ITA	計 Total	108.3	82.8	100.0	106.3	112.1	119.5	125.7	124.6
	男性 Male	109.6	83.2	100.0	107.6	113.4	120.5	127.9	129.6
	女性 Female	105.3	85.1	100.0	103.9	108.0	115.4	117.3	117.9
デンマーク DNK	計 Total	99.0	85.6	100.0	107.1	107.6	111.6	112.7	113.7
	男性 Male	99.2	85.4	100.0	108.1	107.7	112.7	112.8	113.8
	女性 Female	98.5	86.1	100.0	105.7	107.5	108.7	110.4	109.7
スウェーデン SWE	計 Total	101.7	92.4	100.0	103.9	105.1	104.7	104.5	—
	男性 Male	101.7	91.7	100.0	103.0	104.8	105.4	105.1	—
	女性 Female	100.9	94.5	100.0	106.1	103.4	100.0	98.2	—
フィンランド FIN	計 Total	102.9	84.9	100.0	104.7	109.1	105.8	109.6	105.0
	男性 Male	104.3	84.6	100.0	105.1	110.8	109.2	112.3	107.0
	女性 Female	98.3	85.6	100.0	103.2	101.2	98.0	99.9	96.4
ノルウェー NOR	計 Total	99.4	86.4	100.0	101.9	102.3	103.3	102.4	101.1
	男性 Male	99.5	85.6	100.0	102.4	102.5	104.3	103.5	99.7
	女性 Female	99.0	89.4	100.0	101.5	101.4	101.0	99.2	98.7

参考：日本(2010年)/Japan, 2010

	性別 Sex	勤続年数(年/Years) 計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
労働者計/Total of employees									
	計 Total	132.1	89.7	100.0	112.2	124.4	145.3	171.1	183.3
	男性 Male	134.8	89.7	100.0	114.7	127.0	147.0	172.3	177.7
	女性 Female	110.3	91.0	100.0	103.3	108.6	122.0	133.2	145.0
生産労働者/Production workers									
	計 Total	121.9	90.2	100.0	109.4	121.7	134.7	151.8	170.1
	男性 Male	124.1	90.0	100.0	111.8	124.6	136.9	154.5	165.3
	女性 Female	107.1	94.0	100.0	101.3	107.0	116.5	123.3	140.1
管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers									
	計 Total	138.6	94.9	100.0	113.9	125.3	147.2	173.1	182.1
	男性 Male	139.8	95.5	100.0	115.5	125.9	145.9	169.5	173.6
	女性 Female	113.5	94.2	100.0	105.4	111.4	124.9	139.0	145.3

資料出所　日本：厚生労働省(2011.2)「平成22年賃金構造基本統計調査」
その他：EU(2011.6) *Structure of Earnings Survey 2006*

(注)　日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(＝monthly earnings)。

第5-14表　規模間賃金格差（産業計）
Table 5-14: Wage gap by establishment size in all industries

（1,000人以上＝100）(1,000 empl. or more=100)

国/Country	企業規模（人）/establishment size (employees)					
	計(5～)	5～29	30～99	100～499	500～999	1,000～
日本 JPN	63.8	51.2	61.9	75.6	86.1	100.0
（製造業/manufacturing）	(69.0)	(50.2)	(56.8)	(74.4)	(86.6)	(100.0)
	1～9	10～49	50～249	250～499	500～999	1,000～
アメリカ USA	56.6	70.4	76.2	80.0	84.7	100.0
（製造業/manufacturing）	(55.3)	(64.5)	(69.7)	(74.7)	(80.2)	(100.0)
イギリス GBR	84.3	93.0	102.0	104.8	109.0	100.0
ドイツ DEU	64.2	68.8	75.9	82.8	91.1	100.0
フランス FRA	－	85.2	89.4	96.8	98.4	100.0
イタリア ITA	－	72.5	83.3	89.5	96.7	100.0
スウェーデン SWE	－	100.6	102.8	106.7	104.7	100.0

資料出所　日本:厚生労働省(2011.2)「平成22年毎月勤労統計調査確報」
アメリカ:U.S. Census Bureau(2010.11) *2007 Economic Census*
その他:EU(2010.11) *Structure of Earnings Statistics 2006*

(注)　1) 規模区分は日本とアメリカは事業所規模で，EUは企業規模。
2) 日本は常用労働者の現金給与総額(total cash earnings)，EU各国は月間平均賃金総額(mean monthly earnings)，アメリカは年間給与総額(annual payroll)を雇用者数で除したものからそれぞれ指数を作成。
3) 日本の産業計は，調査産業計（非農林漁業）。アメリカの産業計の値は，入手可能な産業（鉱業，原油・ガス・天然資源，建設業，製造業）の数値を集計して作成。
4) 日本は2010年，アメリカは2007年，その他は2006年の数値。

第5-15表　所得のジニ係数
Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

国 Country	1990年代半ば Mid-1990s	2000年 2000	2000年代半ば Mid-2000s
日本 JPN	0.3235	0.3367	0.3205
アメリカ USA	0.3614	0.3567	0.3814
イギリス GBR	0.3540	0.3700	0.3350
ドイツ DEU	0.2722	0.2698	0.2981
フランス FRA	0.2700	0.2700	0.2700
イタリア ITA	0.3479	0.3432	0.3519
スウェーデン SWE	0.2113	0.2426	0.2341
オーストラリア AUS	0.3091	0.3172	0.3011

資料出所　OECD(2008.10) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*

（参考）

	2000	2005	2006	2007	2008	2009年/Year
日本 JPN	0.3997	0.3948	0.3981	0.3949	0.4041	0.3950

資料出所　厚生労働省(2011.7)「平成22年国民生活基礎調査」
(注) ジニ係数とは，所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき，1に近づけば不平等の度合が増す。

第5-16表　五分位階級所得割合[1)]

Table 5-16: Income share by quintiles

国 Country		（年） (Year)	第1十分位 Lowest 10%	第1五分位 Lowest 20%	第2五分位 Second 20%	第3五分位 Third 20%	第4五分位 Fourth 20%	第5五分位 Highest 20%	第10十分位 Highest 10%	ジニ係数 Gini index
									(%)	
日本	JPN	(2008)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
		(2005)	1.5	4.7	10.5	16.3	24.5	43.9	27.1	0.387
		(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA	(2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN	(2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR	(1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU	(2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA	(1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA	(2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
スウェーデン	SWE	(2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
ロシア[2)]	RUS	(2008)	2.6	6.0	9.8	14.3	20.9	48.9	33.5	0.423
中国	CHN	(2005)	2.4	5.7	9.8	14.7	22.0	47.8	31.4	0.415
韓国	KOR	(1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS	(1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所　日本:厚生労働省(2010.9)「平成20年所得再分配調査」
日本(1993年), その他の国:World Bank(2011.4) *World Development Indicators 2011*
(注)　1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位階級割合も表示している。
2) ロシアは消費に対する割合。

第5-17表　相対的貧困率[1)]

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income

(%)

国 / 期/Period Country	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	スウェーデン SWE	オーストラリア AUS
1990年代半ば/mid-90s	13.7	16.7	10.7	10.9	8.5	7.5	14.2	3.7	11.4
2000年頃/around 2000	15.3	17.1	11.4	10.2	9.2	7.2	11.8	5.3	12.2
2000年代半ば/mid-2000s	14.9	17.1	11.7	8.3	11.0	7.1	11.4	5.3	12.4

資料出所　OECD Database “Income distribution－Poverty”2011年8月現在
(注)　1) 相対的貧困率とは, 所得(この場合は等価可処分所得)の分布における中央値の一定割合(本表では50%)に満たない人々の割合である。

参考表　日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates*

(%)

年/Year	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009
相対的貧困率 Total	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0
子どもの相対的貧困率 Children	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7

* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所　厚生労働省(2011.7)「平成22年国民生活基礎調査の概況」
(注)　OECDと同様の計算方法で,「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。
「相対的貧困率」とは, 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。
子どもの相対的貧困率は, 17歳以下の子ども全体に占める, 中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。

第5-18表　最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本[1)]	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959)	公正労働基準法(1938)	各州法
決定方式	審議会方式	議会決定方式	議会決定方式，審議会方式の併用等
	・厚生労働大臣又は都道府県労働局長が，一定の事業，職業又は地域について必要があると認めるときに，最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 ・地域別最低賃金と特定最低賃金があり，このうち特定最低賃金は特定の産業に設定され，関係労使が基幹的労働者を対象として，地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定（全国で250件設定(2011年2月1日現在)）。	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。	
設定方式	・地域別(都道府県別) ・特定(産業別)最低賃金（全国又は都道府県別かつ産業別）	全国一律	州内一律
最低賃金額	＜地域別＞ 737円／時間（加重平均，地域により2011年10月～，及び11月～）	5.85ドル／時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル／時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル／時間 (2009年7月24日～)	2.00ドル／時間 (オクラホマ州) ～8.55ドル／時間 (ワシントン州) (2009年9月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては，小規模の小売業・サービス業等を適用除外

	イギリス	ドイツ			フランス	
					SMIC	労働協約拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	労働協約法(1949)	労働者送出法(2009)	最低労働条件法(2009改正)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	労働協約拡張方式	審議会方式		審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は,政府が行う)	労働協約拡張方式
	最低賃金額は使用者団体,労働組合,独立機関の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され,最低賃金法施行規則に定められる。	協約当事者の交渉による。	協約当事者の一般拘束宣言申請を受け,労使代表で構成する委員会の勧告を踏まえて労社省が法規命令で定める。	公労使代表で構成する中央委員会で特定業種に対する導入是非を検討後,専門委員会の検討を経て,労社省が法規命令で定める。	〈定時改定方式〉 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに,全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 〈物価スライド方式〉 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合,指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	地域・業種別			全国一律	地域・業種別
最低賃金額	[一般(21歳以上)] 6.08ポンド／時間 (2011年10月～)	各労働協約による	労社省の法規命令による	—	9.22ユーロ／時間 (2012年1月1日～) 2008年12年の法改正により,2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	一業種内(地域別の違いがあり得る)		フランス本土,海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

第5−18表　最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (*cont.*)

	日本[1)]	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 (1)精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者	[適用除外] ・管理職，専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については，使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル（但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない）	州により異なる。
影響率等	2.7%（2009年）	時間給で就業する被用者の3.0%（2008年）	—
罰則等	50万円以下の罰金（地域別最低賃金に係る賃金支払義務違反の場合）	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合，従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約（1971批准） 第131号条約（1971批准）	第26号条約，第131号条約ともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[適用除外] ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人，漁師の一部等 [減額措置] 16～20歳 18～20歳までは時給4.98ポンド， 16歳及び17歳は時給3.68ポンド， アプレンティスシップ(養成訓練)参加者で，19歳未満，または19歳以上で参加から1年未満の者は2.60ポンド(2011年10月1日～)	[適用除外] 自営業者	[適用除外] 労働時間を把握することができない労働者(訪問販売員などの一部) [減額措置] ・18歳未満 ・見習訓練生，研修生等	—
			17歳10%減， 17歳未満20%減， (ただし，6か月以上勤務で減額措置なし) 職業訓練生，若年の各種雇用援助措置を受けている者22～75%減	
影響率等	全被用者の3.5%(89万3000人)(2011年)	—	200万人強(2009年10月現在)	—
罰則等	未払い分の賃金の50%(100～5,000ポンド)の罰金	労働協約法は罰金あり(7条)。労働者送り出し法と最低労働条件法は50万ユーロ以下の罰金(前者は23条，後者は18条)	労働者一人につき1,500ユーロ以下の罰金(再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一人ににつき罰金750ユーロ以下
ILO条約批准状況	第26号条約，第131号条約ともに批准せず。	第26号条約(1929批准) 第131号条約は批准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約			あり	

資料出所　日本：厚生労働省ウェブサイト
アメリカ：連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト
イギリス：ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)，低賃金委員会ウェブサイト
ドイツ：連邦労働社会省ウェブサイト
フランス：労働・雇用・厚生省ウェブサイト等

(注) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。
この改正により，地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は，生活保護に係る施策との整合性に配慮すること，労働協約拡張方式の廃止，特定最低賃金の創設，罰金の引上げ等が改められた。

第5-18表　最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (*cont.*)

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
最低賃金額	1,424.40 ユーロ／月 (2011年1月1日～)	1,498.87 ユーロ／月 (2011年5月～)	1,757.56 ユーロ／月 (2011年1月～)	641.50 ユーロ／月 (2011年1月～)	485.00 ユーロ／月 (2011年1月～)	739.56 ユーロ／月 (2010年7月～)
改定	年2回(1月1日及び7月1日)の改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	経済成長及び所得水準の変化に基づき，2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	労使の意見を聴いた後，物価，生産性等に基づき年に1又は2度政府が法令により改定。	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後，物価，生産性等に基づき毎年政府が改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。
影響率等	全被用者の4% (2005年)		フルタイム被用者の15.1% (2005年末)	全被用者の1～3% (2005年末)	フルタイム被用者の4.0% (2005年末)	
適用除外・減額措置	15～22歳は各年齢に応じた減額率を適用(30～85%減)	公的部門の被用者及び養成訓練生は適用除外。 20歳:6%減, 19歳:12%減, 18歳:18%減, 17歳:24%減, 16歳以下: 30%減。	15～17歳は20～25%減，障害者も減額可。	養成訓練生は10～30%減。	障害者最大50%減，養成訓練生20%減。	
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり

	中国	韓国	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	1,260元／月（北京市・2012年1月～）	4,580ウォン／時間（2012年1月～）	300バーツ／日（バンコク・2012年4月～）	1,529,150ルピア／月（ジャカルタ特別州・2012年1月～）	非農業: 426ペソ／日, 農業: 389ペソ／日 (マニラ首都圏・2011年5月～)
改定	全国統一のものはなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金規定」により,各地は2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定）。適用時期は毎年1月1日。	ほぼ毎年，政労使からなる全国賃金委員会（委員長:労働次官）が各県ごとの日額最低賃金を審議して政府に改定額を答申，閣議の承認を経て決定。	原則として毎年1月1日に改定。決定権限は州知事。州ごとに設置された政労使三者構成の賃金委で審議，結果を州知事に勧告し,州知事令で決定。必要に応じ県，市単位の最賃額を決めることもできる。この場合も決定権限は州知事。各地域ごとに業種別最賃も併用。	各地域ごとに設置された17の政労使からなる地域三者賃金生産性委員会がそれぞれ当該地域の最賃を改定。不服のある関係団体は,政労使からなる国家賃金生産性委員会に不服申立が可能。
影響率等		全体の14.6% (234万人) (2012年)			
適用除外・減額措置		労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないと認められる者	中央・地方の行政機関,農業,国営企業等は適用除外。	企業規模10人未満，土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については，25%を限度とする減額措置。経営不振で最賃支給が不可能な企業は，最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能。	農地の小作人,メイド・個人用運転手等の家庭内使用人,内職者等は適用除外。ベッド数100以下の民間病院，従業員15人以下の小売・サービス業の事業所,正社員10人未満の製造業事業所は，345ペソ／日。最低賃金労働者の所得税は免除。(2008年共和国法9504号)
労働協約拡張適用制度	—	—	—	—	—

資料出所　厚生労働省ウェブサイト
オランダ:社会問題雇用省ウェブサイト
中国:労働社会保障部発表資料
韓国:韓国労働部ウェブサイト
タイ:労働省資料
インドネシア:労働移住省資料
フィリピン:労働雇用省資料，各国資料等により労働政策研究・研修機構作成

第5-19表　最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

国 Country	1995年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
日本[1] JPN							(円/時間)(Yen/hour)	
	611	659	668	687	703	713	730	737
							(円/日)(Yen/day)	
	4,866	5,256	—	—	—	—	—	—
アメリカ USA							(ドル/時間)(US$/hour)	
	4.25	5.15	5.15	5.85	6.55	7.25	7.25	7.25[2]
カナダ[3] CAN							(カナダドル/時間)(CA$/hour)	
	4.75～	5.00～	5.90～	6.70～	7.25～	7.75～	8.25～	9.00～
	6.85	7.20	8.50	8.50	8.50	10.00	10.00	11.00
イギリス GBR							(ポンド/時間)(£/hour)	
一般(22歳/years old～)		3.70	5.05	5.52	5.73	5.80	5.93	6.08[4]
若年者(18～21)		3.20	4.25	4.60	4.77	4.83	4.92	4.98[4]
若年者(16～17)			3.00	3.40	3.53	3.57	3.64	3.68[4]
フランス[5] FRA	(フラン/時間)(Franc/hour)						(ユーロ/時間)(Euro/hour)	
	36.98	42.02	8.03	8.44	8.71	8.82	8.86	9.00
中国[6] CHN							(元/月)(Yuan/month)	
深圳市/Shenzhen	380	547	690	850	1,000	1,000	1,100	1,320
天津市/Tianjin	210	—	590	740	820	820	920	1,160
上海市/Shanghai	270	—	690	840	960	960	1,120	1,280
北京市/Peking	240	—	580	730	800	800	960	1,160
韓国[7] KOR							(ウォン/時間)(Won/hour)	
	1,275	1,865	3,100	3,480	3,770	4,000	4,110	4,320
							(ウォン/日)(Won/day)	
	10,200	14,920	24,800	27,840	30,160	32,000	32,880	34,560
タイ THA							(バーツ/日)(Baht/day)	
	145	162	181					
	(バンコク/Bangkok)							
	—	—	—	191	203	203	206	215[8]
フィリピン[9] PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)						(ペソ/日)(Peso/day)	
非農業/Non-agriculture	145	250	325	362	382	382	404	426
農業/Agriculture	135	213	288	325	345	345	367	389
インドネシア[10] IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)						(ルピア/月)(Rupiah/month)	
	4,600	286,000	711,843	900,560	972,605	1,069,865	1,118,900	1,290,000

資料出所　各国労働省及び統計局資料

(注)　1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値，2002年度以降より時間額表示。
2) 2009年7月24日から。
3) 各年1月1日現在の州別最低賃金。
4) 2011年10月から。
5) 2010年より毎年1月1日に改定。物価上昇率が2%を超えたため，2011年12月1日より，9.19ユーロ/時間に引き上げ。2012年1月1日（通常の改定）より9.22ユーロ/時間。
6) 深圳市、天津市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
7) 毎年1月1日に改定。2012年1月1日より4,580ウォン/時間に引上げ。
8) 2012年4月より300バーツ/日に引上げ。
9) 2001年から緊急生活手当（COLA）を含む。
10) 1995年のみ日額表示。なお，2012年1月より1,529,150ルピア/月に引上げ。

※各国通貨の円換算額については，「第1-14表　為替レート」(p.38)を参照のこと。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1　一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）

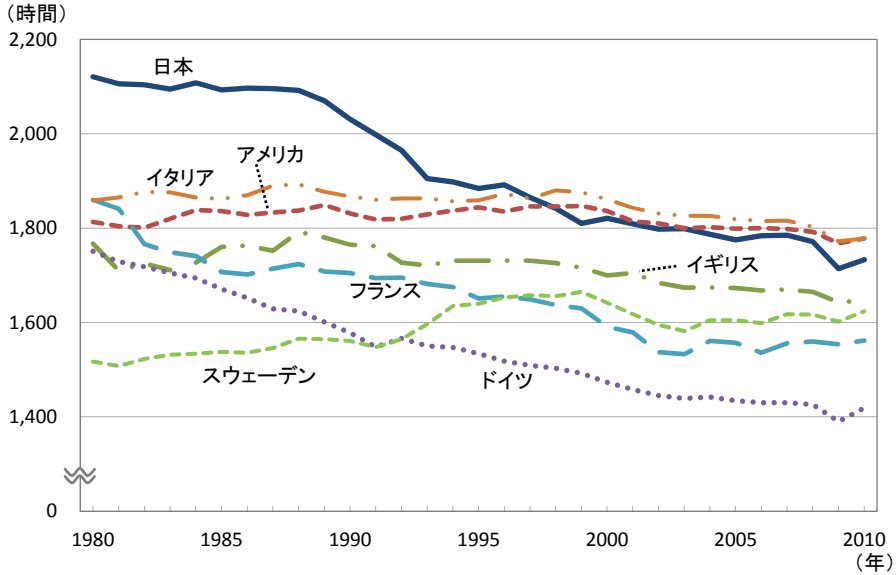

▸▸ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については，「第6-1表　一人当たり平均年間総実労働時間」(p.189)を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると，1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続けており，2010年には1,733時間となった。主要諸外国についても減少，横ばい傾向となっており，2010年にはイタリアで1,778時間，アメリカで1,778時間，イギリスで1,647時間，フランスで1,562時間，ドイツで1,419時間などとなっており，スウェーデンでは直近では増加傾向にあって1,624時間となっている。

なお，データは一国の時系列比較のために作成されており，データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6-2　年間休日数（2010年）

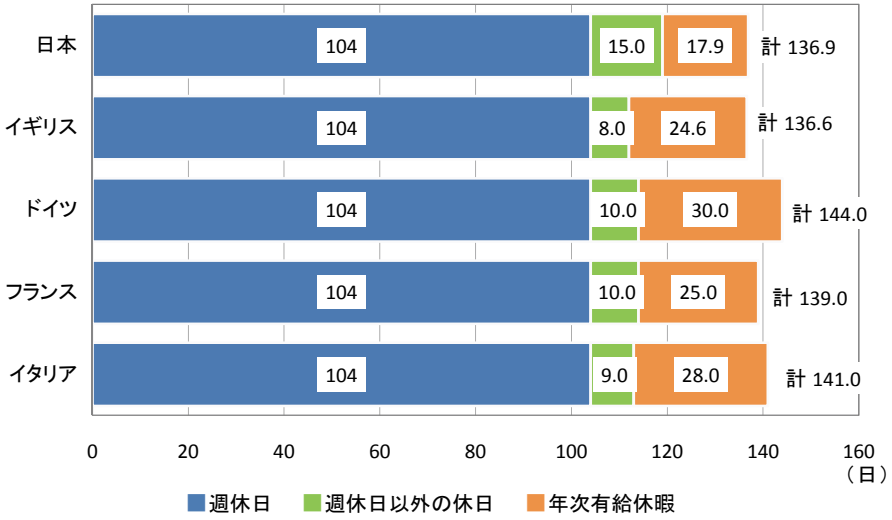

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第6-4表　年間休日数」(p.193)を参照。

2010年の日本の年間休日数は136.9日で，イギリス（136.6日）とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのはドイツ(144.0日)で，イタリア(141.0日)，フランス(139.0日）がこれに続いている。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると，労使協約で合意した平均付与日数は，ドイツが30.0日，イタリアが28.0日などとなっており，日本は平均付与日数でみて17.9日となっている。

第6-1表　一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

＜就業者/Total employment＞　　（時間/Hours）

年/Year	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ[1] DEU	フランス[2] FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	2,031	1,831	1,793	1,765	1,578	1,705	1,867	1,451
1995	1,884	1,844	1,773	1,731	1,534	1,651	1,859	1,456
2000	1,821	1,836	1,775	1,700	1,473	1,591	1,861	1,435
2001	1,809	1,814	1,768	1,705	1,458	1,579	1,843	1,424
2002	1,798	1,810	1,747	1,684	1,445	1,537	1,831	1,408
2003	1,799	1,800	1,736	1,674	1,439	1,533	1,826	1,401
2004	1,787	1,802	1,754	1,674	1,442	1,561	1,826	1,399
2005	1,775	1,799	1,739	1,673	1,434	1,557	1,819	1,393
2006	1,784	1,800	1,738	1,668	1,430	1,536	1,815	1,392
2007	1,785	1,798	1,738	1,670	1,430	1,556	1,816	1,388
2008	1,771	1,792	1,728	1,665	1,426	1,560	1,803	1,379
2009	1,714	1,768	1,700	1,643	1,390	1,554	1,772	1,378
2010	1,733	1,778	1,702	1,647	1,419	1,562	1,778	1,377

年/Year	ベルギー BEL	デンマーク[2] DNK	スウェーデン SWE	フィンランド FIN	ノルウェー NOR	韓国 KOR	オーストラリア AUS	ニュージーランド NZL
1990	1,658	1,539	1,561	1,769	1,503	2,677	1,777	1,809
1995	1,580	1,541	1,640	1,776	1,488	2,648	1,791	1,841
2000	1,545	1,581	1,642	1,751	1,455	2,512	1,780	1,828
2001	1,577	1,587	1,618	1,733	1,429	2,499	1,739	1,817
2002	1,580	1,579	1,595	1,726	1,414	2,464	1,732	1,817
2003	1,575	1,577	1,582	1,719	1,399	2,424	1,737	1,813
2004	1,549	1,579	1,605	1,723	1,417	2,392	1,732	1,828
2005	1,565	1,579	1,605	1,716	1,420	2,351	1,727	1,811
2006	1,566	1,586	1,599	1,709	1,414	2,346	1,719	1,788
2007	1,560	1,570	1,618	1,706	1,419	2,306	1,712	1,766
2008	1,568	1,570	1,617	1,704	1,423	2,246	1,717	1,750
2009	1,550	1,559	1,602	1,673	1,407	2,232	1,690	1,738
2010	1,551	1,542	1,624	1,697	1,414	2,193	1,686	1,758

資料出所　OECD Database(http://stats.oecd.org/) “Average annual hours actually worked per worker”
2012年2月現在, OECD(2011.9) *Employment Outlook 2011*

(注) データは一国の時系列比較のために作成されており, データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者, パートタイム労働者を含む。国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意。

1) 1990年は旧西ドイツ地域。
2) 2010年は暫定推計値。

第6-1表　一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (*cont.*)

＜雇用者[3]/Dependent employment＞　（時間/Hours）

年/Year	日本[4] JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ[1] DEU	フランス[2] FRA	オランダ[2] NLD
1990	—	1,833	1,773	1,719	1,490	1,581	1,434
1995	1,910	1,849	1,761	1,713	1,457	1,542	1,414
2000	1,853	1,836	1,763	1,698	1,387	1,491	1,381
2001	1,836	1,814	1,756	1,701	1,375	1,481	1,375
2002	1,825	1,810	1,741	1,686	1,365	1,445	1,363
2003	1,828	1,800	1,729	1,666	1,360	1,441	1,357
2004	1,816	1,803	1,745	1,660	1,364	1,469	1,353
2005	1,802	1,801	1,735	1,666	1,354	1,466	1,345
2006	1,811	1,802	1,734	1,648	1,352	1,447	1,343
2007	1,808	1,799	1,734	1,655	1,354	1,468	1,340
2008	1,792	1,797	1,727	1,634	1,351	1,475	1,333
2009	1,733	1,776	1,699	1,630	1,309	1,469	1,326
2010	1,754	1,786	1,704	1,620	1,340	1,469	1,323

年/Year	ベルギー BEL	デンマーク[2] DNK	フィンランド[5] FIN	韓国[4] KOR	ニュージーランド NZL
1990	1,573	1,515	1,666	—	1,734
1995	1,531	1,514	1,672	—	1,766
2000	1,422	1,549	1,638	—	1,769
2001	1,457	1,554	1,616	—	1,762
2002	1,452	1,542	1,609	—	1,760
2003	1,449	1,540	1,596	—	1,761
2004	1,441	1,544	1,622	—	1,794
2005	1,450	1,548	1,605	—	1,782
2006	1,454	1,556	1,600	—	1,761
2007	1,454	1,545	1,594	2,090	1,748
2008	1,469	1,550	1,610	2,057	1,729
2009	1,453	1,538	1,555	2,074	1,718
2010	1,446	1,520	1,584	2,111	1,742

3) 自営業者は除く。日本と韓国以外の国については事業所規模の区別はない。
4) 常用労働者5人以上の事業所。
5) 労働力調査に基づく推計値。

第6-2表　週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

（週当たり時間）(Hours per week)

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	備考[1]
日本（労調）	JPN	45.7	43.5	43.7	43.5	43.5	43.5	42.9	42.4	40.9	42.0	a, t
（毎勤, ILO）	JPN	40.8	37.8	38.0	38.7	38.5	38.7	38.7	38.2	36.0	37.7	a, e
アメリカ[2]	USA	40.8	41.3	41.3	40.8	40.7	41.1	41.2	40.8	39.0	40.2	a, e
カナダ[3]	CAN	38.2	38.7	38.8	37.9	37.9	37.9	38.0	37.2	36.6	36.5	b, e
イギリス[4]	GBR	42.4	42.2	41.3	41.0	40.6	40.7	40.9	39.4	39.0	39.5	b, e
ドイツ[5]	DEU	39.5	38.3	37.9	37.6	37.6	37.9	38.4	38.4	36.4	37.3	b, e
フランス[6]	FRA	40.1	40.2	38.6	36.8	37.1	37.1	37.2	37.4	36.2	36.9	a, e
スウェーデン[7]	SWE	38.5	37.8	37.8	37.1	37.4	37.2	37.2	37.1	36.0	37.2	a, e
香港[8]	HKG	44.2	43.7	44.9	46.3	46.3	45.3	45.7	44.4	*46.1	48.0	a, e
韓国[9]	KOR	49.8	49.2	49.3	47.4	46.9	46.0	45.5	43.7	—	—	a, e
シンガポール[10]	SGP	48.5	49.3	50.0	49.8	50.2	50.5	50.6	50.2	*49.4	*50.5	b, e
タイ[11]	THA	48.3	49.4	50.1	—	—	—	—	—	—	—	a, e
フィリピン[12]	PHL	47.2	46.9	44.9	46.5	47.5	46.9	46.6	47.4	*46.3	*47.2	a, e
インド[13]	IND	46.4	46.5	47.2	47.0	47.2	46.9	—	—	—	—	a, e
オーストラリア[14]	AUS	38.1	38.8	38.6	38.1	38.1	37.9	37.6	37.7	*37.0	*37.6	a, t
ニュージーランド[15]	NZL	40.7	41.8	37.0	38.4	38.0	37.8	37.5	37.3	*38.0	*38.5	a, e

資料出所　総務省(2011.1)「平成22年労働力調査」, 厚生労働省(2011.2)「平成22年毎月勤労統計調査」
ILO LABORSTA(http://laborsta.ilo.org/) 2011年11月現在

(注) *…暫定値。月間又は四半期データを当該年毎に平均したもの。

1) 最新年次における調査対象区分。a:実労働時間, b:支払労働時間, e:雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t:就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは, 事務・管理・技術・専門職労働者。
2) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象とした数値。1990年は賃金労働者に対する支払労働時間。
3) 時間外勤務を含む。1991年に統計手法の変更あり。2008年以前は賃金労働者(現場又は生産労働者)を対象。
4) 毎年4月の数値。フルタイム労働者を対象とした数値。時間外勤務を含む。1995年以前は北アイルランドを除く。2008年に統計手法の変更あり。
5) 1990年は旧西ドイツ地域。2006年以前は賃金労働者を対象。
6) フルタイム労働者を対象とした数値。2000年以前は各年3月。1990年の欄は1993年値。2009年以降は労働力方式, 2008年以前は有業者方式。
7) 1995年の欄は1994年値, 2000年の欄は2001年値。2005年に統計手法の変更あり。
8) 陸海軍人, 施設従事者を除く。社外勤務者を含む。2009年以降は中位数。1995年以前は就業者を対象。
9) 正規従業員10人以上の事業所を対象。2008年に統計手法の変更あり。
10) 2005年まで従業員25人以上の民間事業所のみ対象。1990年, 1995年は各年9月の数値。
11) 各年3月の数値。時間外勤務を除く。支払労働時間を対象。2000年の欄は1999年の数値。
12) 従業員25人以上の事業所を対象。1990年は第3四半期。
13) 各年12月の数値。
14) 2000年の欄は1998年値。
15) 2000年以降:軍人を除く。2003年に産業分類の変更あり。1990～1995年:フルタイム労働者2人(相当)以上の事業所で, 雇用者の支払労働時間を対象。2009年以降, 時間外勤務を含む。

【実労働時間】
労働者が使用者の指揮命令下にあって実際に労働した時間数のことで, 休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】
賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇, 有給休日(※), 賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日
休日には, 週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに, 事業場で特定した休日, 例えば, 国民の祝日, 会社の創立記念日, メーデー, 年末年始等があるが, これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は, これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表　長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

（%）

国 Country		時間区分 Hour cutoff	対象年齢 Age	性別 Gender	就業者 Total Employment			雇用者 Employees		
					1995年/Year	2000	2004～2005	1995	2000	2004～2005
日本	JPN	49+	15+	計 Both	34.3	28.9	29.3	31.8	28.1	28.5
				男性 Male	41.0	38.7	39.6	38.9	38.3	39.2
				女性 Female	21.9	14.7	14.7	17.7	12.6	13.0
アメリカ	USA	49+	16+	計 Both	19.9	19.9	18.1	18.6	18.9	17.3
				男性 Male	27.1	26.7	24.3	25.7	25.7	23.5
				女性 Female	11.2	11.8	10.8	10.4	11.2	10.2
カナダ	CAN	49+	25+	計 Both	14.7	11.3	10.6	9.6	5.6	5.0
				男性 Male	21.0	16.5	15.7	14.1	8.7	8.0
				女性 Female	6.9	5.0	4.6	4.6	2.3	2.0
イギリス	GBR	49+	25+	計 Both	－	25.9	25.7 1)	－	25.0	24.9 1)
				男性 Male	－	35.4	34.5 1)	－	34.3	33.5 1)
				女性 Female	－	12.4	13.5 1)	－	12.1	13.1 1)
フランス	FRA	49+	25+	計 Both	11.9	10.5	14.7	6.7	6.1	8.6
				男性 Male	16.7	14.8	20.4	9.6	8.5	11.9
				女性 Female	6.4	5.7	7.9	3.4	3.4	4.9
オランダ	NLD	49+	15+	計 Both	8.5 2)	8.1	7.0	1.9 2)	2.0	1.4
				男性 Male	12.5 2)	12.3	11.0	2.8 2)	3.1	2.2
				女性 Female	2.5 2)	2.3	1.7	0.5 2)	0.5	0.3
フィンランド	FIN	49+	25+	計 Both	10.5	11.4	9.7	3.4	5.1	4.5
				男性 Male	15.0	16.2	13.7	5.1	7.5	6.6
				女性 Female	5.7	6.1	5.3	1.9	2.7	2.4
ノルウェー	NOR	49+	16+	計 Both	7.2 2)	6.0	5.3	4.5 2)	3.6	3.3
				男性 Male	11.5 2)	9.5	8.4	7.4 2)	5.9	5.4
				女性 Female	2.2 2)	1.9	1.8	1.3 2)	1.2	1.2
韓国	KOR	49+	25+	計 Both	－	56.3	49.5	－	54.0	45.7
				男性 Male	－	61.1	54.0	－	60.0	51.6
				女性 Female	－	48.8	42.6	－	43.8	36.4
オーストラリア	AUS	50+	25+	計 Both	22.0	21.0	20.4	17.6	18.4	17.7
				男性 Male	29.3	29.6	29.1	25.4	26.6	26.1
				女性 Female	9.4	9.7	9.2	7.5	8.3	7.8
ニュージーランド	NZL	49+	25+	計 Both	22.6	23.6	23.6	16.6	17.8	16.4
				男性 Male	32.9	34.0	34.0	25.5	26.8	24.9
				女性 Female	9.4	10.8	10.8	6.7	8.5	7.8

資料出所　ILO（2007.6）*Working time around the world: Trends in working hours, laws, and policies in a global comparative perspective*

（注）　1）2003年の数値。
　　2）1996年の数値。

第6-4表　年間休日数（2010年）

Table 6-4: Number of annual holidays, 2010

（日/Days）

国 Country		週休日[1] Holidays	週休日以外の休日 Pablic holidays	年次有給休暇[2] Annual paid leave	年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15	17.9	136.9
イギリス	GBR	104	8	24.6	136.6
ドイツ	DEU	104	10	30.0	144.0
フランス	FRA	104	10	25.0	139.0
イタリア	ITA	104	9	28.0	141.0

資料出所　厚生労働省(2011.10)「平成23年就労条件総合調査[3]」, Eurofound(2011.7) *Working time developments 2010*

（注）　1) 週休日とは「日曜日」,「土曜日」などの「会社指定休日」を指し, ここでは完全週休2日制と仮定した。

2) 日本は年次有給休暇の平均付与日数。日本以外の国は, 労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。繰越日数を含まない。2010年の平均取得日数は8.6日。

3) 就労条件総合調査は, 2007年より調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」から「常用労働者が30人以上の民営企業」に拡大している。2007年以前の調査方法によると, 2010年の年次有給休暇の付与日数は18.1日, 平均取得日数は8.9日。

※ なお, アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2010年における民間部門の平均付与日数は8日間（出所：Bureau of Labor Statistics（2011.7）*National Compensation Survey, March 2011*）。

第6-5表　法定祝日[1)]
Table 6-5: Legal holidays

日 本		アメリカ[2)]		カナダ[3)4)]	
1.1	元日	1.1	新年	1.1	新年
1.9	成人の日(1月第2月曜)	1.16	キング牧師誕生日	4.6	聖金曜日
2.11	建国記念の日	2.20	大統領記念日	5.21	ビクトリア女王誕生日
3.20	春分の日	5.28	戦没者追悼日	7.1	建国記念日
4.29	昭和の日	7.4	独立記念日	9.3	勤労感謝の日
5.3	憲法記念日	9.3	労働感謝の日	10.8	感謝祭
5.4	みどりの日	10.8	コロンブス記念日	11.11	戦没者追悼日
5.5	こどもの日	11.12	退役軍人の日	12.25	クリスマス
7.16	海の日(7月第3月曜)	11.22	感謝祭	12.26	ボクシングデー
9.17	敬老の日(9月第3月曜)	12.25	クリスマス		
9.22	秋分の日				
10.8	体育の日(10月第2月曜)				
11.3	文化の日				
11.23	勤労感謝の日				
12.23	天皇誕生日				

イギリス[4)5)]		ドイツ[6)]		フランス		イタリア[7)]	
1.2	新年(振替)	1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年
4.6	聖金曜日	4.6	聖金曜日	4.9	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)	1.6	主顕祭
4.9	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)	4.9	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)	5.1	メーデー	4.8	復活祭
5.7	アーリー・メイ・バンク・ホリデー	5.1	メーデー	5.8	第二次大戦戦勝記念日	4.9	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)
6.4	スプリング・バンク・ホリデー	5.17	キリスト昇天祭	5.17	キリスト昇天祭	4.25	解放記念日
6.5	女王即位60周年記念日	5.28	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.28	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.1	メーデー
8.27	サマー・バンク・ホリデー	10.3	ドイツ統一記念日	7.14	革命記念日	6.2	共和国記念日
12.25	クリスマス	12.25～26	クリスマス	8.15	聖母昇天祭	6.29	聖ペテロとパウロの日
12.26	ボクシングデー			11.1	万聖節	8.15	聖母昇天祭
				11.11	第一次世界大戦休戦記念日	11.1	万聖節
				12.25	クリスマス	11.4	国家統一記念日
						12.8	聖母受胎祭
						12.25	クリスマス
						12.26	クリスマス(聖ステファノの日)

資料出所　日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」
その他:日本貿易振興機構(2011.12)「世界のビジネスニュース(通商弘報)―世界の祝祭日」

(注)
1) 日付は2012年におけるものである。原則，全国一律の祝祭日を記載。
2) 11/12は11日の振替。ほかにリンカーン誕生日など，州や地域によって休みとなる日がある。
3) ほかに家族の日，市民の日など，州や地域によって休みとなる日がある。
4) ボクシングデー:クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。
5) 4/9, 8/27はスコットランドを除く。ほかにスコットランド，北アイルランドでは独自の祝祭日がある。
6) ほかに州・地域・事業所によって休みとなる日がある。
7) 聖ペテロとパウロの日はローマのみに適用される休日だが，国の法律に定められているため記載。そのほかロンバルディア祭(8/16)，聖アンブロージョの日(12/7)など，地域や事業所によって独自の祝祭日がある。

第6-6表　労働時間制度

Table 6-6: Working-time arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合，6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)，1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間，深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。 規則上の権利を侵害された労働者は，権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に，補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] ・農林業，水産業 ・管理監督又は機密の事務を取扱う者 ・監視又は継続的労働に従事する者で，使用者が行政官庁の許可を受けた者(他の法律の適用) ・船員 ・公務員	[適用除外] ・管理的被用者，運営的被用者，専門的被用者，外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション) ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	[適用除外] ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職，家族労働者，宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により，法定労働時間の規則の適用を排除することができる

第6-6表　労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (*cont.*)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法(2009年改正), 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。(バイエルンとヘッセン州公務員は週42時間労働)	1週35時間又は年1,607時間	7日につき，時間外労働を含め，平均して，48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合，15,000ユーロ以下の過料。 さらに，当該行為を(1)故意によって行い，それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合，又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は，1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合，6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば，1日当たり10時間)を超えて労働させた場合，第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は，違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	[適用除外] ・事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・公務機関の長，その代理者，公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・家政共同体において，その保護の下にある者と共同生活をし，この者を独自の責任で教育，介護又は看護する労働者 ・聖職者(他の法律の適用) ・※ その他別の法律の適用がある者として，(i)18才未満の者(年少者労働保護法による)，(ii)船員(船員法による)等 ※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは，(1)労働者を自己の判断で採用し，解雇する権限を有している者，(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者，(3)その他，特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[法定労働時間の適用除外] ・国有企業(ガス，電気，国鉄等) ・商業代理人(判例，学説) ・家事使用人(判例，学説) ・住込み不動産管理人 ・守衛(判例，学説) ・取締役 ・上級幹部職員(幹部職カードル) ・家内労働者	[適用除外] ・空路，鉄道，道路，海上，内水及び湖沼における輸送，漁業，その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間，年次休暇は適用)] ・保安，監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	・商業，映画・演劇業，保健衛生業，接客娯楽業で10人未満の事業場 週44時間制	特定の業種，企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上100万ドル未満等）。 ・小売又はサービス業について，その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合，割増賃金の支払いを要しない。 ・タバコの葉の製造について，1日10時間，1週48時間（年間14週を限度）等。	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 ・警備産業の場合。 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には，基準期間を26週まで延長することができる。 ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には，基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	労使協定または就業規則等で定めることにより，一定期間を平均し，1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において，特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」には，(1)1か月単位，(2)1年単位，(3)1週間単位 のものがある。 ［1か月単位の変形労働時間］ 1か月内の一定の期間を平均し，1週の労働時間が40時間以内。 ［1年単位の変形労働時間制度］ 1年以内の一定の期間を平均し，1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間，1日について10時間，連続して労働させる日数は6日以内。 ［1週間単位の非定型的変形制］ 1週を40時間以内として，1日10時間まで労働させることが可能。ただし，小売業，旅館，料理店，飲食店であって，かつ，規模30人未満のもの。	［26週単位の変形制］ 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として，特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。 但し，1日12時間，1週56時間を超える労働に対しては，1.5倍の割増賃金を払わなければならない。 これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は，26週の各々について1週40時間の規定が適用される。 ［52週単位の変形制］ 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される），かつ，2,240時間が上限として規定されている場合に，特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。 1日12時間，1週56時間を超える労働に対しては，1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。 これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合，超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。	基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ，一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは，労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合，警備産業の場合，役務又は生産の継続が必要な場合（例えば，保険，報道，通信，公益施設），予見可能な活動時間の波がある場合，活動が不測である例外的な事件，事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。 週の最高労働時間については17週間で，時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可（52時間まで労使協定により延長可）。

第6-6表　労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (*cont.*)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	・定期的に長時間の手待時間がある場合，労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により，平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。 ※ 定期的に長時間の手待時間がある場合とは，10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で，具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。	・[法定労働時間の適用除外]の項目参照 一部の産業では，超過勤務手当の支払い対象となる労働時間が異なっている(例えば，青果小売業などでは、週39時間目以降)。	使用者は，あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ，4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。
弾力的労働時間制度	[6か月又は24週間単位の変形制] 6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合，1日10時間まで労働時間を延長できる(ただし，夜間労働者については，変形期間は1か月又は4週以内)。	[1年変形労働時間制] 使用者は，(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して，一定事項を記載すること，(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず，かつ年間1,607時間を超えないこと，(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。 「労働時間が1日10時間以下，1週48時間以下，12週平均44時間以下であること」を要件として，1年単位の変形労働時間制を導入することができる。 [サイクル労働] 労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について， (1)継続的に操業される企業において，(2)デクレで定められている場合，又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合，サイクル労働を実施することができる。この場合，労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。ただし，1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下，1週48時間以下，12週平均44時間以下)の適用は除外されない。	週の最高労働時間については，4か月を超えない算定基礎期間において，時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働（上限規制，割増賃金率）	［上限規制］ 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示) 1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間 ［割増賃金率］ 法定8時間以上時間外労働：25％以上 ⑴ 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については，25％を上回る労使協定を締結するよう努力義務。 ⑵ 1か月60時間を超える時間外労働について，割増賃金率を50％以上に引上げ(中小企業は当分の間，適用猶予) ⑶ 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて，有給の休暇を付与できる((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月) 深夜(午後10時から午前5時)労働：25％以上 (例：時間外労働との重複は50％以上) 休日労働(法定4週4日の休日の労働)：35％以上 (例：時間外労働との重複は60％以上)	［上限規制］ 連邦法上の規定なし ［割増賃金率］ 50％	［上限規制］ 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。 ［割増賃金率］ 法令上の規定なし
休日労働（割増賃金率）	1週1日又は4週4日以上の休日を与えなければならない。 「割増賃金率」 35％以上	連邦法上の規定なし ［割増賃金率］ 法令上の規定なし	1週1日の休日(若年労働者について2日) ［割増賃金率］ 法令上の規定なし

第6-6表　労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (*cont.*)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働（上限規制，割増賃金率）	［上限規制］ 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより，定期的に長時間の手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要），週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。但し，12か月平均の週労働時間が48時間を越えてはならない(7条)。 緊急事態又は非常事態が発生した場合は，同法の労働/休養時間規定から外れてよい(14条)。さらに，特別な前提条件下で，管轄官庁が，同法労働時間からの逸脱を認可することもできる(15条)。 ［割増賃金率］ 法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦，授乳者に対する時間外労働は禁止。	［上限規制］ 業界，グループ企業，企業，事業所単位での労使合意のもとに，従業員が希望し，かつ雇用主が認める場合，法定残業時間の上限），又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて，残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は，「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた。 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており，増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはできない。また，週単位の法定最長労働時間（同じ週で，48時間，12週平均で週44時間）を超えることはできない。但し，年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。 ［割増賃金率］ 25% 従業員数20人未満の小規模企業については，2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが，「労働・雇用・購買力のための法案」可決（2007年8月1日）により，同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した（企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり）。	［上限規制］ 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする（算定基準期間は4か月以内）。 24時間につき最低連続11時間の休憩時間（裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間）。
休日労働（割増賃金率）	原則として， 日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し，マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。 ［割増賃金率］ 法令上の規定なし	原則として， ⑴ 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 ⑵ 週休は少なくとも継続する24時間。 ⑶ 日曜日に与えなければならない。 ただし，一定の場合に適用除外あり。 ［割増賃金率］ 例えば，日曜日が定休日の商店が，例外的に日曜日に営業する場合，日曜日に就業する従業員に対して，少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。但し，観光地などの日曜営業の場合は，その限りではない。(2009年の法改正以降) （労働法典 L3132-27条）	

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間，その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日，2年6か月までは1年ごとに1日追加，以後1年ごとに2日追加（最高20日）	連邦法上の規定なし	5.6労働週（最高28日）
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は，労働者の請求する時季に与えなければならない。但し，事業の正常な運営を妨げる場合においては，他の時季に与えることができる。 5日を超える年次有給休暇については労働協定による計画的付与制度あり。 労使協定により，1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能（2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月）。	法令上の規定なし	・ 年次有給休暇は，分割して取得することができる。 ・ 年次有給休暇は，原則としてそれが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。 ・ 雇用が終了した場合を除き，年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 ・ 使用者は，休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また，一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

第6-6表　労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (*cont.*)

	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日，日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)，週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが，労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を，1年に1度以上与えなければならない。但し，連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。	
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。但し，従業員代表がある場合には，代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約，団体協定の規定又は慣習により付与。これらがない場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。	－
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与，取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合，又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では，日数を限定して持ち越しを認めているが，原則として未消化の有給休暇は消滅する。 ただし，退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。 また，「労働時間貯金制度」を業界，グループ企業，企業，事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし，消化の有効期限を5年間とする規定があったが，「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に，労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	－

資料出所　労働政策研究・研修機構(2005)「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」報告書，中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」，「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)，山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」，日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」，イギリス：ビジネス・イノベーション・技能省，ドイツ：連邦社会労働省及び法務省，フランス：労働・雇用・厚生省及び政府公共サービスサイト，EU：欧州委員会及び各国ウェブサイト等

7. 労働組合・労使関係・労働災害

Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

7-1　労働組合組織率の推移

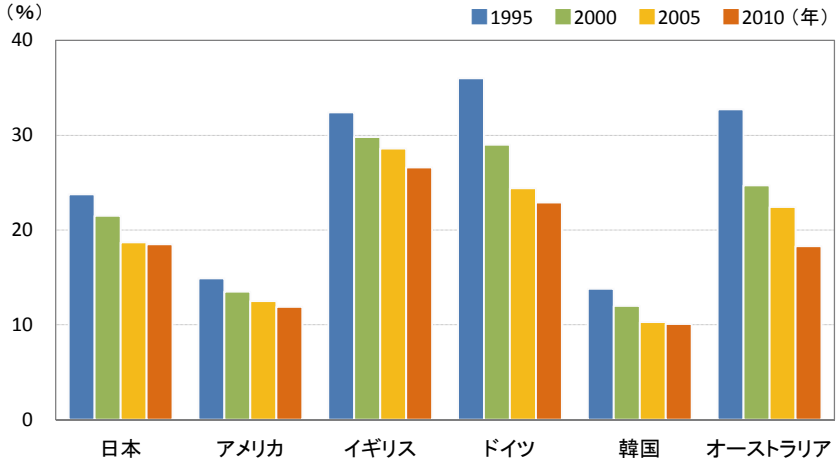

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第7-1表　労働組合員数・組織率(各国公式統計)」(p.207)を参照。
(注) ドイツの2010年は2008年，韓国の2010年は2009年の数値。

主要国の労働組合組織率を最新値でみると，イギリス（26.6%，2010年）が最も高く，ドイツ(22.9%，2008年)，日本(18.5%，2010年)，アメリカ(11.9%，2010年)，韓国（10.1%，2009年）の順となっている。

また，1995年から2010年までの時系列の変化をみると，いずれの国でも組織率は低下傾向にある。

7-2　労働損失日数（2008年）

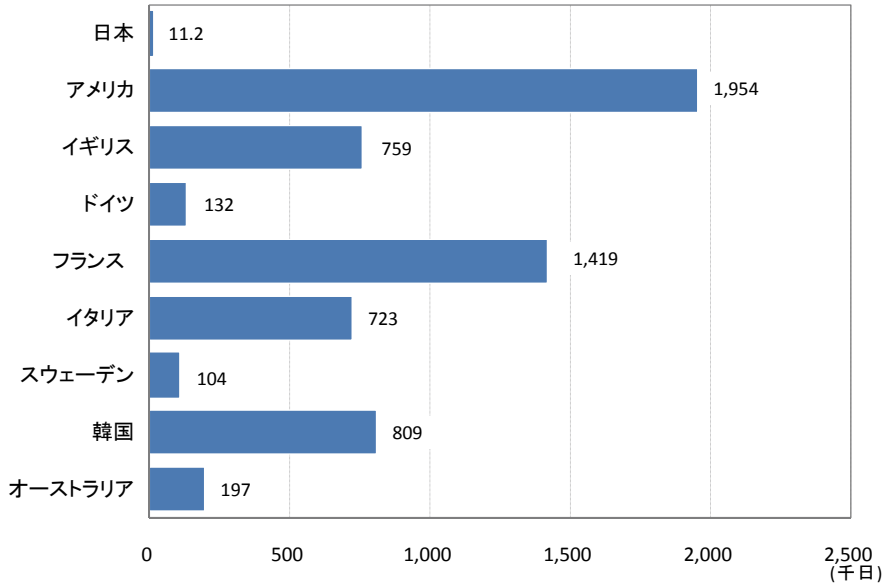

▸▸ グラフの資料出所については，「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.209)を参照。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較はできないことに留意が必要であるが，上のグラフをみると，2008年の労働損失日数はアメリカ(約195万日)が最も多く，フランス(約142万日)，韓国(約81万日)がこれに続いている。一方，日本は労働損失日数が極めて少ない。ちなみに，2009年は韓国(約63万日)，イギリス(約44万日)，イタリア(約23万日)というデータを得ている。

また労働争議件数は，現時点でのデータによると，2009年はカナダ(158件)が最も多く，韓国(121件)，イギリス(116件)とこれに続く。2008年は，ドイツ(881件)，イタリア(621件)，インド(423件)，ブラジル(411件)の順であった。年ごとに大きな変動があるものの，長期的にみると大半の国々で労働争議件数は減少傾向にある。労働争議参加人員についてはブラジル，インド，イタリア，イギリスなどが多く，概して労働争議件数と同様の傾向を示している。

第7-1表　労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

（千人/thousands, %）

国 Country	1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本 JPN								
組合員数/Membership	12,614	11,539	10,138	10,041	10,080	10,065	10,078	10,054
組織率/Density rates	23.8	21.5	18.7	18.2	18.1	18.1	18.5	18.5
アメリカ USA								
組合員数/Membership	16,360	16,258	15,685	15,359	15,670	16,098	15,327	14,715
組織率/Density rates	14.9	13.5	12.5	12.0	12.1	12.4	12.3	11.9
イギリス[1] GBR								
組合員数/Membership	7,125	7,120	7,056	7,021	7,005	6,878	6,715	6,536
組織率/Density rates	32.4	29.8	28.6	28.3	28.0	27.4	27.4	26.6
ドイツ[2] DEU								
組合員数/Membership	11,242	9,740	8,360	8,170	—	8,201	—	—
組織率/Density rates	36.0	29.0	24.4	23.6	—	22.9	—	—
フランス DEU								
組合員数/Membership	1,780	1,781	1,779	1,778	1,795	1,807	—	—
組織率/Density rates	8.8	8.0	7.7	7.7	7.6	7.6	—	—
韓国 KOR								
組合員数/Membership	1,615	1,526	1,506	1,559	1,688	1,666	1,640	—
組織率/Density rates	13.8	12.0	10.3	10.3	10.8	10.5	10.1	—
シンガポール SGP								
組合員数/Membership	235	314	450	463	495	517	526	550
組織率/Density rates	13.8	14.5	19.4	18.6	18.1	17.5	17.6	17.7
マレーシア MYS								
組合員数/Membership	—	—	761	802	803	806	807	803
組織率/Density rates	—	—	7.6	7.8	7.6	7.6	7.4	7.2
フィリピン PHL								
組合員数/Membership	3,587	3,778	1,910	1,855	1,918	1,942	1,985	—
組織率/Density rates	30.2	27.2	—	—	—	—	—	—
オーストラリア AUS								
組合員数/Membership	2,252	1,902	1,912	1,786	1,696	1,753	1,835	1,788
組織率/Density rates	32.7	24.7	22.4	20.3	18.9	18.9	19.7	18.3

資料出所　日本：厚生労働省（2010.12）「平成22年労働組合基礎調査」
アメリカ：U.S.Bureau of Labor Statistics（2011.1）*Union Members in 2010*
イギリス：Department for Business（2011.4）*Trade Union Membership 2010*
フランス：OECD iLibrary（http://www.oecd-ilibrary.org/）2012年1月現在
韓国：労働部（2011.1）*2010 Employment and Labor Policy in Korea*
シンガポール：労働省（http://www.mom.gov.sg）2012年1月現在
マレーシア：人的資源省（http://www.mohr.gov.my）2012年1月現在
オーストラリア：Australian Bureau of Statistics（2011.5）*Employee Earnings, Benefits and Trade Union Membership*
ドイツ，フィリピン：厚生労働省（2011.4）「2009～2010年海外情勢白書」等

（注）　1）第Ⅳ四半期。季節調整なし。軍人を除く。
2）組合員数はDGB（独労働総同盟），DBB（独官吏連盟），CGB（独キリスト教労組連盟）の合計。2004年以降はCGBの組合員数が，概数で30万人となっているが，正確な数値は不明。

第7-2表　労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

（%）

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	25.2	23.8	21.5	19.2	18.7	－	** 18.0	
アメリカ	USA	16.1	14.9	13.5	12.5	12.5	12.0	12.1	
カナダ[1]	CAN	* 35.7	* 37.7	30.1	31.8	－	－	29.7	29.4
イギリス[2]	GBR	36.2	32.5	29.6	29.1	－	－	** 28.0	
ドイツ[3]	DEU	* 34.8	29.0	* 26.1	－	－	－	** 19.9	
フランス[4]	FRA	－	* 31.0	－	－	** 7.9	－	－	
オランダ[5]	NLD	27.0	28.0	26.0	27.4	－	－	** 20.5	
デンマーク[6]	DNK	* 79.4	* 91.6	* 86.9	87.4	－	－	－	** 99.2
スウェーデン[7][8]	SWE	* 97.6	* 110.2	* 100.8	97.8	95.6	－	85.1	
フィンランド[8][9]	FIN	* 88.1	* 119.5	* 105.6	105.2	－	** 68.0	－	
ノルウェー[10]	NOR	－	* 73.3	* 70.8	71.8	－	** 52.9	－	
スイス	CHE	－	* 28.4	* 22.0	－	－	－	** 23.7	
中国	CHN	* 90.8	* 91.9	* 90.3	－	－	－	－	
香港[11]	HKG	18.8	21.1	21.5	－	－	－	－	
台湾	TWN	43.3	46.6	38.5	37.7	36.9	35.9	－	
韓国	KOR	* 18.4	* 13.8	12.0	10.6	10.3	10.3	－	
シンガポール[9]	SGP	* 15.5	* 15.7	* 16.8	23.7	－	－	** 31.7	
フィリピン	PHL	29.7	30.2	27.4	－	－	－	** 3.2	
インド[12]	IND	* 26.6	23.4	25.6	－	** 2.4	－	－	
オーストラリア[10]	AUS	40.5	31.1	24.7	23.0	22.4	20.3	－	** 19.1
ニュージーランド[13]	NZL	28.8	21.7	17.5	21.1	－	－	－	** 20.8
ブラジル[14]	BRA	* 27.7	* 44.0	－	－	－	－	** 20.9	

資料出所　ILO(2009) *Trade Union Membership*, ILO(2010) *Social Dialogue Indicators 2008/09*

(注)　国によってデータ収集手法，定義，計算手法が異なるため，時系列・各国間の厳密な比較はできない。無印は各国公式統計による。

＊…各国統計に基づきILOが公表。賃金俸給者を対象。

＊＊…各国統計に基づきILO労使関係・雇用関係局が公表。賃金俸給者で，組織化された雇用者の割合。

1) 1995年の欄は1993年値，2000年の欄は1999年値。
2) 1990年の欄は1992年値，2004年の欄は2003年値。2007年は国家統計局レポートによる。
3) 1990年の欄は1991年値，2000年の欄は1998年値。
4) 1995年の欄は1994年値。
5) 1990年の欄は1992年値，2004年の欄は2003年値。
6) 1990年の欄は1987年値，2004年の欄は2003年値。
7) 1990年の欄は1991年値，1995年の欄は1996年値。
8) スウェーデン，フィンランドの値が一部100%を上回るのは，雇用者数よりも組合員数が多いことによる。
9) 2004年の欄は2003年値。
10) 1995年の欄は1996年値。
11) 2000年の欄は1999年値。
12) 2000年の欄は1998年値。2005年は全雇用者を対象。
13) 1990年の欄は1992年値。
14) 1990年の欄は1988年値，1995年の欄は1992年値。

第7-3表　労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数
Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes　（件/cases）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本[1]	JPN	209	118	47	51	50	46	54	52	48
アメリカ[2]	USA	31	39	14	17	22	20	21	15	5
カナダ[3]	CAN	328	378	266	297	260	151	206	188	158
イギリス[4]	GBR	235	226	138	135	116	158	142	144	116
ドイツ[5]	DEU	361	67	118	115	270	545	542	881	－
フランス[6]	FRA	1,070	1,427	785	699	736	－	－	－	－
イタリア[7]	ITA	545	966	710	745	654	586	667	621	－
スウェーデン[8]	SWE	36	2	11	9	14	9	14	5	5
ロシア[9]	RUS	8,856	817	67	5,933	2,575	6	7	4	－
香港[10]	HKG	9	5	1	2	1	3	3	4	－
韓国[11]	KOR	88	250	320	462	287	138	115	108	121
マレーシア[12]	MYS	13	11	2	－	－	－	－	－	－
タイ	THA	39	13	5	2	9	2	5	－	－
インドネシア	IDN	276	273	161	－	96	282	150	－	－
フィリピン[13]	PHL	94	60	38	25	26	12	6	5	－
インド[14]	IND	1,066	771	552	477	456	430	389	423	－
オーストラリア[15]	AUS	643	700	643	692	472	202	135	177	－
ニュージーランド[16]	NZL	69	21	28	34	60	42	31	23	31
ブラジル[17]	BRA	1,056	525	340	302	299	320	316	411	－

労働争議参加人員/Number of workers involved　（千人/thousand people）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本[1]	JPN	38	15	4.4	7.0	4.1	5.8	21	8.3	3.6
アメリカ[2]	USA	192	394	129	171	100	70	189	72	13
カナダ[3]	CAN	149	143	79	259	199	42	66	41	67
イギリス[4]	GBR	174	183	151	293	93	713	745	511	335
ドイツ[5]	DEU	183	7.4	40	101	17	169	106	154	－
フランス[6]	FRA	108	211	63	60	1,114	1,103	1,088	－	－
イタリア[7]	ITA	445	687	2,561	709	961	467	906	669	－
スウェーデン[8]	SWE	125	0.2	81	2.4	0.6	1.8	3.6	13	1.1
ロシア[9]	RUS	489	31	5.7	196	85	0.5	2.9	1.9	－
香港[10]	HKG	1.3	0.4	0.3	0.1	0.2	0.1	0.8	1.3	－
韓国[11]	KOR	50	178	137	185	118	131	93	114	－
マレーシア[12]	MYS	1.7	3.0	－	－	－	－	－	－	－
タイ	THA	17	6.0	3.6	0.2	2.6	0.9	0.6	－	－
インドネシア	IDN	127	126	68	－	56	587	135	－	－
フィリピン[13]	PHL	54	21	10	11	8.5	1.4	0.9	1.1	－
インド[14]	IND	990	1,418	1,816	2,072	2,914	1,810	725	1,484	－
オーストラリア[15]	AUS	344	325	276	194	241	123	36	173	－
ニュージーランド[16]	NZL	32	2.6	5.1	6.1	18	10	4.1	－	9
ブラジル[17]	BRA	3,806	3,834	1,943	1,291	2,023	1,360	1,438	2,043	－

第7-3表　労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (*cont.*)

労働損失日数/Number of days not worked　　（千日/thousand days）

国・地域 Country or region		1995年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本[1]	JPN	77	35	7	10	6	8	33	11	7
アメリカ[2]	USA	5,771	20,419	4,091	3,344	1,736	2,688	1,265	1,954	124
カナダ[3]	CAN	1,583	1,644	1,730	3,185	4,148	793	1,771	876	2,169
イギリス[4]	GBR	415	499	499	905	157	755	1,041	759	435
ドイツ[5]	DEU	247	11	163	51	19	429	286	132	－
フランス[6]	FRA	363	581	224	193	1,997	1,421	1,553	1,419	－
イタリア[7]	ITA	909	884	1,962	699	907	555	930	723	226
スウェーデン[8]	SWE	627	0.3	628	15	0.6	2.0	14	104	1.6
ロシア[9]	RUS	1,367	236	29	211	86	1.4	20	29	－
香港[10]	HKG	1.0	0.9	0.2	0.4	0.1	0.1	8.0	1.4	－
韓国[11]	KOR	393	1,894	1,299	1,199	848	1,200	536	809	627
マレーシア[12]	MYS	4.9	6.1	－	－	－	－	－	－	－
タイ	THA	220	226	24	0.5	46	24	12	－	－
インドネシア[18]	IDN	1,300	1,281	643	－	766	4,666	1,161	－	－
フィリピン[13]	PHL	584	319	150	53	123	44	12	39	－
インド[14]	IND	16,290	28,763	30,256	23,866	29,665	20,324	27,167	16,684	－
オーストラリア[15]	AUS	548	469	439	380	228	133	50	197	－
ニュージーランド[16]	NZL	53	11	19	6	30	28	11	－	14
ブラジル[17]	BRA	22,160	238,922	340,955	150,484	230,604	183,776	237,157	143,433	－

資料出所　日本：厚生労働省（2011.8）「平成22年労働争議統計調査」
アメリカ：U.S.Census Bureau（2012）*The Statistical Abstract of the United States 2012*
欧州（2005-2009年値）：Eurofound（2010.8）*Developments in industrial action 2005-2009*
その他：ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2012年2月現在，厚生労働省（2010.3）「2008-2009年海外情勢白書」，各国統計局及び労働省ウェブサイト

（注）
1) 件数は半日以上のスト及びロックアウト件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年は労働争議件数38件，労働争議参加人員2,480人，労働損失日数23,244日。
2) 1,000人未満の争議，1日に満たない争議を除き，件数及び参加人員は当該年に開始された争議。2010年は労働争議件数11件，労働争議参加人員45,000人，労働損失日数302,000日。
3) 半日以上継続し，かつ，労働損失日数が10労働日以上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年は労働争議件数175件，労働争議参加人員57,000人，労働損失日数1,209,000日。
4) 労働損失日数が100労働日を超える場合は 1日に満たない争議，10人未満の争議も含む。件数は政治的ストを除く。
5) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
6) 争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。1995年は1996年の数値。2008年は雇用者10人以上の企業で公営企業を含む。
7) 労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。2009年は暫定値。
8) 8時間未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
9) 1日に満たない争議を除く。
10) 1日に満たない争議，10人未満の争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
11) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年の労働争議件数は86件，労働損失日数511,307日。
12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
14) 件数は政治スト及び同情ストを除き，10人未満の争議を除く。
15) 件数は労働損失日数が10労働日に満たない争議を除く。参加人員は争議に関係した企業の全雇用者数。
16) 件数は，労働損失日数が10日（2000年以降5日）に満たない争議を除く。部分スト及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。2010年は労働争議件数17件，労働争議参加人員6,394人，労働損失日数6,285日。
17) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数で，1995年は1994年の数値。

第7-4表　労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

（千人/thousand people)(千日/thousand days）

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本[1] JPN									
労災死傷者数[a]	207.6	165.0	134.5	126.1	123.1	120.6	121.4	121.4	119.3
うち死亡者数[b]	2.6	2.4	1.9	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3
労働損失日数[c]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アメリカ[2] USA									
労災死傷者数	3,127	2,768	2,587	1,316	1,259	1,235	1,184	1,159	1,078
うち死亡者数	2.9	6.3	5.9	5.6	5.8	5.7	5.8	5.7	5.2
労働損失日数	64,746	—	—	—	—	—	—	—	—
カナダ[3] CAN									
労災死傷者数	594.9	411.2	335.1	297.5	291.8	288.5	282.0	270.5	260.6
うち死亡者数	0.9	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
労働損失日数	18,500	16,585	16,607	16,471	—	—	—	—	—
イギリス[4] GBR									
労災死傷者数	184.0	150.3	165.5	164.9	155.2	151.1	149.9	—	—
うち死亡者数	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ[5] DEU									
労災死傷者数	1,672	1,814	1,514	1,143	1,089	1,030	1,048	1,056	1,064
うち死亡者数	1.6	1.6	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス FRA									
労災死傷者数	761.0	672.2	744.2	721.9	692.6	699.7	701.3	720.8	—
うち死亡者数	1.2	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6	—
労働損失日数	26,542	26,021	30,684	36,097	35,097	33,252	34,727	35,871	—
イタリア[6] ITA									
労災死傷者数	934.6	657.4	652.9	589.1	578.1	556.4	544.5	526.5	500.0
うち死亡者数	1.6	1.1	1.2	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8	0.8
労働損失日数	22,728	13,067	15,595	13,568	13,475	13,109	13,118	12,697	11,802
スウェーデン[7] SWE									
労災死傷者数	87.2	33.7	39.3	34.5	32.6	31.7	32.3	29.8	28.4
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数	—	874	1,355	1,505	1,211	—	—	—	—
ロシア[8] RUS									
労災死傷者数	432.4	270.7	151.8	106.7	87.8	77.7	70.7	66.1	58.3
うち死亡者数	8.4	7.2	4.4	3.5	3.3	3.1	2.9	3.0	2.6
労働損失日数	10,154	7,231	4,295	3,259	2,755	2,499	2,324	2,719	2,721
中国[9] CHN									
労災死傷者数	18.1	28.5	15.7	18.7	—	—	—	—	—
うち死亡者数	7.1	20.0	11.7	14.9	—	—	—	—	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香港 HKG									
労災死傷者数	94.9	59.4	58.1	42.0	44.0	44.3	46.9	44.0	41.9
うち死亡者数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数	754	615	530	412	421	408	425	390	358
韓国[10] KOR									
労災死傷者数	30.0	32.1	—	—	—	—	—	—	—
うち死亡者数	2.2	2.2	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.3
労働損失日数	43,588	—	—	—	—	—	—	—	—
シンガポール SGP									
労災死傷者数	4.9	3.9	3.5	3.2	3.3	3.4	8.4	10.0	11.1
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
労働損失日数	104	88	49	48	51	51	157	—	—

第7-4表　労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (*cont.*)

（千人/thousand people)(千日/thousand days)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
マレーシア[11] MYS									
労災死傷者数	121.1	105.8	95.0	81.8	—	—	—	—	—
うち死亡者数	0.4	0.8	1.0	0.9	—	—	—	—	—
労働損失日数	—	1,316	2,038	1,707	—	—	—	—	—
タイ[12] THA									
労災死傷者数	80.1	216.3	50.7	57.0	57.6	58.5	56.1	54.5	—
うち死亡者数	0.6	1.0	0.6	0.8	0.9	1.4	0.8	0.7	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
インドネシア[13] IDN									
労災死傷者数	4.6	14.2	8.7	—	—	—	—	—	—
うち死亡者数	1.1	0.9	1.5	—	—	—	—	—	—
労働損失日数	162	—	—	—	—	—	—	—	—
フィリピン[14] PHL									
労災死傷者数	40.9	48.7	26.5	23.3	—	—	—	20.4	—
うち死亡者数	0.7	0.3	0.2	0.2	—	—	—	0.1	—
労働損失日数	381	357	203	156	—	—	—	139	—
インド[15] IND									
労災死傷者数	15.3	1.3	7.6	7.7	6.8	6.1	5.8	8.1	—
うち死亡者数	1.2	0.2	1.4	1.7	1.6	1.8	1.5	2.1	—
労働損失日数	1,045	—	5	4	4	3	2	3	—
オーストラリア[16] AUS									
労災死傷者数	166.1	139.1	127.5	107.7	106.4	105.6	96.1	98.0	99.0
うち死亡者数	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数	1,687	1,021	4,268	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド[17] NZL									
労災死傷者数	49.1	28.1	20.8	25.7	26.3	26.6	26.9	25.9	24.0
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数	—	2,076	1,381	1,740	1,791	1,919	1,978	1,941	1,340
ブラジル BRA									
労災死傷者数	693.6	422.3	326.1	—	—	—	—	—	—
うち死亡者数	5.4	4.0	2.5	—	—	—	—	—	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

a) Total number of workers fatally and non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

資料出所　日本(2006年以降):厚生労働省(2011)「平成22年労働災害発生状況」
その他:ILO LABORSTA(http://laborsta.ilo.org/) 2012年2月現在

(注)
1) 2010年の労災死傷者数は107,759人，うち死亡者数は1,195人。
2) 民間部門。1990年は11人未満の農場を除く。1995年以降の労災死傷者数は死亡者を除く負傷者数。
3) 1995年以前は職業病を含む。2003年の欄は2002年値。
4) 4月から翌年3月までの年度の数値。1990年は北アイルランドを除く。
5) 死亡者数は，労災後1か月以内の死亡者数。
6) 1990年の労働損失日数は休業の最初の3日を除く補償日数。
7) 被災者数は労働時間の損失を伴わない歯の被災損傷を含む。2000年以降は，急性難聴や精神疾患も含む。
8) 軽度の負傷を除く。
9) 国有企業を対象。1990年の欄は1993年値，2003年の欄は2002年値。
10) 損失日数は重大災害及び職業病に加え，医療を受けた日数を含む。1995年の欄は1993年値。
11) 2003年の欄は2002年値。
12) 1995年以前は，労働時間の損失を伴わない被災を含む。
13) 2000年欄の死傷者数は1997年値，死亡者数は1999年値。
14) 1995年以前は従業員規模10人以上の事業所，2000年以降は従業員規模20人以上の事業所を対象。
15) 報告のあった地域のみ対象とした数値。
16) 当該年に終了する会計年度の数値。ビクトリア州，オーストラリア首都特別地区を除く。1990年欄の死傷者及び死亡者数は1991年値，損失日数は1992年値。
17) 1990年は4月から翌年3月までの数値。1995年以降は7月から翌年6月までの数値。死傷者数は1年以上の休業を伴う一時的就労不能者を含む。

第7-5表　労働災害の度数率
Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率[1] Incidence rates	1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
調査産業計[2]								Total industries surveyed
事業所規模(常用雇用者数)								Establishment size＝number of regular employees (persons)
100+	1.88	1.82	1.95	1.90	1.83	1.75	1.62	1.61
30-99	3.94	3.52	3.34	2.95	3.14	3.07	2.88	2.57
総合工事業[3]								Contractors
	2.25	1.10	0.97	1.55	1.95	1.89	1.09	1.56

資料出所　厚生労働省 (2011.11)「平成22年労働災害動向調査」

(注)　1) 「度数率」とは，100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で，災害発生の頻度を表す。
度数率＝(労働災害による死傷者数／延べ実労働時間数)×1,000,000
「労働災害」とは，労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上の負傷または疾病(ただし，疾病は，いわゆる災害性疾病に限り，業務上の疾病であっても，食中毒，伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお，通勤災害による負傷，疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計には総合工事業は含まない。

3) 総合工事業とは，労働者災害補償保険の概算保険料が100万円以上又は工事の請負金額が1億2,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 Incidence rates	1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
産業計								
Total private industries surveyed[3]	8.1	6.1	4.6	4.4	4.2	3.9	3.6	3.5

資料出所　U.S.Bureau of Labor Statistics(2011.10) *Workplace Injuries and Illness 2010*

(注)　1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間＝100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。
度数率＝(負傷者数／延べ労働時間数)×200,000

2) 傷病者数は，休業1日以上の負傷者をいう。

3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。
(ただし，農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1　高等教育機関への進学率

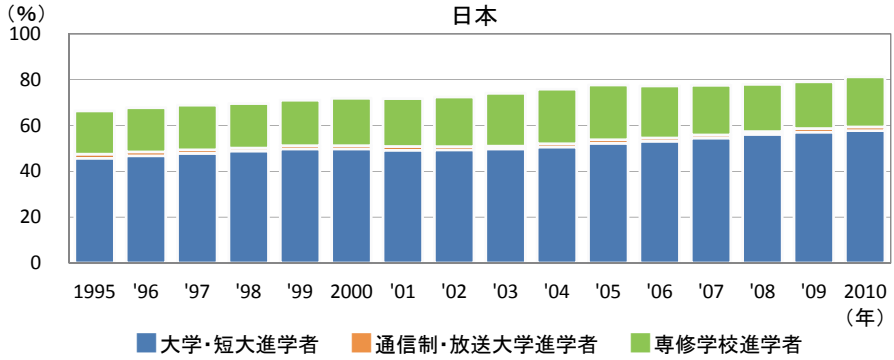

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第8-1-1表　高等教育機関への進学率：日本」(p.219)参照。

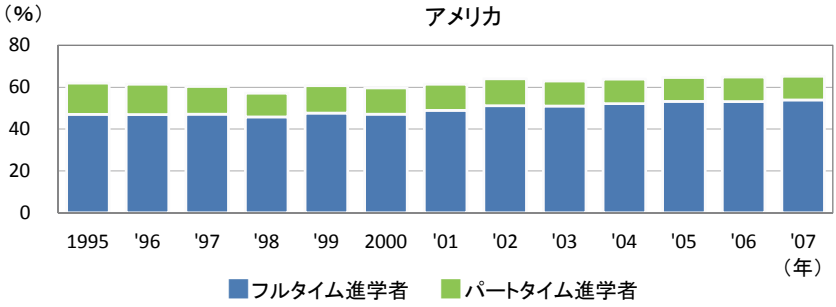

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第8-1-2表　高等教育機関への進学率：アメリカ」(p.219)参照。

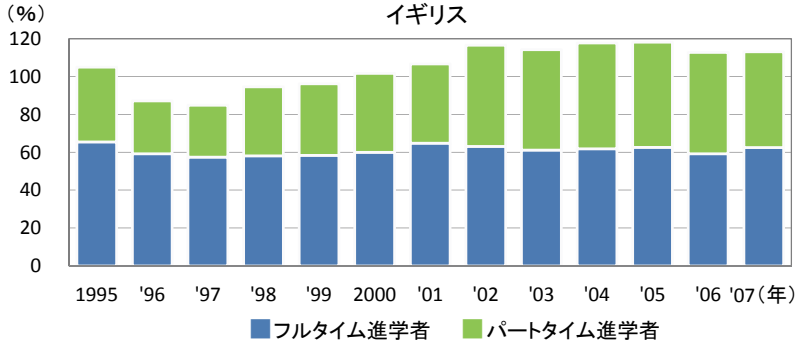

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第8-1-3表　高等教育機関への進学率：イギリス」(p.220)参照。

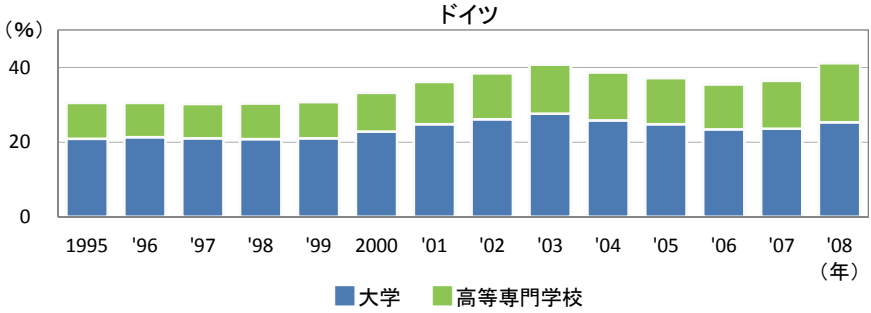

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第8-1-4表 高等教育機関への進学率:ドイツ」(p.221)参照。

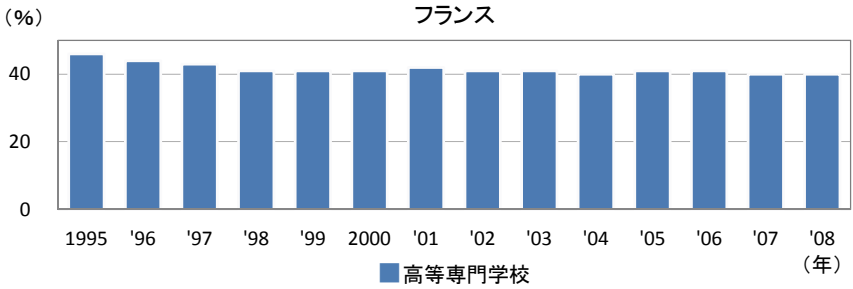

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第8-1-5表 高等教育機関への進学率:フランス」(p.221)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は，各国の教育制度が異なっているため容易ではない。（第8-2表の各国の学校系統図参照)。ただし，上記のグラフをみると，各国とも概ね安定した推移となっていることがわかる。

日本の進学率は，1995年から2005年まで緩やかな上昇を続け，2006年になって0.4ポイント低下したが，2007年には再び上昇し，2010年には81.3%に達している。アメリカの進学率は，1998年及び2000年に60%を割り込んだものの，その後持ち直している。イギリスの進学率は2002年以降急上昇しているが，これは，1992年の継続・高等教育法による教育制度改革の結果，大学数が増加し，進学率が急増したためである。ドイツの高等教育への進学率は1990年代に30%前後で横ばいの推移を続けたが，2001年以降やや上昇した後40%弱で推移し，2006年には35.4%に低下している。ドイツの進学率は諸外国に比べて低水準であるが，ハウプトシューレや職業学校，職業上構学校など職業教育機関はここには含まれていないことに留意が必要である(「第8-2-4表 ドイツの学校系統図」参照)。また，フランスの進学率の算出基礎となった数値についても，複数の教育機関に登録されている者の数が未公表であること，通常の在学年齢以外の学生が相当数含まれていることに注意が必要である。

第8-1-1表　高等教育機関への進学率：日本
Table 8-1-1: Enrollment rates in higher education, Japan

（%）

年 Year	大学・短大等進学者 Universities or junior colleges			通信制・放送大学進学者を含む Including correspondence courses or University of the Air			専修学校(専門課程)入学者を含む Including special course schools		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	43.9	47.8	45.8	45.5	49.6	47.5	63.4	69.6	66.4
1996	45.2	48.5	46.8	46.8	50.2	48.5	65.0	70.8	67.8
1997	46.8	49.1	47.9	48.1	50.7	49.4	66.3	71.6	68.9
1998	48.2	49.6	48.9	49.3	51.0	50.2	67.2	72.2	69.6
1999	49.7	49.9	49.8	50.9	51.4	51.2	69.0	73.4	71.1
2000	50.5	49.0	49.8	51.6	50.6	51.2	70.1	73.8	71.9
2001	49.8	48.7	49.3	51.1	50.7	50.9	69.4	74.2	71.8
2002	49.9	48.8	49.4	51.1	50.6	50.8	70.3	74.9	72.5
2003	50.8	48.6	49.8	51.8	50.1	51.0	72.5	75.7	74.1
2004	52.4	49.0	50.7	53.5	50.7	52.1	75.1	76.8	75.9
2005	54.4	50.1	52.3	55.5	51.9	53.8	77.1	78.3	77.7
2006	55.0	51.2	53.2	56.2	53.1	54.6	76.4	78.4	77.3
2007	56.4	52.8	54.6	57.4	54.4	55.9	76.3	79.0	77.6
2008	58.0	54.4	56.2	58.9	55.9	57.4	76.6	79.5	78.0
2009	58.7	55.6	57.2	59.9	57.4	58.7	77.5	80.8	79.1
2010	59.2	56.3	57.8	60.5	58.2	59.4	79.7	83.1	81.3

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

(注)　1) 大学・短大等進学者は，大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である。
2) 通信制・放送大学進学者は，正規の課程への入学者である。
3) 該当年齢(18歳)以外の進学者を含む。

第8-1-2表　高等教育機関への進学率：アメリカ
Table 8-1-2: Enrollment rates in higher education, USA

（%）

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	42.8	51.4	47.0	55.8	68.2	61.9
1996	42.4	51.7	46.9	55.2	68.1	61.4
1997	42.5	52.0	47.1	54.1	66.9	60.3
1998	41.5	50.3	45.8	51.4	63.0	57.1
1999	43.4	52.1	47.6	54.9	66.8	60.7
2000	42.6	51.8	47.1	53.6	66.0	59.6
2001	44.0	54.1	48.9	54.8	68.4	61.4
2002	45.7	56.9	51.1	56.5	72.0	64.0
2003	45.5	56.8	51.0	55.5	70.7	62.9
2004	46.4	58.1	52.1	56.2	71.8	63.8
2005	47.2	59.6	53.2	56.9	72.7	64.6
2006	47.4	59.2	53.1	57.4	72.7	64.8
2007	48.2	59.8	53.9	58.0	72.8	65.2

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

(注)　1) 高等教育進学者数は，2年制大学と4年制大学の入学者の合計(非学位取得課程を含む)である。該当年齢以外の入学者を含む。
2) フルタイム進学とは，通常の修業年限(又はその中での各段階)内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態である。パートタイム進学とは，一定期間において，規定の履修量(取得すべき単位数)がフルタイム学生の75%未満である場合をいう。パートタイム進学の場合でも，所定の科目について単位を取得すれば学位が取得できる。

第8-1-3表　高等教育機関への進学率：イギリス
Table 8-1-3: Enrollment rates in higher education, UK

（%）

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	64.1	67.0	65.5	99.7	110.7	105.0
1996	56.2	62.3	59.2	79.1	95.6	87.2
1997	53.7	61.6	57.5	75.8	94.5	84.9
1998	53.9	57.9	58.1	84.1	97.3	94.6
1999	53.4	63.6	58.4	83.0	110.0	96.2
2000	53.8	66.5	60.0	86.2	118.0	101.7
2001	58.6	71.4	64.8	90.9	123.1	106.7
2002	56.4	70.3	63.1	94.1	140.4	116.6
2003	53.7	69.1	61.2	90.2	140.0	114.2
2004	55.1	69.0	61.9	95.7	141.2	117.8
2005	55.0	70.6	62.6	94.1	143.5	118.2
2006	51.8	67.2	59.2	89.5	137.6	112.8
2007	54.8	70.7	62.5	90.7	136.7	113.1

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

(注)　1) 進学者数は大学，高等教育カレッジの第1学位及び非学位課程，及び継続教育機関の高等教育課程の第1学年の在学者数の合計。公開大学入学者はパートタイム進学者に含まれる。該当年齢(18歳)以外の進学者及び留学生(overseas students)を含む。当該進学年齢層以外の成人学生(21歳以上)の進学者が多い。

2) フルタイムとは全日の学習を前提とするコースで，パートタイムとは1日の一部あるいは週の数日を学習にあてるコースである。パートタイムはフルタイムと同じ資格・学位を取る場合，修業年限がフルタイムより長くなる課程である。

3) 留学生(overseas students)は，入学前の主な居住地(permanent country of domicile)がイギリス以外の学生を指す。イギリス国籍の有無は問わない。

（参考）　（%）

	18歳の高等教育進学率 18 years old	17～20歳の高等教育進学率 / 17-20 years old	
		フルタイム進学者/Full-time	パートタイム進学者/Part-time
2006	25.1	31.1	32.8
2007	25.5	32.5	34.3

第8-1-4表　高等教育機関への進学率：ドイツ
Table 8-1-4: Enrollment rates in higher education, Germany

（%）

年 Year	大学 Universities			高等専門学校 Technical colleges			計 Total		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	19.4	22.5	20.9	11.7	7.4	9.6	31.0	29.9	30.5
1996	19.9	22.8	21.3	11.1	7.2	9.2	31.0	30.0	30.5
1997	19.5	22.7	21.0	10.8	7.5	9.2	30.3	30.2	30.2
1998	19.3	22.3	20.8	11.1	7.9	9.5	30.4	30.2	30.3
1999	19.2	22.9	21.0	11.2	8.0	9.7	30.4	30.9	30.7
2000	20.9	24.8	22.8	12.2	8.6	10.4	33.1	33.4	33.2
2001	22.5	27.2	24.8	13.2	9.3	11.3	35.7	36.5	36.1
2002	22.9	29.5	26.1	14.2	10.3	12.3	37.1	39.8	38.4
2003	25.5	29.8	27.6	15.7	10.4	13.1	41.2	40.1	40.7
2004	23.3	28.4	25.8	15.4	10.1	12.8	38.7	38.5	38.6
2005	22.5	27.2	24.8	14.6	9.8	12.3	37.1	37.0	37.1
2006	20.9	26.0	23.4	14.1	9.9	12.0	34.9	35.9	35.4
2007	20.9	26.3	23.6	14.7	10.8	12.8	35.6	37.1	36.3
2008	22.6	28.0	25.3	17.8	13.7	15.8	40.4	41.8	41.1

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(19歳)人口×100

(注)　一部の州・地域では，18歳で大学に進学することが可能であるが，該当年齢は便宜上19歳とした。該当年齢以外の進学者を含む。大学，高等専門学校のほか，中等後教育機関として専門学校，職業アカデミー，看護学校等があるが，本統計には含まれない。

第8-1-5表　高等教育機関への進学率：フランス
Table 8-1-5: Enrollment rates in higher education, France

（%）

年 Year	高等教育機関進学率 Enrollment rates in higher education
1995	約　46
1996	約　44
1997	約　43
1998	約　41
1999	約　41
2000	約　41
2001	約　42
2002	約　41
2003	約　41
2004	約　40
2005	約　41
2006	約　41
2007	約　40
2008	約　40

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

(注)　高等教育機関入学者は，大学，技術短期大学部，リセ付設グランゼコール準備級，リセ付設中級技術者養成課程，一部のグランゼコール(商業系などのグランゼコールでリセから直接入学する)等の高等教育機関の入学者である。進学率の算定にあたっては，「複数の機関(大学とその他の機関)に登録している者が大学入学者の約3割(国民教育省)」という比率に基づき，この数を全体の高等教育機関入学者数から除いて算出した。入学者には職業バカロレアを取得して進学した者を含まない。2006年までは本土のみ，2007年以降は本土及び海外県の数値。

第8−1−6表　高等教育機関[1]への進学率：韓国

Table 8-1-6: Enrollment rates in higher education, Republic of Korea

（%）

年 Year	普通高校からの進学 General High School			職業高校からの進学 Vocational High School			合計[2] Total		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	70.3	75.8	72.8	21.4	17.2	19.2	52.8	49.8	51.4
2000	83.4	84.6	83.9	48.2	35.7	42.0	70.4	65.4	68.0
2001	85.5	85.0	85.3	50.8	38.9	44.9	73.1	67.6	70.5
2002	86.5	87.5	87.0	54.9	44.6	49.8	75.8	72.4	74.2
2003	89.8	90.5	90.2	63.5	51.5	57.6	81.5	77.8	79.7
2004	89.8	89.8	89.8	67.0	57.3	62.3	82.8	79.7	81.3
2005	87.8	88.8	88.3	72.7	62.0	67.6	83.3	80.8	82.1
2006	86.8	88.1	87.5	73.4	63.3	68.6	82.9	81.1	82.1
2007	86.3	88.0	87.1	75.7	66.6	71.5	83.3	82.2	82.8
2008	87.2	88.6	87.9	75.7	69.5	72.9	84.0	83.5	83.8
2009	83.7	86.3	84.9	75.8	70.8	73.5	81.6	82.4	81.9
2010	79.6	83.6	81.5	71.6	70.6	71.1	77.6	80.5	79.0

資料出所　韓国教育開発院・教育統計サービス（http://cesi.kedi.re.kr/）「教育統計年報」
（注）　進学率＝高等教育機関進学者数／各年における高校卒業者数×100
1）高等教育機関は，国内外の大学，教育大学，専門大学，産業大学，技術大学，放送・通信大学，各種学校である。
2）普通高校と職業高校の合計。ほかに，放送・通信高校や技術高校等がある。

第8−2−1表　日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan

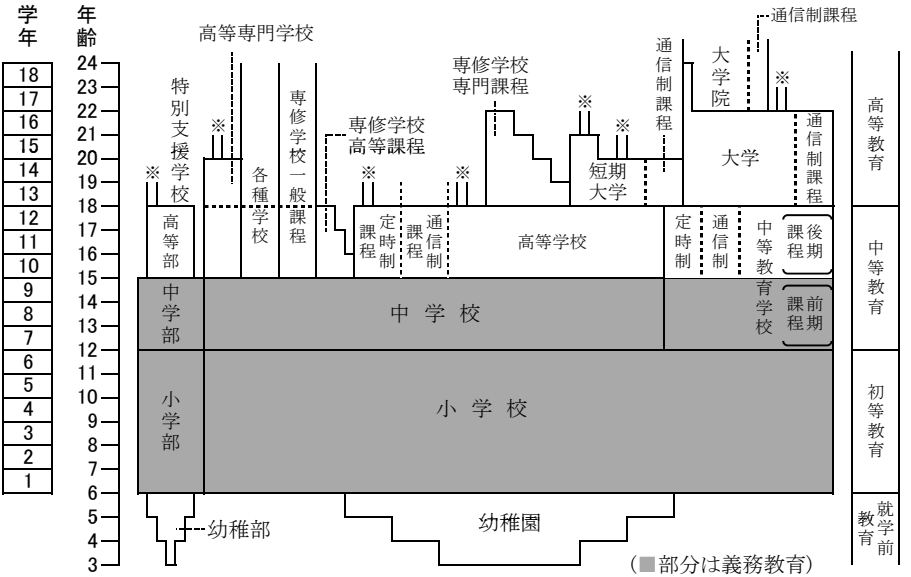

資料出所　文部科学省（2011.3）「平成23年版教育指標の国際比較」
（注）　1）※印は専攻科を示す。
2）高等学校，中等教育学校後期課程，大学，短期大学，特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第8-2-2表　アメリカの学校系統図
Table 8-2-2: School system, USA

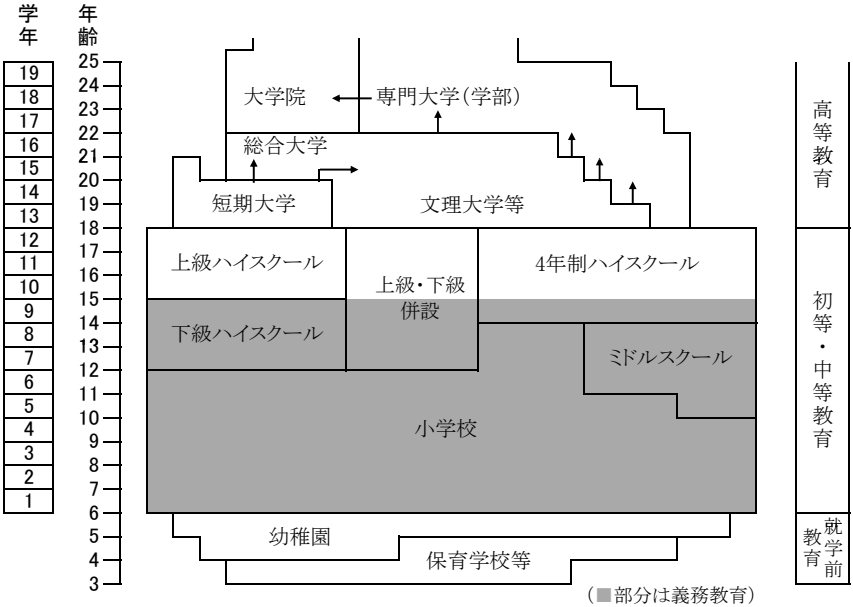

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園のほか保育学校等で行われ，通常3～5歳児を対象とする。

義務教育: 州により規定が異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが，実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており，6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが，9年又は10年とする州が最も多い。

初等・中等教育:合計12年であるが，その形態は6-3(2)-3(4)年制，8-4年制及び6-6年制の三つに大別される。このほか，5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には，今世紀初めには8-4年制が殆どであったが，その後6-6年制，次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し，最近はミドルスクールの増加にともない，5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか，初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

2007年について，公立初等学校の形態別の割合をみると，3年制又は4年制小学校6.8%，5年制小学校33.8%，6年制小学校16.4%，8年制小学校8.3%，ミドルスクール17.7%，初等・中等双方の段階にまたがる学校8.5%，その他8.6%であり，公立中等学校の形態別の割合をみると，下級ハイスクール(3年又は2年制)9.9%，上級ハイスクール(3年制)2.4%，4年制ハイスクール49.5%，上級・下級併設ハイスクール(通常6年)10.7%，初等・中等双方の段階にまたがる学校20.3%，その他7.1%となっている。なお，初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校，中等学校それぞれに含め，比率を算出している。

高等教育: 総合大学，文理大学，専門大学(学部)(professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は，文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は，学部レベルの一般教育を主に行うが，大学院を持つものもある。専門大学(学部)は，医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと，総合大学の一学部となっているものとがある。

専門大学(学部)へ進学するためには，通常は総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)，さらに試験・面接を受ける必要がある。短期大学には，従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか，コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

第8-2-3表　イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK

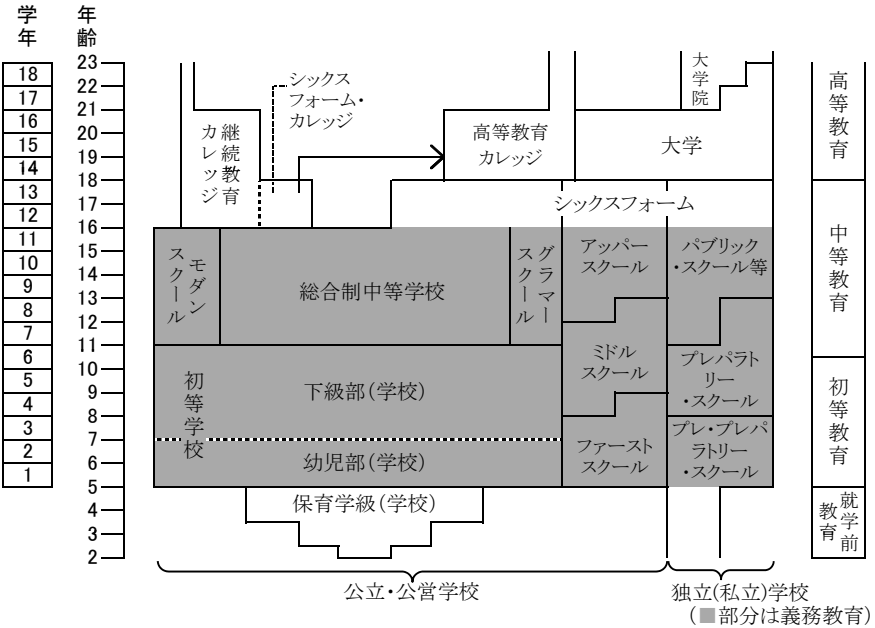

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」

就学前教育:保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育: 5歳から16歳までの11年間。

初等教育: 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は，5～7歳児を対象とする前期2年(幼児部)と7～11歳児のための後期4年(下級部)とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが，一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において，幼児部(学校)・下級部(学校)に代えてファーストスクール(5～8歳，5～9歳など)及びミドルスクール(8～12歳，9～13歳など)が設けられている。

中等教育: 通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で，ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか，選抜制のグラマー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては，中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。ここでは，主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は，経費負担などの観点から，地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校及び公費補助を受けない独立学校の2つに大別される。独立学校には，いわゆるパブリック・スクール(11，13～18歳)やプレパラトリー・スクール(8～11歳，13歳)などが含まれる。

高等教育: 大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には，第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか，各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は，このほか，ポリテクニク(34校)があったが，すべて大学となった。また，継続教育カレッジ(後述)においても，高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育: 義務教育後の多様な教育を指すもので，一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し，全日制，昼・夜間のパートタイム制などにより，職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第8-2-4表　ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany

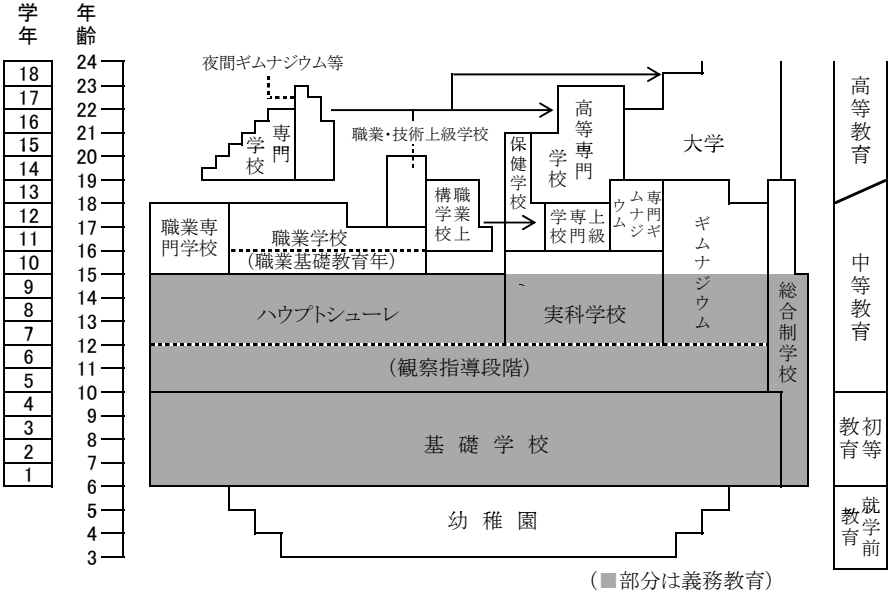

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」

就学前教育：幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり，保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育：9年(一部の州は10年)間である。また，義務教育を終えた後に就職し，見習いとして職業訓練を受ける者は，通常3年間，週に 1～2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育：基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育：生徒の能力・適性に応じて，ハウプトシューレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)，実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制)，ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制)が設けられている。総合制学校は，若干の州を除き，学校数・生徒数とも少ない。
後期中等段階において，上記の職業学校(週に1～2日の定時制。通常3年)のほか，職業基礎教育年(全日1年制)，職業専門学校(全日1～2年制)，職業上構学校(職業訓練修了者，職業訓練中の者などを対象とし，修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年，定時制は通常3年)，上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし，修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制)，専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし，修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また，専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており，修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム，コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。
なお，ドイツ統一後，旧東ドイツ地域各州は，旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め，多くの州は，ギムナジウムのほかに，ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種(5年でハウプトシューレ修了証，6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育：大学(総合大学，教育大学，神学大学，芸術大学など)と高等専門学校がある。修了に当たって標準とされる修業年限は，通常は大学で4年半，高等専門学校で4年以下とされている。また近年，国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程(修業年限はそれぞれ3年と2年)も大学や高等専門学校に設置されている。

第8-2-5表　フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France

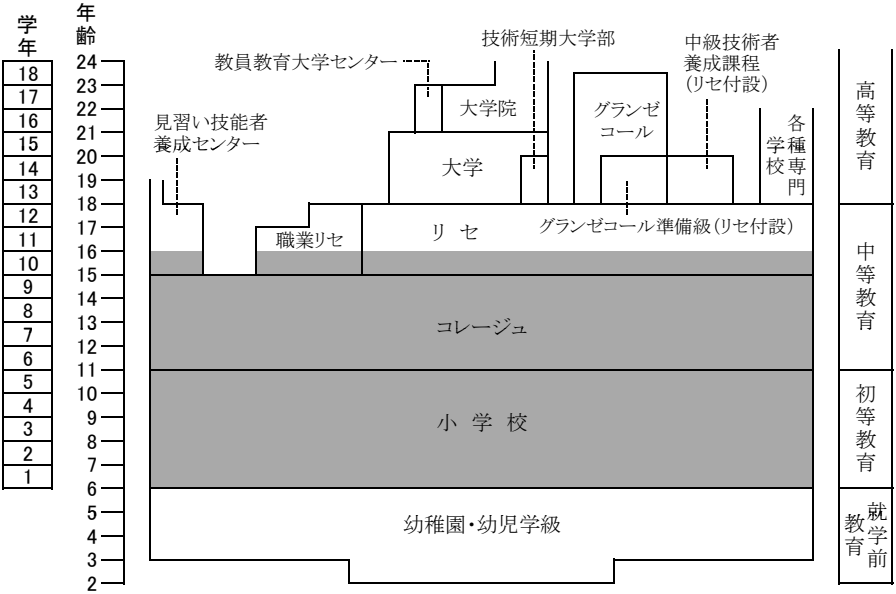

(■部分は義務教育)

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で，2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育:6歳から16歳までの10年間である。

初等教育:小学校で5年間行われる。

中等教育:前期中等教育は，コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて，生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は，リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが，2009年度より2～3年に改められた。

高等教育:国立大学(学士課程3年，2年制の技術短期大学部等を付置している)，私立大学(学位授与権がない。年限も多様)，3～5年制の各種のグランゼコール(高等専門大学校)，リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには，原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し，同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては，バカロレアを取得後，通常はグランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に，準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお，教員養成機関として，主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター(2年制)がある。

第8-2-6表　ロシアの学校系統図

Table 8-2-6: School system, Russian Federation

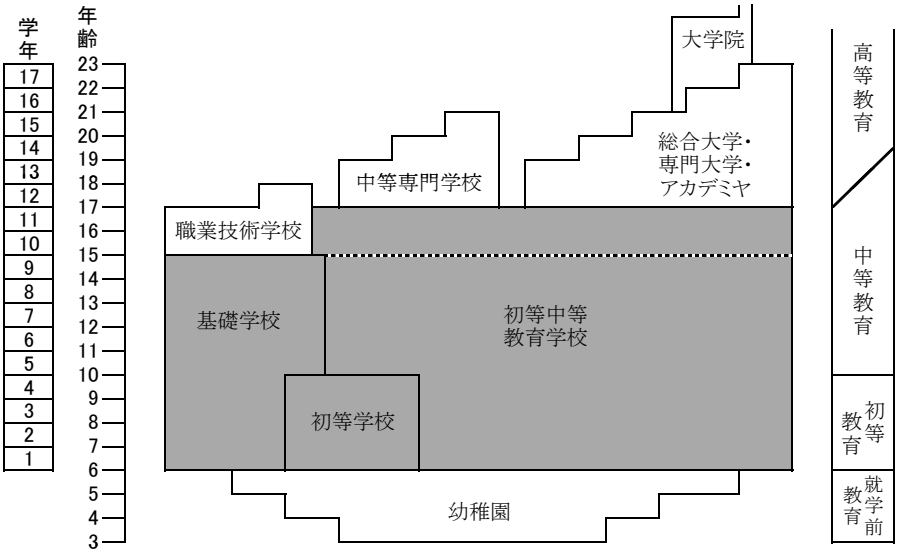

（■部分は義務教育）

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」

就学前教育：生後2か月～7歳までの乳幼児を対象として幼稚園で行われる。但し，育児休暇制度等により，1歳半までは家庭で保育される場合が多い。

義務教育：「ロシア連邦教育法」は，普通教育を履修することを義務と定めている。同法は，義務教育の開始年齢及び修業年限については明示していないが，実態は6歳から17歳までの11年間である。

初等・中等教育：いずれの学校に入学しても，第9学年までは共通の普通教育を受ける。第9学年修了のコースは，主として初等中等教育学校第10・11学年と職業技術学校があり，生徒は能力・適性に応じて選択する。職業技術学校には基礎普通教育（第1～9学年）を踏まえた課程と後期中等普通教育（第1～11学年）を踏まえた課程があり，専門分野によって修業年限が異なる。中等専門学校（カレッジ含む）は，初等中等教育第11学年修了を入学資格とし，卒業後に高等教育機関の第2・3学年へ編入できる。

高等教育：総合大学，専門大学及びアカデミヤがあり，修業年限は2～6年である（課程により2～3年，4年～，5年～の3タイプがある）。総合大学や規模の大きい専門大学並びに研究所には大学院（アスピラントゥーラ：博士候補養成課程＝3年制，及びドクトラントゥーラ：博士号取得課程＝アスピラントゥーラ修了後3年以内）が設けられている。

第8-2-7表　中国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, China

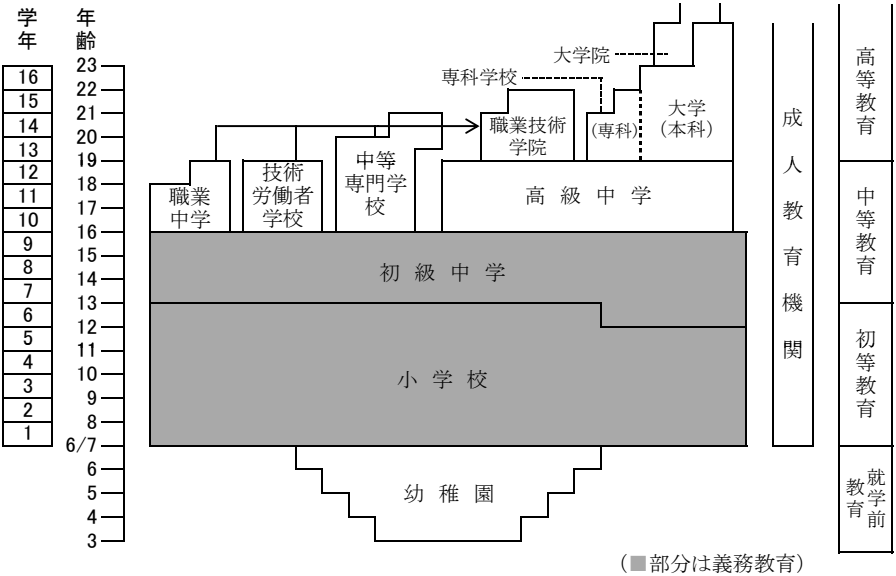

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園(幼児園)又は小学校付設の幼児学級で,通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育:9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し,施行された。実施に当たっては,各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的実施という方針がとられている。2008年までに全国の99%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育:小学校(小学)は,6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており,従来の7歳から6歳へ移行中であるが,一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで,7歳入学の地域がまだ多い。6歳入学の場合,各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかなりの地域では5年制となっているが,これらの地域では今後,6年制に延長する方針が示されている。

中等教育:初級中学(3～4年)卒業後の後期中等教育機関としては,普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等専業学校,一般に4年),技術労働者学校(技工学校,一般に3年),職業中学(2～3年)などがある。なお,職業中学は,前期中等段階(3年)と後期中等段階(2～3年)に分かれており,一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

高等教育:大学(大学・学院)には,学部レベル(4～5年)の本科と短期(2～3年)の専科とがあり,専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また,近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院(従来の短期職業大学を含む)が設置されるようになった。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が,大学及び中国科学院,中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育:上述の全日制教育機関のほかに,労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(業余学校,夜間・通信大学,ラジオ・テレビ大学等)が開設され,識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-8表　韓国の学校系統図

Table 8-2-8: School system, Republic of Korea

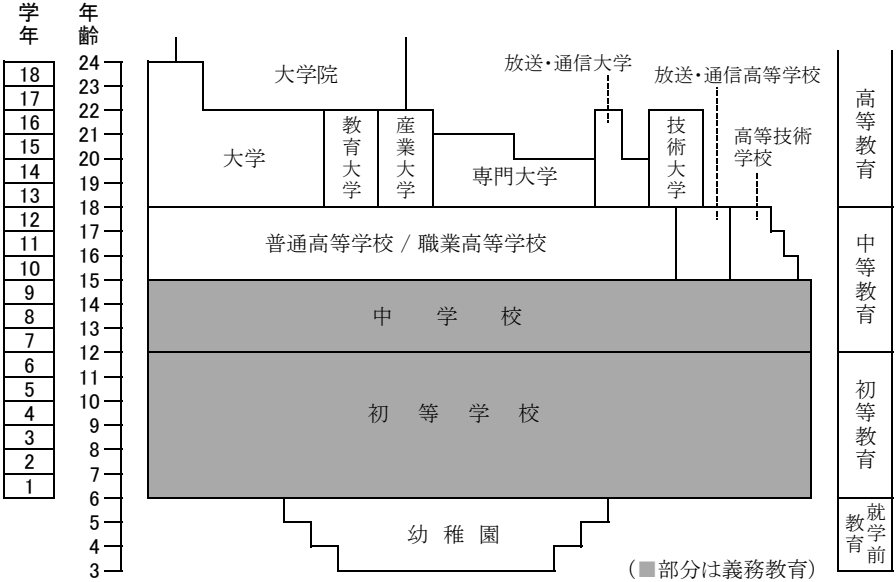

資料出所　文部科学省(2011.3)「平成23年版教育指標の国際比較」

就学前教育:3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育: 6～15歳の9年間。

初等教育: 6歳入学で6年間, 初等学校で行われる。

中等教育: 前期中等教育は, 3年間, 中学校で行われる。後期中等教育は, 3年間, 普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は, 普通教育を中心とする教育課程を提供するもので, 各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は, 職業教育を提供するもので, 農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育: 4年制大学(医学部など一部専攻は6年), 4年制教育大学(初等教育担当教員の養成), 及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には, 大学, 教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業者を対象に, 2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。

成人教育: 成人や在職者のための継続・成人教育機関として, 放送・通信大学, 産業大学, 技術大学(夜間大学), 高等技術学校, 放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練[1)]の受講率（2003年）

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training, 2003

（%）

国 Country		計 Total	男性 Male	女性 Female
アメリカ	USA	37.4	37.0	38.6
カナダ	CAN	24.7	24.8	24.6
イギリス	GBR	27.3	28.3	26.4
ドイツ	DEU	11.5	12.4	10.6
フランス	FRA	18.6	19.7	17.5
イタリア	ITA	4.1	4.3	3.9
オランダ	NLD	9.5	9.8	9.1
ベルギー	BEL	16.1	18.0	14.2
ルクセンブルク	LUX	11.6	13.5	9.7
デンマーク	DNK	39.1	39.3	39.1
スウェーデン	SWE	40.4	38.7	42.1
フィンランド	FIN	36.1	33.4	38.9
（参考）				
日本[2)] （正社員/regular employees）	JPN	41.5	46.0	32.2
（非正社員/non-regular）		19.0	23.5	17.0

資料出所　日本：厚生労働省（2011.3）「平成22年度能力開発基本調査報告書」
その他：OECD（2008）*Education at a Glance 2008*

（注）　1）OFF-JTとOJTの数値（学校教育機関での教育等を除く）。日本を除く。
OECDの定義によると，「仕事に関連した非公式教育訓練」とは，現在あるいは将来の仕事，所得の拡大，キャリア機会の向上，昇進機会の向上等のための知識及び（あるいは）新たな技能の修得，所得の向上，キャリア機会の拡大，及び昇進機会の向上などを目的とするもので，正規の教育ではなくかつ，それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は，必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には，仕事に関連した教育訓練コース，会議，セミナー，公的労働市場プログラムへの参加，遠隔地教育，OJT等。

2）日本の数値は，2010年のOFF-JT受講率。OFF-JTとは，通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい，例えば，社内で実施（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や，社外で実施（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）がこれに含まれる。

第8-4表　若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

	学校における職業教育・職業体験
日本	学校段階からのキャリア教育の推進 ・管理運営主体　厚生労働省，文部科学省，ハローワーク ・対象者及び適用要件　学生 ・具体的内容 (1)キャリア探索プログラム：ハローワークが学校，産業界と連携し，企業人等を講師として学校に派遣し，職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。 (2)ジュニアインターンシップ：主として高校生を対象に，在学中に生徒が就業体験を通じて，自らの適正と職業の関わりを深く考える契機とするインターンシップを実施。事前講習，就業体験実習，事後講習を合わせて4日程度。 (3)インターンシップ受入企業開拓事業：企業側でのインターンシップに対する理解の一層の浸透を図り，大学生等の職業観，勤労観を高めることを目的として，経済団体（日本経団連）との連携の下，インターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに，開拓した企業における学生等の受入の支援，企業・大学等への情報提供を実施。 (4)キャリア教育実践プロジェクト：地域の協力体制の下，中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウィーク」を実施。 (5)専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン：小・中学生，高校生，フリーター等を対象とする職業体験講座，講習会の実施。
アメリカ	テックプレップ（Tech-Prep） ・開始年月　1990年代 ・管理運営主体　テックプレップ推進組織（Tech-Prep consortium） ・対象者及び適用要件 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し，14学年(日本における大学2年生)まで。 ・具体的内容 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で，専門的職業教育科目と，数学，自然科学，コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 コーポラティブ教育（Cooperative Education） ・開始年月　20世紀初頭 ・管理運営主体　各学校及び対象となる事業主 ・対象者及び適用要件　主に12年生（日本における高校3年生） ・具体的内容 主に12年生（日本における高校3年生）を対象とした，有給の職業実習型の教育であり，学校での職業教育と並行して行われる。コーポラティブ教育の経験が単位となったり，学位授与の要件になったりする。 ※ このほか，「キャリア・アカデミー（Career Academy）」がある。

第8-4表　若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (*cont.*)

	学校における職業教育・職業体験
イギリス	仕事関連学習 ・開始年月　2004年 ・管理運営主体　各学校 ・対象者及び適用要件　14～16歳の全ての学生 ・具体的内容 イングランドの基幹段階4（第10，11学年）の生徒のカリキュラムに組み込まれる。 キャリア教育，勤労体験や学習支援などの様々な活動が行われている。
ドイツ	普通教育における職業指導 ・管理運営主体　各学校 ・具体的内容 職業活動体験は，ハウプトシューレ（基幹学校）では生徒の義務。レアールシューレ（実科学校），ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は，レストラン，郡役所，旅行代理店，運送会社，動物保護施設など多岐にわたっている。 ※ ハウプトシューレ，レアールシューレ及びギムナジウムは，いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育期間 フレッシュマン支援 ・開始年月　2008年8月30日 ・管理運営主体　連邦労働社会省，学校 ・対象者及び適用要件　若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 ・具体的内容 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として，全国1,000校において，卒業後の準備指導や職業適性判断，職業オリエンテーリング，職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。 各種職業学校 上級学校非進学者の多数が，職業学校（Berufsschulen）：デュアルシステムの学校側における職業コース，職業専門学校（Berufsfachschulen: BFS），専門学校（Fachschulen: 貿易・技術学校）に進んでいる。
フランス	交互教育 ・開始年月　1989年 ・管理運営主体　学校と企業の産学連携 ・対象者及び適用要件　中・高等教育の学生 ・具体的内容 若者の能力向上と就職促進のため，学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 大学付設職業教育センター（IUP） ・開始年月　1991年 ・管理運営主体　大学 ・対象者及び適用要件　大学生 ・具体的内容 企業の要求に即した人材育成のため，工学，商学，一般行政，財務管理，情報・コミュニケーションの5専攻が設置され，全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。

	養成訓練制度その他の訓練制度
日本	実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム） ・管理運営主体　厚生労働省，文部科学省，（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構，都道府県の職業能力開発施設，専門学校等の民間の教育訓練機関，認定訓練施設等が企業と連携 ・対象者　概ね35歳未満であり，就職活動を続けているが安定的な就業につながらず，日本版デュアルシステムを通じ，就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者（学卒未就職者，無業者，フリーター等） ・具体的内容 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学（企業における実習訓練に関連した内容）を並行的に実施し，修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程（職業能力開発大学校等）活用型がある。 専門学校等における実践的教育の導入の促進 ・管理運営主体　経済産業省，学校，産業界 ・対象者　高専，工業高校等の学生 ・具体的内容 中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施，地域産業界との連携によるものづくり人材育成，目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大 実践型人材養成システム（実習併用職業訓練） ・管理運営主体　厚生労働省，各企業 ・対象者　新規学校卒業者が主たる対象（中途採用も含む15歳以上35歳未満） ・具体的内容 「教育訓練機関における企業のニーズに即した学習（OFF－JT）」と「企業自らにおける雇用関係の下での実習（OJT）」とを組み合わせて行う研修システム(厚生労働省が認定する6か月以上～2年以下の職業訓練)。 新規学卒者を対象とした職業訓練 ・管理運営主体　厚生労働省（高齢・障害・求職者雇用支援機構含む），都道府県，市町村 ・具体的内容 (1)普通職業訓練・普通課程（都道府県，市町村設置の職業能力開発校で実施） 中卒者又は高卒者等に対し，基礎的な技能・知識を取得させるための長期間（1～2年）の課程 (2)高度職業訓練・専門課程（高齢・障害・求職者雇用支援機構，都道府県設置の職業能力開発短期大学校，職業能力開発大学校で実施） 高卒者等に対し，将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間（2年間）の課程 (3)応用課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発大学校等で実施） 専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練
アメリカ	登録養成訓練制度（Registered Apprenticeship） ・開始年月　1937年 ・管理運営主体 事業主団体・労働組合団体の共同，個々の事業主，個々の事業主と事業主団体との共同など ・対象者及び適用要件 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし，危険な業務については18歳以上 ・具体的内容 実習プログラム（Apprenticeship program）の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には，登録養成訓練制度修了者として，公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け，その他の時間は，職種に関する教育を教育機関等で受講する。 プログラムの期間は平均すると3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

第8−4表　若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (*cont.*)

	養成訓練制度その他の訓練制度
イギリス	養成訓練制度（Apprenticeship） ・開始年月　2004年から新制度開始 ・管理運営主体　ビジネス・イノベーション・技能省および教育省 ・対象者及び適用要件　16～24歳の若年者(25歳以上の者を対象とする制度もある) ・具体的内容 事業主の下で働きながら訓練を受け，資格取得や技術の習得などを目指す。若年者向けのものとしては，対象年齢や取得する資格のレベル等に応じ，次の4種類がある。 (1)養成訓練（Apprenticeship） 対象者は16～24歳。NVQレベル2（非熟練に相当）又は同等程度の資格取得を目指す。 (2)上級養成訓練（Advances Apprenticeship） 対象者は16～24歳。NVQレベル3（技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当）又は同等程度の資格取得を目指す。 (3)Foundation Learning 就職等の準備が整っていない14歳以上の者が対象。参加者にはNVQレベル1（非熟練の基礎技能に相当）等の取得を奨励。 (4)若年養成訓練（Young Apprenticeship） 第10学年（通常は14歳）から開始。NVQ等の資格取得を目指すことも可能。 （廃止に伴い，2011年3月以降は新規参加者の受け入れは行わない。）
ドイツ	職業養成訓練生制度（養成訓練制度（Ausbildung））＝「デュアルシステム」（Deualensysytem） ・開始年月　19世紀初頭 ・管理運営主体　企業及び職業学校（Berufsschulen） ・対象者及び適用要件 年齢制限はなく，ハウプトシューレを修了した者が多く参加するが，ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育（9～10年間）を修了していなくとも，門戸は開かれている。 ・具体的内容 若年者を主対象に，企業がその職場で実施する職業訓練と，職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い，良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び，職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し，長期にわたって主柱を担っている。 職業訓練ボーナス制度 ・開始年月　2008年8月30日 ・管理運営主体　連邦労働社会省 ・対象者及び適用要件　若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 (1)義務給付（事業主に職業訓練ボーナスの請求権が発生するもの） 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了または中退し，2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業教育機会を探し続けていた者のうち，特別学校（聾唖学校など）修了証やハウプトシューレ修了証を有する者，または何ら修了証を有さない中退者で，(a)長期にわたって職業教育機会に恵まれない者，(b)学習能力が劣るか，社会的に不利な境遇にある若者――に対し，職業訓練法，手工業法及び会員法に定める職種において新たに職業教育機会を提供する事業主に支給。 (2)裁量給付（雇用庁の裁量により給付が認められるもの） 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し，(a)2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校（レアールシューレ）修了者，(b)2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者，(c)職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で，本人に問題があって訓練機会のあっせんが困難な者――に対し，職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として，雇用庁の裁量により支給。 ※ 職業訓練ボーナスの支給は，(1)試用期間終了時点，(2)修了試験申込時点――の2回に分けて行われる。ボーナス給付額は，訓練生への報酬に応じて4000ユーロ，5000ユーロ，6000ユーロに区分される。この助成金の対象は，遅くとも2010年12月31日までに開始した訓練に限る。特例として，倒産等で職を失った訓練生の訓練については，2013年12月31日までに開始された訓練について，このボーナスが存続する（SGB III，§ 421r(11)）。

	養成訓練制度その他の訓練制度
フランス	養成訓練契約(Contrat d'apprentissage) ・開始年月　1986年法律改正 ・契約締結可能な雇用主　公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。 ・対象者及び適用要件　義務教育を終了した16～25歳の若年者，26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で，14歳以上16歳未満でも，養成訓練を受けることが可能となった) ・具体的内容 CAP(職業適格証)に加えて，高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため，理論教育を年間400時間以上受講しつつ，企業で賃金の支払いを受けながら，実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて，SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。 熟練契約(Contrat de professionnalisation) ・開始年月　2004年10月 ・契約締結可能な雇用主　全ての企業(国，地方自治体，行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢 16～25歳，26歳以上の求職者，生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月，最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は，就業しながら，職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け，社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。

第8-4表　若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (*cont.*)

	情報提供をはじめとする就職支援
日本	新規学卒者の就職支援 ・管理運営主体　厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク ・対象者　新規学卒者及び卒業後3年以内の既卒者等 ・具体的内容 (1)新卒者等が利用しやすい専門のハローワークとして「新卒応援ハローワーク」を47都道府県に設置し，きめ細かな情報提供，就職相談を実施 (2)ハローワーク，地方公共団体，労働界，産業界，学校等の関係者を構成員とした「新卒者就職応援本部」を47都道府県労働局に設置し，地域の実情を踏まえた就職支援の企画・立案を行い，その実施を調整 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ） ・管理運営主体　各都道府県（内閣府，厚生労働省，経済産業省による支援及び産業界，教育界との連携の下で民間も活用：「若者自立・挑戦プラン」） ・対象者　若年者 ・具体的内容 各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験，カウンセリングや職業相談，職業紹介などさまざまなサービスを実施。また，保護者向けのセミナーも実施。現在，46の都道府県が設置。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。 改正雇用対策法（2007年6月1日成立）の施行，周知（若年の雇用機会の確保に向けた法的整備） ・具体的内容 若年の能力・経験の正当な評価による「雇用機会の確保等」を事業主の努力義務とするとともに（「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」），従来は努力義務であった労働者の「募集採用に係る年齢制限の禁止」を義務化。 ジョブ・カード制度 ・管理運営主体　厚生労働省，ハローワーク ・対象者　正社員経験が少ないフリーター，母子家庭の母などで正社員となることを目指している者 ・具体的内容 (1)　ジョブ・カードを活用した，きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。 (2)　企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を提供する。 (3)　職業訓練での企業からの評価結果や職務経歴をジョブ・カードとしてとりまとめ，就職活動やキャリアアップに活用する。
アメリカ	O'NET (Occupational Information Network/Online) ・開始年月　1998年10月 ・管理運営主体　国立O'NET協会（O'NET Consortium） ・具体的内容　インターネット上で公表されている（http://online.onetcenter.org）職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。 ※ この他，就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム（WIA Youth Formula-Funded Grant Program）」がある。第8-5表（p.239）を参照。

	情報提供をはじめとする就職支援
イギリス	コネクションズ・サービス 第8-5表(p.239)を参照。 イギリス政府ウェブサイト(Directgov)－若年者(Young People)－ 教育や就職などに興味を持った者がスムーズに支援や訓練を受けられるように，各種ページとリンクするなどにより，情報提供を行っている。
ドイツ	仕事に関する博物館 バーデンーヴェルテンベルク州のマンハイムには，州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では，繊維技術機械工業の発達，自動車製造，科学と電気技術，エネルギー，鉄道と道路，技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに，働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。 バイエル州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は，農業，鉱業，航空工学から，鉄道，機械，宇宙に至るまで，ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ，学ばせるための博物館である。 これらの施設では，若年者を含め，人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。 職業情報センター(BIZ) 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として，職業養成訓練や学業，継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。
フランス	しごと館(Cite des metiers) 職業選択の参考となる情報，(職業)訓練の検索，職業生活の転換(転職)・求職に関する情報，体験機会の提供等の機能を有し，常時，予約なしで個別相談を受けられ，無料の就職フォーラム等に参加することができる。 地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO) ・開始年月　1989年 ・管理運営主体　国，地方公共団体 ・対象者及び適用要件　16～25歳の若年者 ・具体的内容 社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため，専門のカウンセラーを配置し，適職発見支援，求人情報の提供，求人企業との個別面接の機会提供，求職活動指導等さまざまな支援を行う。 ※ この他，「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」，「青少年情報・資料センター(CIDJ)」，「青年情報センター(CIJ)」，「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。

資料出所　労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態－仏・独・英・米4カ国比較調査－」，厚生労働省(2011.3)「2009～2010年海外情勢報告」，厚生労働省及び各国労働省ウェブサイト等

第8-5表　困難な状況にある若者に対する施策
Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本	若者の自立の実現 ・管理運営主体:国，各都道府県 ・対象者:フリーター，無業者等 ・主な施策 (1) 新卒者・既卒者の就職支援 ① ジョブサポーターの活用等:ハローワークに配置するジョブサポーターを増員し，新卒者・既卒者に対するきめ細かな支援を行うとともに，高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。 ② 卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主に奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図るとともに，全都道府県に設置した新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め，新卒者・既卒者の就職を支援する。 (2) フリーター等の正規雇用化の推進 ① ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し，担当者制による個別支援を徹底する。 ② 職業経験，技能，知識の不足等により就職が困難な若年者等を一定期間（原則3か月）試行的に雇用する若年者等試行雇用制度（トライアル雇用）（1人月4万円，最大3か月）を推進。 ③ フリーター等を一定の有期雇用を経て正規雇用で採用する企業に対する若年者等正規雇用化特別奨励金（トライアル雇用活用型）の拡充措置の活用等により，フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組みの推進を図る。 (3) 職業能力開発施策との連携 ① フリーターなどの正社員経験の少ない若者に対して，ジョブ・カード制度による職業能力開発の機会を提供し，正社員への移行を促進。 ② ニートなどの若者の職業的自立を支援するため，厚生労働省と地方自治体との協働により，地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに，その拠点となる「地域若者サポートステーション」（サポステ）を設置し，専門的な相談やネットワークを活用した適切な機関への誘導など，多様な就労支援メニューを提供。 新卒未就業者への支援事業 ・管理運営主体:厚生労働省 (1) 新卒者就職実現プロジェクト ① 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期雇用で雇用し，その後正規雇用へ移行させる事業主に対し，「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給し，新卒者の受入れに係る負担を軽減し，採用インセンティブを高めるとともに，正規雇用への移行の促進を図る。 ② 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 ③ ハローワークにおいて，事業主に対し既卒者の応募機会の拡大の周知・啓発を行うとともに，卒業後3年以内の大卒者等も対象とする新卒求人を提出し，既卒者を正規雇用する事業主に対し，奨励金を支給する。これにより，既卒者の新卒者枠による採用の普及促進を図る。 (2) 新卒者企業実習推進事業(新卒インターンシップ事業) ① 学生が，企業についてのイメージを持ち，採用意欲の高い中小企業に目を向け，応募企業や職種の範囲を広げて円滑に就職活動を行うことができるよう，応募前に企業実習を行うことができる機会を設け，中小企業と学生とのマッチングを促進する。 ② 対象者…卒業年次（それを超えて在学する者を含む）及び卒業後3年以内の既卒者 ③ 対象企業は，ハローワークに求人を提出している事業所。実習期間は10日程度。受入れ事業所に対して実習期間及び受入れ人数に応じて謝金を支給。

アメリカ

ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)

・開始年月…1964年
・管理運営主体
　連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター
・対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年
・具体的内容
　参加者は, 原則として寮に宿泊し, 社会生活を営む上での基本的なしつけから, 読み書き, 算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。
　参加費は基本的に無料。さらに, 毎月小遣いが支給される。
　参加期間は, 原則として最長2年間。
　研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。

WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)

・開始年月…1998年
・管理運営主体…連邦労働省が資金提供し, 各州政府が実施
・対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者
・具体的内容
　公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される, 14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム

イギリス

ワーク・プログラム

・開始年月…2011年6月
・管理運営主体…ジョブセンタープラス
・対象者及び適用要件
　18～24歳の若年者で, 9か月以上失業状態にあり, 求職者給付を受給している者。非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者, ニート, 犯罪歴のある者), 就労不能給付から最近移行した者については3か月。
・具体的内容
　対象者の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。

コネクションズ・サービス

・開始年月…2001年4月
・管理運営主体
　従来は中央省庁が所管していたが, 2008年より地方自治体に移管。学校や企業, NPO法人などの連携により運営。
・対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者
・具体的内容
　パーソナル・アドバイザーが, 学校において情報提供・ガイダンスを行うほか, 義務教育終了後も若者に接触し, 支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり, 教育, 職業選択, 差別, 健康問題, 住宅, ドラッグやアルコール, 家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。この他, 電話, 電子メール等により若者からの相談も受け付けている。但し, 地方自治体予算の削減によりサービスを廃止する自治体が増加している。
　なお2012年4月より, 16歳以上の若者や成人に情報提供やガイダンスを行うNational Career Serviceの導入が予定されており, また13～16歳の児童に対しては教育機関が同種のサービス提供の責任を担うことになるとみられる。(2012年2月現在)

第8-5表　困難な状況にある若者に対する施策（続き）
Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (*cont.*)

ドイツ	導入訓練(EQ) 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプロフラム。プログラム実施企業は，訓練に参加する若者と契約を交わし，就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で，年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。 特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム(BQF) 不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが，引き続きBIBB（連邦職業訓練研究機構）職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター（GPC)においてフォローアップされている。 能力エージェンシー 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省（BMFSFJ)が，特に不利な境遇にある若年者の社会的・職業的統合を改善するため導入したプログラム。ケースマネージャーが若年者の個々のニーズに対応，若年者と協議した上でどのような支援が必要かを決定，将来の選択肢に関する個別の長期計画を策定する。14～27歳の若年者の中で，学校から職業または職業訓練への移行に関する既存の制度の恩恵を受けていない，または自発的に支援サービスにアクセスしていない者を主な対象とする。 労働機会提供（1ユーロジョブ） 各種給付を受領しつつ，就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して，僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ，失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお，失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると，最悪の場合，失業給付の全額の支給が停止される。
フランス	雇用同伴契約（contrat d'accompagnement dans l'emploi CAE） ※雇用支援(諸)契約（Les contrats d'aide à l'emploi）とは異なる。 ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…雇用局（Pôle emploi） ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門（地方自治体の組織，公的サービス提供法人等非営利団体）で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には，職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 熟練契約（Contrat de professionnalisation） ・開始年月…2004年10月 ・契約締結可能な雇用主…全ての企業(国，地方自治体，行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳，26歳以上の求職者，生活保護制度RSA(revenu de solidarité active）などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月，最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は，就業しながら，職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け，社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。 社会生活参入契約（CIVIS） ・開始年月…2005年4月 ・管理運営主体…国が管理を行うが，具体的には支援機関である地域ミッションセンター，受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア＋2年，すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 ・具体的内容 対象となる若年者と国の間で契約を交わし，就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し，個人指導も含めた就業支援を行う。

資料出所　労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態―仏・独・英・米4カ国比較調査―」，日本：厚生労働省ウェブサイト，イギリス：教育省等ウェブサイト

9. 勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1　家計消費支出の構成（2009年）

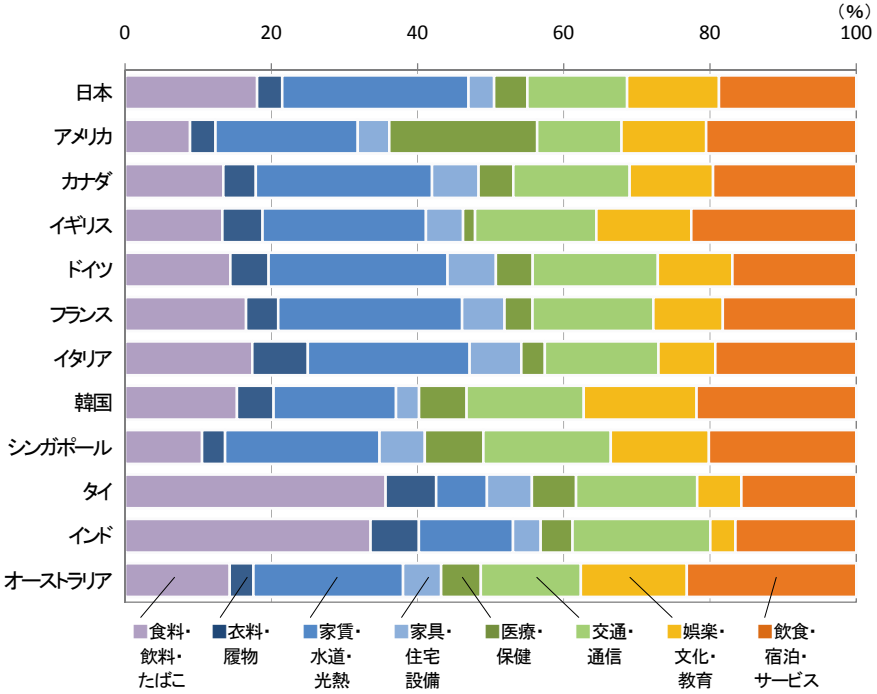

▸▸ グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比」(p.246)を参照。

(注)タイ，インドは2008年，オーストラリアは2008年度の数値。

家計消費支出は，国内総支出の6割近くを占めているため，その国の国民生活や産業活動の実態を把握するのに参考となる指標である。特に消費支出に占める飲食費の割合(エンゲル係数)は，一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており，実際，国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本のエンゲル係数は，1970年代では30%ほどだったのが，2009年では18.0%に低下している。これは，所得水準の向上や余暇時間の増大，消費の多様化等によって，住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は，いずれの先進諸国にも強く現れている。

先進諸国の「食料・飲料・たばこ」の占める割合は，10～20%前後と低いが，インド(33.6%)，タイ(35.6%)等の東南アジア諸国は高い。これに対して，「家賃・光熱」に関しては先進諸国で高く，東南アジア諸国では低い。

第9-1表　家計・対家計民間非営利団体(NPISH)の受取と支払の構成(2009年)

Table 9-1: Composition of households and NPISH*, resources side/uses side, 2009

（%）

国 Country		受取側計 Resources side	雇用者報酬[a]	営業余剰[b]	混合所得[c]	財産所得[d]	社会負担及び社会保障[e]	その他の経常移転[f]	年金基金年金準備金の変動[g]
日本	JPN	100.0	57.0	10.5	4.0	5.4	17.6	5.8	−0.4
アメリカ	USA	100.0	53.6	5.6	11.8	14.3	14.4	0.2	—
カナダ	CAN	100.0	63.7	5.0	6.7	10.5	13.8	0.4	—
イギリス	GBR	100.0	54.9	4.1	6.0	9.3	19.6	4.3	1.9
ドイツ	DEU	100.0	47.9	4.0	8.8	16.0	19.2	2.9	1.3
フランス	FRA	100.0	51.3	8.5	6.0	8.2	20.1	5.8	—
イタリア	ITA	100.0	41.9	7.6	14.5	12.2	20.9	2.6	0.2
オランダ[1]	NLD	100.0	54.0	10.5	—	8.2	18.7	5.1	3.4
ベルギー	BEL	100.0	53.8	5.1	7.9	9.4	19.9	3.2	0.7
デンマーク[1]	DNK	100.0	57.8	8.0	—	6.3	20.7	2.2	5.0
スウェーデン	SWE	100.0	59.6	3.2	5.0	5.2	20.0	3.1	3.9
ロシア[2]	RUS	100.0	68.4	0.0	12.5	5.8	11.3	2.0	0.0
韓国[1]	KOR	100.0	55.8	15.6	—	10.4	8.9	9.1	0.2
オーストラリア[2]	AUS	100.0	58.1	8.0	9.1	9.0	—	15.8	—

国 Country		支払側計 Uses side	最終消費支出[h]	財産所得[d]	社会負担及び社会保障[e]	所得・富等に課される経常税[i]	その他の経常移転[f]	貯蓄(総)[j]	年金基金年金準備金の変動[g]
日本	JPN	100.0	63.5	2.8	15.2	6.0	4.5	8.1	—
アメリカ	USA	100.0	68.6	7.4	6.7	7.8	1.4	8.1	—
カナダ	CAN	100.0	70.2	1.4	5.8	13.8	1.3	7.5	—
イギリス	GBR	100.0	64.7	1.0	15.1	12.8	2.3	4.1	—
ドイツ	DEU	100.0	55.1	2.0	19.4	9.4	2.7	11.5	0.0
フランス	FRA	100.0	56.3	1.6	20.1	8.1	3.3	10.7	—
イタリア	ITA	100.0	58.9	1.0	15.9	11.9	3.0	9.1	0.0
オランダ	NLD	100.0	48.4	3.5	25.5	10.2	5.0	7.5	0.0
ベルギー	BEL	100.0	51.9	1.3	20.4	12.4	2.3	11.6	0.0
デンマーク	DNK	100.0	49.0	6.6	10.7	27.3	2.3	4.1	0.0
スウェーデン	SWE	100.0	53.3	1.8	15.2	18.0	1.9	9.8	0.0
ロシア[2]	RUS	100.0	72.1	1.0	9.8	6.0	1.7	9.3	—
韓国	KOR	100.0	65.2	5.1	12.2	5.2	5.9	6.5	0.0
オーストラリア[2]	AUS	100.0	66.1	7.8	—	13.4	2.9	9.7	—

* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross.

資料出所　OECD Database (http://stats.oecd.org/) "National Accounts Statistics" 2011年8月現在，日本：内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

(注)　各項目の数値は，受取計又は支払計に対する割合。
1) 営業余剰は混合所得を含む。
2) ロシアは2008年，オーストラリアは2008年度の数値。

第9-2-1表　国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2009年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2009

（実額/at current prices）

国 Country		家計最終消費支出 Final consumption expenditure	食料・飲料・たばこ[a]	衣料・履物[b]	家賃・水道・光熱[c]
日本（千円）	JPN	2,143	387	74	546
アメリカ（ドル）	USA	30,998	2,752	1,079	6,036
カナダ（カナダドル）	CAN	25,625	3,445	1,137	6,177
イギリス（ポンド）	GBR	14,049	1,869	773	3,140
ドイツ（ユーロ）	DEU	16,287	2,347	850	3,986
フランス（ユーロ）	FRA	17,093	2,828	751	4,300
イタリア（ユーロ）	ITA	15,344	2,669	1,165	3,395
オランダ（ユーロ）	NED	15,471	2,314	849	3,702
ベルギー（ユーロ）	BEL	16,141	2,803	735	3,856
デンマーク（ユーロ）	DEN	145,701	21,683	6,661	42,423
スウェーデン（クローナ）	SWE	161,265	26,404	8,072	43,370
ロシア[1]（ルーブル）	RUS	139,943	50,791	13,174	13,141
韓国（千ウォン）	KOR	11,439	1,751	571	1,916
シンガポール（SGPドル）	SGP	21,595	2,275	679	4,559
マレーシア[1]（リンギ）	MYS	13,426	3,117	349	2,221
タイ[1]（バーツ）	THA	79,836	28,444	5,520	5,543
フィリピン[1]（ペソ）	PHL	58,453	29,122	1,147	2,671
インド[1]（ルピー）	IND	27,313	9,169	1,806	3,516
オーストラリア[2]（AUドル）	AUS	32,775	4,695	1,057	6,710
ニュージーランド[3]（NZドル）	NZL	26,240	4,565	1,107	5,361
メキシコ（ペソ）	MEX	71,915	19,503	1,774	16,084

国 Country		家具・住宅設備[d]	医療・保健[e]	交通・通信[f]	娯楽・文化・教育[g]	飲食・宿泊・サービス[h]
日本（千円）	JPN	75	98	292	269	402
アメリカ（ドル）	USA	1,333	6,271	3,577	3,591	6,360
カナダ（カナダドル）	CAN	1,630	1,219	4,074	2,925	5,017
イギリス（ポンド）	GBR	712	232	2,330	1,823	3,170
ドイツ（ユーロ）	DEU	1,078	818	2,788	1,661	2,758
フランス（ユーロ）	FRA	993	652	2,828	1,621	3,121
イタリア（ユーロ）	ITA	1,088	494	2,382	1,193	2,958
オランダ（ユーロ）	NED	979	421	2,451	1,679	3,076
ベルギー（ユーロ）	BEL	932	923	2,268	1,649	2,976
デンマーク（ユーロ）	DEN	8,099	4,236	18,703	16,759	27,137
スウェーデン（クローナ）	SWE	8,620	5,475	24,848	19,070	25,406
ロシア[1]（ルーブル）	RUS	7,297	4,893	27,431	9,350	13,866
韓国（千ウォン）	KOR	361	744	1,832	1,765	2,499
シンガポール（SGPドル）	SGP	1,339	1,729	3,762	2,897	4,354
マレーシア[1]（リンギ）	MYS	750	265	2,927	861	2,935
タイ[1]（バーツ）	THA	4,914	4,827	13,222	4,828	12,536
フィリピン[1]（ペソ）	PHL	5,988	—	6,841	—	12,684
インド[1]（ルピー）	IND	1,033	1,190	5,147	939	4,514
オーストラリア[2]（AUドル）	AUS	1,708	1,779	4,484	4,748	7,594
ニュージーランド[3]（NZドル）	NZL	2,738	—	3,198	—	4,831
メキシコ（ペソ）	MEX	3,175	3,280	13,037	5,690	9,372

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture, and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所及び注釈は第9-2-2表（p.246）参照。

第9−2−2表　国内家計最終消費支出の構成比（2009年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2009

（%）

国 Country		家計最終消費支出	食料・飲料・たばこ[a)]	衣料・履物[b)]	家賃・水道・光熱[c)]	家具・住宅設備[d)]	医療・保健[e)]	交通・通信[f)]	娯楽・文化・教育[g)]	飲食・宿泊・サービス[h)]
日本	JPN	100.0	18.0	3.4	25.5	3.5	4.6	13.6	12.6	18.8
アメリカ	USA	100.0	8.9	3.5	19.5	4.3	20.2	11.5	11.6	20.5
カナダ	CAN	100.0	13.4	4.4	24.1	6.4	4.8	15.9	11.4	19.6
イギリス	GBR	100.0	13.3	5.5	22.4	5.1	1.7	16.6	13.0	22.6
ドイツ	DEU	100.0	14.4	5.2	24.5	6.6	5.0	17.1	10.2	16.9
フランス	FRA	100.0	16.5	4.4	25.2	5.8	3.8	16.5	9.5	18.3
イタリア	ITA	100.0	17.4	7.6	22.1	7.1	3.2	15.5	7.8	19.3
オランダ	NED	100.0	15.0	5.5	23.9	6.3	2.7	15.8	10.9	19.9
ベルギー	BEL	100.0	17.4	4.6	23.9	5.8	5.7	14.0	10.2	18.4
デンマーク	DEN	100.0	14.9	4.6	29.1	5.6	2.9	12.8	11.5	18.6
スウェーデン	SWE	100.0	16.4	5.0	26.9	5.3	3.4	15.4	11.8	15.8
ロシア[1)]	RUS	100.0	36.3	9.4	9.4	5.2	3.5	19.6	6.7	9.9
韓国	KOR	100.0	15.3	5.0	16.7	3.2	6.5	16.0	15.4	21.8
シンガポール	SGP	100.0	10.5	3.1	21.1	6.2	8.0	17.4	13.4	20.2
マレーシア[1)]	MYS	100.0	23.2	2.6	16.5	5.6	2.0	21.8	6.4	21.9
タイ[1)]	THA	100.0	35.6	6.9	6.9	6.2	6.0	16.6	6.0	15.7
フィリピン[1)]	PHL	100.0	49.8	2.0	4.6	10.2	−	11.7	−	21.7
インド[1)]	IND	100.0	33.6	6.6	12.9	3.8	4.4	18.8	3.4	16.5
オーストラリア[2)]	AUS	100.0	14.3	3.2	20.5	5.2	5.4	13.7	14.5	23.2
ニュージーランド[3)]	NZL	100.0	17.4	4.2	20.4	10.4	−	12.2	−	18.4
メキシコ	MEX	100.0	27.1	2.5	22.4	4.4	4.6	18.1	7.9	13.0

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所　日本：内閣府（2010.12）「平成21年度国民経済計算確報」
OECD諸国：OECD Database（http://stats.oecd.org/）“National Accounts Statistics” 2011年8月現在
その他の国：UN Database（http://data.un.org/） 2011年8月現在
人口（第9−2−1表）：IMF “International Financial Statistics Online”（http://www.imfstatistics.org/imf） 2011年7月現在

（注）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。
各項目の数値は，家計最終消費支出に対する割合。（第9−2−2表）
1）2008年値。
2）2008年度の値。
3）2009年度の値。

第9-3-1表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2010年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2010)

（円/Yen）

項目 Item	計 Total	～29歳 Years old	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
総世帯 All households							
1.世帯人員(人)	2.47	1.63	2.93	3.31	2.74	2.27	1.85
2.有業人員(人)	1.11	1.11	1.29	1.47	1.63	1.06	0.42
3.消費支出	252,328	174,210	246,359	302,300	299,922	256,985	199,936
3a.食料	58,635	41,196	54,801	70,155	65,365	61,564	49,198
3b.住居	19,006	30,034	27,823	17,891	18,022	17,945	14,216
3c.光熱・水道	18,635	8,796	16,533	20,761	20,925	19,751	17,846
3d.家具・家事用品	8,522	3,921	7,600	8,917	9,320	9,972	7,846
3e.被服・履物	10,006	10,386	11,194	13,667	12,452	8,929	6,022
3f.保健医療	10,659	4,402	8,333	9,496	10,387	13,080	12,032
3g.交通・通信	33,445	26,597	40,638	44,267	42,316	32,548	18,084
3h.教育	8,357	1,533	10,302	23,990	15,151	915	419
3i.教養娯楽	28,649	21,184	28,960	36,587	29,860	28,857	23,868
3j.その他の消費支出	56,415	26,163	40,175	56,570	76,124	63,424	50,406
勤労者世帯 Households with earners							
1.世帯人員(人)	2.79	1.63	2.96	3.31	2.82	2.45	1.96
2.有業人員(人)	1.49	1.12	1.32	1.47	1.75	1.66	1.36
4.経常収入	464,801	310,965	433,361	541,470	531,529	371,157	339,919
5a.勤め先収入	442,643	306,522	420,763	526,249	520,392	295,279	185,255
5b.事業・内職収入	1,764	206	884	2,018	2,074	3,128	4,972
5c.他の経常収入	20,385	4,238	11,714	13,193	9,041	72,746	149,692
3.消費支出	283,401	174,754	252,169	310,830	325,514	292,239	252,365
3a.食料	63,031	41,333	55,658	71,047	68,300	66,989	63,358
3b.住居	22,479	30,143	28,095	18,166	18,678	22,992	18,469
3c.光熱・水道	18,400	8,735	16,453	20,468	21,009	20,509	18,312
3d.家具・家事用品	8,725	3,919	7,802	9,136	9,946	11,144	8,518
3e.被服・履物	12,343	10,444	11,501	13,810	13,309	10,622	10,333
3f.保健医療	9,655	4,411	8,597	9,671	10,953	12,486	18,215
3g.交通・通信	42,916	26,651	42,708	46,537	48,049	41,204	21,525
3h.教育	13,707	1,533	10,376	24,541	17,381	1,494	527
3i.教養娯楽	31,575	21,309	29,724	38,341	32,069	28,977	26,832
3j.その他の消費支出	60,569	26,274	41,254	59,112	85,821	75,823	66,276
6.非消費支出	81,879	44,512	68,946	96,879	105,281	62,861	42,705
6a.直接税	35,956	15,306	26,222	43,137	49,091	30,551	26,521
6b.社会保険料	45,863	29,169	42,673	53,698	56,102	32,226	16,168
6c.他の非消費支出	60	38	51	43	88	85	16

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditures (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Furniture and household utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Medical care; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Culture and recreation; 3j: Other consumption expenditures); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Income from self-employment and piecework; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditures (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditures items).

資料出所　総務省(2011.6)「平成22年家計調査年報詳細結果」

(注)　1世帯当たり年平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第9-3-2表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯、2009年）
Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2009)

項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
								（人/persons）
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.0	2.8	3.3	2.8	2.1	1.9	1.6
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.1	1.3	0.6	0.2	0.1	0.0[1)]
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7	1.3	0.6	0.2
								（ドル/dollars）
税引き前所得 Income before taxes	62,857	25,695	58,946	77,005	80,976	70,609	47,286	31,715
税引き後所得 Income after taxes	60,753	25,522	57,239	74,900	77,460	67,586	46,147	31,272
消費支出 Average annual expenditures	49,067	28,119	46,494	57,301	58,708	52,463	42,957	31,676
食料 Food	6,372	4,179	6,169	7,760	7,445	6,303	5,561	4,189
アルコール飲料 Alcoholic beverages	435	344	481	498	502	440	389	188
住居 Housing	16,895	9,735	17,258	20,705	19,004	16,991	14,462	11,811
被服 Apparel and services	1,725	1,396	1,871	2,346	1,885	1,591	1,322	793
交通 Transportation	7,658	5,334	7,671	8,364	9,409	8,323	7,033	3,631
保健医療 Healthcare	3,126	676	1,805	2,520	3,173	3,895	4,906	4,779
娯楽 Entertainment	2,693	1,233	2,504	3,317	3,176	2,906	2,498	1,587
個人ケア製品･サービス Personal care products and services	596	360	555	685	666	617	600	456
読書 Reading	110	42	69	85	119	147	154	134
教育 Education	1,068	1,910	808	935	2,055	1,003	181	141
煙草 Tobacco products and smoking supplies	380	330	368	417	513	410	275	133
雑費 Miscellaneous	816	243	631	967	1,051	952	820	491
寄付 Cash contributions	1,723	349	1,001	1,581	2,056	2,092	2,087	2,378
個人年金･保険 Personal insurance and pensions	5,471	1,988	5,303	7,122	7,654	6,793	2,669	964

資料出所　U.S.Department of Labor(2010.10) *Consumer Expenditures in 2009*
(注)　1年当たりの収入及び支出。
　　1）75歳以上の数値は，0.05未満。

第9-3-3表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2009年）
Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2009)

項目 Item	計 All	～29歳 years old	30～49	50～64	65～74	75～
						（人/persons）
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.3	2.4	2.9	2.2	1.8	1.4
						（ポンド/pounds）
粗所得 Gross weekly household income	682.6	574.7	873.1	743.8	463.6	331.0
賃金・俸給 Wages and salaries	450.5	477.0	689.7	505.8	88.1	23.2
事業所得 Self-employment	54.6	23.0	96.0	66.9	18.5	(3.3)
財産所得 Investments	20.5	0.0	17.5	29.8	23.2	16.6
年金 Annuities and pensions	54.6	(0.0)	0.0	66.9	139.1	105.9
社会保障給付 Social security benefits	95.6	51.7	61.1	66.9	190.1	178.7
その他 Other sources	6.8	23.0	8.7	7.4	4.6	(0.0)
消費支出 Total expenditure	455.0	430.4	558.8	485.4	341.7	236.4
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	52.2	39.4	58.7	56.5	50.1	37.7
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	11.2	9.5	12.8	13.5	9.5	5.2
被服・履物 Clothing and footwear	20.9	18.6	28.0	23.2	12.6	7.0
住居[1)]・燃料・動力 Housing, fuel and power	57.3	97.3	62.5	48.9	43.1	40.8
家財・家事サービス Household goods and services	27.9	18.9	32.4	31.4	23.6	20.2
健康 Health	5.3	3.7	4.5	6.3	5.2	6.8
交通 Transportation	58.4	52.4	72.7	68.1	43.5	19.1
通信 Communication	11.7	11.6	13.9	12.2	9.5	6.5
娯楽・文化 Recreation and culture	57.9	38.9	68.9	69.4	49.5	28.0
教育 Education	7.0	19.4	8.1	6.5	1.4	(0.3)
外食・外泊 Restaurants and hotels	38.4	34.4	49.7	43.1	25.9	13.1
雑費 Miscellaneous goods and services	35.0	30.4	43.3	37.2	24.8	21.5
その他 Other expenditure items	71.8	56.0	103.3	69.0	42.9	30.0
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	194.4	177.6	191.4	219.2	191.3	164.2

資料出所　National Statistics of UK (2010.11) *Family Spending, 2010 edition*
(注)　週平均収入及び支出。
1)　住宅ローンの利子支払，地方税及び北アイルランド国税を除く。

第9-3-4表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯、2008年）
Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households, 2008)

（ユーロ/Euro）

項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～
総収入 Gross income	3,707	2,020	3,571	4,597	4,522	3,802	2,820	2,707	2,485
勤め先収入 Wages and salaries	2,056	1,415	2,718	3,249	3,100	2,207	242	51	(22)
事業所得 Self-employment	239	(23)	186	354	389	324	129	33	(10)
財産所得 Investments	385	53	162	383	435	482	499	452	391
公的移転収入 Public transfer income	842	301	337	450	441	635	1,711	1,927	1,855
その他 Other sources	183	226	166	160	157	153	238	242	206
消費支出 Total expenditure	2,245	1,378	1,993	2,489	2,490	2,309	2,182	2,119	1,841
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	321	196	268	366	375	334	299	288	239
被服・履物 Clothing and footwear	106	77	105	133	125	102	84	78	56
住居・光熱 Housing, fuel and power	731	449	608	774	781	765	752	753	709
家庭用品 Interios, goods and items	113	51	104	130	123	131	107	98	83
保健 Health	94	31	50	73	82	93	131	154	161
交通 Transportation	328	214	349	395	401	337	272	226	160
通信 Communication	65	66	78	75	74	63	52	47	40
教養・娯楽 Recreation and culture	255	144	205	281	277	258	279	267	189
教育 Education	20	28	28	33	26	16	6	3	(5)
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	113	66	107	125	121	114	106	111	91
その他 Others	99	57	91	106	105	98	96	96	108

資料出所　Der Statistisches Bundesamt (2010.12) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2008, Heft 4-5*

(注) 括弧内は調査サンプルが少ないため，統計データとしては不詳である。

第9-4表　家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額
Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs*

国 Country	2004年/Year	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本（10億円） JPN (billion yen)	1,538,510	1,638,029	1,656,814	1,615,135	1,521,235	1,548,158	1,553,938
アメリカ（10億ドル） USA (billion dollars)	39,067	42,851	48,082	50,567	41,238	44,483	45,583
イギリス（10億ポンド） GBR (billion pounds)	3,182	3,613	3,915	4,075	3,676	4,107	4,347
ドイツ（10億ユーロ） DEU (billion euros)	3,974	4,198	4,194	4,436	4,252	4,427	4,639
フランス[1]（10億ユーロ） FRA (billion euros)	2,924	3,161	3,483	3,745	3,487	3,784	3,994

* Non-profit institutions saving households

資料出所　日本：内閣府（2012.1）「平成22年度国民経済計算確報」
アメリカ：The Federal Reserve Board（2011.6）*Flow of Funds Accounts of the United States*
イギリス：National Statistics of UK（2011.11）*National Accounts -The Blue Book 2011-*
ドイツ：Deutsche Bundesbank（2011.9）*Financial Accounts for Germany 2005 to 2010*
フランス：Banque de France（2011.10）*Annual Financial Accounts*
（注）　1）2008年以降は2005年基準，2007年以前は2000年基準。

第9-5表　十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった回答者の割合[1]
Table 9-5: Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes

（%）

国 Country		食料 food	医療 medical and health care	被服 clothes
日本	JPN	4	4	5
アメリカ	USA	15	26	19
カナダ	CAN	10	13	16
イギリス	GBR	11	11	20
ドイツ	DEU	5	8	10
フランス	FRA	8	5	12
イタリア	ITA	11	12	16
ロシア	RUS	50	54	68
中国	CHN	18	45	23
韓国	KOR	18	15	21
インド	IND	44	52	44

資料出所　The Pew Global Attitudes Project（2002.12）*What the World Thinks in 2002*
（注）　1）過去1年に十分なお金がないために食料を買えなかったことがあったかどうか，という質問に対して，買えなかったことがあったと回答した人の割合（医療，被服についても同様）。

第9-6表　公的社会支出（対GDP比）及びその内訳（2007年）

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
100万/million (%)*	円/Yen	USドル/US$	ポンド/Pound	ユーロ/Euro	ユーロ/Euro	クローナ/ Krona
老齢給付 Old-age	45,072,300 (8.8)	733,237 (5.3)	81,593 (5.8)	210,455 (8.7)	209,522 (11.1)	280,816 (9.0)
遺族 Survivors	6,656,362 (1.3)	96,758 (0.7)	1,968 (0.1)	50,162 (2.1)	33,124 (1.7)	16,882 (0.5)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	4,055,591 (0.8)	180,928 (1.3)	34,551 (2.4)	45,925 (1.9)	33,238 (1.8)	157,005 (5.0)
保健 Health	32,321,672 (6.3)	1,000,582 (7.2)	96,713 (6.8)	190,853 (7.8)	141,892 (7.5)	205,604 (6.6)
家族 Family	4,062,849 (0.8)	90,918 (0.7)	45,891 (3.2)	44,528 (1.8)	56,685 (3.0)	104,844 (3.4)
積極的労働市場政策 ALMP**	835,293 (0.2)	15,712 (0.1)	4,494 (0.3)	17,586 (0.7)	17,102 (0.9)	34,322 (1.1)
失業 Unemployment	1,584,487 (0.3)	46,088 (0.3)	2,891 (0.2)	33,660 (1.4)	25,713 (1.4)	20,827 (0.7)
住宅 Housing	― ―	― ―	20,221 (1.4)	14,729 (0.6)	14,367 (0.8)	14,736 (0.5)
生活保護その他の 社会政策分野 Other social policy areas	1,349,350 (0.3)	75,787 (0.5)	2,346 (0.2)	4,127 (0.2)	6,540 (0.3)	18,502 (0.6)
合計 Total	95,937,905 (18.7)	2,240,010 (16.2)	290,668 (20.5)	612,024 (25.2)	538,183 (28.4)	853,538 (27.3)
（社会支出に占める割合）						(%)
老齢現金給付	47.0	32.7	28.1	34.4	38.9	32.9
遺族	6.9	4.3	0.7	8.2	6.2	2.0
障害・業務災害・疾病等	4.2	8.1	11.9	7.5	6.2	18.4
保健	33.7	44.7	33.3	31.2	26.4	24.1
家族	4.2	4.1	15.8	7.3	10.5	12.3
積極的労働市場政策	0.9	0.7	1.5	2.9	3.2	4.0
失業	1.7	2.1	1.0	5.5	4.8	2.4
住宅	―	―	7.0	2.4	2.7	1.7
生活保護その他の 社会政策分野	1.4	3.4	0.8	0.7	1.2	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*( )内の数値は対GDP比/figure in parentheses: in percentage of GDP, ** Active labour market programmes

資料出所　OECD Database（http://stats.oecd.org/）“Social Expenditure”2011年9月現在

（注）OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢：(1)現金給付（年金，早期退職年金等），(2)現物給付（高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等）

遺族：遺族年金及び葬祭諸費

障害・業務災害・疾病等：
(1)現金給付（障害年金，業務災害・疾病年金，業務災害・疾病休業手当その他の手当金），(2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス，リハビリサービスその他の現物給付)

保健：患者治療・ケア，医薬品，予防医療等現物給付

家族：(1)現金給付（扶養家族手当，出産休暇，両親育児休暇その他の現金給付），(2)現物給付（デイケア・在宅サービスその他の現物給付）

積極的労働市場政策：
雇用職業サービス・行政，職業能力開発，若年施策，雇用助成，障害者雇用対策等

失業：(1)現金給付（失業補償給付又は解雇手当，労働市場に関連する事由による早期退職給付），(2)現物給付

住宅：(1)現物給付（住宅支援その他の給付）

生活保護その他の社会政策分野：
(1)現金給付（低所得世帯への所得支援その他の現金給付），(2)現物給付（社会的支援サービス：食事補助等，その他の現物給付）

第9-7表　社会保障給付（対国民所得比）

Table 9-7: Social security benefits as a percentage of national income

（%）

国 Country		年[1] Year	計 Total	年金 Pension	医療 Healthcare	福祉等 Welfare
日本	JPN	2008	26.8	14.1	8.4	4.3
		2005	24.0	12.7	7.7	3.7
		2001	22.5	11.8	7.4	3.4
		1996	17.8	9.2	6.6	2.0
アメリカ	USA	2005	20.2	8.4	8.9	3.0
		2001	17.1	7.5	7.2	2.4
		1996	19.4	8.7	7.8	2.9
イギリス	GBR	2005	28.3	8.7	9.0	10.7
		2001	28.9	12.3	7.9	8.6
		1996	29.7	10.2	7.6	11.8
ドイツ	DEU	2005	37.6	16.3	10.4	11.0
		2001	38.8	16.3	10.8	11.7
		1996	37.7	16.2	8.6	12.8
フランス	FRA	2005	40.6	17.8	10.8	12.0
		2001	38.9	17.1	9.8	12.0
		1996	41.2	17.8	10.4	13.0
スウェーデン	SWE	2005	41.9	14.1	9.5	18.3
		2001	41.5	13.5	10.4	17.6
		1996	45.9	17.9	8.1	19.8

資料出所　日本：厚生労働省（2011.8）「平成23年版厚生労働白書」，その他の国：厚生労働省（2009.9）「政策レポート―社会保障の給付と負担の現状と国際比較」，（2008.12）「2007～2008年海外情勢報告」，（2007.3）「2005～2006年海外情勢報告」

（注）　1）日本は年度。

第9-8表　国民負担率（対国民所得比）

Table 9-8: Tax and social security burden as a percentage of national income

（%）

国 Country		年 Year	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)
日本	JPN	2011	22.0	16.8	38.8
		2008	24.3	16.3	40.6
アメリカ	USA	2008	24.0	8.6	32.5
イギリス	GBR	2008	36.2	10.5	46.8
ドイツ	DEU	2008	30.4	21.7	52.0
フランス	FRA	2008	36.8	24.3	61.1
スウェーデン	SWE	2008	46.9	12.1	59.0

資料出所　財務省ウェブサイト（http://www.mof.go.jp/）2011年9月現在

（注）　日本：2008年度は実績，2011年度は見通し。
　　その他：2008年実績。

第9-9表　GDPに占める労働市場政策への支出(2009年)

Table 9-9: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2009

国 Country	合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures		
			公共職業サービス[a]	職業訓練[b]	雇用インセンティブ[c]	就業支援、訓練[d]	直接的雇用創出[e]	創業インセンティブ[f]		失業・無業所得補助・支援[g]	早期退職[h]
日本[1] JPN	0.88	0.47	0.09	0.05	0.23	0.00	0.10	0.00	0.42	0.42	0.00
アメリカ[1] USA	1.17	0.16	0.05	0.05	0.01	0.03	0.01	0.00	1.00	1.00	0.00
カナダ[1] CAN	1.33	0.35	0.14	0.14	0.01	0.02	0.02	0.01	0.98	0.97	0.00
イギリス[1)2)] GBR	0.66	0.33	0.29	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.33	0.33	0.00
ドイツ DEU	2.52	1.00	0.37	0.35	0.11	0.04	0.06	0.07	1.52	1.47	0.06
フランス FRA	2.40	0.98	0.26	0.36	0.10	0.07	0.15	0.04	1.42	1.40	0.02
イタリア ITA	1.83	0.44	0.11	0.16	0.15	0.00	0.01	0.02	1.39	1.28	0.10
オランダ NLD	2.91	1.21	0.43	0.13	0.00	0.50	0.16	0.00	1.70	1.70	0.00
ベルギー BEL	3.79	1.41	0.22	0.16	0.52	0.14	0.37	0.00	2.38	1.62	0.76
ルクセンブルク LUX	1.36	0.49	0.05	0.03	0.28	0.01	0.12	0.00	0.87	0.70	0.17
デンマーク DNK	3.35	1.62	0.45	0.30	0.19	0.68	0.00	0.00	1.73	1.29	0.44
スウェーデン SWE	1.85	1.13	0.46	0.06	0.37	0.22	0.00	0.01	0.72	0.72	0.00
フィンランド FIN	2.82	0.92	0.17	0.43	0.13	0.09	0.08	0.02	1.89	1.49	0.41
ノルウェー NOR	—	—	—	0.22	0.03	0.17	0.04	0.00	0.50	0.50	0.00
韓国 KOR	0.82	0.40	0.02	0.07	0.06	0.02	0.22	0.01	0.42	0.42	0.00
オーストラリア[1] AUS	0.88	0.32	0.17	0.03	0.01	0.07	0.03	0.01	0.55	0.55	0.00
ニュージーランド[1] NZL	—	—	—	0.16	0.02	0.05	0.02	0.01	0.47	0.47	0.00

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

資料出所　OECD(2011.9) *Employment Outlook 2011*
(注)　1) 2009-2010年にかけての年度の値。
　　2) イギリスの北アイルランドのデータは不完全である。

第9−10表　公的年金等制度

Table 9-10: Public pension schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度体系	2階建て 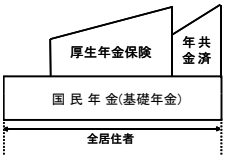	1階建て 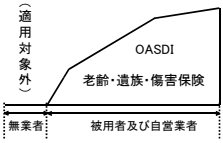	2階建て 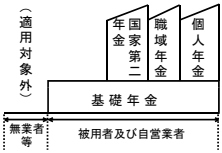
対象者	全居住者(日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は，すべて公的年金制度への加入が義務づけられている)	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で，それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	(一般被用者)16.412% (2011.9〜:労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2011.4〜:月当たり15,220円)	被用者4.2% 事業主6.2% 自営業者10.4% (2011年)	賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8% (国家第2年金加入者の国民保険料)
支給開始年齢	国民年金(老齢基礎年金):原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせると年金額は増額。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年から段階的に引上げ，男性は2025年から，女性は2030年から65歳)。	66歳(2011年) ※2003〜2027年にかけ65歳から67歳に引上げ中	男性:65歳 女性:60歳 ※女性は2018年までに65歳に，また男女とも2020年までに66歳に引上げ予定。以降も引上げが計画されている。
最低加入期間[1)]	原則として25年以上	10年間	7.5年
国庫負担	基礎年金給付費の1/3	なし	原則なし ※最低所得保障制度はある
繰り上げ(早期)支給制度	あり。国民年金(老齢基礎年金)は本人が希望すれば60〜64歳受給可能。但し，繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。繰上げ期間が36か月までは約0.56%／月，36か月以降は約0.42%／月減額(62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額)。	なし
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。60〜65歳までは 賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合，賃金の増加2に対し年金額1を停止し，賃金が48万円を超える場合，賃金が増加した分だけ年金額を停止。65〜70歳までの間は賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合，賃金の増加2に対し，年金額1を停止(但し，基礎年金は全額支給)。また，70歳以降についても，60歳台後半と同じ取扱い(但し，保険料負担はなし)。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合，賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はなし。

第9−10表　公的年金等制度（続き）
Table 9-10: Public pension schemes (*cont.*)

	ドイツ	フランス
制度体系	1階建て 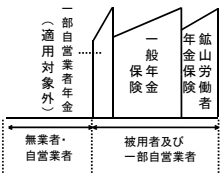	(強制加入部分は原則として)2階建て 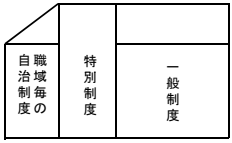
対象者	一般被用者及び自営業者の一部（手工業者，芸術家など）は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は，無拠出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる)
保険料率	19.90%（労使折半）	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2012年1月1日より) 被用者は，36,372ユーロ／年までの給与に対して6.65%，全給与に対して0.1%。 使用者は，36,372ユーロ／年までの給与に対して8.3%，全給与に対して1.6%。
支給開始年齢	65歳(2011年まで) (2012年から段階的に引上げ，2029年に67歳へ)	制度により異なるが，原則として60歳。2011年7月1日以降，段階的に引き上げられ，2017年には62歳へとなることが決定されている(2010年の公的年金制度改革による)。また，満額受給に必要な保険料拠出期間は，60歳時平均余命の伸長を考慮して，段階的に引き上げられる。(現在，1953年及び1954年生まれの者の場合，41年3か月)
最低加入期間[1]	5年間	3か月
国庫負担	拠出金で不足する費用の全額 (2009年は総給付の約28%)	※財源の66.4%(2010年，以下同様)は労使拠出の保険料であるが，雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.3%)，不動産収入などに賦課される租税(同10.3%)，老齢連帯基金による拠出(同16.0%，同基金の財源の大部分は一般福祉税)など，財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰上げ(早期)支給制度	あり。被保険者期間が15年以上の助成，長期失業者，高齢パート就労促進制度活用者(60歳から可能。但し，2016年に廃止予定)	職業活動を17歳以前で開始し，満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は，60歳以前で公的年金を受給することが可能。(長期就業者に対する早期支給は，2003年より可能となり，2010年に，再改正された)
年金受給中の就労	満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時)：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合，賃金額に応じて減額。	65歳以上の労働者と完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は，収入に関係なく，年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも，年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合，年金額は減額されない。 同様に，上記の条件を満たさない場合でも，自営業者(非賃金労働者)として就業する場合，一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所　日本：厚生労働省ウェブサイト
アメリカ：社会保障庁ウェブサイト
イギリス：歳入関税庁等ウェブサイト
ドイツ：企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」
フランス：CNAV，URSSAF，年金改革に関する政府ウェブサイト
(注)　1) 必要となる被保険者期間。

第9-11表　企業年金等制度
Table 9-11: Corporate pension schemes

	日本				アメリカ
	厚生年金基金	適格退職年金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立：1,000人以上の加入員，総合設立：5,000人以上の加入員 (3)加入員の同意 (4)設立母体の財政基盤の安定性 (5)代行給付の水準を上回る給付内容等の確保	事業主(2012年3月末までに廃止)	年金の規約について，厚生労働大臣の承認が必要。企業型(労使合意のもと掛金は企業が拠出)と個人型(掛金は個人が拠出)とがある。	企業が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と，労使合意の年金規約を制定し，厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つがある。	企業の任意(エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)
加入資格	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者。	企業又は団体の被用者(事業主である個人，これと生計を一にする親族，事業主である法人の役員等の加入は不可)	企業型：実施企業に勤務する従業員(国民年金第2号被保険者) 個人型：自営業者等(国民年金第1号被保険者)	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる。	21歳から1年以上の勤務を法定。
支給開始年齢	厚生年金に同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由。	自由	最初の拠出からの経過年数に応じ60～65歳。	原則として60～65歳の範囲で年金規約に定める年齢(老齢給付)。	65歳を超えない範囲で繰上げ，繰下げ(法定)あり
給付水準	代行部分(老齢厚生年金の報酬比例部分)及び上乗せ(プラスアルファ)部分。プラスアルファ部分は，代行部分の1割を上回る水準(代行部分は，老齢厚生年金の報酬比例部分に同じ)。	自由	拠出した掛金が個人毎に区分され，加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び，掛金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる。	基準に従い規約で定めるところにより算定した額。	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが，公的年金と合わせ，従前賃金の60～70％を保障。
公的年金制度との調整	公的年金に上乗せされる(プラスアルファ部分)。	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式＝全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。 (2)超過方式＝公的年金と企業年金を合わせた給付額が所得の一定水準になるよう，公的年金の上限以上の報酬に高い給付乗率を適用。

(注) 適格退職年金は，平成13年の確定給付企業年金法の成立に伴い，平成24年3月末までに他の企業年金制度等へ移行するか，制度を廃止することになった。

第9-11表　企業年金制度（続き）
Table 9-11: Corporate pension schemes (*cont.*)

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
設立	企業の任意 (社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定)	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	ホワイトカラーのITP(職員退職年金制度)とブルーカラーのSAF-LO(労働者退職年金制度)の2つ制度がある。 全国的労働協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	(20歳に達してから5年以上の拠出期間)	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	28歳以上 (1978年以降出生者は拠出建制度となり，25歳以上が加入)
支給開始年齢	大部分が65歳 (女性60歳)	65歳(女性60歳)	年金受給開始時	65歳
給付水準	一般的には [最終給与又は再評価後全期間平均給与]×乗率[1/80～1/60]×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	一般的なものとしては，最終給与×乗率×勤続期間により，公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は，最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は，最高で年間5,819.52ユーロ(2012年)	最終給与のうち基礎額(45,900クローナ)の ～7.5倍×10% 7.5倍～20倍×65% 20～30倍×32.5%の和 (確定給付型の場合) (30年加入に満たない場合は減額) ITPは2007年1月から給付建制度(1978年より前に出生)と拠出建制度(1978年以降に出生)が並存。SAF-LOは拠出建制度。
公的年金制度との調整	同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないことを条件に，公的年金の付加年金部分から適用除外される。	公的年金に上乗せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。)	特になし	公的年金(国民年金)に上乗せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の70%が目標)

資料出所　日本:厚生労働省ウェブサイト
アメリカ・イギリス・ドイツ:企業年金連合会(2009)「企業年金に関する基礎資料(平成21年12月)」
フランス:政府資料，保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*，労働省ウェブサイト等
スウェーデン:保健社会省ウェブサイト

第9-12表　社会保険料率の労使負担割合（2011年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2011

（%）

国 Country	年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others		計 Total
日本 JPN	16.42 [1]	9.39 ～9.60 [2]	1.51 [3]	1.55 [4]	なし		
労 / employee	労使折半			0.60			
使 / employer				0.95			
アメリカ USA	10.4 [5]	2.9 [6]		3.68 [7]			
労 / employee	4.2	1.45					5.65
使 / employer	6.2	1.45		3.68 [7]			11.33
イギリス GBR	25.8	税負担のため なし		国民保険制度に統合	なし		
労 / employee	12.0 [8]						12.0
使 / employer	13.8						13.8
ドイツ DEU	19.9	15.5 [9]	1.95	2.8 [10]			
労 / employee	労使折半	8.2	労使折半				20.325
使 / employer		7.3					19.425
フランス FRA （民間部門の場合）	老齢保険 16.65	13.85		6.40	家族手当 [14]	住宅支援基金への拠出	
労 / employee	6.65 [11]	0.1 [12] 0.75 [12]		2.40 [13]			9.90
使 / employer	8.3 [11]	1.6 [12] 13.1 [12]		4.00 [13]	5.4	0.1	32.50

資料出所　日本：厚生労働省及び日本年金機構ウェブサイト
アメリカ：社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト
イギリス：歳入関税庁ウェブサイト
ドイツ：連邦労働社会省ウェブサイト
フランス：経済統計研究所INSEEウェブサイト

（注）
1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。
2) 全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる。この料率は2011年3月から適用。
3) 46～64歳までの第2号被保険者の保険料率。
4) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.150)を参照。
5) 2011年は労：4.2，使：6.2，自営業者：10.4。
6) メディケアパートAを指す。
7) 2011年6月以降、州別失業保険税を含む平均値（連邦0.6%、州平均3.08%）
8) 週139～817ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては，2%の保険料がかかる。
9) 医療保険料率は，2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが，特別措置として，2009年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり，労：8.2%，使：7.3%の振り分けとなった。
10) 雇用保険料率は，時限措置により2.8%（2009年1月から2010年12月まで）だが，2011年1月から3.0%となった。
11) 34,620ユーロ／年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
12) 対全給与。
13) 138,480ユーロ／年までの給与に対する割合。
14) フランスの家族手当には，児童手当のみならず出産手当，育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため，その他に計上。

第9−13表　公的扶助制度

Table 9-13: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	生活保護制度(生活保護法) 生活困窮者に対し，最低限度の生活を保障するとともに，自立を助長する。 ・財源は，国(3/4)及び自治体(1/4) ・扶助の種類:生活扶助，教育扶助，住宅扶助，医療扶助，介護扶助，出産扶助，生業扶助，葬祭扶助 必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給，2つ以上を併給という)仕組みとなっている。医療扶助，介護扶助は現物給付で，それ以外は金銭給付を原則としている。	(貧困家庭一時扶助)(TANF) ・根拠法令は，社会保障法 ・管理運営主体は，州 ・財源は，連邦及び州の一般財源 ・制度の対象者は，未成年の児童，妊婦のいる世帯等 ・給付内容は，州ごとに決定 (その他の扶助) (1)補足的保障所得(SSI) 高齢者，障害者等が対象 (2)メディケイド 貧困家庭の児童，妊婦等が対象 (3)食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 (4)一般扶助 州，自治体の独自扶助 (勤労所得税額控除) ・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)	(所得補助) ・根拠法令は，社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法 ・管理運営主体は，雇用年金省 ・財源は国の一般財源 ・制度の対象者は，一人親等 ・給付内容は家族構成等を勘案 (雇用・生活補助手当(所得関連)) ・健康上の理由により就労困難な低所得者が対象，健康状態により就労関連活動グループと支援グループに区分 (社会基金) ・突発的な必要に対応するための給付金又は種々の貸付金 (その他の扶助) (1)住宅給付:賃貸住宅居住者に賃料相当額を支給， (2)地方税給付:地方税納付者に地方税相当額を支給， (3)税額控除:就労や子供の有無により税を還付， (4)年金給付:高齢者に対する最低所得保障
被保護世帯数(千世帯)	1,410(2010年度)	貧困家庭一時扶助(TANF) 1,847 (2010年度)	―
被保護者数(千人)	1,952(2010年度)	補足的所得保障 7,656 (2010年) メディケイド 50,100 (2009年度) 貧困家庭一時扶助(TANF) 4,371 (2010年度) SNAP(旧フードスタンプ) 44,709人 (2011年)	所得補助，雇用・生活補助手当 (所得関連) 2,090 住宅給付 4,070 地方税給付 5,190 年金給付 2,620 (グレートブリテン，2009年度)
基準額(月額)	生活扶助基準(2010年度) ・1級地－1における標準3人世帯(33歳男，29歳女，4歳子) 175,170円 ・1級地－1(大都市部)における高齢単身世帯(68歳女) 80,820円	補足的所得保障(2011年) ・1人当たり　674ドル ・夫婦当たり　1,011ドル SNAP(旧フードスタンプ) ・1人当たり　133.85ドル (2011年)	所得補助(2011年) 単身者 18～24歳 週53.45ポンド 25歳以上 週67.50ポンド 18歳以上のカップル 週105.95ポンド 雇用・生活補助(2011年) 就労関連活動　週94.25ポンド 支援　週99.85ポンド ※この他，家族構成等で加算
総支給額(国及び地方)	生活保護費: 3兆72億円(2009年度)	補足的所得保障 478億ドル(2010年) メディケイド(2009年度) 連邦3,806億ドル， 州1,297億ドル SNAP(旧フードスタンプ) 754億ドル(2010年度) TANF 174億ドル(2010年度)	所得補助，雇用・生活補助手当 (所得関連) 90.8億ポンド 住宅給付 166.0億ポンド 地方税給付 42.3億ポンド 年金給付 76.4億ポンド (グレートブリテン，2009年度)

	ドイツ	フランス
制度(根拠法)・目的	社会扶助(Sozialhilfe) ・根拠法令は社会法典第XII編 ・管理運営主体は，地方自治体及び民間福祉団体 ・財源は自治体の一般財源 ・制度の対象者は，就労能力のない生活困窮者(資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼得能力減少の場合は特定給付。この他，健康扶助，障害者のための編入扶助，介護扶助等の特別な需要に応じての給付がある。	積極的連帯所得手当(RSA) ・根拠法令は，社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体は，家族手当金庫(CAF),農業社会共済(MSA),県 ・財源は，国の一般財源 ・制度の対象者は，25歳以上，もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し，「最低限の生活手段を保障し，職に就くあるいは復職することを奨励し，社会参入を手助けする」制度として，RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり，2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し，RSAでは，最長で3か月間，就労所得とRSAを同時に取得できる。
被保護世帯数(千世帯)	―	2,023(2011年6月末現在)
被保護者数(千人)	314(2009年末)	4,300(2011年6月末現在)
基準額(月額)	通常給付は失業給付Ⅱ基準月額と同額。 他に住居費・暖房費等別途支給。	RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定 (2011年1月1日～12月31日) ・単身者 子どもなし:474.93ユーロ 子ども1人:712.40ユーロ 子ども2人:854.88ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに189.97ユーロが加算 ・カップル・夫婦 子どもなし:712.40ユーロ 子ども1人:854.88ユーロ 子ども2人:997.36ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに189.97ユーロが加算 ※給付額は，(定額金＋世帯の就労所得の62%)―(家族手当等による世帯収入＋定額の住宅援助)により計算される
総支給額(国及び地方)	―	―

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」
日本:厚生労働省(2011)「平成22年版厚生労働白書」,同省(2011)「社会福祉行政業務報告」, 同省ウェブサイト
アメリカ:保健社会福祉省(DHHS)ウェブサイト(http://www.os.dhhs.gov)
イギリス:Directgovウェブサイト, DWP(2012) *Income Related Benefits Estimates of Take-Up in 2009-10* (GBのみ)
フランス:政府公共サービス, 及びRSA, 家族手当公庫CAF各ウェブサイト等

第9−14表　育児休業制度

Table 9-14: Childcare leave schemes

	日本[1)]	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児・介護休業法	家族・医療休暇法(1993年)	雇用関係法(1999年)	両親手当及び両親時間に関する法律	労働法典
対象者	1歳に満たない子を養育する男女労働者(日々雇い入れられる者を除く。一定の範囲の期間雇用者は対象)	男女労働者実親，養親，監護者	男女労働者(実親，養親を問わない)	子を自ら自宅で監護又は養育する労働者	男女労働者。実親，養親，継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	雇用された期間が1年以上の男女労働者	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	1年以上勤務している男女労働者	両親の一方でも双方共同しても可	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤続を証明すること
期間	子が1歳まで。父母が共に取得する場合，1歳2か月まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合には1歳半まで延長可能。 3歳までの子を養育する労働者について，短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを義務とし，労働者の請求で所定外労働の免除を制度化。 3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して，育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて，必要な措置を講じる努力義務あり。	生後，養子縁組後又は監護斡旋後12か月の間に12週間。ただし，夫婦が同一事業所に雇用されている場合は，夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割，時間単位での取得が可能。	子が5歳に達するまで13週間。また子に障害のある場合は，18歳に達するまで18週間。	子が3歳になるまで最長3年間。使用者の同意を得れば，最後の1年分を子が8歳になるまでの期間に繰延べ可能。	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき，その後2回更新できる(満3歳で終了)。しかし，子が重度の病気・事故・障害を負った場合は，休業期間を延長できる。休業中，「乳幼児迎え入れ手当(＝Paje)」のCLCA(活動自由選択補完措置)から，第1子は6か月間，第2子以降は3歳までの間，賃金補助(完全休業でPajeの基礎手当を受給していない場合，月額560.40ユーロ(金額は2011年))の受給が可能。2006年7月以降に生まれた第3子以降を対象に，休業期間を1年間に短縮する代わりに賃金補助が約5割増で受取可能な選択肢(Colca＝選択的活動自由選択補完措置)を創設。

	日本[1)]	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	1週間を単位(障害を有する子の場合は1日単位も可)。但し,労働協約又は労働契約でこれと別の定めも可。	育児休業の期間中も,使用者の同意を得て週15～30時間の範囲でパート就労可。	子が3歳になるまで,(1)1～3年休職する,(2)パートタイム労働(週16～32時間)に移行する,(3)職業教育を受ける―のいずれかの方法又はその組合せ。
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	休暇開始日の30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求	産休に連続する場合,休業開始1か月前。その他の場合,休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし,又は育児休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉,抑圧,拒否,不利益取扱の禁止	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし,特別の場合には,雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	育児休業を理由に解雇することはできないが,それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる。
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金,配置,その他労働条件に関する事項を予め定め,労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている(指針において,育児休業後においては,原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている)。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	以前と同じ職又はそれが不可能である場合には,適切かつ妥当な他の職に復帰できる。	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	苦情・紛争について援助・調停,公表制度・過料	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	労働裁判所,使用者による損害賠償。	罰金。使用者による損害賠償,解雇手当金等の支払い。
有給・無給	規定なし	無給	無給	両親手当を支給	無給

第9−14表　育児休業制度（続き）

Table 9-14: Childcare leave schemes (*cont.*)

	日本[1)]	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
休業期間中の社会保険の取扱	休業中，被保険者としての資格は継続するが，保険料は，被保険者分，事業主負担分とも免除される。	医療給付は休暇中も継続。	休業中の保険料は免除される。ただし，事業主からの現金手当や，一定額を超える現金以外の補助に対しては，保険料の支払義務が生じる。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給（従前手取賃金の67%[2)]。上限1800ユーロ，下限300ユーロ）。父母両方が入れ替わり休業した場合は，14か月間「両親手当」を請求できるが，片親だけが休業した場合は，12か月間まで（単独親権を有し，出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月）。最低休業期間はそれぞれ2か月（2009年より）。祖父母にも受給権あり。	年金について算定基礎となる。
中小企業の取扱	—	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は，職業訓練中の者を除き，通常，15人を超える被用者を雇用する使用者に対してのみ請求できる。15名以下の場合，使用者の同意が必要。	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
その他	育児休業を取得し，職場に復帰した労働者に対し，最大雇用保険から休業取得前の賃金月額の40％が支給される育児休業給付制度がある。 国は，事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言，給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護，労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	2002年1月改正	2007年1月施行 労働時間の短縮請求には，勤続6か月が必要。 完全休業する場合，事業所は，当人の有給休暇を1年につき，1/12短縮できる。パート就業時は，これが認められない（17条）。	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所　厚生労働省「海外情勢報告」，内閣府（2007）「平成19年版少子化社会白書」，日本：厚生労働省ウェブサイト，アメリカ：連邦労働省ウェブサイト，中窪裕也著（1995）「アメリカ労働法」，イギリス：Direct.gov等ウェブサイト，ドイツ：連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト，フランス：労働・雇用・厚生省ウェブサイト

（注）　1)　日本は2009年7月に改正育児休業法が公布。2010年6月30日に施行（100人以下の中小企業は2012年7月1日から施行）。

2)　2011年1月から，新たに2011年予算関連法（HBeglG 2011）に基づき，1200ユーロを超えた場合，超過2ユーロにつき0.1%ずつの下限65%まで補填率が引き下げられた。

第9-15表　育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		イギリス	
種別	子ども手当	扶養控除(所得税,住民税)	児童手当	児童税額控除
根拠法令	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律		1975年児童手当法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村	国税庁,都道府県,市区町村	歳入関税庁	
財源	国が負担。(但し,国家公務員は国,都道府県の地方公務員は都道府県,市町村の地方公務員は市町村がそれぞれ負担する)		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者		16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。	
				収入が年間で15,860ポンドを超える場合等,減額措置あり。(2011年)
給付(控除)内容	15歳以下の子1人につき,月額1万3千円		第1子は 20.30ポンド／週, 第2子以降は一人当たり 13.40ポンド／週 (2011年)	家族控除 545ポンド／年, 1歳未満加算 545ポンド／年, 児童加算 2,555ポンド／人・年 (2011年)
備考	子ども手当の支給により,児童手当は廃止。また子ども手当以外に,片親家庭に対する児童扶養手当,奨学金制度等がある。			

第9−15表　育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits (*cont.*)

	ドイツ			フランス	
種別	児童手当	育児追加補助金(Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え入れ手当の基礎手当
根拠法令	1996年租税法62条及び児童手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設)，監督指揮権は，連邦家庭省にある。		税務署	家族給付全国金庫(CNAF)	
財源	連邦(74％)及び州・市町村(26％)の一般財源			企業の拠出金(44.8％，2010年，以下同様)，一般福祉税など租税(21.6％)，諸手当に対する国及び県の負担金(21.0％) (↑家族手当全国公庫CNAFの主な財源)	
受給(適用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満，学生は25歳未満，障害者は無制限，ただし子自身の年収が8,004ユーロ(2010年より)を超えてはならない)の子を扶養している者			20歳未満の子を2人以上扶養している者(所得制限なし)	2004年1月1日以降に生まれた3歳未満の子がいる親(所得や子の数に応じて制限がある)
		児童手当を受給していること。最低所得(両親900／片親600ユーロ)を超えており，家族の生計費等から個別に算出される所得上限を超えていないこと。			
給付(控除)内容	第1子・第2子は月184ユーロ，第3子は月190ユーロ，第4子以降は1人につき215ユーロ(2010年より)	子1人につき月額140ユーロ。10学年修了までの児童生徒に対し，新学年の学用品購入用にさらに年1回(8月)100ユーロを追加支払い(2009年8月より)。	子1人につき年間7,008ユーロ(基本額4,488ユーロ，教育費用相当額2,520ユーロ)が所得から控除される。(2010年/夫婦合算課税の場合)	子の年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子2人の場合，月額127.05ユーロ(2012年1月1日現在)	月額182.43ユーロ(2012年1月1日現在)
	10学年修了までの児童手当の対象となっている学童に対し，学用品に対する100ユーロの追加が景気パッケージⅡに基づき2009年4月に支払われた。				
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうが適用されるほか，社会保障上の優遇措置がある。 また，2歳以下の子を持つ非就業，不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付があるほか，税制上又は年金上の優遇措置がある。	

資料出所　厚生労働省「海外情勢報告」，日本：厚生労働省ウェブサイト，イギリス：歳入関税庁ウェブサイト等，ドイツ：連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト，フランス：家族手当金庫(CAF)ウェブサイト

第9-16表　保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-16: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所[1)]	集団託児所
設置運営主体	市区町村，社会福祉法人，株式会社，NPO，学校法人等（認可方式）	地方自治体，教会，福祉団体等	市町村，民間，非営利団体
財源	国，都道府県，市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は，州が50％，自治体が25％，設置主体が25％を負担[2)]	市町村に対しては，家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は，市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢，世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリ市の運営する保育所の場合，1人1か月30～570ユーロ（親の所得に応じて変わる）。 因みに，パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳～小学校就学までの児童	0～3歳児	0～3歳児。市町村立の保育所の場合，当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は，2,122,951人，待機児童は25,556人（2011年4月1日現在）。	3歳未満の児童に係る保育所の利用率は，全独で12.1％，旧西独地域で6.8％，旧東独地域で36.7％（2006年3月15日現在）。	3歳未満を対象とした集団託児所Crèches collectivesの設置数は1947か所，受入人数は85,871人（2009年）。 2007年に政府が実施した調査では，3歳未満の乳幼児の11％が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち，認可された保育サービスを利用する者の割合	24.0％（2011年4月1日） 0歳児　9.8％ 1～2歳児　31.0％	[3歳未満] ・特に旧西ドイツ地域において保育サービスが不十分であり，3歳未満児の保育サービス利用は2割未満 [3歳未満児の保育サービス利用割合] ・旧西ドイツ地域　14.6％ ・旧東ドイツ地域　44.9％ ・全ドイツ　20.4％(2009年) [3歳～就学前] ・3歳以上6歳未満の幼児すべてに保育サービスを受ける権利を保障。2013年夏以後満1歳にまで保障年齢を拡大の予定。 ・92.5％(2009)が幼稚園に就学 ・旧西ドイツ地域の幼稚園の31.2％は5時間までの保育で給食なし	[3歳未満] ・集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実，3歳未満児の約半数が利用 ・認定保育ママの利用に対する保育費用補助など，家族給付制度が財源的にも保育を支えている [3歳未満児に対する保育の定員割合] 14.8％（2009年） ・集団託児所（一時保育所含む）　12.2％ ・家庭保育所　2.6％ このほか2歳児の25％が幼稚園に早期入学，半数近くが保育サービスを利用 [3歳～就学前] ・3歳以上の子どもの幼稚園（保育学校）への就学を保障 ・ほぼ100％が幼稚園に就学

資料出所　日本：厚生労働省（2011.10）「保育所関連状況とりまとめ」，同省「海外情勢報告」，内閣府（2007）重点戦略検討会議・基本戦略分科会資料等
ドイツ：Statistisches Bundesamt
フランス：DREES（2009.2）*L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*，同（2009.6）*Les dépenses pour la garde des jeunes enfants,* 保険省（2011）*L'offre d'accueil des enfants de moins de 3 ans en 2009*

（注）1）託児所のほか，複合保育所（Kindertagesstaette）がある。これは，(1)3歳児未満を対象とする託児所（Kinderkrippe），(2)3歳以上就学前の保育所（Kindergarten），(3)就学児童保育施設（Hort）の3つの複合施設のことである。
2）2005年1月より，保育整備法が施行され，連邦政府は，州及び市町村（Kommune）に対し，失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から，毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。

第9−17表　障害者雇用対策

Table 9-17: Employment measures for the disabled

	日本	ドイツ	フランス
根拠法	障害者の雇用の促進等に関する法	社会法典第9編(SGBⅨ)	労働法典
対象者	身体障害，知的障害又は精神障害があるため，長期にわたり，職業生活に相当の制限を受け，又は職業生活を営むことが著しく困難な者。	・重度障害者(障害の程度50以上の者) ・重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で，障害が職業上影響を及ぼす場合) ・障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる，障害のある若者の職業訓練や職業あっせんに力点)	身体的，知的，精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実に減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は，CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者，労働災害あるいは職業病の犠牲者，障害年金の有資格者，障害者手帳の保有者，成人障害者手当(AAH)受給者，旧軍人及びそれと同様の者。
雇用主への規制	常用雇用労働者数が56人以上の一般民間企業事業主に対し，その常用雇用労働者数の1.8%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課されている(国，地方公共団体，特殊法人等2.1%，都道府県等の教育委員会2.0%)。短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については，フルタイムで1人雇用すれば2人，短時間雇用している場合は1人と換算。なお，精神障害者(手帳所持者)は，雇用義務ではないが，雇用率の算定に含めることができる。	2000年10月より新法律(重度障害者失業対策法)に基づき従業員20人以上の事業主を対象に，雇用率を6%から5%に引下げ，2002年10月までに5万人の重度障害失業者を減らせない時は，2003年1月から自動的に6%に復帰する。算定方法は，労働環境への統合が特に困難な重度障害者については，雇用事務所は1人以上最高3人分までカウント，企業で職業教育を受けている若者は1人を2人にカウントし，特別に認められる場合は3人と計算する。	賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し，6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金，保護的労働セクターとの下請契約，研修での障害者の受入れ，労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。但し，保護的労働セクターとの下請契約，研修での障害者の受入れの利用には上限がある。
手続き等	〔負担金の徴収方法〕 法定雇用率未達成の民間企業事業主は，1人につき50,000円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者201人以上)。 ※2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により101人以上の事業主は2015年4月から対象となる。 〔助成方法〕 政府は，障害者を雇用するために職場環境を整備したり，適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が200人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に，超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人27,000円)が支給される。常用雇用労働者数が200人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に，一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額21,000円)が支給される。	〔負担金の徴収方法〕 ・州の社会統合事務所が，雇用率の達成状況により，負担調整賦課金を事業主から徴収する。 ・障害者の作業所に仕事を委託した事業主は，請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。 〔助成方法〕 ・州の社会統合事務所は負担調整賦課金の30%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は，負担調整賦課金を用いて，障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する。 ・連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。	〔負担金の徴収方法〕 使用者は，毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(最低賃金時給の400～600倍)を障害者職業編入基金(AGEFIPH)に納付する。 〔助成方法〕 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し，一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金，雇用継続のための資金，職場改善のための資金として助成している。

	アメリカ	イギリス
根拠法	「障害を持つアメリカ国民法」(1990年制定)により，雇用，公共交通，公共的サービス，電気通信の分野において，一般企業や事業者に対し，障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け，義務が果たされなければ，障害者は差別として事業主を訴えることができることとし，障害者の機会均等を保障している。	「1995年障害者差別禁止法」及び「2010年平等法」により，雇用，商品及びサービスの提供，並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに，教育，公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し，総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
対象者	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者，機能障害を持つとみなされる者も含む。)	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。
雇用主への規制	〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き，応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。	〔雇用における差別禁止〕 障害者は，障害に基づく差別(直接差別)のほか，障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や，障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ，差別的な扱いに関する不満や苦情の申し立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は，障害従業員もしくは将来の障害従業員のために，建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
手続き等	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は，障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令，非公式に和解を行うこともするが，成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは，代替的な制度として，仲裁の仕組みを設置。	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には，障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また，助言斡旋仲裁局(ACAS)は，相談を受け，あっせんを行うことができる。

資料出所 厚生労働省ウェブサイト，(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター(2008.4)「諸外国における障害者雇用施策の現状と課題」
フランス：永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号

第9-18表　一日当たり生活時間配分（有業者、男女別）

Table 9-18: Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex

（時間. 分/Hours and minutes per day）

国 Country	日本 JPN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE	フィンランド FIN
調査年月 Reference period	2006.10	2000.6～2001.9	2001.4～2002.4	1998.2～1999.2	2000.10～2001.9	1999.3～2000.3
（男性/Male）						
個人的ケア[a]	10.32	10.06	10.21	11.21	9.58	10.07
睡眠[b]	7.44	8.11	7.60	8.24	7.53	8.12
身の回りの用事と食事[c]	2.48	1.55	2.21	2.58	2.05	1.56
仕事と仕事中の移動[d]	7.10	5.33	4.54	5.42	5.09	5.24
学習[e]	0.13	0.09	0.11	0.02	0.07	0.08
家事と家族のケア[f]	0.51	1.54	1.52	1.53	2.22	1.59
自由時間[g]	3.41	4.34	5.07	3.49	4.47	4.55
ボランティア活動[h]	0.04	0.06	0.15	0.13	0.11	0.11
他の自由時間[i]	3.37	4.27	4.52	3.36	4.36	4.44
うちテレビ[j]	2.00	2.14	1.45	1.46	1.48	2.03
移動[k]	1.29	1.36	1.31	1.10	1.32	1.17
うち通勤[l]	0.50	0.39	0.36	0.37	0.28	0.25
その他[m]	0.05	0.07	0.04	0.03	0.05	0.10
（女性/Female）						
個人的ケア[a]	10.31	10.32	10.42	11.35	10.27	10.24
睡眠[b]	7.28	8.25	8.11	8.38	8.05	8.22
身の回りの用事と食事[c]	3.03	2.07	2.31	2.57	2.23	2.03
仕事と仕事中の移動[d]	5.12	3.54	3.33	4.30	3.55	4.07
学習[e]	0.14	0.12	0.19	0.02	0.10	0.13
家事と家族のケア[f]	3.23	3.28	3.11	3.40	3.32	3.21
自由時間[g]	3.16	4.13	4.44	3.05	4.22	4.30
ボランティア活動[h]	0.04	0.11	0.12	0.09	0.10	0.11
他の自由時間[i]	3.12	4.02	4.33	2.56	4.13	4.19
うちテレビ[j]	1.52	1.51	1.27	1.23	1.26	1.40
移動[k]	1.16	1.33	1.27	1.05	1.28	1.16
うち通勤[l]	0.33	0.27	0.24	0.30	0.23	0.23
その他[m]	0.07	0.09	0.05	0.04	0.05	0.08

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所　総務省統計局(2007)「平成18年社会生活基本調査」
(注)　国により定義の相違があるため，比較には注意を要する。

第9-19表　生活・社会・文化水準

Table 9-19: Indicators of national power and social infrastructure

項目 Item	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	韓国 KOR
パソコン保有台数[1]						(2006年/Year)(百人当たり/per 100 people)			
PC ownership	台	67.4	79.9	94.6	81.2	65.3	65.9	37.0	54.4
インターネット利用者数						(2009年)(百人当たり/per 100 people)			
Internet users	台	78.0	78.0	80.3	83.6	79.3	71.6	48.8	81.6
自動車保有台数						(2008年)(千人当たり/per 1,000 people)			
Vehicles in use	台	577	809	605	526	554	598	673	346
日刊紙発行部数[2]						(2004年)(千人当たり/per 1,000 people)			
Daily newspaper circulation	部	551.2	193.2	174.6	289.8	267.5	163.5	137.1	－
テレビ保有世帯率								(2005～2006年)	
Percentage of households with a television	%	99.8	94.7	98.8	98.2	94.4	97.0	97.8	118.4
公的財政支出教育費[3]							(2007年)(対GDP比率/% of GDP)		
Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	3.3	5.0	4.6	5.2	4.0	5.5	4.1	4.2
研究・開発費[4]									
(政府[5]の財源割合)		(2008年)	(2008)	(2009)	(2008)	(2007)	(2008)	(2007)	(2008)
Percentage of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	15.6	＊27.1	＊32.5	30.7	27.7	＊39.4	44.3	25.4
医師数[6]							(千人当たり/per 1,000 people)		
Physicians	人	2.1	2.7	1.9	2.2	3.5	3.7	3.7	1.7
病床数[6]							(千人当たり/per 1,000 people)		
Hospital beds	台	14.0	3.1	3.4	3.9	8.3	7.2	3.9	8.6
医療費支出(対GDP比率)[7]									(2007年)
Total health expenditure (% of GDP)	%	8.0	15.7	10.1	8.4	10.4	11.0	8.7	6.3
公的医療費支出の割合[8]									(2007年)
Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	81.3	45.5	70.0	81.7	76.9	79.0	76.5	54.9
下水処理施設の普及状況[9]									
Percentage of the population served by public sewage treatment	%	(2005年) 69.3	(1996) 71.4	(1999) ＊71.7	(2005) 97.1	(2004) 93.5	(2004) 80.1	(1999) 68.6	(2005) 83.0
道路延長	1000	(2007年)	(2008)	(2008)	(2008)	(2008)	(2008)	(2005)	(2008)
Length of the road network	km	1,201	6,506	1,409	420	644	951	488	104
エネルギー輸入量[10]	1000						(2007年)(石油換算/oil equivalent)		
Imports of commercial energy	t	438,157	820,830	80,306	137,271	243,359	166,752	193,435	214,282

資料出所　総務省統計局(2011.3)「世界の統計2011」　　＊…暫定値又は推計値

(注)
1) 日本とイタリアは2005年の数値。
2) 平均発行部数。国内外で直接販売した部数，定期購読販売部数及び無料配布部数。フランスは2005年値。
3) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む。高等教育以外の中等後教育を含む。日本は前年4月から3月の学校年度。カナダは2006年。
4) 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。アメリカは資本支出の全て又は一部を除く。
5) 政府：中央政府のみ。財源は政府，企業のほか民間非営利団体及び海外を含む。
6) 医師数，病床数：2003～2008年の期間内で得られる最新の数値。医師は医療活動に従事する総合医及び専門医。病床は公的・民間・総合・専門病院及びリハビリテーション施設における入院患者用のベッド数。
7) 医療費支出：公的支出と私的支出を合計したもの。予防・治療に関する保健サービス対策，家族計画活動，栄養指導活動及び緊急援助を含み，水道・衛生対策を除く。
8) 公的医療費支出：政府(中央及び地方)，健康保険基金支出及び海外からの借入・贈与(寄付等)。
9) (下水処理施設のある)公共下水道が利用可能な人口の割合。イギリスはイングランド及びウェールズのみ。
10) 商用一次及び二次エネルギーのすべてに関する輸入量。フランスはモナコを含み，イタリアはサンマリノを含む。

第9-20-1表　生活時間（正規雇用者）
Table 9-20-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

（平均値/Average）

	単位 Unit	日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		335	138	329	264	355	305	309	190
＜出勤日/Working day＞									
起床時刻[a]	(h:m)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅をでる時間[b]	(h:m)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
出社時刻[c]	(h:m)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻[d]	(h:m)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻[e]	(h:m)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻[f]	(h:m)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時刻[g]	(h:m)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:14	18:20	20:01	19:15
就寝時刻[h]	(h:m)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
（在社中の）食事時間[k]	(分/minutes)	47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
（在社中の）休憩・休息時間[m]	(分)	27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
（在社中の）残業時間[n]	(分)	101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間[o]	(分)	5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など家事にあてる時間[p]	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
自動車の洗浄・家屋修理などにあてる時間[q]	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
子どもに関わる時間（世話，しつけ・教育，遊ぶなど）[r]	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
家族の看護・介護にあてる時間[s]	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	75.1	96.3	18.0	31.5
＜休日/Day off＞									
起床時刻[a]		8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:57	8:49	9:06
就寝時刻[h]		23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間[o]	(分)	14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など家事にあてる時間[p]	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
自動車の洗浄・家屋修理などにあてる時間[q]	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
子どもに関わる時間（世話，しつけ・教育，遊ぶなど）[r]	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
家族の看護・介護にあてる時間[s]	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	213.5	238.1	58.6	66.9

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所　連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」
（注）調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され，対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で，かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-20-2表　生活時間（非正規雇用者）

Table 9-20-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees*)

（平均値/Average）

	単位 Unit	日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	30	63	56	82
＜出勤日/Working day＞									
起床時刻[a]	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間[b]	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻[c]	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻[d]	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻[e]	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻[f]	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻[g]	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻[h]	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
（在社中の）食事時間[k]	(分/minutes)	52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
（在社中の）休憩・休息時間[m]	(分)	30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
（在社中の）残業時間[n]	(分)	48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をする時間[o]	(分)	8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など家事にあてる時間[p]	(分)	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
自動車の洗浄・家屋修理などにあてる時間[q]	(分)	0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
子どもに関わる時間（世話，しつけ・教育，遊ぶなど）[r]	(分)	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
家族の看護・介護にあてる時間[s]	(分)	0.0	1.4	36.8	66.1	77.5	116.0	23.7	25.7
＜休日/Day off＞									
起床時刻[a]		8:56	8:09	8:25	7:51	8:54	8:46	8:50	8:43
就寝時刻[h]		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をする時間[p]	(分)	33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など家事にあてる時間[p]	(分)	63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
自動車の洗浄・家屋修理などにあてる時間[q]	(分)	29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
子どもに関わる時間（世話，しつけ・教育，遊ぶなど）[r]	(分)	148.7	183.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
家族の看護・介護にあてる時間[s]	(分)	4.0	5.8	45.9	112.5	225.0	239.0	61.7	55.2

*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所　連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」
（注）調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され，対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で，かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-20-3表　生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）
Table 9-20-3: Workday/Holiday time use (employees)

（平均値/Average）

	単位 Unit	日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		402	314	359	324	385	368	365	272
＜出勤日/Working day＞									
自宅をでる時間[b)]	(h:m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
出社時刻[c)]	(h:m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻[d)]	(h:m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻[e)]	(h:m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻[f)]	(h:m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻[g)]	(h:m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
（在社中の）食事時間[k)]	(分/minutes)	48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
（在社中の）休憩・休息時間[m)]	(分)	28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
（在社中の）残業時間[n)]	(分)	92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間[o)]	(分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
＜休日＞									
家で仕事をする時間[o)]	(分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home.

資料出所　連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」
（注）調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され，対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で，かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-21表　女性の社会参加に関する指標（GEM値）[1)]

Table 9-21: Gender Empowerment Measure

国 Country		2000年/Year	2003	2004	2005	2006	2007-08	2009
日本	JPN	0.490	0.515	0.531	0.534	0.557	0.557	0.567
アメリカ	USA	0.707	0.760	0.769	0.793	0.808	0.762	0.767
カナダ	CAN	0.739	0.771	0.787	0.807	0.810	0.820	0.830
イギリス	GBR	0.656	0.675	0.698	0.716	0.755	0.783	0.790
ドイツ	DEU	0.756	0.776	0.804	0.813	0.816	0.831	0.852
フランス	FRA	－	－	－	－	－	0.718	0.779
イタリア	ITA	0.524	0.561	0.583	0.589	0.653	0.693	0.741
オランダ	NLD	0.739	0.794	0.817	0.814	0.844	0.859	0.882
ベルギー	BEL	0.725	0.695	0.808	0.828	0.855	0.850	0.874
デンマーク	DNK	0.791	0.825	0.847	0.860	0.861	0.875	0.896
スウェーデン	SWE	0.794	0.831	0.854	0.852	0.883	0.906	0.909
フィンランド	FIN	0.757	0.801	0.820	0.833	0.853	0.887	0.902
ノルウェー	NOR	0.825	0.837	0.908	0.928	0.932	0.910	0.906
ロシア	RUS	0.426	0.440	0.467	0.477	0.482	0.489	0.556
韓国	KOR	0.323	0.363	0.377	0.479	0.502	0.510	0.554
シンガポール	SGP	0.505	0.594	0.648	0.654	0.707	0.761	0.786
マレーシア	MYS	0.468	0.503	0.519	0.502	0.500	0.504	0.542
タイ	THA	－	0.457	0.461	0.452	0.486	0.472	0.514
フィリピン	PHL	0.479	0.539	0.542	0.526	0.533	0.590	0.560
オーストラリア	AUS	0.715	0.754	0.806	0.826	0.833	0.847	0.870
ニュージーランド	NZL	0.731	0.750	0.772	0.769	0.797	0.811	0.841
ブラジル	BRA	－	－	－	－	0.486	0.490	0.504
メキシコ	MEX	0.514	0.516	0.563	0.583	0.597	0.589	0.629

資料出所　United Nations Development Programme (2009.10) *Human Development Reports 2009*

(注)　1) GEM値とは，ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure）を指し，女性が政治及び経済活動に参加し，意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には，国会議員に占める女性の割合，専門職・技術職に占める女性の割合，管理職に占める女性の割合，男女の推定所得を用いて算出している。

参　　考

労働統計のホームページアドレス

（注）掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については，労働政策研究・研修機構ホームページ（http://www.jil.go.jp/foreign/link/link.htm）を参照されたい。

---------- 国際機関等 ----------

国際労働機関（ILO）—International Labour Organization
http://www.ilo.org/

EU統計局（EUROSTAT）—Statistical Office of the European Communities
http://epp.eurostat.ec.europa.eu/

国際通貨基金（IMF）—International Monetary Fund
http://www.imf.org/

経済協力開発機構（OECD）—Organization for Economic Co-operation and Development
http://www.oecd.org/

国際連合（UN）—United Nations
http://www.un.org/

国際復興開発銀行（世界銀行）—World Bank
http://www.worldbank.org/

---------- 各国・地域の統計機関 ----------

［日本］

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of internal Affairs and Communications
http://www.stat.go.jp/

内閣府 —Cabinet Office
http://www.cao.go.jp/

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare
http://www.mhlw.go.jp/

［アメリカ］

アメリカ労働省 ―U.S. Department of Labor (DOL)

http://www.dol.gov/

アメリカ労働統計局 ―U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

http://www.bls.gov/

［カナダ］

カナダ統計局 ―Statistics Canada

http://www.statcan.gc.ca/

［イギリス］

イギリス統計局 ―Office for National Statistics (ONS)

http://www.statistics.gov.uk/

［ドイツ］

連邦統計局 ―Federal Statistical Office

http://www.destatis.de/

［フランス］

国立統計経済研究所 ―National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

http://www.insee.fr/

［イタリア］

国立統計研究所 ―National Institute of Statistics (ISTAT)

http://www.istat.it/

［オランダ］

オランダ統計局 ―Statistics Netherlands (CBS)

http://www.cbs.nl/

［ベルギー］

ベルギー統計局 ―Statistics Belgium

http://www.statbel.fgov.be/

［ルクセンブルク］

ルクセンブルク国家統計局 ―The National Statistical Institute of Luxembourg (STATEC)

http://www.statistiques.public.lu/

［デンマーク］

デンマーク統計局 ―Statistics Denmark

http://www.dst.dk/

［スウェーデン］

スウェーデン統計局 ―Statistics Sweden (SCB)

http://www.scb.se/

［アイスランド］

アイスランド統計局 ―Statistics Iceland

http://www.hagstofa.is/

［アイルランド］

アイルランド中央統計局 ―Central Statistics Office Ireland

http://www.cso.ie/

［スイス］

スイス連邦統計局 ―Swiss Federal Statistical Office

http://www.bfs.admin.ch/

［スペイン］

国家統計局 ―National Statistics Institute

http://www.ine.es/

［ロシア］

連邦国家統計局 ―Federal State Statistics Service

http://www.gks.ru/

［中国］

中国国家統計局 ―National Bureau of Statistics of China

http://www.stats.gov.cn/

中国人民銀行 ―The People's Bank of China
http://www.pbc.gov.cn/

［香港］
香港統計処 ―Census and Statistics Department - Hong Kong
http://www.censtatd.gov.hk/

［台湾］
国家統計資料庁（台湾） ―National Statistics, R.O.C.(Taiwan)
http://www.stat.gov.tw/

［韓国］
韓国雇用労働部 ―Ministry of Employment and Labor (MOEL)
http://www.moel.go.kr/

韓国国家統計庁 ―Statistics Korea (KOSTAT)
http://kostat.go.kr/

韓国労働研究院 ―Korea Labor Institute (KLI)
http://www.kli.re.kr/

大韓民国銀行 ―The Bank of Korea
http://www.bok.or.kr/

［タイ］
タイ王国統計局 ―National Statistical Office Thailand (NSO)
http://web.nso.go.th/

［シンガポール］
シンガポール統計局 ―Singapore Department of Statistics
http://www.singstat.gov.sg/

［マレーシア］
マレーシア統計局 ―Department of Statistics Malaysia
http://www.statistics.gov.my/

マレーシア工業開発庁 ―Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)
http://www.mida.gov.my/

［インドネシア］
インドネシア中央統計局 ―Statistics Indonesia
http://www.bps.go.id/

［フィリピン］
フィリピン国家統計部 ―National Statistics Office, Republic of the Philippines
http://www.census.gov.ph/

労働雇用省統計部 ―Bureau of Labour and Employment Statistics (BLES)
http://www.bles.dole.gov.ph/

［インド］
インド政府国勢調査 ―Census of India
http://www.censusindia.net/

［オーストラリア］
オーストラリア統計局 ―Australian Bureau of Statistics
http://www.abs.gov.au/

［ニュージーランド］
ニュージーランド統計局 ―Statistics New Zealand
http://www.stats.govt.nz/

［ブラジル］
ブラジル地理・統計院 ―Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)
http://www.ibge.gov.br/

［メキシコ］
国家統計・地理局 ―National Institute of Statistics and Geography (INEGI)
http://www.inegi.org.mx/

データブック国際労働比較（2012年版）

2012年3月　第1刷発行

編集・発行　独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502　東京都練馬区上石神井4-8-23

（編集）　国際研究部
TEL　03-5903-6274　　FAX　03-3594-1113

（販売）　研究調整部 成果普及課
TEL　03-5903-6263　　FAX　03-5903-6115

印刷・製本　富士プリント株式会社

©2012 JILPT

ISBN978-4-538-49040-3

ISBN978-4-538-49040-3
C3033 ¥1500E

9784538490403

定価:1,575円(本体:1,500円)

1923033015003

独立行政法人 労働政策研究・研修機構